



# 国民経済計算推計手法解説書 (年次推計編)

2015年(平成27年)基準版

令和2年11月27日

(令和6年1月19日改訂)

内閣府経済社会総合研究所  
国民経済計算部

## はじめに

内閣府経済社会総合研究所は、国際連合で採択される国民経済計算（System of National Accounts: SNA）の国際基準に準拠し、我が国の国民経済計算の作成・公表を行っております。こうして作成された情報は、我が国の経済動向分析、政策の検討・立案、各種の調査研究のための基礎資料として幅広く御利用いただいております。

本書の初版は、平成12年に我が国が1993SNA（平成5（1993）年に国連で採択された国際基準）に移行した際に、国民経済計算の推計手法及びその基礎統計を統計利用者に紹介する目的から作成いたしました。その後、推計手法の変更に伴い、数度にわたり改定を行ってまいりました。

令和2年末に公表した「2020年7－9月期四半期別GDP速報（2次速報値）」及び「2019年度（令和元年度）国民経済計算年次推計」においては、最新の「2015年（平成27年）基準改定」を実施しました。2015年（平成27年）基準改定においては、直近の「平成27年産業連関表」（令和元年6月確報公表）等の詳細・大規模な基礎統計の取り込みや、各種の概念・定義の変更や推計手法の見直しを行いました。今般の改訂版は、「2022年度（令和4年度）国民経済計算年次推計」に向けて行う推計手法の変更を反映したもので、統計利用者の利便性向上を図る観点から、2015年（平成27年）基準改定時と同様、年次推計の計数公表に先立って公表するものです。

編集に当たっては、「国民経済計算の作成方法」（令和5年11月21日）、「国民経済計算推計手法解説書（四半期別GDP速報（QE）編）2015年（平成27年）基準版」（令和5年11月28日改訂）との内容の重複に留意し、年次推計の推計手法に特化して記載しております。

今後、本書が広く活用され、多くの方々に我が国の国民経済計算の理解を深めていただく一助となれば幸いです。

# 目次

<b>第1章 年次推計の体系</b> .....	1
(1) 推計の流れ.....	1
(2) 各種年次推計（第一次、第二次、第三次）の関係 .....	4
<b>第2章 財貨・サービスの供給及び需要の推計</b> .....	6
<b>1. 概要</b> .....	6
(1) 基本的な考え方 .....	6
(2) 商品分類と流通経路.....	6
<b>2. 配分比率、運賃率及びマージン率の推計</b> .....	10
(1) 基準年次推計方法の概要.....	10
(2) 配分比率、運賃率及びマージン率の変動 .....	10
<b>3. 商品別出荷額の推計</b> .....	11
(1) 基本的な考え方 .....	11
(2) 商品別推計方法の概要 .....	12
<b>4. 在庫変動額の推計</b> .....	16
(1) 推計方法 .....	17
(2) 在庫品評価調整 .....	17
<b>5. 消費税の取扱い</b> .....	18
(1) 修正グロス方式 .....	18
(2) 消費税控除額の推計 .....	18
<b>第3章 国内総生産（生産側）の推計</b> .....	31
<b>1. 概要</b> .....	31
(1) V表 .....	31
(2) U表 .....	32
(3) 産業別国内総生産.....	32
(4) 産業別国内総生産の構成項目 .....	33
(5) 実質化.....	33
<b>2. 基準年次処理（産業関連表の処理）</b> .....	37
(1) I0 ベースV表（層あり）及びI0 ベース主産物V表の作成.....	37
(2) I0 ベースU表及びI0 ベースB表の作成.....	38
(3) 中間投入項目別I0投入比率及び補正率.....	40

3. 年次処理 .....	44
(1) V表 .....	44
(2) U表 .....	47
4. 産業別国内総生産及び構成項目の推計 .....	53
(1) 産業別国内総生産 .....	53
(2) 産業別固定資本減耗 .....	53
(3) 産業別生産・輸入品に課される税及び（控除）補助金 .....	53
(4) 産業別雇用者報酬 .....	53
(5) 産業別営業余剰・混合所得 .....	53
5. 国内総生産（生産側）の推計 .....	55
第4章 一般政府及び対家計民間非営利団体関連項目の推計 .....	56
1. 一般政府関連項目の推計 .....	56
(1) 一般政府の範囲 .....	56
(2) 一般政府の経済活動分類 .....	56
(3) 推計方法 .....	56
(4) 政府財政統計（非金融取引） .....	61
2. 対家計民間非営利団体関連項目の推計 .....	62
(1) 対家計民間非営利団体の範囲 .....	62
(2) 対家計民間非営利団体の経済活動分類 .....	63
(3) 推計方法 .....	63
第5章 供給・使用表（SUT）の枠組みによるコモ法、付加価値法等の推計の統合 .....	66
1. 概要 .....	66
2. 統合方法 .....	66
(1) バランス前使用表の作成 .....	68
(2) バランスの第一の段階 .....	69
(3) バランスの第二の段階 .....	69
(4) バランス後の使用表の作成 .....	70
(5) バランス後使用表の翌年次の推計への利用 .....	70
第6章 海外勘定の推計 .....	72
1. 基本的な考え方 .....	72
2. 推計方法 .....	72
(1) 経常取引 .....	72
(2) 資本取引 .....	76
(3) 金融取引 .....	76
第7章 国内総生産（支出側）の推計 .....	77
1. 民間最終消費支出 .....	77

(1) 家計最終消費支出.....	77
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出 .....	78
<b>2. 政府最終消費支出.....</b>	<b>78</b>
(1) 年度計数の推計 .....	78
(2) 四半期計数の推計.....	80
<b>3. 総固定資本形成 .....</b>	<b>80</b>
(1) 推計の基本体系 .....	80
(2) 需要項目別推計方法.....	82
<b>4. 在庫変動 .....</b>	<b>86</b>
(1) 民間在庫変動.....	86
(2) 公的在庫変動.....	87
<b>5. 財貨・サービスの輸出入 .....</b>	<b>87</b>
<b>第8章 デフレーターと実質化.....</b>	<b>88</b>
<b>1. 実質化の意味とデフレーター作成の基本的考え方 .....</b>	<b>88</b>
(1) 実質化の意味とデフレーター.....	88
(2) 指数算式.....	88
<b>2. 実質化のための基本的価格指数の作成.....</b>	<b>88</b>
(1) 基本単位デフレーター .....	88
(2) 建設デフレーター.....	90
(3) 政府・非営利サービスデフレーター .....	91
<b>3. 国内総生産（支出側）デフレーターと実質値.....</b>	<b>92</b>
(1) 連鎖方式の基本算式について .....	92
(2) 家計最終消費支出.....	94
(3) 政府最終消費支出及び対家計民間非営利団体最終消費支出.....	95
(4) 総固定資本形成.....	95
(5) 輸出（入） .....	97
(6) 国内総生産（支出側） .....	97
<b>4. 国内総生産（生産側）デフレーターと実質値.....</b>	<b>98</b>
(1) 市場生産者の経済活動別国内総生産の実質化.....	98
(2) 非市場生産者の国内総生産の実質化.....	99
(3) 輸入品に課される税・関税（生産側）の実質化.....	99
(4) 国内総生産（生産側）の実質化.....	99
<b>第9章 所得支出勘定の推計 .....</b>	<b>118</b>
<b>1. 所得支出勘定の流れ .....</b>	<b>118</b>
<b>2. 所得の発生勘定/第1次所得の配分勘定の推計.....</b>	<b>118</b>
(1) 雇用者報酬.....	118

(2) 営業余剰・混合所得.....	122
(3) 生産・輸入品に課せられる税・補助金.....	124
(4) 財産所得.....	124
<b>3. 所得の第2次分配勘定の推計.....</b>	<b>131</b>
(1) 所得・富等に課される経常税.....	131
(2) 純社会負担.....	132
(3) 現物社会移転以外の社会給付.....	133
(4) その他の経常移転.....	135
<b>4. 現物所得の再分配勘定の推計.....</b>	<b>136</b>
(1) 現物社会移転.....	136
<b>5. 所得の使用勘定の推計.....</b>	<b>136</b>
(1) 最終消費支出と現実最終消費.....	136
(2) 年金受給権の変動調整.....	137
<b>第10章 資本勘定・金融勘定の推計.....</b>	<b>138</b>
<b>1. 資本勘定.....</b>	<b>138</b>
(1) 総固定資本形成.....	138
(2) 固定資本減耗.....	138
(3) 在庫変動.....	141
(4) 土地の購入（純）.....	141
(5) 資本移転.....	143
<b>2. 金融勘定.....</b>	<b>144</b>
(1) 推計方法の概要.....	144
(2) 項目別推計方法（主に年度末値の推計）.....	148
(3) 調整勘定の推計.....	154
<b>3. 純貸出（+）/純借入（-）と純貸出（+）/純借入（-）（資金過不足）.....</b>	<b>155</b>
<b>4. 政府財政統計（金融資産・負債）.....</b>	<b>155</b>
(1) 基本的な考え方.....	155
(2) 現金・預金.....	156
(3) 債務証券（国庫短期証券、国債・財投債及び地方債）.....	157
(4) 貸出・借入（非金融部門貸出金）及び持分（その他の持分）.....	157
(5) その他の金融資産・負債（未収・未払金及びその他）.....	158
(参考) 社会保障基金の公的年金に係る年金受給権について.....	158
<b>第11章 貸借対照表勘定及び調整勘定の推計.....</b>	<b>159</b>
<b>1. 評価の原則.....</b>	<b>159</b>
(1) 再調達価額を用いる方法.....	159
(2) 収益還元法.....	159

(3) 土地の鑑定価格.....	159
<b>2. 各項目の推計方法.....</b>	<b>159</b>
(1) 非金融資産.....	159
(2) 金融資産及び負債.....	172
<b>3. 調整勘定.....</b>	<b>172</b>
(1) 調整勘定の役割.....	172
(2) その他の資産量変動勘定.....	173
(3) 再評価勘定.....	173
<b>4. 家計の耐久消費財残高（参考表）.....</b>	<b>174</b>
<b>5. 金融機関のノン・パフォーミング貸付（参考表）.....</b>	<b>175</b>
<b>第12章 その他参考表等の推計方法.....</b>	<b>177</b>
<b>1. 経済活動別就業者数・雇用者数・労働時間.....</b>	<b>177</b>
(1) 就業者数・雇用者数.....	177
(2) 労働時間数（雇用者）.....	177
<b>2. 実質国民総可処分所得.....</b>	<b>178</b>

# 第1章 年次推計の体系

## (1) 推計の流れ

我が国における『国民経済計算』(System of National Accounts、以下「SNA」という。)の年次推計の推計結果については、我が国の経済動向分析、政策の検討・立案、各種の調査研究のための基礎資料として広く利用されている。その基本的な推計の流れは図1-1に示すとおりであり、以下の説明は同図に基づいている。

### a. 財貨・サービスのフロー

#### (a) 財貨・サービスの供給及び需要

市場生産者（原則として売上高が生産費用の50%以上である、経済的に意味のある価格で財貨・サービスを供給する生産者）によって生産される財貨・サービスの供給及び需要については、コモディティ・フロー法と呼ばれる手法（以下「コモ法」という。）の下、品目ごとに産出額、輸入、運輸・商業マージンを求め、これらの合計である総供給額を中間消費、家計最終消費支出、総固定資本形成、在庫変動及び輸出の需要項目に配分する。

一方、非市場生産者（無料ないし経済的に意味のない価格で財貨・サービスを供給する生産者）である一般政府によるサービスの産出及び需要先別配分、並びに対家計民間非営利団体によるサービスの産出及び需要先別配分については、上記の方法によらず、決算書等の基礎統計により別途推計する。

なお、中間消費、家計最終消費支出、総固定資本形成及び在庫変動については、後述するように、第三次年次推計において、供給・使用表（Supply and Use Tables、以下「SUT」という。）の枠組みに基づく、コモ法における中間消費の推計値と付加価値法における中間投入の推計値等との調整を通じて改定される。

財貨・サービスの供給及び需要は「国民経済計算年次推計」においてフロー編・付表1として表章されており、本書においては第2章で説明する。また、SUTの枠組みによるコモ法、付加価値法等の推計の統合については、第5章で説明する。

#### (b) 国内総生産（支出側）

以上の推計によって得られた家計最終消費支出、対家計民間非営利団体最終消費支出、政府最終消費支出、総固定資本形成、在庫変動及び純輸出（輸出－輸入）の合計が国内総生産（支出側）である。このうち、輸出・輸入に関しては『国際収支統計』（財務省・日本銀行）を組み替える海外勘定の推計により別途推計する。

なお、国内総生産（支出側）は、「国民経済計算年次推計」フロー編の統合勘定1や主要系列表1として公表される。国内総生産（支出側）の推計の流れは、主として



## 第1章 年次推計の体系

第4章、第6章、第7章などで取り上げる。

### (c) 国内総生産（生産側）

国内総生産（生産側）は、市場生産者と非市場生産者を含む経済活動別の付加価値の合計である。

このうち市場生産者の付加価値は、付加価値法と呼ばれる手法の下、経済活動別の産出額から中間投入額を差し引いて求めた経済活動別の付加価値を合計することにより推計する。経済活動別の産出額は、コモ法における産出額をコントロール・トータルとする経済活動別財貨・サービス産出表（以下「V表」という。）に基づいて推計する。経済活動別の中間投入額は経済活動別財貨・サービス投入表（以下「U表」という。）に基づいて推計する。なお、中間投入については、第三次年次推計（後述）において、SUTの枠組みに基づき、コモ法における中間消費の推計値等との調整を通じて改定される。

非市場生産者の産出額、中間投入額、付加価値額及びその構成項目は、決算書等の基礎統計より別途推計する。

市場生産者と非市場生産者の付加価値を合計すると国内総生産（生産側）<sup>1</sup>になる。

なお、付加価値は、雇用者報酬、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税、（控除）補助金及び営業余剰・混合所得に分けることもできる。営業余剰・混合所得は、付加価値から他の構成項目を控除して求める。

「国民経済計算年次推計」フロー編では、V表は付表4、U表は付表5、積み上げた構成額は統合勘定1、国内総生産（生産側）は主要系列表3及び付表2として公表される。この一連の推計の流れは、第3章で取り上げる。

### b. 所得のフロー

発生した所得の分配から使用までを、5つの制度部門別（非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計及び対家計民間非営利団体）に、制度部門別所得支出勘定として記録する。経済活動別に推計された雇用者報酬、営業余剰・混合所得、生産・輸入品に課される税、及び（控除）補助金を5つの制度部門に対応させるとともに、財産所得及び経常移転の受払並びに海外勘定により推計される海外との雇用者報酬、財産所得及び経常移転の受払を加えて所得支出勘定を以下のとおり分割して作成する。

「第1次所得の配分勘定」では、各制度部門に該当する雇用者報酬、営業余剰・混合所得、生産・輸入品に課される税及び（控除）補助金に財産所得の受払を加えることにより制度部門別の第1次所得バランスを推計する。

---

<sup>1</sup> 厳密には、これらの合計に「輸入品に課される税・関税」を加え、「総資本形成に係る消費税」を控除したものが国内総生産（生産側）である。また、付加価値法により求められる国内総生産（生産側）とコモ法により求められる国内総生産（支出側）には統計上の不突合が存在する（統計上の不突合＝国内総生産（支出側）－国内総生産（生産側））。

「所得の第2次分配勘定」では、第1次所得バランスに所得・富等に課される経常税、社会負担・社会給付及びその他の経常移転の受払を加えて可処分所得を推計する。

「現物所得の再分配勘定」<sup>2</sup>では、可処分所得に現物社会移転の受払を加えて調整可処分所得を推計する。

「所得の使用勘定」<sup>3</sup>は、更に「可処分所得の使用勘定」と「調整可処分所得の使用勘定」に分割される。前者では、可処分所得から最終消費支出を差し引くことにより制度部門別の貯蓄を推計する。一方、後者では、調整可処分所得から現実最終消費を差し引くことにより貯蓄を推計する。なお、両者の使用勘定の貯蓄は同額である。

これら所得支出勘定は、「国民経済計算年次推計」において制度部門別所得支出勘定に記録されており、その推計方法は第9章で取り上げる。

#### c. 蓄積と資本調達の流れ

総固定資本形成はコモ法によって推計する。

制度部門別資本勘定のバランス項目は、純貸出(+)／純借入(-)である。これは、所得支出勘定の貯蓄(固定資本減耗を除く純額)に資本移転の受払を加えた「貯蓄・資本移転による正味資産の変動」から、「資産の変動」(総固定資本形成から固定資本減耗を控除し、在庫変動及び別途推計した土地の購入(純)を加算)を差し引いて推計する。

制度部門別金融勘定のバランス項目は、純貸出(+)／純借入(-)(資金過不足)である。これは、各制度部門の資産・負債種類別金融ストックの推計から導き出される制度部門別の資産・負債種類別金融フローから作成する。

これら資本勘定や金融勘定は、「国民経済計算年次推計」では、フロー編統合勘定3及び制度部門別資本勘定・金融勘定で記録されており、その推計方法は第10章で取り上げる。

#### d. ストック

ストックは、「期末貸借対照表勘定」に記録する。その際、資産側には非金融資産と金融資産を記録し、負債側には金融活動に伴う負債を記録する。

期末貸借対照表は、各制度部門別に作成され、各種資産・負債の残高を示す前年の期末貸借対照表勘定に期中の資本取引及び価格評価等の調整を加える方法や、直接期末残高を作成する方法等から、当年の期末貸借対照表勘定を作成する。期末資産と期末負債の差額である正味資産がバランス項目である。

さらに、前期末と当期末の期末貸借対照表勘定に記録されるストックと資本勘定・金融勘定で記録される当期のフローの関係を整合させるため、「調整勘定」が作成される。

<sup>2</sup> 「現物所得の再分配勘定」及び「調整可処分所得の使用勘定」は、現物社会移転取引のある「家計」、「一般政府」及び「対家計民間非営利団体」の各制度部門で記録される。

<sup>3</sup> 「金融機関」及び「家計」の制度部門においては、「所得の使用勘定」に年金受給権の変動調整の受払が記録される。

## 第1章 年次推計の体系

調整勘定は、「その他の資産量変動勘定」及び「再評価勘定」に分割され、「再評価勘定」は、更に「中立保有利得または損失勘定」及び「実質保有利得または損失勘定」に分割して推計する。「その他の資産量変動勘定」は、各種資料により直接推計され、それ以外の調整額は「再評価勘定」に記録される。

ストック推計の結果は、「国民経済計算年次推計」のストック編に記録され、一連の推計方法は第11章において取り上げる。

### e. デフレーターと実質化

デフレーターを推計するためには、まずはコモ法における商品分類を統合した分類のレベルにおいて「基本単位デフレーター」と呼ばれる価格指数を推計する。次に、各需要項目の当該分類別に「基本単位デフレーター」により名目値を除すことで実質値を得、それらを需要項目ごとに集計することで実質国内総生産（支出側）を推計する。GDPデフレーターは、名目GDPを実質GDPで除することによって事後的（インプリシット）に推計する。

実質国内総生産（生産側）は、経済活動別に産出額と中間投入額をそれぞれ別々に実質化し、その差から最終的に付加価値の実質値を推計する（ダブルデフレーション方式）。

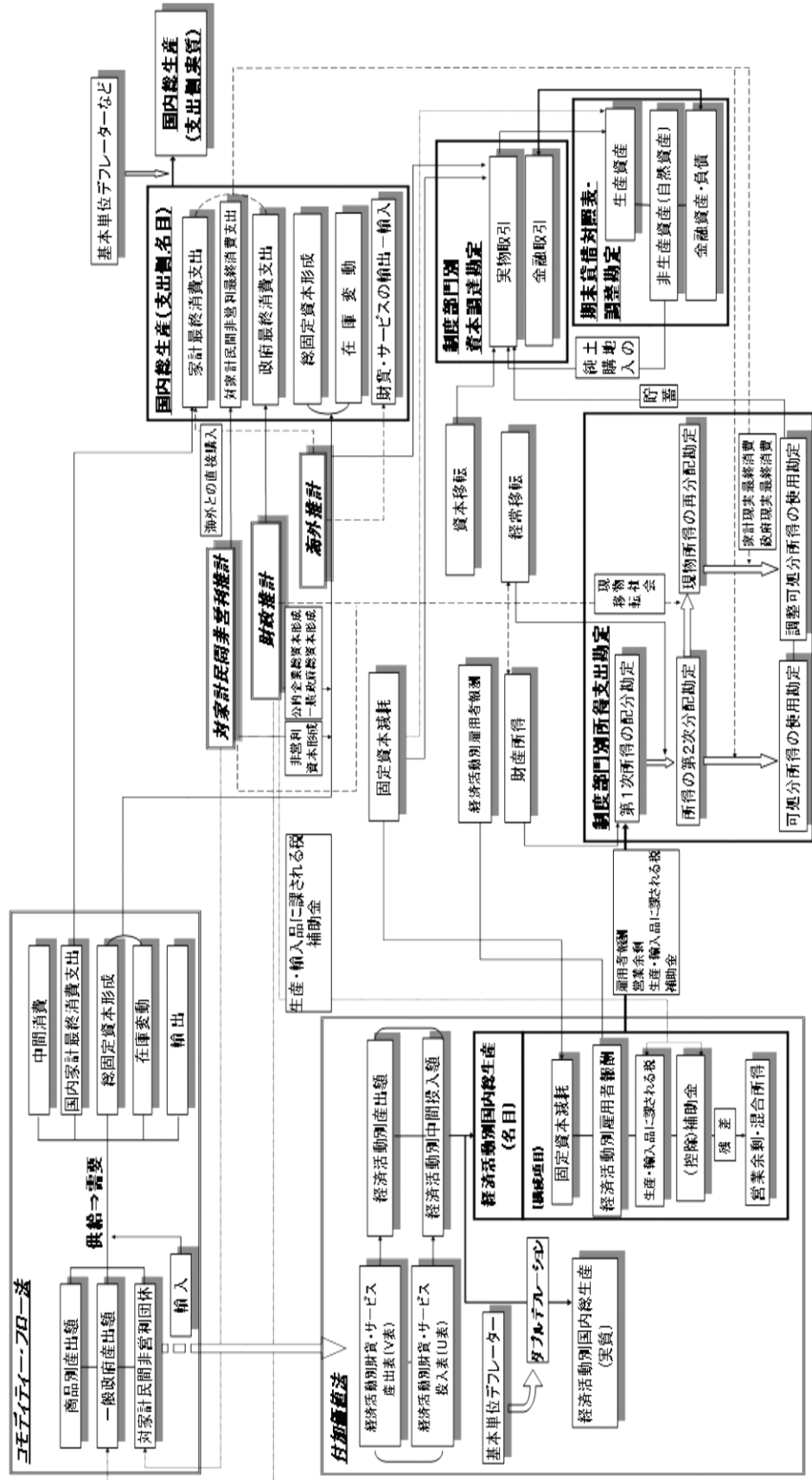
「国民経済計算年次推計」では実質値の表章項目に合わせてデフレーターも表章されている。デフレーターの推計方法は第8章で取り上げる。

## (2) 各種年次推計（第一次、第二次、第三次）の関係

年次推計値は、当該年の翌年末以降に「第一次年次推計」として公表し、当該年の翌々年末以降に（すなわち、当該翌年の「第一次年次推計」の公表と同時に）「第二次年次推計」として公表する。さらに、その一年後には、第二次年次推計について、SUTの枠組みの下、コモ法による推計値と付加価値法による推計値等との調整を行った数値について、「第三次年次推計」として公表する。

「第一次年次推計」と「第二次年次推計」では、利用できる基礎統計に違いがある。「第一次年次推計」では基本的には当該年の翌年央頃までに利用可能な基礎統計を用いて推計を行い、「第二次年次推計」ではその後追加的に利用可能となった基礎統計を用いて改めて推計を行う。くわえて、「第三次年次推計」においては、「第二次年次推計」について、SUTの枠組みに基づき、コモ法による推計値と付加価値法による推計値等との調整を行う。

図1-1 SNA推計のフロー図



## 第2章 財貨・サービスの供給及び需要の推計

### 1. 概要

#### (1) 基本的な考え方

市場生産者により産出される財貨・サービスの供給及び需要の推計においては、当該年における財貨・サービスの各商品（屑・副産物を含む）について、出荷額、輸出入、在庫増減等を把握して国内総供給を推計し、さらにこれらの商品について、流通段階ごとに消費、投資などの需要項目別に金額ベースで把握する（これを「コモ法」という）。ここで、商品ごとの需要先別の比率を「配分比率」という。商品の流通段階で発生するマージン額や運賃は、マージン率及び運賃率という形で、推計プロセスに組み込まれており、『産業連関表』（総務省等）を基に、流通段階ごとに設定する。

一方、非市場生産者によるサービスの産出額と需要先別配分額は、別途決算書等の基礎統計により推計する（第4章参照）。

なお、第三次年次推計において、中間消費、家計最終消費支出、総固定資本形成及び在庫変動については、後述するように、SUTの枠組みに基づき、コモ法における中間消費の推計値と付加価値法における中間投入の推計値等との調整を通じて改定される。

#### (2) 商品分類と流通経路

##### a. 商品分類

##### (a) 商品の細分化

コモ法における商品分類は、2,000品目以上に及ぶ（コモ8桁分類）。これは、より詳細な商品分類で推計を行うことで需要先の特が容易となり、推計精度をより高いものとするのが可能となるためである。

##### (b) 『産業連関表』に準拠

コモ法では、最新の『産業連関表』を取り込む基準改定作業にあたり、基準年次の配分比率、運賃率、マージン率等を『産業連関表』から計算する。また、コモ8桁分類を統合した約400品目からなるコモ6桁分類が『産業連関表』の基本分類（非市場生産者により産出されるサービスを除く）とおおむね整合的となるようコード付けを行う（表2-1）。

表2-1 コモディティ・フロー法の29分類の商品数

(2015年(平成27年)基準)

29分類		6桁分類
01	農林水産業	26
02	鉱業	7
	(製造業)	236
03	食料品	33
04	繊維製品	14
05	パルプ・紙・紙加工品	9
06	化学	24
07	石油・石炭製品	11
08	窯業・土石製品	12
09	一次金属	23
10	金属製品	7
11	はん用・生産用・業務用機械	29
12	電子部品・デバイス	7
13	電気機械	15
14	情報・通信機器	11
15	輸送用機械	18
16	その他の製造品	23
17	電気・ガス・水道・廃棄物処理業	7
18	建設業	5
19	卸売・小売業	2
20	運輸・郵便業	19
21	宿泊・飲食サービス業	4
22	情報通信業	14
23	金融・保険業	5
24	不動産業	4
25	専門・科学技術、業務支援サービス業	21
26	公務	-
27	教育	1
28	保健衛生・社会事業	6
29	その他のサービス	20
	合計	377
	(屑・副産物含む)	380

基準年次より後の延長年次における需要項目別の配分比率等については、第5章で後述するように、SUTの枠組みに基づき、付加価値法による推計値等との調整を経て設定される。

## 第2章 財貨・サービスの供給及び需要の推計

### b. 流通経路

コモ法では、コモ8桁分類の全商品の経済的取引について、図2-1に示す流通経路により推計している。

生産された商品は、生産者製品在庫及び半製品・仕掛品在庫となる部分を除き出荷される。これに輸入を加え、輸出を控除して国内総供給を得る。

次に、国内総供給を各需要先に配分する。これらは、卸売業を経由するものと、卸売業を経由しないで直接販売されるものに分かれる。後者の場合、取引に際して生産者販売運賃がかかる場合がある。

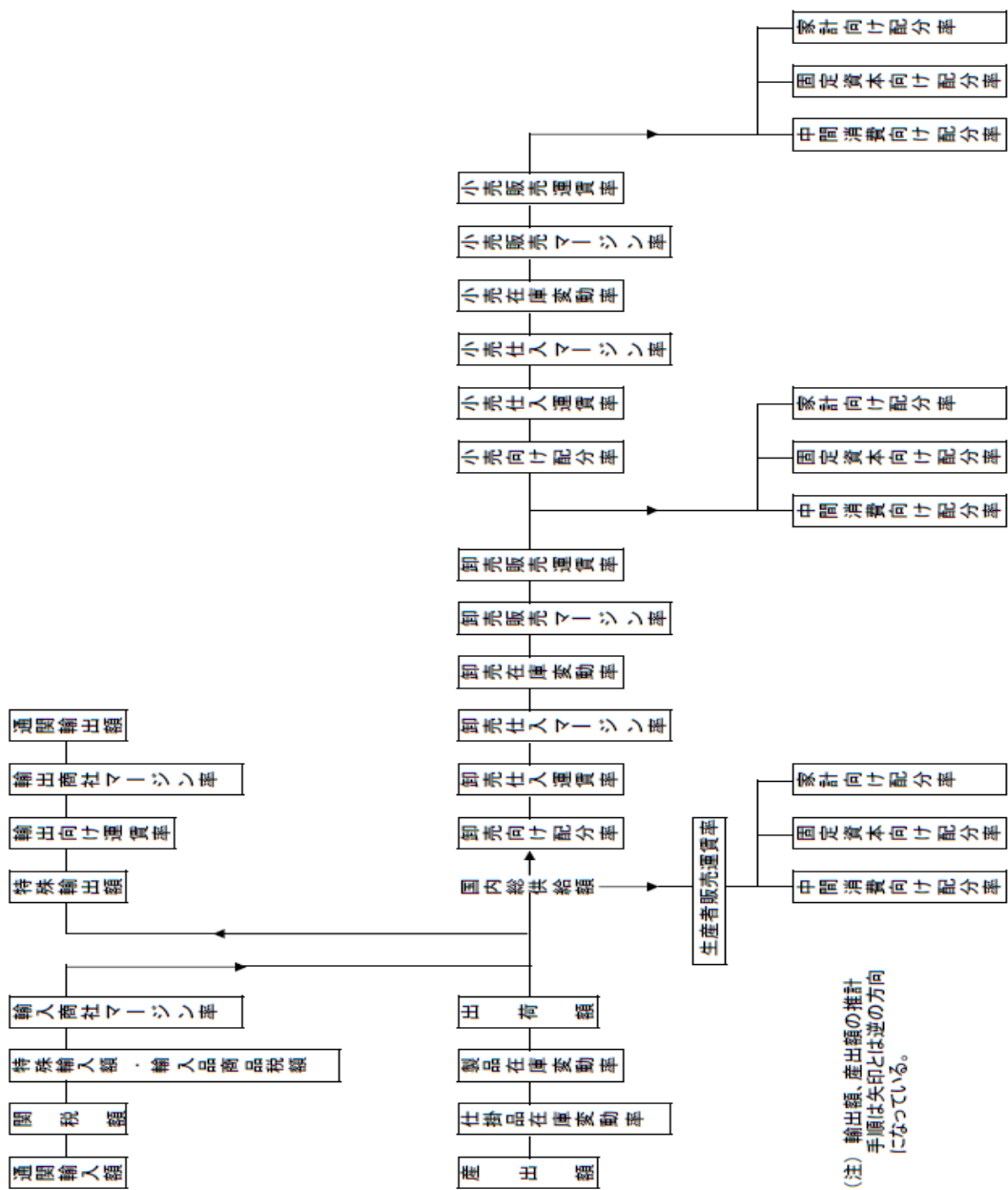
卸売業を経由するものは、それぞれ卸売マージン及び卸売運賃がかかり、更に小売業者に渡るものと、卸売から直接販売されるものに分かれる。

在庫に回る商品については、卸売在庫変動が計上された商品のみ、運賃・マージンを仕入れと販売に分けて推計する。

小売業を経由して売買されるものは、それぞれ小売マージン及び小売運賃とともに、小売在庫変動率がかかって配分される。

なお、産出額については、出荷額から推計し、輸出については、『貿易統計』（財務省）や『国際収支統計』の輸出額から輸出運賃、輸出マージン及び特殊貿易輸出を推計する。

図2-1 コモディティ・フロー法の流通経路





## 2. 配分比率、運賃率及びマージン率の推計

### (1) 基準年次推計方法の概要

基準年次の配分比率、運賃率及びマージン率は、『産業連関表』のデータを基に推計する。具体的には『産業連関表』の取引基本表（以下「X表」という。）をコモ法の推計に対応した形に組み替え、「標準マージン率」を設定した上で、各流通段階における各配分項目でのマージン率から流通段階別配分比率を決定する。『産業連関表』の組替えにあたっては、主に、①家計外消費支出を中間消費として扱う、②自家輸送部門（旅客自動車、貨物自動車）及び企業内研究開発等について、各部門へ配分する、③生産過程から生じた屑・副産物について、『産業連関表』ではマイナス投入方式を採用しているが、国民経済計算では負値を控除して主産物の産出額に加算する、といった処理を行う。

### (2) 配分比率、運賃率及びマージン率の変動

#### a. 配分比率の変動

基準年次より後の延長年次のコモ法における国内総供給の各需要項目への配分比率は、SUTの枠組みに基づき、コモ法による中間消費の推計値と付加価値法による中間投入の推計値等との間の調整を経て設定されるため、品目によっては年々変動する。ただし、第一年年次推計と第二年年次推計における配分比率は、電力、都市ガスなど『家計統計』（総務省）等を使用した推計値（人的推計値）も活用して配分比率を設定する一物品目<sup>4</sup>を除いては、直近の第三年年次推計で得られた比率を用いるため同一となる。

#### b. マージン率の変動

コモ法では、2種類のマージン額が推計される。一つは、個々の商品ごとに設定されたマージン率により推計されるマージン額で、これを合計したものを「商品別積上げのマージン額」と呼ぶ。

もう一つは、商業（卸売、小売）の産出額の内訳として推計されるマージン額で、これを「産業別積上げのマージン額」と呼ぶ。

この2種類のマージン額は、差が出るのが一般的であるが、「産業別積上げのマージン額」の方が「商品別積上げのマージン額」より推計精度が高いとみなして、「産業別積上げのマージン額」をコントロール・トータルとして、両者の差を各商品に割り振る。

なお、商業の産出額の内訳であるマージン額（「産業別積上げマージン額」）は、『産業連関表』の産出額をベンチマークとしており、『商業動態統計』（経済産業省）、『経済セ

<sup>4</sup> 一物品目において『家計統計』等を用いた推計値により配分比率を設定していることに加え、「2022年度（令和4年度）国民経済計算年次推計」においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえ、と畜・畜産食料品、冷凍魚介類、精米、冷凍調理食品、酒類等について、業界統計等をもとに配分比率を調整している。

ンサス - 活動調査』、『経済構造実態調査』（総務省・経済産業省）より求めた年間販売額の伸び率と『法人企業統計』（財務省）より求めたマージン率の伸び率を乗じることによって延長推計する。

c. 運賃率の変動

運賃額についても、マージン額の推計と同様に、個別商品にかかる運賃の合計額（商品別積上げ）と運輸部門の産出額（産業別積上げ）の2種類の運賃額が推計されるが、産業別積上げをコントロール・トータルとする。

産業別の運賃は、基準年次については『産業連関表』から得られる形態ごとの運賃額を用いるとともに、それ以外の年については、『鉄道輸送統計』、『自動車輸送統計』（いずれも国土交通省）、各事業者の有価証券報告書等を用いて推計する。

商品別の運賃の推計にあたっては、生産から最終使用に至る過程で、各商品の単位（数量）当たり輸送距離は、その流通過程に大きな変化が無い限り不変であるとみなす。したがって、各商品の輸送量1単位当たりの運賃額は、基準年次の単位当たり運賃額を運賃指数で変化させたものに等しいと考える。

### 3. 商品別出荷額の推計

(1) 基本的な考え方

コモ法における商品の概念及び範囲は、『産業連関表』の部門分類に基づく。コモ法の基準年次の出荷額は、『産業連関表』の出荷相当額にできるだけ一致するよう推計を行う<sup>5</sup>。基準年次より後の延長年次については、下記(2)のとおり、商品別に適切な基礎統計を利用する。

基準年次には、一部の商品を除き『産業連関表』と計数を一致させるため、コモ法の「コモ8桁分類による商品別出荷額」を『産業連関表』の部門分類に統合した段階で、『産業連関表』に一致するように補正率を作成する。金融、保険及び住宅賃貸料といった帰属計算を行う商品並びに自社開発ソフトウェア<sup>6</sup>、研究・開発及び娯楽作品原本といった『産業連関表』と概念が異なる商品等については、基準年次においても各種基礎統計から推計した国民経済計算の推計値を用いる。

<sup>5</sup> 原則として、国民経済計算における出荷額は、『産業連関表』の出荷相当額と一致するが、屑・副産物のような『産業連関表』と国民経済計算の概念・定義が異なる商品や、国民経済計算で独自推計を行っている商品（住宅賃貸料、金融・保険、研究開発サービス等）については、『産業連関表』の計数とは一致しない。

<sup>6</sup> 平成27年産業連関表では自社開発ソフトウェアの参考表が作成された。

## 第2章 財貨・サービスの供給及び需要の推計

### (2) 商品別推計方法の概要

延長年次における各商品（コモ6桁分類）の出荷額の推計に使用する基礎統計については、表2-2を参照のこと。

#### a. 農林水産物

農産物は、『作物統計』（農林水産省）、『農業物価指数』（農林水産省）等の諸統計を利用して産出額を推計し、在庫分の調整を行うことで出荷額を推計する。

林産物は『生産林業所得統計』（農林水産省）等により、水産物は『漁業生産額』（農林水産省）により出荷額を推計する。

#### b. 鉱業品及び採石

『経済産業省生産動態統計』（経済産業省）等を用い、品目別に出荷額を推計する。

砂利及び石材については、『産業連関表』の出荷額をベンチマークとして、数量は業界資料、価格は『企業物価指数』（日本銀行）で延長推計する。

なお、屑・副産物については、c. 製造業製品を参照。

#### c. 製造業製品

対象年次に応じて『経済センサス - 活動調査』、『工業統計』（経済産業省）又は『経済構造実態調査』から出荷額を求めてコモ8桁分類ごとの出荷額を推計する。ただし、自己消費比率の大きな商品の場合及び他の基礎資料でより精度の高い推計値が得られる場合には、それら（主として『経済産業省生産動態統計』、『企業物価指数』等）を用いて推計する。

ここで、『経済センサス - 活動調査』や『工業統計』又は『経済構造実態調査』は第二次年次推計の推計に際して用いるが、第一次年次推計の推計に際しては、調査・公表時期との兼ね合いからこれらの統計が利用可能でないため、『経済産業省生産動態統計』等からコモ8桁分類ごとに産出額を求めた上で、『鉱工業指数』（経済産業省）や『法人企業統計』等により在庫分の調整を行うことで出荷額を推計する。

なお、屑・副産物については、『産業連関表』等を基に推計した屑・副産物発生率（屑・副産物のお荷額と発生源となる商品の産出額等の比）に、延長年次における発生源の商品の産出額等乗じることにより求める。

#### d. 電気・ガス・水道・廃棄物処理

『電力調査統計』（経済産業省）、『ガス事業生産動態統計調査』（経済産業省）、『地方公営企業年鑑』（総務省）等を基に推計する。

e. 建設業

建設補修分以外については、『建設総合統計』（国土交通省）及び決算情報に基づく『建設投資見通し』（国土交通省）、建設補修分については、『建設工事施工統計』（国土交通省）等を基に出来高ベースの産出額を推計する。建設補修のうち改装・改修と維持・修理の区分については、『建築物リフォーム・リニューアル調査』（国土交通省）を基に分割する。

f. 卸売・小売

卸売・小売のマージン額は、『産業連関表』の国内生産額をベンチマークとし、『商業動態統計』、『経済センサスー活動調査』、『経済構造実態調査』より求めた年間販売額の伸び率と『法人企業統計』より求めたマージン率の伸び率を乗じることで延長推計する。卸売については、仲介貿易の売買差額として、『国際収支統計』の「仲介貿易商品」のネットの輸出額を加える。

g. 運輸・郵便

『鉄道輸送統計』、『自動車輸送統計』、『サービス産業動向調査』（総務省）、『経済センサスー活動調査』、『経済構造実態調査』、『港湾調査』（国土交通省）や各事業者の有価証券報告書等を基に産出額を推計する。

h. 宿泊・飲食サービス

『訪日外国人消費動向調査』（観光庁）、『サービス産業動向調査』、『経済センサスー活動調査』、『経済構造実態調査』、業界資料等を基に産出額を推計する。住宅宿泊サービスについては、住宅宿泊事業法及び国家戦略特別区域法に基づき行われる民泊を記録の対象として、『住宅宿泊事業の宿泊実績』（観光庁）、『訪日外国人消費動向調査』等から産出額を推計する。

i. 情報通信

『特定サービス産業動態統計』（経済産業省）、『サービス産業動向調査』、『経済センサスー活動調査』、『経済構造実態調査』、各事業者の有価証券報告書等を基に推計する。

ソフトウェアについては、受注型ソフトウェア及びパッケージ型ソフトウェアに加え、自社開発ソフトウェアについても推計を行う。自社開発ソフトウェアは、社内で自己使用向けに生産・開発されるソフトウェアであり、直接市場価格で評価することができないため、『賃金構造基本統計』（厚生労働省）等により、開発に取り組んだ労働者の人件費等を基に産出額を推計する。

娯楽作品原本は、映画（やビデオ作品の）原本、テレビ番組原本、音楽原本及び書籍原本に分けて推計する。映画原本とテレビ番組原本（放送業の制作分を除く）について

## 第2章 財貨・サービスの供給及び需要の推計

は、『産業連関表』や『経済構造実態調査』（旧『特定サービス産業実態調査』）を使用し、売上げに対する原本制作費比率を推計する。『経済構造実態調査』や業界統計等の売上げを同比率にかけることで、原本への投資額を推計する。テレビ番組原本のうち放送業が制作するものは、決算情報に含まれる番組制作費や『情報通信業基本調査』（総務省・経済産業省）の情報を使用して推計する。音楽の原本については、著作権管理団体が徴収し分配する著作権使用料の情報を使用してロイヤリティ方式で推計を行う。レコード会社の保有分は、『経済構造実態調査』のコスト情報も使用して推計する。書籍原本のうち作家の保有分は、『出版指標年報』（全国出版協会・出版科学研究所）の書籍の出回り額のデータからロイヤリティ方式で推計する。具体的には、著作権管理団体よりある年に得られるロイヤリティ収入の作成年別のデータを入手し、同年に作成された原本から得られるロイヤリティ収入パターンを作成後、10年物国債金利を用いて割引現在価値を計算し、その総和として同年に作成された原本の価値を求める。

### j. 金融・保険

#### (a) 保険、年金基金を除く金融機関

金融産出額は、受取手数料と FISIM（間接的に計測される金融仲介サービス）から成る。

手数料については各金融機関の決算書及び『国際収支統計』等より集計する。

FISIM については、下記の推計式該当項目を推計する。

$$\text{FISIM} = \text{借り手側 FISIM} + \text{貸し手側 FISIM}$$

$$\text{借り手側 FISIM} = \text{貸出残高総額} \times (\text{運用利率} - \text{参照利率})$$

$$\text{貸し手側 FISIM} = \text{預金残高総額} \times (\text{参照利率} - \text{調達利率})$$

残高については『資金循環統計』（日本銀行）等を基に推計し、各利率は、各金融機関の有価証券報告書等より集計される利息額と残高をもとに推計する。なお、参照利率は、預金取扱機関向けの利息額及び残高をもとに推計する。

FISIM の輸出入については、都市銀行の有価証券報告書、『国際収支統計』等により推計する。制度部門ごとの消費（最終消費、中間消費）は、産出額に輸出入を加除し、国内消費額を求めた上で、各制度部門への貸出残高、各部門からの預金残高及び参照利率との率差により求められた金額の構成比を用いて推計する。

フィナンシャルリースに係る FISIM についても、上記の計算式で推計する（フィナンシャルリースに係る FISIM は借り手のみ）。残高及び利率については、リース事業協会資料を用いて推計する。

(b) 生命保険、年金基金等

生命保険の産出額は、下式により、各機関の決算書等から推計される。かんぽ生命や共済保険もこれに準じる。

$$\text{生命保険産出額} = \text{受取保険料} + \text{財産運用純益} - \text{支払保険金} - \text{準備金純増額}$$

$$\begin{aligned} \text{財産運用純益} = & \{ (\text{利息配当収入} + \text{金銭の信託運用益} + \text{その他運用収入}) \\ & - (\text{賃貸用不動産等減価償却費} + \text{その他運用費用}) \} \\ & \times (\text{準備金残高} / \text{運用資産残高}) \\ & - \text{財産運用益を源泉とする保険契約者配当} \end{aligned}$$

$$\text{準備金純増額} = \text{危険準備金を除く責任準備金純増額} + \text{支払備金純増額}$$

年金基金は、運用費用を積み上げることにより推計する。具体的には、年金基金の「年金経理」の支出項目の資産運用に伴う運用報酬、業務委託費、コンサルティング料等を積み上げて推計する。

(c) 非生命保険及び定型保証

非生命保険の産出額は、下式により、各機関の決算書等から推計される。

$$\text{非生命保険産出額} = \text{受取保険料} + \text{財産運用純益} - \text{支払保険金} - \text{準備金純増額}$$

$$\begin{aligned} \text{財産運用純益} = & (\text{利息配当収入} - \text{支払利子} - \text{保険契約者配当}) \\ & \times [ (\text{責任準備金平均残高 (うち積立分)} + \text{支払備金平均残高}) \\ & \div (\text{責任準備金平均残高 (総額)} + \text{支払備金平均残高}) ] \end{aligned}$$

定型保証の産出額は、下式により、各機関の決算書等より推計される。

$$\text{定型保証産出額} = \text{受取保証料} + \text{財産運用純益} - \text{純債務肩代わり}$$

$$\text{財産運用純益} = \text{利息配当収入} - \text{支払利息}$$

$$\text{純債務肩代わり} = \text{貸倒損失} - \text{償却債権取立益} + \text{貸倒引当金繰入}$$

$$- \text{貸倒引当金戻入} + \text{保証損失引当金繰入} - \text{保証損失引当金戻入}$$

k. 不動産

不動産のうち、不動産仲介・管理は、『法人企業統計』等を基に推計する。不動産賃貸は、『経済センサス-基礎調査』(総務省)、『企業向けサービス価格指数』(日本銀行)等を基に推計する。

住宅賃貸料(持ち家の帰属家賃を除く)は、『住宅・土地統計』(総務省)を基に、同統計の対象年次について木造・非木造の構造別に、住宅数、床面積、家賃単価等により推計し、それ以外の年次は、『建築物着工統計』(国土交通省)、『建築物滅失統計』(国土交通省)等による増減床分と『消費者物価指数』(総務省)の家賃単価

## 第2章 財貨・サービスの供給及び需要の推計

から推計する。住宅賃貸料（持ち家の帰属家賃）は、都道府県、構造、建築時期といった属性を考慮した床面積、『住宅着工統計』（国土交通省）による持ち家比率及び民営借家の家賃単価から推計する。なお、床面積は、『住宅宿泊事業の届出事業者定期報告』（観光庁）等から得られた住宅宿泊サービス相当分の面積を控除したものをを用いる。

### 1. 専門・科学技術、業務支援サービス

『特定サービス産業動態統計』、『毎月勤労統計』（厚生労働省）、『科学技術研究統計』（総務省）、『サービス産業動向調査』、『経済センサスー活動調査』、『経済構造実態調査』等を基に産出額を推計する。

企業内研究開発を含む研究開発サービスは、産出額を直接市場価格で評価することができないため、『科学技術研究統計』等を基に、研究・開発活動に要した人件費やその他の経費等の費用の合計により推計する<sup>7</sup>。なお、『科学技術研究統計』は第二次年次推計の推計に際して用いるが、第一次年次推計の推計に際しては、調査・公表時期との兼ね合いから同統計が利用可能でないため、『全国企業短期経済観測調査』（短観）（日本銀行）の研究開発投資額の対前年度伸び率を基に延長推計する<sup>8</sup>。

特許等サービスについては、『国際収支統計』の「産業財産権等使用料」の受取額及び『経済産業省企業活動基本調査』（経済産業省）を基に推計する。

著作権等サービスは、『国際収支統計』の「著作権等使用料」の受払額を使用する。同金額を『経済産業省企業活動基本調査』や『情報通信業基本調査』を使用して、ソフトウェア由来か否かに分割する。

### m. 保健衛生・社会事業

『国民医療費の概況』（厚生労働省）、『介護保険事業状況報告』（厚生労働省）等を基に産出額を推計する。

### n. その他のサービス（教育を含む）

『サービス産業動向調査』、『特定サービス産業動態統計』、『経済センサスー活動調査』、『経済構造実態調査』、『毎月勤労統計』、『消費者物価指数』等を基に産出額を推計する。

## 4. 在庫変動額の推計

<sup>7</sup> 産出額の推計に際しては、人件費やその他の経費等の費用の合計に『法人企業統計』等を基に推計した固定資本収益（純）（研究・開発に使用した固定資産から発生する純収益に当たる）を加算する。

<sup>8</sup> 具体的には、『全国企業短期経済観測調査』の研究開発投資額（年度実績）の対前年度伸び率を基に、固定資本収益分を加えて推計する。

(1) 推計方法

コモ法の在庫変動額は、生産額や販売額に対する在庫変動額の割合、すなわち在庫変動率を流通経路の中にあらかじめ設定することにより、コモ法に基づく一連の計算の過程で推計される。

在庫変動率は、製品、半製品・仕掛品、原材料及び流通品の各形態別に推計する。主な基礎資料は、『経済センサス - 活動調査』、『工業統計』又は『経済構造実態調査』、『経済産業省生産動態統計』及び農林水産省関係資料（製品在庫、半製品・仕掛品在庫、原材料在庫）並びに『経済センサス - 活動調査』、『商業統計』及び『商業動態統計』（流通品在庫）である。

製品在庫、半製品・仕掛品在庫及び原材料在庫については、『経済構造実態調査』等から在庫変動額を求め、さらに製品在庫については出荷額、半製品・仕掛品在庫については生産額、原材料在庫については原材料使用額でそれぞれを除して在庫変動率を求める。

なお、『経済センサス - 活動調査』や『工業統計』又は『経済構造実態調査』は第二次年次推計の推計に際して用いるが、第一次年次推計の推計に際しては、これらの統計が利用可能でないため、『鉱工業指数』、『法人企業統計』等を用いて在庫変動率を求める。

流通品在庫は、『経済センサス - 活動調査』又は『商業統計』を『商業動態統計』で補外推計することにより得られる在庫変動額を販売額で除して、卸売及び小売在庫変動率を求める。ところで、前述の流通経路では卸売間での売買が考慮されていないため、そのままでは流通品在庫が過少に推計される。そこで、コモ法における卸売仕入額に対する『経済センサス - 活動調査』等の販売額の割合を「卸回数」として計算し、これに先に求めた流通品在庫変動率を乗ずることによって修正流通品在庫変動率を計算する。

育成生物資源の自然成長分は、仕掛品在庫として計上する。推計方法は、実現在庫法（RIM: Realized Inventory Method）であり、平均育成期間（成長率）、廃棄率等からなる成長モデルを設定し、観測可能な毎期の出荷量（額）から生産量（額）・在庫量（額）を推計する。

(2) 在庫品評価調整

コモ法の在庫変動の推計においては、『経済構造実態調査』等の企業会計に基づく統計を利用しているため、簿価ベースの評価額から国民経済計算における時価ベースの評価額への調整、すなわち在庫品評価調整を行う必要があり、在庫変動率算定の際に評価調整を行う。推計方法は、以下の手順による。

- a. 『経済構造実態調査』等を基に名目在庫残高を算出する。
- b. これを別途推計する在庫残高デフレーターで除して実質在庫残高を求める。
- c. 次に、期末と期首の差としての実質在庫増減を得、これに期中平均デフレーターを



乗じて評価調整後の在庫増減額を求める。

- d. これを在庫変動率の分子として評価調整後の在庫変動率とする。

なお、在庫残高デフレーターを作成にあたっては、在庫形態別にコモ6桁ベースの価格指数を用いる。

## 5. 消費税の取扱い

### (1) 修正グロス方式

消費税の記録については、「修正グロス方式」を採用する。すなわち、まず『産業連関表』と同様に、一部の例外を除き全ての商品は消費税を含んで出荷されるものとみなし、供給側、需要側ともに一度消費税を計上したグロスの値で流通経路に沿って推計する。その上で、別途推計した投資の過大評価分（総固定資本形成及び在庫変動について、課税事業者には前段階課税分の控除が認められる）を総固定資本形成及び在庫変動の合計額から控除し、一国の合計額としてはネット価格で記録するものである。

他の推計項目については、出荷額及び輸入は税込みであり、輸出は商社経由分について税還付分を差し引く。

### (2) 消費税控除額の推計

総固定資本形成及び在庫変動については、人的推計法やヒアリング等により消費税控除額を推計する。なお、総固定資本形成のなかでも、民間住宅と、公的固定資本形成のうち一般政府と公的住宅については、消費税控除額はないものとする。

#### ①名目

##### a. 民間企業設備

###### (a) 非金融法人企業

『法人企業統計』により仕入控除比率を推計の上、消費税控除額を推計する。

###### (b) 金融機関

課税事業比率を考慮して推計された仕入控除比率を用いて消費税控除額を推計する。

###### (c) 対家計民間非営利団体

金融機関の場合と同様である。

###### (d) 個人企業

すべて非課税とみなし、修正グロス＝グロスとして処理（控除税額はゼロ）する。

b. 公的固定資本形成

公的企業について、個々の機関等に対するヒアリング・各種資料により、控除税額を直接算出する。

c. 民間在庫変動

『法人企業統計』により仕入控除比率を推計の上、消費税控除額を推計する。

d. 公的在庫変動

個々の機関等に対するヒアリングにより、控除税額を直接算出する。

②実質

制度部門ごとに基準年の控除税比率を算出し、実質のグロス投資額に乗じて控除税額を求める。

表2-2 コモ法における商品別出荷額の延長年次推計の主な基礎統計・資料

中分類	小分類	コモ6桁分類	主な基礎統計・資料名		
農林水産業	米	米	作物統計、農業物価統計、農業構造動態調査、生産者の米穀在庫等調査		
	その他の耕種農業	麦類 いも類 豆類 野菜 果実 砂糖原料作物 飲料用作物 その他の食用耕種作物 飼料作物 種苗 花き・花木類 その他の非食用耕種作物	作物統計、農業物価統計、食料需給表 生産農業所得統計、作物統計、農業物価統計		
鉱業	畜産	酪農 肉用牛 豚 鶏卵 肉鶏 その他の畜産 農業サービス(獣医業を除く。)	作物統計、牛乳製品統計、農業物価統計、業界資料 生産農業所得統計、畜産統計、農業物価統計 畜産物流通統計、農業物価統計		
	林業	育林	木材統計、木材価格統計調査、国有林野事業統計、国内企業物価指数、業界資料		
	漁業	素材	素材	生産林業所得統計、木材統計、国内企業物価指数、特用林産物生産統計	
		特用林産物	特用林産物	生産林業所得統計、特用林産物生産統計	
		海面漁業	海面漁業	漁業産出額、漁業・養殖業生産統計、消費者物価指数	
	金属鉱物 非金属鉱物	内水面漁業・養殖業	内水面漁業・養殖業	漁業産出額、漁業・養殖業生産統計、業界資料	
		金属鉱物	金属鉱物	経済産業省生産動態統計、国内企業物価指数	
		非金属鉱物	砂利・採石	砂利・採石	国内企業物価指数、業界資料
			砕石	砕石	砕石等動態統計調査、砕石動態調査、採石業者の業務の状況に関する報告書の集計結果、国内企業物価指数
		石炭・亜炭 原油・天然ガス	その他の鉱物	その他の鉱物	経済産業省生産動態統計、国内企業物価指数
石炭			石炭	国内企業物価指数	
原油			原油	経済産業省生産動態統計、石油統計	
	天然ガス	天然ガス			

表2-2 コモ法における商品別出荷額の延長年次推計の主な基礎統計・資料

中分類	小分類	コモ6桁分類	主な基礎統計・資料名	
食料品	と畜・畜産食料品	食肉	畜産物流通統計、食鳥卸売価格の旬別動向、国内企業物価指数	
		酪農品	工業統計、経済センサスー活動調査、経済構造実態調査、食品産業動態調査	
	水産食料品	その他の畜産食料品		
		冷凍魚介類		工業統計、経済センサスー活動調査、経済構造実態調査、食料需給表、業界資料
		塩・干・くん製品		
		水産びん・かん詰		
		ねり製品		
	精穀・製粉	その他の水産食料品		工業統計、経済センサスー活動調査、経済構造実態調査、食品産業動態調査、食料需給表、業界資料
		製粉		工業統計、経済センサスー活動調査、経済構造実態調査、食料需給表、国内企業物価指数、消費者物価指数
	農産食料品	めん類		工業統計、経済センサスー活動調査、経済構造実態調査、食品産業動態調査、業界資料
		パン類		
		菓子類		
		農産保存食料品		
		砂糖		工業統計、経済センサスー活動調査、経済構造実態調査、食料需給表、砂糖及び異性化糖の需給見通し
		でん粉		
		ぶどう糖・水あめ・異性化糖		
		動植物油脂		
		調味料		工業統計、経済センサスー活動調査、経済構造実態調査、食料需給表、国内企業物価指数、業界資料
		冷凍調理食品		工業統計、経済センサスー活動調査、経済構造実態調査、食品産業動態調査、業界資料
	飲料	レトルト食品		
		そう菜・すし・弁当		
		その他の食料品		
		清酒		工業統計、経済センサスー活動調査、経済構造実態調査、食品産業動態調査、酒類等課税状況表
		ビール類		
		ウイスキー類		
		その他の酒類		
		茶・コーヒー		工業統計、経済センサスー活動調査、経済構造実態調査、業界資料
清涼飲料				
製氷				
飼料・有機質肥料	飼料		工業統計、経済センサスー活動調査、経済構造実態調査、国内企業物価指数、配合飼料・混合飼料の生産動	
	有機質肥料		工業統計、経済センサスー活動調査、経済構造実態調査、業界資料	
たばこ		業界資料		

表2-2 コモ法における商品別出荷額の延長年次推計の主な基礎統計・資料

中分類	小分類	コモ6桁分類	主な基礎統計・資料名
繊維製品	化学繊維	化学繊維	工業統計、経済センサスー活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計
	紡績糸	紡績糸	工業統計、経済センサスー活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計
繊維製品	織物・その他の繊維製品	織物・その他の繊維製品(合繊短繊維織物を含む。)	工業統計、経済センサスー活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計
		絹・人絹織物(合繊長繊維織物を含む。)	
		その他の織物	
		ニット生地	
		染色整理	
	衣服・身の回り品	その他の繊維工業製品	
		織物製衣服	
		ニット製衣服	
		その他の衣服・身の回り品	
		寝具	
バルブ・紙・紙加工品	織物製衣服	じゅうたん・床敷物	工業統計、経済センサスー活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計
		その他の繊維既製品	工業統計、経済センサスー活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計
	バルブ・紙、紙加工品	バルブ	工業統計、経済センサスー活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計
		古紙	工業統計、経済センサスー活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計
		洋紙・和紙	
		板紙	
		段ボール	
		霧工紙・建設用加工紙	
		段ボール箱	
		その他の紙製容器	
紙製衛生材料・用品			
その他のバルブ・紙、紙加工品			

表2-2 コモ法における商品別出荷額の延長年次推計の主な基礎統計・資料

中分類	小分類	コモ6桁分類	主な基礎統計・資料名
化学	基礎化学製品	化学肥料	工業統計、経済センサス-活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計
		ソーダ工業製品	
石油・石炭製品	石油製品	無機顔料	工業統計、経済センサス-活動調査、経済構造実態調査、塩供給実績
		圧縮ガス・液化ガス	
石油・石炭製品	石油製品	塩	工業統計、経済センサス-活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計
		その他の無機化学工業製品	
石油・石炭製品	石油製品	石油化学基礎製品	工業統計、経済センサス-活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計
		石油化学系芳香族製品	
石油・石炭製品	石油製品	脂肪族中間物	工業統計、経済センサス-活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計
		環式中間物・合成染料・有機顔料	
石油・石炭製品	石油製品	合成ゴム	工業統計、経済センサス-活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計
		マトン誘導品	
石油・石炭製品	石油製品	可塑性	工業統計、経済センサス-活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計
		その他の有機化学工業製品	
石油・石炭製品	石油製品	合成樹脂	工業統計、経済センサス-活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計
		医薬品	
石油・石炭製品	石油製品	油脂加工製品・界面活性剤	工業統計、経済センサス-活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計
		化粧品・歯磨	
石油・石炭製品	石油製品	塗料	工業統計、経済センサス-活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計
		印刷インキ	
石油・石炭製品	石油製品	農薬	工業統計、経済センサス-活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計
		ゼラチン・接着剤	
石油・石炭製品	石油製品	写真感光材料	工業統計、経済センサス-活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計
		その他の化学最終製品	
石油・石炭製品	石油製品	ガソリン	経済産業省生産動態統計、石油統計、国内企業物価指数、輸出物価指数
		ジェット燃料油	
石油・石炭製品	石油製品	灯油	工業統計、経済センサス-活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計
		軽油	
石油・石炭製品	石油製品	A重油	工業統計、経済センサス-活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計
		B重油・C重油	
石油・石炭製品	石油製品	ナフサ	工業統計、経済センサス-活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計
		液化石油ガス	
石油・石炭製品	石油製品	その他の石油製品	工業統計、経済センサス-活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計、国内企業物価指数
		石炭製品	
石油・石炭製品	石油製品	舗装材料	工業統計、経済センサス-活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計

表2-2 コモ法における商品別出荷額の延長年次推計の主な基礎統計・資料

中分類	小分類	コモ6桁分類	主な基礎統計・資料名		
窯業・土石製品	ガラス・ガラス製品	板ガラス・安全ガラス ガラス繊維・同製品 その他のガラス製品	工業統計、経済センサスー活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計		
	セメント・セメント製品	セメント 生コンクリート セメント製品	工業統計、経済センサスー活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計、業界資料		
	陶磁器	陶磁器	工業統計、経済センサスー活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計		
	その他の窯業・土石製品	その他の建設用土石製品 炭素・黒鉛製品 研磨材 その他の窯業・土石製品	工業統計、経済センサスー活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計		
	一次金属	鉄鉄・粗鋼	鉄鉄 フェロアロイ 粗鋼 鉄屑	経済産業省生産動態統計、国内企業物価指数 工業統計、経済センサスー活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計 経済産業省生産動態統計、国内企業物価指数 —	
		鉄鋼製品	熱間圧延鋼材 鋼管 冷間圧延鋼材 めっき鋼材 鋳鉄鋼 鋳鉄管 鋳鉄品・鍛工品(鉄) 鍛鋼・シャースリット業 その他の鉄鋼製品	経済産業省生産動態統計、国内企業物価指数、貿易統計 経済産業省生産動態統計、国内企業物価指数 工業統計、経済センサスー活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計	
		非鉄金属精錬・精製	銅 鉛・亜鉛(再生を含む。) アルミニウム(再生を含む。) その他の非鉄金属地金	工業統計、経済センサスー活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計 経済産業省生産動態統計 工業統計、経済センサスー活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計	
		非鉄金属加工製品	非鉄金属屑 電線・ケーブル 光ファイバケーブル 伸銅品 アルミ圧延製品 非鉄金属成形材 核燃料	— 工業統計、経済センサスー活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計 工業統計、経済センサスー活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計 貿易統計、日本原燃売上高	
		金属製品	建設・建築用金属製品	建設用金属製品 建築用金属製品 ガス・石油機器・暖房・調理装置	工業統計、経済センサスー活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計 工業統計、経済センサスー活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計
			その他の金属製品	ホルト・ナット・リベット・スプリング 金属容器・製缶板金製品 配管工事付属品・粉末や金製品・道具類 その他の金属製品	工業統計、経済センサスー活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計

表2-2 コモ法における商品別出荷額の延長年次推計の主な基礎統計・資料

中分類	小分類	コモ6桁分類	主な基礎統計・資料名				
はん用・生産用・業務用機械	はん用機械	ホイール	工業統計、経済センサスー活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計				
		タービン					
原動機							
ポンプ・圧縮機							
運搬機械							
冷凍機・温湿調整装置							
ペーシング							
その他のはん用機械							
生産用機械	生産用機械	農業用機械		工業統計、経済センサスー活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計			
		建設・鉱山機械					
		繊維機械					
		生活関連産業用機械					
		化学機械					
		鑄造装置・プラスチック加工機械					
		金属工作機械					
		金属加工機械					
		機械工具					
		半導体製造装置					
		金型					
		真空装置・真空機器					
		ロボット					
		その他の生産用機械					
		業務用機械	業務用機械		複写機	工業統計、経済センサスー活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計	
					その他の事務用機械		
					サービス用・娯楽用機器		工業統計、経済センサスー活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計、業界資料
計測機器							
医療用機械器具							
光学機械・レンズ							
武器							
半導体素子							
集積回路							
液晶パネル							
フラットパネル・電子管							
記録メディア							
電子回路							
その他の電子部品							
電子部品・デバイス	電子部品・デバイス			電子部品・デバイス	工業統計、経済センサスー活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計		
				電子部品・デバイス			
				電子部品・デバイス			
				電子部品・デバイス			
		電子部品・デバイス					
		電子部品・デバイス					
		電子部品・デバイス					
		電子部品・デバイス					
		電子部品・デバイス					
		電子部品・デバイス					
		電子部品・デバイス					
		電子部品・デバイス					
		電子部品・デバイス					
		電子部品・デバイス					
		電子部品・デバイス					



表2-2 コモ法における商品別出荷額の延長年次推計の主な基礎統計・資料

中分類	小分類	コモ6桁分類	主な基礎統計・資料名
電気機械	産業用電気機器	回転電気機械	工業統計、経済センサスー活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計
		変圧器・変成器	
		開閉制御装置・配電盤	
		配線器具	
		内燃機関電装品	
	民生用電気機器	その他の産業用電気機器	工業統計、経済センサスー活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計
		民生用エアコンデインヨナ	
		民生用電気機器(エアコンを除く。)	
		電子応用装置(防衛装備品を除く。)	
		電子応用装置(防衛装備品)	
情報・通信機器	通信機械・同関連機器	電気計測器	工業統計、経済センサスー活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計
		電球類	
		電気照明器具	
		電池	
		その他の電気機械器具	
	有線電気通信機器	携帯電話機	工業統計、経済センサスー活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計
		ラジオ・テレビ受信機	
		無線電気通信機器(防衛装備品を除く。)	
		無線電気通信機器(防衛装備品)	
		その他の電気通信機器	
輸送用機械	電子計算機・同附属装置	ビデオ機器・デジタルカメラ	工業統計、経済センサスー活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計
		電気音響機器	
		パーソナルコンピュータ	
		電子計算機本体(パソコンを除く。)	
		電子計算機附属装置	
	自動車	乗用車	工業統計、経済センサスー活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計
		トラック・バス・その他の自動車	
		二輪自動車	
		自動車用内燃機関	
		自動車部品	
船舶・同修理	船舶・同修理	鋼船(防衛装備品を除く。)	工業統計、経済センサスー活動調査、経済構造実態調査、造船造機統計
		その他の船舶	
		船用内燃機関(防衛装備品を除く。)	
		鋼船(防衛装備品)	
		船用内燃機関(防衛装備品)	
	その他の輸送機械・同修理	船舶修理	工業統計、経済センサスー活動調査、経済構造実態調査、造船造機統計
		鉄道車両	
		鉄道車両修理	
		航空機(防衛装備品を除く。)	
		航空機修理	
自転車	自転車	自転車	工業統計、経済センサスー活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計
		その他の輸送機械	

表2-2 コモ法における商品別出荷額の延長年次推計の主な基礎統計・資料

中分類	小分類	コモ6桁分類	主な基礎統計・資料名
その他の製造品	木材・木製品	製材	工業統計、経済センサス-活動調査、経済構造実態調査、木材統計
		合板・集成材	
		木材チップ	
	家具・装備品	その他の木製品	工業統計、経済センサス-活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計
		木製家具	
		木製建具	
		その他の家具・装備品	
	印刷・製版・製本	印刷・製版・製本	工業統計、経済センサス-活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計
		プラスチック製品	
		ゴム製品	
		タイヤ・チューブ	
		その他のゴム製品	
	なめし革・毛皮・同製品	革製履物	工業統計、経済センサス-活動調査、経済構造実態調査、経済産業省生産動態統計
		なめし革・革製品・毛皮(革製履物を除く。)	
		かん具	
運動用品			
身辺細貨品			
時計			
楽器			
筆記具・文具			
量・わら加工品			
情報記録物			
その他の製造工業製品			
電気・ガス・水道・廃棄物処理業	電力	電力調査統計、国内企業物価指数	
	ガス・熱供給	都市ガス	ガス事業生産動態統計調査、消費者物価指数
		熱供給業	
		水道	
	水道	上下水道・簡易水道	地方公営企業年鑑、家計統計-人口推計
		工業用水	地方公営企業年鑑、飲工業指数、国内企業物価指数
	廃棄物処理 建設	廃棄物処理	サービズ産業動向調査、経済センサス-活動調査、経済構造実態調査
		木造建築	建設総合統計
		非木造建築	建設工事施工統計、建築物リフォーム・リニューアル調査
		建設補修(改装・改修)	建設総合統計
	卸売・小売業	建設補修(維持・修理)	建設総合統計
		卸売	商業動態統計、経済センサス-活動調査、経済構造実態調査、法人企業統計、国際収支統計、農業協同組合及び同連合会一斉調査
		小売	商業動態統計、経済センサス-活動調査、経済構造実態調査、法人企業統計、農業協同組合及び同連合会一斉調査

表2-2 コモ法における商品別出荷額の延長年次推計の主な基礎統計・資料

中分類	小分類	コモ6桁分類	主な基礎統計・資料名	
運輸・郵便業	鉄道輸送	鉄道旅客輸送	鉄道統計年報、鉄道輸送統計調査、消費者物価指数、業界資料	
	道路輸送	鉄道貨物輸送	鉄道統計年報、鉄道輸送統計調査、企業向けサービス価格指数、業界資料	
		バス	自動車輸送統計、消費者物価指数	
		ハイヤー・タクシー	自動車輸送統計、企業向けサービス価格指数	
	水運	道路貨物輸送(自家輸送を除く。)	国際收支統計、業界資料	
		外洋輸送	内航船舶輸送統計、交通関連統計資料集、第3次産業活動指数、消費者物価指数、企業向けサービス価格指数	
		沿海・内水面輸送	有価証券報告書、港湾調査	
	航空輸送	港湾運送	有価証券報告書、特定本邦航空運送事業者に係る情報、特定本邦航空運送事業者以外に係る情報、航空輸送統計	
		航空輸送	統計	
	その他の運輸	貨物利用運送	自動車輸送統計、企業向けサービス価格指数	
		倉庫	サービス産業活動調査、経済センサス-活動調査、経済構造実態調査	
		こん包	第3次産業活動指数、企業向けサービス価格指数	
		道路輸送施設提供	有価証券報告書、業界資料	
		水運施設管理	決算報告書、港湾整備事業資料	
	水運附帯サービス	有価証券報告書		
	航空施設管理	有価証券報告書、特別会計決算参照書		
	航空附帯サービス	航空輸送統計、消費者物価指数		
	旅行、その他の運輸附帯サービス	サービス産業活動調査、経済センサス-活動調査、経済構造実態調査		
	郵便・信書便	財務諸表、特定信書便事業の現況		
宿泊・飲食サービス業	宿泊業	宿泊業	サービス産業動向調査、経済センサス-活動調査、経済構造実態調査	
		住宅宿泊サービス	訪日外国人消費動向調査、住宅宿泊事業の宿泊実績、特区民泊の動き、消費者物価指数	
	飲食サービス	飲食店	サービス産業動向調査	
		持ち帰り・配達飲食サービス	サービス産業動向調査	
	通信	固定電気通信	固定電気通信	
		移動電気通信	移動電気通信	
		電気通信に附帯するサービス	電気通信に附帯するサービス	
		放送	公共放送	NHK財務諸表
	情報通信業		民間放送	サービス産業動向調査、情報通信白書、業界資料
			有線放送	サービス産業動向調査
インターネット附随サービス		インターネット附随サービス	情報通信業基本調査、経済センサス-活動調査、経済構造実態調査、特定サービス産業動態統計	
情報サービス、映像・音声・文字情報制作		ソフトウェア業	特定サービス産業動態統計	
		インハウスイットウェア	賃金構造基本統計	
		情報処理・提供サービス	特定サービス産業動態統計、経済センサス-活動調査、経済構造実態調査	
		映像・音声・文字情報制作(新聞・出版を除く。)	サービス産業動向調査、経済センサス-活動調査、経済構造実態調査	
		新聞		
		出版		
		娯楽作品原本	経済構造実態調査(特定サービス産業実態調査)、情報通信業基本調査、出版指標年報、日本民間放送年鑑、業界資料	

表2-2 コモ法における商品別出荷額の延長年次推計の主な基礎統計・資料

中分類	小分類	コモ6桁分類	主な基礎統計・資料名	
金融・保険業	金融	FISIM	資金循環統計、国際収支統計、全国銀行財務諸表分析、日本証券業協会資料	
		金融手数料		
	保険	生命保険	生命保険協会資料、各年金基金の財務諸表、各共済保険の財務諸表、インシュアランス損害保険統計号、損害保険料率算出機構統計集、各定額保証機関の財務諸表	
		非生命保険		
	不動産業	定型保証	不動産仲介・管理業	サービスマネジメント調査、法人企業統計
		不動産仲介及び賃貸	不動産賃貸業	サービスマネジメント調査
		住宅賃貸料	住宅賃貸料	住宅・土地統計、建築着工統計、住宅着工統計、建築物滅失統計
			住宅賃貸料(帰属家賃)	
		研究開発サービス	自然科学研究機関	科学技術研究統計、法人企業統計、全国企業短期経済観測調査
			人文・社会科学研究機関	
専門・科学技術、業務支援サービス業	広告	企業内研究開発		
		広告		
	物品賃貸サービス(不動産除く)	産業用機械器具(建設機械器具を除く。)賃貸業	特定サービスマネジメント調査、経済センサス-活動調査、経済構造実態調査	
		建設機械器具賃貸業	業界資料	
		電子計算機・同関連機器賃貸業	特定サービスマネジメント調査	
		事務用機械器具賃貸業		
		スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業		
		貸自動車業	サービスマネジメント調査	
		特許等サービス		
		著作権等サービス(娯楽作品の輸出入)	国際収支統計、経済産業省企業活動基本調査、情報通信業基本調査	
		著作権等サービス(ソフトの輸出入)	国際収支統計、経済産業省企業活動基本調査	
		獣医療	サービスマネジメント調査	
	その他の対事業所サービス	法務・財務・会計サービス		
		土木建築サービス		
		労働者派遣サービス	サービスマネジメント調査、労働者派遣事業報告書、労働力統計、企業向けサービスマネジメント調査	
建物サービス		サービスマネジメント調査、経済センサス-活動調査、経済構造実態調査		
警備業				
教育	動物探査	一般会計歳入歳出決算書、特別会計歳入歳出決算書		
	その他の対事業所サービス	サービスマネジメント調査、特別会計決算参照書、特定サービスマネジメント調査、毎月勤労統計、経済センサス-活動調査、経済構造実態調査		
	その他の教育訓練機関	サービスマネジメント調査		
	医療	国民医療費、決算書		
	保健衛生	保健衛生	経済センサス、消費者物価指数	
		社会福祉		
	保育所	保育所	社会福祉施設等調査、消費者物価指数	
		介護(施設サービス)	介護給付費の状況、介護保険事業状況報告	
		介護(施設サービスを除く。)		

表2-2 コモ法における商品別出荷額の延長年次推計の主な基礎統計・資料

中分類	小分類	コモ6桁分類	主な基礎統計・資料名	
その他のサービス	自動車整備・機械修理	自動車整備	サービス産業動向調査、自動車特定整備業実態調査	
	会員制企業団体	機械修理	サービス産業動向調査	
	娯楽サービス	映画館	民間非営利団体実態調査	
		興行場(映画館を除く)・興行団	サービス産業動向調査、経済センサス-活動調査、経済構造実態調査	
	その他の対個人サービス	競輪・競馬等の競走場・競技団	サービス産業動向調査	
		スポーツ施設提供業・公園・遊園地	地方財政統計年報、財務諸表、業界資料	
		遊戯場	サービス産業動向調査、経済センサス-活動調査、経済構造実態調査	
		その他の娯楽		
		洗濯業	サービス産業動向調査	
	その他の対個人サービス	理容業		
		美容業		
		浴場業		
		その他の洗濯・理容・美容・浴場業		
		写真業		
		冠婚葬祭業		
		個人教授業(別掲を除く。)	特定サービス産業動態統計	
		各種修理業(別掲を除く。)	サービス産業動向調査	
		その他の対個人サービス		サービス産業動向調査、毎月勤労統計、国勢統計、地方財政統計年報
		分類不明		-

(備考)

1. 各種製造品について、「工業統計」、「経済構造実態調査」と記す場合は「経済センサス-活動調査」の対象年は同調査を指す。これらの統計は第二次年次推計で使用。
  2. コモ6桁分類の定義は、基本的に「平成27年産業連関表」に準拠する(「平成27年(2015年)産業連関表-総合解説編-」を参照)。
- ただし、各種製造品における防衛装備品、住宅宿泊サービス、インハウスのソフトウェア、娯楽原本、定型保証、特許等サービス、著作権サービスは国民経済計算で独自に品目を設けているほか、屑・副産物や家計外消費支出の取扱い、政府関係諸機関の格付け等における産業連関表と国民経済計算の相違がある。

## 第3章 国内総生産（生産側）の推計

### 1. 概要

国内総生産（生産側）は、経済活動（以下本章では「産業別」という。）別の付加価値から推計する（産業別分類については、表3-1参照）。このうち、市場生産者分の産業別の付加価値の推計方法は、産出額から中間投入額<sup>9</sup>を控除して求めるというもので、これを「付加価値法<sup>10</sup>」という。V表（図3-1）及びU表（図3-2）を作成して、それぞれの表で推計した産業別産出額から産業別中間投入額を差し引くことで、生産活動により新しく生み出された産業別国内総生産（付加価値）を求める。付加価値推計の主な手順は、図3-3のとおり。

一方、非市場生産者の産出額、中間投入額、付加価値額及びその構成項目は、別途決算書類等により推計する（具体的には、第4章参照）。

#### （1）V表

V表は、行に産業を、列に商品をとった産出額の行列で、各産業がどの商品をどれだけ産出したかを生産者価格で記録したものであり、行和は産業別産出額を、列和は商品別産出額を、それぞれ表している。

<sup>9</sup> 中間投入とは、生産の過程で原材料・光熱燃料・間接費等として投入された財貨・サービスを指す。

<sup>10</sup> 2015年（平成27年）基準改定においていくつかの変更を行っている。例えば、リース区分について、従来の使用者主義から経済的所有に基づく区分に改めており、フィナンシャルリース（FL）とオペレーティングリース（OL）に分けており、前者は金融業、後者は物品賃貸サービス業の産出及び投入として記録している。

図3-1 V表<sup>11</sup>

		商品				計
		1	2	...	n	
産業	1	$A_{11}$	$A_{12}$	...	$A_{1n}$	$V_1$
	2	$A_{21}$	∴		$A_{2n}$	$V_2$
	∴	∴		∴		∴
	n	$A_{n1}$			$A_{nn}$	$V_n$
	計	$X_1$	$X_2$	...	$X_n$	

商品別産出額

産業別産出額

主産物： $A_{ii}$ （対角線上）、副次生産物： $A_{ij}$ （ $i \neq j$ ，対角線上以外）

(2) U表

U表は、行に商品を、列に産業をとった投入額の行列で、各産業が生産のためにどの商品をどれだけ投入したかを購入者価格で表示したものであり、列和は産業別中間投入額を表している。

図3-2 U表<sup>12</sup>

		産業			
		1	2	...	n
商品	1	$B_{11}$	$B_{12}$	...	$B_{1n}$
	2	$B_{21}$	∴		$B_{2n}$
	∴	∴		∴	
	m	$B_{m1}$			$B_{mn}$
	計	$U_1$	$U_2$	...	$U_n$

産業別中間投入額

(3) 産業別国内総生産

産業別国内総生産は、産業別産出額（V表の行和）から産業別中間投入額（U表の列和）を控除することによって推計する。

<sup>11</sup> 本章に述べるV表は、「国民経済計算年次推計」フロー編付表4「経済活動別財貨・サービス産出表（V表）」の内数として含まれる、産業（行）及び財貨・サービス（列）がいずれも市場生産者又はその主産物である部分である。

<sup>12</sup> 本章に述べるU表は、「国民経済計算年次推計」フロー編付表5「経済活動別財貨・サービス投入表（U表）」の内数として含まれる、市場生産者である産業（列）が投入する財貨・サービス（行）に対応する部分である。

### 第3章 国内総生産（生産側）の推計

#### （4）産業別国内総生産の構成項目

国内総生産の構成項目とは、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税、（控除）補助金、雇用者報酬及び営業余剰・混合所得のことである。

産業別国内総生産を推計した後、各構成項目をそれぞれ産業別に推計する（雇用者報酬は第9章を、固定資本減耗は第11章を参照）。産業別営業余剰・混合所得は、産業別国内総生産から、それ以外の構成項目を控除したバランス項目として推計される。

これらの関係は、以下のような式で表すことができる。

- 1) 産業別国内総生産  
= 産業別産出額（V表の行和）－産業別中間投入額（U表の列和）  
= 産業別固定資本減耗＋産業別生産・輸入品に課される税＋（控除）補助金  
＋産業別雇用者報酬＋産業別営業余剰・混合所得
- 2) 産業別国内純生産 = 産業別国内総生産－産業別固定資本減耗
- 3) 産業別営業余剰・混合所得  
= 産業別国内総生産－産業別固定資本減耗  
－産業別生産・輸入品に課される税－（控除）補助金－産業別雇用者報酬

#### （5）実質化

産業別国内総生産の実質値は、産業別産出額と産業別中間投入額をそれぞれ実質化し、その差から求めるというダブルデフレーション方式によって推計する（第8章参照）。



表3-1 産業別分類

大分類	中分類	小分類	細分類	
			平成22年以前	平成23年以降
農林水産業	農林水産業	農業	米麦生産業、その他の耕種農業、畜産業、農業サービス業	米麦生産業、その他の耕種農業、畜産業、農業サービス業
			林業	林業
鉱業	鉱業	水産業	漁業・水産養殖業	漁業・水産養殖業
			鉱業	石炭・原油・天然ガス鉱業、採石・砂利採取業、その他の鉱業
製造業	食料品	食料品	畜産食料品製造業、水産食料品製造業、その他の食料品製造業、飲料製造業、たばこ製造業	畜産食料品製造業、水産食料品製造業、その他の食料品製造業、飲料製造業、たばこ製造業
			繊維製品	化学繊維製造業、紡績業、織物・その他の繊維製品製造業
	パルプ・紙・紙加工品	パルプ・紙・紙加工品	パルプ・紙・紙加工品	パルプ・紙・紙加工品製造業
			化学	基礎化学製品製造業、その他の化学工業
	石油・石炭製品	石油・石炭製品	石油・石炭製品	石油製品製造業、石炭製品製造業
			窯業・土石製品	窯業・土石製品製造業
	一次金属	一次金属	金属製品	製鉄業、その他の鉄鋼業、非鉄金属製造業
			はん用・生産用・業務用機械	金属製品製造業
	電子部品・デバイス	電子部品・デバイス	はん用・生産用・業務用機械	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業
			電気機械	電子部品・デバイス製造業
	情報・通信機器	情報・通信機器	電気機械	産業用電気機械器具製造業、民生用電気機械器具製造業、その他の電気機械器具製造業
			情報・通信機器	通信機械・同関連機器製造業、電子計算機・同附属装置製造業
輸送用機械	輸送用機械	輸送用機械	自動車製造業、船舶製造業、その他の輸送用機械・同修理業	
		その他の製造業	印刷・製版・製本業	
		その他の製造業	木材・木製品製造業、家具製造業、皮革・皮革製品・毛皮製品製造業、ゴム製品製造業、その他の製造業	

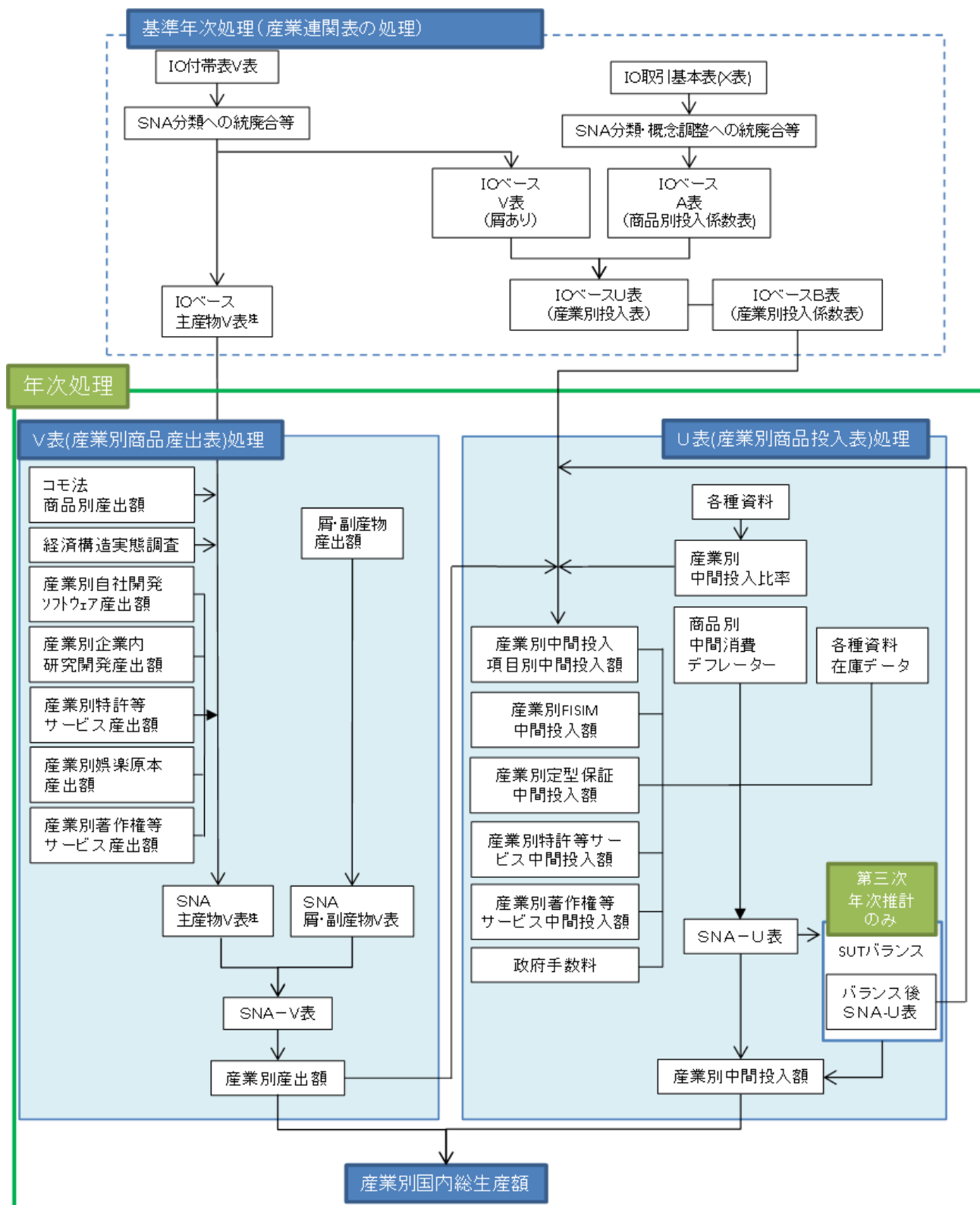
※は非市場生産者（一般政府、対家計民間非営利団体に属する）を表し、推計方法については第4章参照のこと。

第3章 国内産生産（生産側）の推計

大分類		中分類		小分類		細分類	
						平成22年以前	平成23年以降
電気・ガス・水道・廃棄物処理業	電気・ガス・水道・廃棄物処理業	電気業	電気業	電気業	電気業	電気業	電気業
			ガス・水道・廃棄物処理業	ガス・熱供給業、上水道業、工業用水道業、廃棄物処理業 ※（政府）下水道、廃棄物処理	ガス・熱供給業、上水道業、工業用水道業、廃棄物処理業 ※（政府）下水道、廃棄物処理	ガス・熱供給業、上水道業、工業用水道業、廃棄物処理業 ※（政府）下水道、廃棄物処理	
建設業	建設業	建設業	建設業	建設業	建設業	建設業	建設業、土木業
			卸売・小売業	卸売業	卸売業	卸売業	
運輸・郵便業	運輸・郵便業	運輸・郵便業	運輸・郵便業	運輸・郵便業	運輸・郵便業	運輸・郵便業	鉄道業、道路運送業、水運業、航空運輸業、その他の運輸業、郵便業 ※（政府）水運施設管理、航空施設管理
			宿泊・飲食サービス業	宿泊・飲食サービス業	宿泊・飲食サービス業	飲食サービス業、旅館・その他の宿泊所	
情報通信業	宿泊・飲食サービス業	情報通信業	情報通信業	通信・放送業	通信・放送業	通信・放送業	通信・電話業、放送業
			情報通信業	情報サービス・映像音声文字情報制作業	情報サービス・映像音声文字情報制作業	情報サービス業、映像・音声・文字情報制作業	
金融・保険業	金融・保険業	金融・保険業	金融・保険業	金融・保険業	金融業	金融業、保険業	金融業、保険業
			不動産業	不動産業	住宅賃貸業	住宅賃貸業	
専門・科学技術・業務支援サービス業	専門・科学技術・業務支援サービス業	専門・科学技術・業務支援サービス業	その他の不動産業	その他の不動産業	不動産仲介業、不動産賃貸業	不動産仲介業、不動産賃貸業	不動産仲介業、不動産賃貸業
			情報通信業	専門・科学技術・業務支援サービス業	研究開発サービス、広告業、物品賃貸サービス業、その他の対事業所サービス業、獣医学業、※（政府）学術研究、※（非営利）自然・人文科学研究機関	研究開発サービス、広告業、物品賃貸サービス業、その他の対事業所サービス業、獣医学業、※（政府）学術研究、※（非営利）自然・人文科学研究機関	
公務教育	公務教育	公務教育	公務教育	公務教育	公務教育	公務教育	※（政府）公務教育、※（政府）教育、※（非営利）教育
			保健衛生・社会事業	保健衛生・社会事業	保健衛生・社会事業	医療・保健、介護、※（政府）保健衛生、社会福祉、※（非営利）社会福祉	医療・保健、介護、※（政府）保健衛生、社会福祉、※（非営利）社会福祉
その他のサービス	その他のサービス	その他のサービス	その他のサービス	その他のサービス	自動車整備・機械修理業、会員制企業団体、娯楽業、洗濯・美容・浴場業、その他の対個人サービス業、※（政府）社会教育、※（非営利）社会教育、その他	自動車整備・機械修理業、会員制企業団体、娯楽業、洗濯・美容・浴場業、その他の対個人サービス業、※（政府）社会教育、※（非営利）社会教育、その他	
			その他のサービス	その他のサービス	自動車整備・機械修理業、会員制企業団体、娯楽業、洗濯・美容・浴場業、その他の対個人サービス業、※（政府）社会教育、※（非営利）社会教育、その他	自動車整備・機械修理業、会員制企業団体、娯楽業、洗濯・美容・浴場業、その他の対個人サービス業、※（政府）社会教育、※（非営利）社会教育、その他	

※は非市場生産者（一般政府、対家計民間非営利団体に属する）を表し、推計方法については第4章参照のこと。

図3-3 付加価値推計手順（名目値）



注：『主産物V表』は、「屑・副産物の産出額を除いたV表のことで、主産物及び副次生産物のV表」をいう。

## 2. 基準年次処理（産業連関表の処理）

付加価値推計の主な手順は、図3-3で示すとおり、基準年次処理と年次処理に大別される。ここではまず、基準年次処理について述べる。

基準年次処理とは、国民経済計算の基準改定（約5年ごと）に際して、経済の産出と投入の構造を詳細に表す統計として約5年ごとに作成・公表される『産業連関表』を取りこむにあたり、その取引基本表（以下「I0取引基本表」という。）及び付帯表V表（産業別商品産出表。以下「I0付帯表V表」という。）に、国民経済計算の定義・概念に合致するよう各種の調整を行い、年次のV表（SNA-V表）及びU表（SNA-U表）の推計の土台となるI0ベース主産物V表、産業別投入係数表（I0ベースB表）、産業別投入表（I0ベースU表）（図3-3参照）及び中間投入比率の補正率（図3-5参照）を作成する処理のことである。

### （1）I0ベースV表（屑あり）及びI0ベース主産物V表の作成

I0付帯表V表に以下の2つの処理を行って、I0ベースV表（屑あり）及びI0ベース主産物V表を作成する。

#### a. 産業分類及び商品分類の統廃合

付加価値法の推計作業における産業分類（88分類）は、基本的にI0取引基本表の産業分類に基づいているが、基準年次以外の年次推計を行うため、一部、基礎資料の制約等を考慮した分類の統合や、産業構造の動向を的確に把握するための分類の細分化を行う<sup>13</sup>。また、I0取引基本表における仮設部門である自家輸送部門（旅客自動車、貨物自動車）等については削除する。

#### b. 屑・副産物の取扱い

I0付帯表V表では、屑・副産物が発生部門と競合部門との交点に配分されている。基準年次処理では、この屑・副産物を次の方法により調整し、I0ベースV表（屑あり）とI0ベース主産物V表を作成する。前者はI0ベースU表の導出に、後者は年次処理のV表導出時のベンチマークとして使用される。

##### （a）I0ベースV表（屑あり）

I0付帯表V表に商品技術仮定<sup>14</sup>を適用してU表を作成すると、屑・副産物についても商品技術仮定が適用されることになり、屑・副産物は主産物が生産される過

<sup>13</sup> 例えば、I0付帯表V表におけるめん・パン・菓子類及び農産保存食料品等をSNA-V表ではその他の食料品製造業に統合している。逆に、前者の農業サービスを後者では農業サービスと獣医業に細分化している。

<sup>14</sup> 商品技術仮定とは、「ある商品は、それがどの産業で生産されようとも同一の投入構造をもつとする仮定」である。

程で発生するのが通常であるという実態（例えば、石油化学基礎製品での生産過程で発生する液化石油ガス等<sup>15</sup>）にそぐわなくなる。

このため、I0付帯表V表から屑・副産物を一度取り除き、主産物（対角線上）に計上し直して、I0ベースV表（屑あり）を作成する。屑・副産物を主産物に含めることで、産業が供給する商品は主産物と副次生産物だけとなり、商品技術仮定を上述の実態に合った形で適用することが可能となる。I0ベースV表（屑あり）は、I0ベースU表の導出に用いられる。

(b) I0ベース主産物V表

I0付帯表V表から屑・副産物の産出額を控除して、I0ベース主産物V表を作成する。これは、年次処理のSNA主産物V表の作成に用いられる。

(2) I0ベースU表及びI0ベースB表の作成

基準年次において、I0取引基本表とI0付帯表V表を基に、I0ベースU表及びI0ベースB表を作成する。（図3-1参照）

a. I0取引基本表の調整

付加価値法では、I0取引基本表における部門ごとのタテ方向（列部門）の国内生産額及びその生産に用いられた投入費用構成の情報に基づいて推計を行う。

以下、本章では、I0取引基本表のうち図3-4の白抜きで示す部分（中間投入、粗付加価値及び国内生産額）を「X表」という<sup>16</sup>。基準年次処理においては、このX表に、次の（a）～（c）の処理を施す。

<sup>15</sup> 例えば、石油化学基礎製品の生産過程で発生した液化石油ガスは、I0付帯V表では、石油化学基礎製品を含む産業である石油化学基礎製品（行）と液化石油ガスを含む商品である石油製品（列）の交点に計上されている。これに商品技術仮定を適用してU表を推計した場合、上述の実態を踏まえれば、石油化学基礎製品（行）の生産過程で発生した液化石油ガスは、その主産物たる石油化学基礎製品（列）と同一の投入構造を持つものとして推計されるべきところ、実際には石油製品（行）の主産物である石油製品（列）の投入構造を持つものとして推計されてしまうことになる。このため、I0ベースV表（屑あり）の作成においては、I0付帯表V表の石油化学基礎製品（行）と液化石油ガス（列）との交点に計上されている額を一度取り除き、石油化学基礎製品（行）と石油化学基礎製品（列）との交点（主産物）に計上し直している。

<sup>16</sup> X表とは、第2章にもあるように、I0取引基本表のヨコ方向（行部門）最終需要部門を含む全体を示すことが多いが、本章では便宜上、付加価値法で用いる部分に限定している。

図3-4 IO取引基本表とX表

↓ タテ方向			商品（部門）	最終 需要 e	産出額 q	
			$n_1 \quad n_2 \quad n_3 \quad \dots$			
	商品 （部 門）	$n_1$ $n_2$ $n_3$ :	中間投入			$q_1$ $q_2$ $q_3$ :
	付加価値の構成項目 （粗付加価値）		雇用者報酬（雇用者所得）			
			営業余剰・混合所得（営業余剰）			
固定資本減耗（資本減耗引当）						
生産・輸入品に課される税（間接税）						
（控除）補助金（（控除）経常補助金）						
産出額（国内生産額）q		$q_1 \quad q_2 \quad q_3 \quad \dots$				

※：（ ）内は IO 取引基本表の用語

(a) 部門間の調整

- ① 自家輸送部門（旅客自動車、貨物自動車）を各部門へ配分する。
- ② 家計外消費支出（X表における宿泊・日当、交際費及び福利厚生費）を各部門の生産活動に必要な経費、すなわち付加価値ではなく、中間投入として取り扱う。
- ③ 列部門を国民経済計算の産業分類に、行部門をコモ6桁分類に準じて統廃合を行う。

(b) 屑・副産物の調整

屑・副産物に関して、X表では原則としてマイナス投入方式（ストーン方式ともいう）を採用しており、発生部門（行）からマイナス投入（つまり販売）したものと扱われている。国民経済計算では、生産過程から生じた屑・副産物を当該商品の産出額に含めているため、X表のマイナス投入を削除する。

(c) その他の国民経済計算概念への組替え

国民経済計算において、企業内研究開発は独立した産業として設定せず、各産業による副次生産物という扱いになっているため、（列）企業内研究開発を分割して各列に加えている。また、（列）物品賃貸業及び各列部門が投入する各種物品賃貸業（行）への投入は、リース区分の変更により、フィナンシャルリース分とオペレーティングリース分に分割する。フィナンシャルリース分については、国民経済計算における推計値である FISIM 消費額を用いる。

また、金融、保険及び住宅賃貸料の各部門の国内生産額等については、国民経済計算における推計値を用いる。

b. I0 ベースU表及び I0 ベースB表の導出

上記の調整後のX表と I0 ベースV表（屑あり）から、商品技術仮定を用いて、I0 ベースU表及び I0 ベースB表を推計する。これらは、SNA-U表の作成に用いられる。

(3) 中間投入項目別 I0 投入比率及び補正率

年次 SNA-U表を作成するために、基準年では、以下の処理を行う（図3-5 参照）。

a. 各種資料の入手

産業別の産出額に対する中間投入額の比率（中間投入比率）を推計するための各種資料を入手する。中間投入比率の推計に用いる主な各種基礎資料は、表3-2のとおりである。

b. 中間投入項目の設定

産業ごとに各種基礎資料の費用項目に対応した中間投入項目を設定する（中間投入項目の例については、下表を参照）。

【中間投入項目例】

米麦生産業	製造業	飲食サービス業
種苗費	原材料使用額	材料費
肥料費	燃料使用額	外注費
農業薬剤費	電力使用額	地代家賃
光熱動力費	その他の経費	水道光熱費
賃借料		販売手数料・広告費
包装荷造・運搬等料金		その他の経費
諸材料費等		

c. 中間投入項目と I0 ベースB表の商品との対応づけ

産業別に、b. で設定した中間投入項目と、I0 ベースB表の約 400 商品とを対応付ける。

d. 中間投入項目ごとの中間投入比率（暫定推計値）の推計

産業別に、各種資料から産出額あるいは売上高に対する中間投入額の割合を求めるという形で、中間投入比率（暫定推計値）を推計する。各産業の中間投入比率（暫定推計値）の推計方法は、後述3.（2）のとおり。

### 第3章 国内総生産（生産側）の推計

#### e. I0 投入比率

I0 ベースB表の各産業の商品投入係数を、c. で対応付けた中間投入項目ごとに足し上げ、産業別中間投入項目別投入係数（以下「I0 投入比率」という。）を求める。

#### f. 産業別中間投入項目別補正率の作成

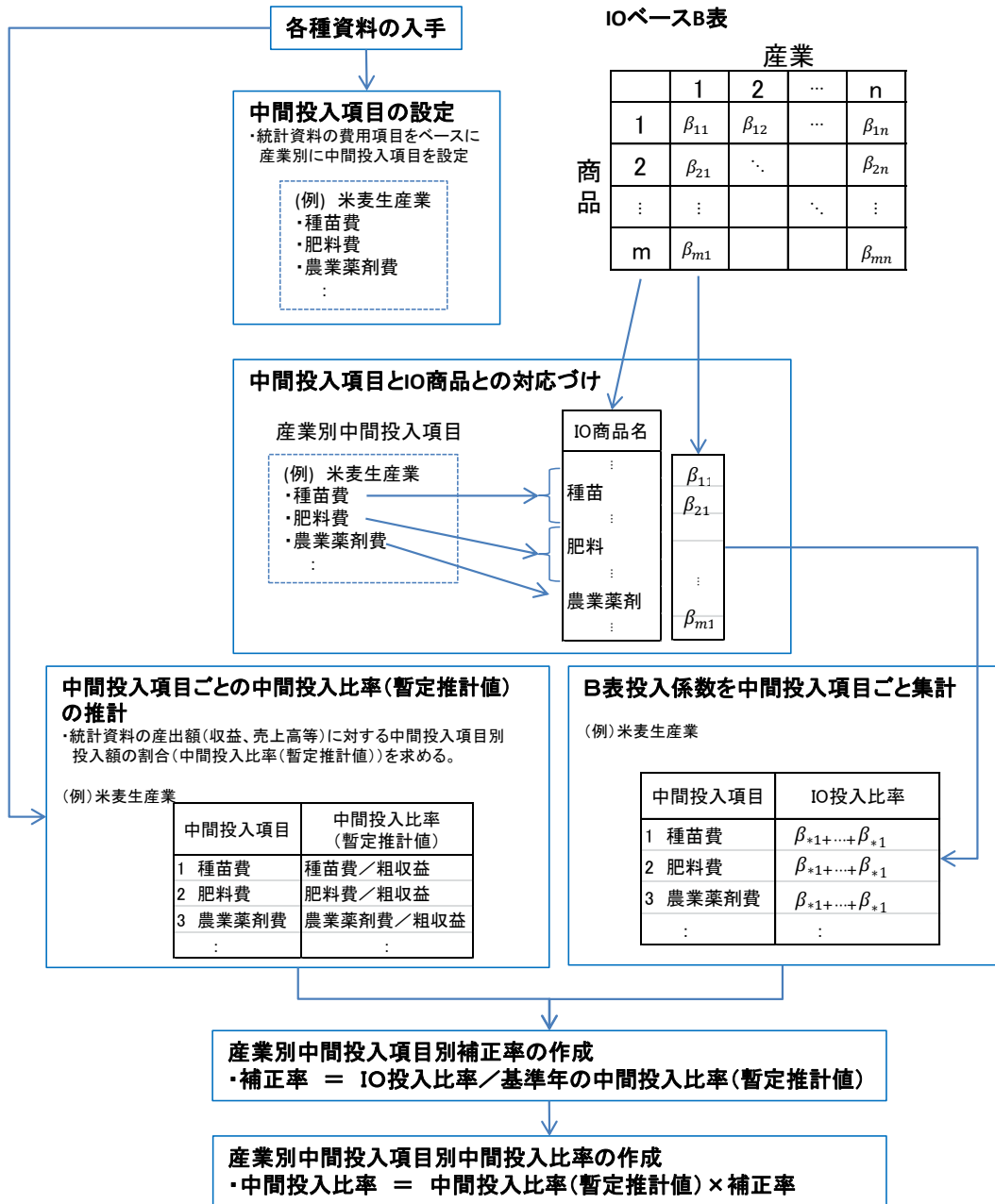
各種資料から推計するd. の中間投入比率（暫定推計値）と、e. のI0 投入比率は、種々の理由により必ずしも一致しない。具体的には、例えば、I0 取引基本表では、投入構造が全ての商品について把握されているのに対し、各種資料を用いたd. の推計では把握される費用項目が経年的に把握できるものに限られていること、一般に自家消費生産物の把握が困難であること等が理由として挙げられる。

このため、基準年次処理においてd. の中間投入比率（暫定推計値）をe. のI0 投入比率に合わせるための補正率を、次式から算出する。

$$\text{補正率} = \text{I0 投入比率} / \text{中間投入比率（暫定推計値）}$$



図3-5 中間投入比率推計の手順



### 第3章 国内総生産（生産側）の推計

表3-2 中間投入比率の推計に用いる主な資料

産業別分類 (大分類)	資料名	周期	出 所
農林水産業	産業連関表	5年	総務省等
	営農類型別経営統計	毎年	農林水産省
	漁業産出額	毎年	農林水産省
	漁業経営調査報告	毎年	農林水産省
鉱業	産業連関表	5年	総務省等
	経済センサスー活動調査	5年	総務省・経済産業省
	工業統計	毎年	経済産業省
	経済構造実態調査	毎年	総務省・経済産業省
製造業	産業連関表	5年	総務省等
	経済センサスー活動調査	5年	総務省・経済産業省
	法人企業統計	毎年	財務省
	工業統計	毎年	経済産業省
	経済構造実態調査	毎年	総務省・経済産業省
電気・ガス・水道・ 廃棄物処理業	産業連関表	5年	総務省等
	地方公営企業年鑑	毎年	総務省
	一般廃棄物処理実態調査	毎年	環境省
	有価証券報告書	毎年	各機関
建設業	産業連関表	5年	総務省等
	法人企業統計	毎年	財務省
	毎月勤労統計	毎年	厚生労働省
	労働力統計	毎年	総務省
卸売・小売業	産業連関表	5年	総務省等
	法人企業統計	毎年	財務省
運輸・郵便業	産業連関表	5年	総務省等
	法人企業統計	毎年	財務省
	有価証券報告書	毎年	各機関
宿泊・飲食サービス業	産業連関表	5年	総務省等
	法人企業統計	毎年	財務省
	中小企業実態基本調査	毎年	中小企業庁
情報通信業	産業連関表	5年	総務省等
	経済センサスー活動調査	5年	総務省・経済産業省
	特定サービス産業実態調査	毎年	経済産業省
	経済構造実態調査	毎年	総務省・経済産業省
	有価証券報告書	毎年	各機関
金融・保険業	産業連関表	5年	総務省等
	全国銀行総合財務諸表	毎年	(一社)全国銀行協会
不動産業	産業連関表	5年	総務省等
	法人企業統計	毎年	財務省

専門・科学技術、 業務支援サービス業	産業連関表	5年	総務省等
	経済センサス－活動調査	5年	総務省・経済産業省
	科学技術研究統計	毎年	総務省
	特定サービス産業実態調査	毎年	経済産業省
	経済構造実態調査	毎年	総務省・経済産業省
	農業共済財務主要統計	毎年	(独) 農林漁業信用基金
教育	産業連関表	5年	総務省等
保健衛生・社会事業	産業連関表	5年	総務省等
	病院経営実態調査報告	毎年	(一社) 全国公私病院連盟 (一社) 日本病院会
その他のサービス	産業連関表	5年	総務省等
	民間非営利団体実態調査	毎年	内閣府
	中小企業実態基本調査	毎年	中小企業庁

### 3. 年次処理

2. で基準年次処理について述べたが、そこで作成された I0 ベース主産物 V 表、I0 ベース B 表、I0 ベース U 表等を用いて、基準年以降の年次推計を行う方法について述べる。

#### (1) V 表 (図 3-3 及び図 3-6 参照)

##### a. SNA 主産物 V 表の作成

##### (a) 第一段階の推計

コモ法で推計した商品別産出額（自社開発ソフトウェア、企業内研究開発等を除く）から、V 表の商品分類（88 分類。表 3-1 の細分類を参照）での商品別産出額（以下「88 商品別産出額」という。）を求める。

次に、産業別にみた商品産出構造の特徴や基礎資料上の制約等を考慮して、以下の 2 つに分けて SNA 主産物 V 表の第一段階の推計を行う。

##### ① 製造業部門（第二年年次推計時）

推計対象となる年次ごとに『経済センサス - 活動調査』、『工業統計』又は『経済構造実態調査』の情報を用いて、品目別出荷額を産業別に組み替えることによって製造業 V 表を作成する。

##### ② 製造業部門（第一年年次推計時）及び非製造業部門

製造業部門について、第一年年次推計時には、『経済センサス - 活動調査』、『工業統計』又は『経済構造実態調査』が利用可能でないことから、まず 88 商品別産出額を前年の第二年年次推計における主産物 V 表の主産物比率（商品別産出額計に対する各産業の主産物の産出額の比率）に乗じて各産業における主産物産出額を求め、これに、同じく副次生産物比率（各産業の主産物に対する副次生産物の産出額の比率）を乗じることによって副次生産物産出額を求める。

### 第3章 国内総生産（生産側）の推計

非製造業部門については、88 商品別産出額（自社開発ソフトウェア、企業内研究開発等を除く）を、I0 ベース主産物V表における主産物比率に乗じて各産業における主産物産出額を求め、これに、I0 ベース主産物V表における副次生産物比率を乗じることによって副次生産物産出額を求める。

#### (b) 第二段階の推計

次に、第一段階の推計で作成した主産物V表の列和（＝商品別産出額）と 88 商品別産出額との差を、原則として当該商品の主産物（当該商品の列のうち、これを主産物とする産業のセル）に加算する。

#### (c) 自社開発ソフトウェア、企業内研究開発等

別途、コモ法の推計過程で得られる産業別の自社開発ソフトウェア、企業内研究開発、特許等サービス、娯楽作品原本、著作権等サービス、定型保証、住宅宿泊サービス等の産出額を、それぞれ対応する産業に加算する。

#### b. SNA 屑・副産物V表の作成

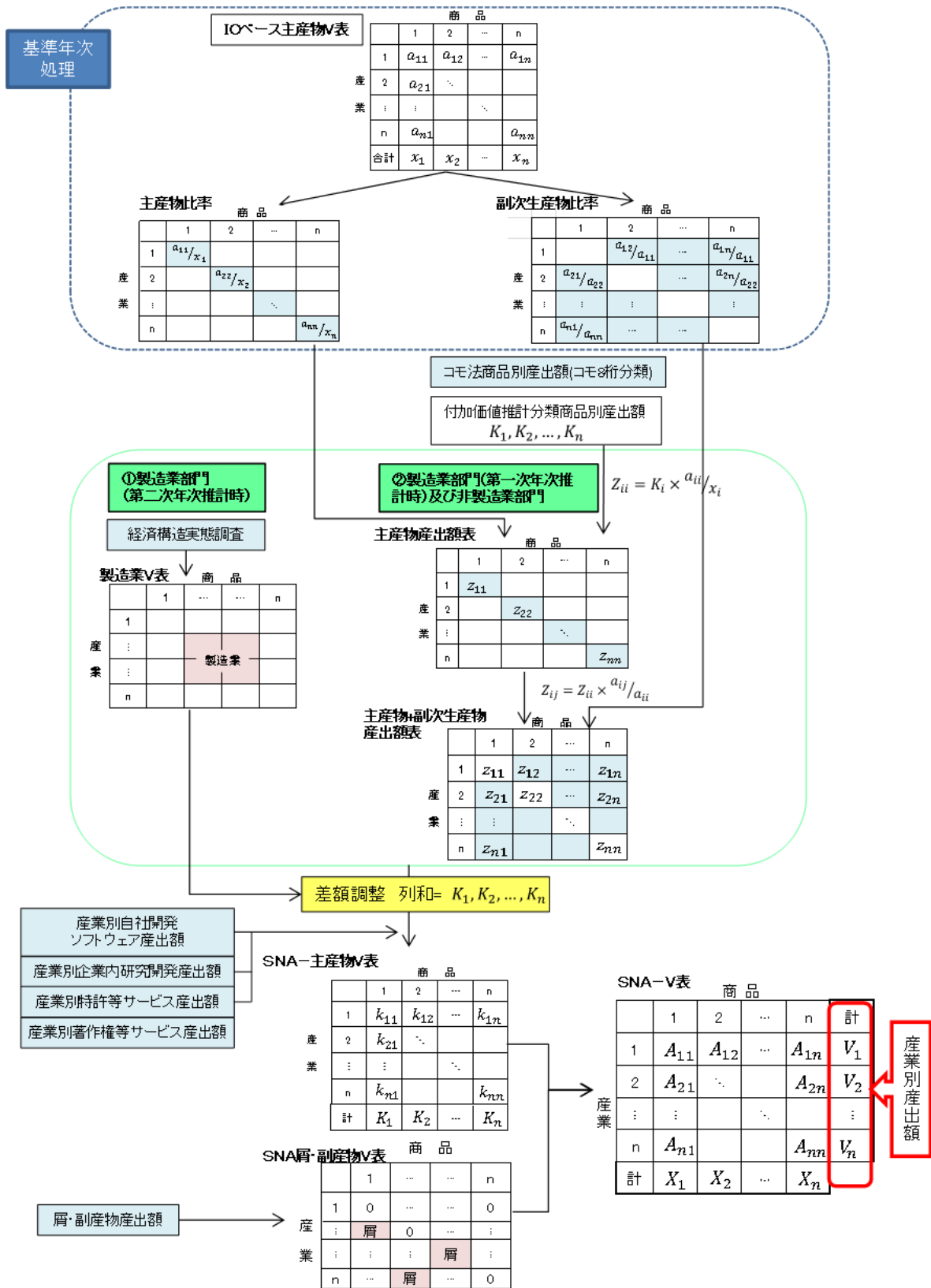
コモ法で推計した屑・副産物の産出額を、組替え集計することにより、SNA 屑・副産物V表を作成する。

#### c. 産業別産出額の算出

a. の SNA 主産物V表に、b. の屑・副産物V表を加算することにより、SNA-V表を作成する。この SNA-V表の行和から、産業別産出額を推計する。

なお、コモ法の在庫品評価調整前の商品別産出額及び屑・副産物産出額を用いて在庫品評価調整前V表を、同じく在庫品評価調整後の商品別産出額及び屑・副産物産出額を用いて在庫品評価調整後V表をそれぞれ推計する。

図3-6 年次処理におけるV表処理の概要



### 第3章 国内総生産（生産側）の推計

#### (2) U表

##### a. 中間投入比率（暫定推計値）の推計

産業ごとの中間投入比率（暫定推計値）又はその伸び率の推計について、産業別大分類別の主要な例は、以下のとおりである。なお、ここでの産出額及び中間投入額は、中間投入比率（暫定推計値）を算出するためのものであり、国民経済計算の産出額及び中間投入額とは異なる。産業別中間投入比率推計に用いる各種基礎資料については表3-2を参照。

##### (a) 農林水産業

米麦生産業については、『営農類型別経営統計』（農林水産省）の米部門及び麦類部門ごとに推計する。部門粗収益を産出額、肥料、賃借料等の中間投入項目に対応する費用を中間投入額とし、これを前者で除して、中間投入比率を推計する。米部門と麦類部門をウェイトを用いて統合し、米麦生産業の中間投入比率（暫定推計値）を推計する。

##### (b) 鉱業

採石・砂利採取業については、『経済センサス - 活動調査』、『工業統計』又は『経済構造実態調査』の砕石製造業の産出額に対する原材料使用額等の比率を当年の中間投入比率（暫定推計値）とし、これを前年の中間投入比率（暫定推計値）で除することにより伸び率を推計する。また、採石・砂利採取業以外の鉱業は、『経済センサス - 活動調査』より作成した投入比率を中間投入比率（暫定推計値）として用いる。

##### (c) 製造業

原則として、『経済センサス - 活動調査』、『工業統計』又は『経済構造実態調査』の出荷額から加工賃収入額等を控除して産出額を求めるとともに、同統計から、原材料使用額、燃料使用額及び電力使用額を求め、これを産出額で除して、中間投入比率（暫定推計値）を推計する。また、その他の経費は、『法人企業統計』の販売費及び一般管理費を売上高で除して、中間投入比率（暫定推計値）を推計する。こうして求めた当年の中間投入比率（暫定推計値）を前年の中間投入比率（暫定推計値）で除することにより伸び率を推計する。

##### (d) 電気・ガス・水道業・廃棄物処理業

電気業については、電気事業者の有価証券報告書の電気事業営業収益を産出額、中間投入項目に対応する費用を中間投入額とし、これを前者で除して、中間投入比率（暫定推計値）を推計する。

##### (f) 建設業

コモ法の推計から得られる商品別建設向け資材投入額を用いて中間投入額を推計し、これに『法人企業統計』等を用いて推計した付加価値額を合計して産出額とし、中間投入額をこれで除して、中間投入比率（暫定推計値）を推計する。

(g) 卸売・小売業

『法人企業統計』の売上高（売上原価を除く）を産出額、動産・不動産賃借料、福利厚生費等の中間投入項目に対応する費用を中間投入額とし、これを前者で除して、中間投入比率（暫定推計値）を推計する。

(h) 運輸・郵便業

鉄道業については、鉄道会社の有価証券報告書等の鉄道業の収入計を産出額、中間投入項目に対応する費用を中間投入額とし、これを前者で除して、中間投入比率（暫定推計値）を推計する。

郵便業については、中間投入比率を推計するための基礎資料がないため、基準年のI0投入比率を中間投入比率（暫定推計値）として用いる。

(i) 宿泊・飲食サービス業

宿泊業については、『法人企業統計』の売上高を産出額、動産・不動産賃借料、福利厚生費等の中間投入項目に対応する費用を中間投入額とし、これを前者で除して、中間投入比率（暫定推計値）を推計する。

飲食サービス業については、『中小企業実態基本調査』（中小企業庁）を用い、飲食店部門、持ち帰り・配達飲食サービス業部門それぞれについて中間投入比率を推計する。具体的には、同統計の売上高を産出額、材料費、地代家賃等の各費用を中間投入額とし、これを前者で除して、中間投入比率を推計する。各部門のウェイトを用いて統合し、飲食サービス業の中間投入比率（暫定推計値）を推計する。

(j) 情報通信業

電信・電話業のうち、インターネット付随サービス業以外の部門については、通信事業者の有価証券報告書等の通信業の収入計を産出額、中間投入項目に対応する費用を中間投入額とし、これを前者で除して、中間投入比率を推計する。また、インターネット付随サービス業部門は、『経済センサス - 活動調査』又は『経済構造実態調査』の売上（収入）金額を産出額、同統計の費用総額から給与総額、減価償却費等を控除し中間投入額とする。これを前者で除して、中間投入比率を推計する。インターネット付随サービス業とそれ以外の部門をウェイトを用いて統合し、電信・電話業の中間投入比率（暫定推計値）を推計する。

情報サービス業は、『経済センサス - 活動調査』又は『経済構造実態調査』の売上（収入）金額を産出額、同統計の費用総額から給与総額、減価償却費等を控除し中間投入額とする。これを前者で除して、中間投入比率（暫定推計値）を推計する。

(k) 金融・保険業

金融業は、コモ法による推計値を産出額とするとともに、各種資料から物件費の内訳を求め、中間投入項目ごとに中間投入額を推計する。これを前者で除して、中間投入比率（暫定推計値）を推計する。

### 第3章 国内総生産（生産側）の推計

#### (1) 不動産業

住宅賃貸業及び不動産賃貸業については、『法人企業統計』の売上高を産出額、動産・不動産賃借料、福利厚生費等の中間投入項目に対応する費用を中間投入額とし、これを前者で除して、中間投入比率（暫定推計値）を推計する。こうして求めた当年の中間投入比率（暫定推計値）を前年の中間投入比率（暫定推計値）で除することにより伸び率を推計する。

#### (m) 専門・科学技術、業務支援サービス業

研究開発サービスについては、『科学技術研究統計』の社内使用研究費等から産出額を推計するとともに、同統計のうち、原材料費、リース料等の中間投入項目に対応する費用を中間投入額とし、これを前者で除して、中間投入比率（暫定推計値）とする。最後に当年の中間投入比率（暫定推計値）を前年の中間投入比率（暫定推計値）で除することにより伸び率を推計する。

広告業については、『経済センサス - 活動調査』又は『経済構造実態調査』の売上（収入）金額を産出額、同統計の費用総額から給与総額、減価償却費等を控除し中間投入額とする。これを前者で除して、中間投入比率（暫定推計値）を推計する。

物品賃貸サービス業は、『経済センサス - 活動調査』又は『経済構造実態調査』の物品賃貸業部門と貸自動車業部門それぞれについて中間投入比率を推計する。具体的には、同統計の売上（収入）金額を産出額、費用総額から給与総額、減価償却費等を控除し中間投入額とする。これを前者で除して、中間投入比率を推計する。物品賃貸業部門と貸自動車業部門についてウェイトを用いて統合し、物品賃貸サービス業の中間投入比率（暫定推計値）を推計する。

#### (n) 教育

中間投入比率を推計するための各種資料がないため、基準年の I0 投入比率を中間投入比率（暫定推計値）として用いる。

#### (o) 保健衛生・社会事業

医療・保健は、『病院経営実態調査報告』（（一社）全国公私病院連盟・（一社）日本病院会）の医業収益を産出額、薬品費、診療材料費等の中間投入項目に対応する費用を中間投入額とし、これを前者で除し、中間投入比率（暫定推計値）とする。

#### (p) その他のサービス

洗濯・理容・美容・浴場業は、『中小企業実態基本調査』の売上高・営業収益を産出額、材料費、地代家賃等の中間投入項目に対応する費用を中間投入額とし、これを前者で除し、中間投入比率（暫定推計値）とする。

#### b. 産業別中間投入項目別の中間投入比率の推計

産業別中間投入項目別の中間投入比率は、(a) 中間投入比率（暫定推計値）及び前年の補正率を用いる方法と、(b) 中間投入比率（暫定推計値）の伸び率を用いて、前



年の中間投入比率から延長推計する方法があり、それぞれ以下の式から算出する。ここで、(a) 及び (b) で参照している前年の補正率又は中間投入比率のうち、基準年を含む第三次年次推計の対象年以前のものについては、第5章で述べるように、SUTの枠組みを活用したコモ法と付加価値法等の推計値の統合（SUT バランス）の結果として導出されたものである<sup>17</sup>。

(a) 中間投入比率 = 中間投入比率（暫定推計値）×前年の補正率

(b) 中間投入比率 =

前年の中間投入比率×中間投入比率（暫定推計値）の伸び率

#### c. 産業別中間投入項目別中間投入額の推計

在庫品評価調整前V表から産業別自社開発ソフトウェア及び産業別企業内研究開発の産出額等を控除したV表の産業別産出額を、b. で推計した産業別中間投入項目別の中間投入比率に乗じることにより、産業別中間投入項目別中間投入額を算出する。

#### d. 在庫品評価調整前 SNA-U 表の作成

##### (a) 中間投入額の細分化

c. の中間投入額を、産業別中間投入項目別から産業別商品別に細分化するため、前年の各中間投入項目における商品別中間投入額を各商品の中間消費デフレーター（第8章を参照）により当該年価格で再評価（インフレート）し、それを基に中間投入項目を商品レベルに分割する。ここで、基準年を含む第三次年次推計の対象年以前の各中間項目における商品構成は、b. で述べたように、SUT バランスによる統合の結果として導出されたものである。

具体的には、図3-5のように、ある産業のある中間投入項目に対して、商品A～Dが対応付けられている場合、前年のSNA-U表投入額①に当年の中間消費デフレーター②を乗じることにより、インフレート後の商品A～Dの投入額③を求める。それらを③の合計額で、それぞれ除することにより、構成比を求める。c. で求めた産業別中間投入項目別の中間投入額にこの構成比を乗じることにより、産業別商品別の中間投入額を算出する。

<sup>17</sup> 例えば、2016年のSNA-U表の推計には、2015年（平成27年基準の基準年）の補正率を用いる。この補正率は、本章2.(3)f.の補正率を用いて推計された2015年のSNA-U表とコモ法推計値を、SUTの枠組みに基づいて統合した結果得られる、事後的に修正された補正率である。

図3-5 例：中間投入額の商品分割構成比

商品	①前年のSNA-U表投入額	②当年の中間消費デフレーター	③インフレート (①×②/100)	③の構成比
A	100	80	80	0.068
B	200	100	200	0.169
C	300	100	300	0.254
D	400	150	600	0.508
			1180	

(b) 産業別の FISIM 等の中間投入額の追加

(a) の産業別商品別中間投入額に、産業別の FISIM、定型保証、特許等サービス、著作権等サービス及び政府手数料の中間投入額をそれぞれ追加し、在庫品評価調整前U表を作成する。

図3-6 在庫品評価調整前U表

		産業			
		1	2	...	n
商品	1	$B_{11}$	$B_{12}$	...	$B_{1n}$
	⋮	⋮	⋮		
	FISIM				
	⋮	⋮		⋮	
	定型保証				
	⋮	⋮			⋮
	特許等サービス				
	⋮	⋮			⋮
	政府手数料				
	計	$U_1$	$U_2$	...	$U_n$

f. 在庫品評価調整後U表

産業別中間投入額の在庫品評価調整額は、産業別商品別原材料在庫残高を基に推計する。

(a) 『経済センサス-活動調査』、『工業統計』又は『経済構造実態調査』及び『法人企業統計』を基に、産業別に期首と期末の名目在庫残高を算出し、商品別に配分し、期首と期末の産業別商品別在庫残高を求める。

(b) (a) と別途推計する在庫残高デフレーターを用いて、産業別商品別在庫品評価調整額を推計する。推計式は次式のとおり。

- ①在庫品評価調整前名目在庫増加額＝期末在庫残高－期首在庫残高
- ②在庫品評価調整後名目在庫増加額  
＝（期末在庫残高／期末在庫残高デフレーター  
－期首在庫残高／期首在庫残高デフレーター）×期中平均デフレーター
- ③在庫品評価調整額  
＝在庫品評価調整前名目在庫増加額－在庫品評価調整後名目在庫増加額
- (c) (b) で求めた産業別商品別在庫品評価調整額を、在庫品評価調整前U表に加算し、在庫品評価調整後U表を作成する。

g. 産業別中間投入額の算出

f. の在庫品評価調整後U表の列和から、産業別中間投入額を推計する。

#### 4. 産業別国内総生産及び構成項目の推計

(1) 産業別国内総生産

産業別産出額から、産業別中間投入額を差し引くことにより、産業別国内総生産を推計する。

(2) 産業別固定資本減耗

第10章において推計される産業別固定資本減耗額とする。

(3) 産業別生産・輸入品に課される税及び（控除）補助金

a. 生産・輸入品に課される税

生産・輸入品に課される税の内容は表3-3に示すとおりである。

生産・輸入品に課される税の産業別配分は、直接に税を支払った産業の生産・輸入品に課される税として計上することを原則としている。

酒税（食料品製造業）、揮発油税（石油・石炭製品製造業）のように負担部門が明らかかなものはそのまま当該産業に配分し、固定資産税のように全産業に関係するものは固定資本ストックマトリックス等の指標を用いて各産業に配分する。関税と輸入品商品税は、産業別には配分せずに「輸入品に課される税・関税」として一括計上する。

b. （控除）補助金

（控除）補助金の産業別配分は、受取先の各産業に配分することを原則とする。具体的には、決算書の「目」を単位として、年度決算書（財務省）等を参考にして配分する。

生産者が金融機関から融資を受ける際に、政府が利子の一部を負担するという利子補給金として支給される補助金は、金融機関の産出額が利ざやにより把握されていることを考慮して金融業への補助金とする。

(4) 産業別雇用者報酬

第9章において推計される雇用者報酬額とする。

(5) 産業別営業余剰・混合所得

産業別国内総生産から、以上の産業別固定資本減耗、産業別生産・輸入品に課される税、（控除）補助金及び産業別雇用者報酬を控除したバランス項目として産業別営業余剰・混合所得が求められる。

表3-3 生産・輸入品に課される税の内容

2008SNA の分類		国民経済計算における主な内容
生産物に課される税	付加価値型税	消費税、地方消費税
	輸入関税	関税、原油等関税
	その他	揮発油税*、地方揮発油税*、航空機燃料税*、石油ガス税*、石油石炭税*、酒税*、たばこ税*、たばこ特別税*、道府県たばこ税*、市町村たばこ税*、不動産取得税、日本中央競馬会納付金*、預金保険機構納付金*、ゴルフ場利用税*、自動車税（環境性能割）の1/2、軽自動車税（環境性能割）の1/2、軽油引取税*
生産に課されるその他の税		印紙収入、電源開発促進税*、自動車重量税の1/2、自動車税（種別割）の1/2、軽自動車税（種別割）の1/2、賦課金収入、特別とん税*、とん税*、納付金、鉱区税*、鉱産税*、固定資産税、特別土地保有税、法定外普通税、法定外目的税、目的税、発電水利使用料*、収益事業収入、固有提供施設等所在市町村助成交付金、国際観光旅客税のうち居住者産業分（**）

- 注1. 自動車重量税、自動車税（種別割、環境性能割）および軽自動車税（種別割、環境性能割）については、家計負担分は直接税、それ以外の負担分は間接税になるが、家計負担分とそれ以外の比率の詳細が明らかでないため、便宜的に等分している。
2. 上記中、「\*」の税については、負担産業が明らかであることから、該当産業に配分。
3. 上記中、「\*\*」の税については、居住者負担分のうち、家計負担分は所得・富等に課される経常税のうちのその他の経常税、それ以外の負担分は生産に課されるその他の税になる。居住者負担分と非居住者負担分については『出入国管理統計』（法務省）を用いて按分し、居住者負担分のうち家計負担分とそれ以外の負担分については、『国際収支統計』（財務省）を用いて按分している。
4. 注2以外の税については、負担産業が明らかでないことから、各種統計、当該年のGDP比率等を用い、それを指標として各産業に配分。

## 5. 国内総生産（生産側）の推計

国内総生産（生産側）は、付加価値法等から得られた推計値を用いて、以下の式より導出される。

国内総生産（生産側）

$$\begin{aligned} &= \text{産業（市場生産者、非市場生産者（一般政府、対家計民間非営利団体））別の国内総生産の合計} + \text{輸入品に課される税・関税} - \text{総資本形成に係る消費税} \\ &= \text{産業別固定資本減耗の合計} \\ &\quad + \text{産業別生産・輸入品に課される税} + \text{（控除）補助金の合計} \\ &\quad + \text{輸入品に課される税・関税} - \text{総資本形成に係る消費税} \\ &\quad + \text{産業別雇用者報酬の合計} \\ &\quad + \text{産業別営業余剰・混合所得の合計} \end{aligned}$$

また、以下の関係式が成り立つ。

生産・輸入品に課される税－（控除）補助金

$$\begin{aligned} &= \text{産業別生産・輸入品に課される税} - \text{（控除）補助金の合計} \\ &\quad + \text{輸入品に課される税・関税} - \text{総資本形成に係る消費税} \end{aligned}$$

よって、次式が得られる。

国内総生産（生産側）

$$\begin{aligned} &= \text{固定資本減耗} + \text{生産・輸入品に課される税} - \text{（控除）補助金} \\ &\quad + \text{雇用者報酬} + \text{営業余剰・混合所得} \end{aligned}$$

なお、本書で定義している「国内総生産（生産側）」は、「国民経済計算年次推計」のフロ－編主要系列表3「経済活動別国内総生産」では、「国内総生産（不突合を含まず）」と表章している。

## 第4章 一般政府及び対家計民間非営利団体関連項目の推計

### 1. 一般政府関連項目の推計

#### (1) 一般政府の範囲

政府関係諸機関は、公的部門である一般政府及び公的企業、また民間部門である民間企業及び対家計民間非営利団体に分類される。

政府関係諸機関の分類にあたっては、まず、金融機関及び非金融機関の分類を行う。具体的には、売上高の50%以上が①金融仲介活動又は②補助的金融活動による機関は、金融機関に分類する。

次に、非金融機関について、市場性の有無を見ることにより、一般政府や対家計民間非営利団体といった非市場生産者か、法人企業等の市場生産者への分類を行う。具体的には、原則として売上高が生産費用の50%未満であれば、市場性がないとして、非市場生産者に分類する。

さらに、非市場生産者について、政府による支配があるかをみることにより、公的部門と民間部門の区分を行う。具体的には、役員の任免権の状況等の検討を行い、政府の支配がある場合には、公的部門、すなわち一般政府に分類する。

これらに加えて、社会保障基金などの基準を検討し、政府関係諸機関を分類する。

#### (2) 一般政府の経済活動分類

一般政府の推計においては、国際標準産業分類（ISIC Rev.4）と可能な限り整合的となるよう、下水道、廃棄物処理、水運施設管理、航空施設管理、学術研究、公務、教育、社会教育及び保健衛生・社会福祉の9つの作業分類を設定している。経済活動別分類

（中分類）との関係では、下水道及び廃棄物処理が「電気・ガス・水道・廃棄物処理業」、水運施設管理及び航空施設管理が「運輸・郵便業」、学術研究が「専門・科学技術、業務支援サービス業」、公務が「公務」、教育が「教育」、保健衛生・社会福祉が「保健衛生・社会事業」、社会教育が「その他のサービス」にそれぞれ分類される（表4-1の1. b. を参照）。

#### (3) 推計方法

##### a. 制度部門別推計方法

##### (a) 中央政府

一般会計及び特別会計については歳入歳出決算書の項目、独立行政法人等につい

## 第4章 一般政府及び対家計民間非営利団体関連項目の推計

ては財務諸表の勘定項目をそれぞれ性質別・目的別・経済活動別に分類し集計することにより推計する。1つの項目又は勘定項目で2つ以上の性質若しくは目的に該当するものは、基本的にその最もウェイトの大きいと判断される性質又は目的に分類することとし、分割はしない。ここで、性質別とは、国民経済計算の所得支出勘定、資本勘定における受取及び支払の各項目を指す（政府最終消費支出については、産出額の算出に用いられる雇用者報酬、中間投入等や、現物社会移転（市場産出の購入）、財貨・サービスの販売等から成る）。目的別及び経済活動別については表4-1を参照。

### (b) 地方政府

普通会計等については、『地方財政統計年報』（総務省）等に基づいて推計を行う。

『地方財政統計年報』には性質別と目的別のクロス表があるので、これを基にSNAに則った性質別及び目的別の分類を行い集計する。また、経済活動別分類は、目的別分類を基準に行う。ここで、性質別とは、国民経済計算の所得支出勘定、資本勘定における受取及び支払の各項目を指す（政府最終消費支出については、産出額の算出に用いられる雇用者報酬、中間投入等や、現物社会移転（市場産出の購入）、財貨・サービスの販売等から成る）。目的別及び経済活動別については表4-1を参照。

下水道事業会計等については、当該事業ごとに目的別及び活動別に対応づける。

なお、地方開発事業団は、地方政府に含まれるが、活動の規模が小さくまた近年解散の方向にあること等から推計を行わない。

### (c) 社会保障基金

国民年金、労働保険等の国の特別会計分については、中央政府と同様の方法で推計し、国民健康保険事業会計（事業勘定）等の地方の公営事業会計に属するものは、『地方財政統計年報』等により推計する。

また、共済組合、基金等については、当該団体の決算書等から推計する。

### (d) 総固定資本形成

第7章3.(2)②c.を参照。

### (e) 固定資本減耗

一般政府の固定資本減耗は、貸借対照表勘定（第11章）において推計した時価評価による固定資本減耗を利用する。推計は恒久棚卸法に基づいて行い、減価償却法は社会資本も含めて定率法を用いる。



b. 最終支出主体主義

例えば、地方政府が中央政府から2分の1の国庫補助金を受けて道路建設を行った場合、これを総固定資本形成として計上するにあたって2つの方法がある。

- ① 資金の出所にしたがって、2分の1は中央政府の総固定資本形成、他の2分の1を地方政府の総固定資本形成として記録する。
- ② 代金を建設業者に最終的に支払った主体の観点から、地方政府の総固定資本形成として全額を計上する。

前者を資金源泉主義、後者を最終支出主体主義と呼ぶが、SNAにおいては最終支出主体主義をとる。

c. 部門内調整と統合処理

一般政府の各内訳部門（中央政府、地方政府、社会保障基金）の部門内での取引については統合処理（consolidation）を行っている。一方、内訳部門間の取引については、原則として、互いに相殺せずグロスで表示している（結合処理という）。ただし、後述する国際通貨基金（以下「IMF」という。）の『政府財政統計(GFS)マニュアル2014』に準拠した「国民経済計算年次推計」フロー編付表6-2では、部門間取引のうち把握可能なものとして、一般政府内の経常移転や資本移転を「部門間調整」としてマイナス値で表示し、統合処理を行っている。

表4-1 政府の性質別・目的別・経済活動別分類例

1 政府の目的別・経済活動別分類

a. 目的別分類<sup>18</sup>

01	一般公共サービス
011	行政・立法機関、財務・財政業務、対外業務
012	対外経済援助
013	一般行政
014	基礎研究
015	R&D（一般公共サービス）
016	その他の一般公共サービス
017	公的債務取引
018	他レベルの政府との間の一般的移転
02	防衛
021	軍事防衛
022	民間防衛
023	対外軍事援助
024	R&D（防衛）

<sup>18</sup> 目的別分類の詳細については、『2008SNAに対応した我が国国民経済計算について（2015年（平成27年）基準版）』（令和5年2月内閣府）の巻末資料6を参照。

第4章 一般政府及び対家計民間非営利団体関連項目の推計

	025 その他の防衛
03	公共の秩序・安全 031 警察サービス 032 消防サービス 033 裁判所 034 刑務所 035 R&D (公共の秩序・安全) 036 その他の公共の秩序・安全
04	経済業務 041 経済、通商、労働関係業務一般 042 農畜産業、林業、漁業、狩猟 043 燃料・エネルギー 044 鉱業、製造業、建設 045 運輸 046 通信 047 その他産業 048 R&D (経済業務) 049 その他の経済業務
05	環境保護 051 廃棄物管理 052 廃水管理 053 公害対策 054 生物多様性・景観の保護 055 R&D (環境保護) 056 その他の環境保護
06	住宅・地域アメニティ 061 住宅開発 062 地域開発 063 上水道 064 街灯 065 R&D (住宅・地域アメニティ) 066 その他の住宅・地域アメニティ
07	保健 071 医療用品、医療用器具・設備 072 外来サービス 073 病院サービス 074 公衆衛生サービス 075 R&D (保健) 076 その他の保健
08	娯楽・文化・宗教 081 娯楽・スポーツサービス 082 文化サービス 085 放送・出版サービス 084 宗教・その他の地域サービス 085 R&D (娯楽・文化・宗教) 086 その他の娯楽・文化・宗教
09	教育

091	就学前・初等教育
092	中等教育
093	中等教育修了後教育（高等教育を除く）
094	高等教育
095	レベル別に定義できない教育
096	教育に付随するサービス
097	R&D（教育）
098	その他の教育
10	社会保護
101	傷病・障害
102	老齢
103	遺族
104	家庭・児童
105	失業
106	住宅
107	その他の社会的脱落
108	R&D（社会保護）
109	その他の社会保護

b. 経済活動別分類

経済活動分類（中分類）	作業分類
電気・ガス・水道・廃棄物処理業	下水道 廃棄物処理
運輸・郵便業	水運施設管理 航空施設管理
専門・科学技術、業務支援サービス業	学術研究機関
公務	公務
教育	教育
保健衛生・社会事業	保健衛生・社会福祉
その他のサービス	社会教育

2 実際の区分例

a. 中央政府（国の決算書）

（所管）内閣府

（組織）内閣本府

（項）経済社会総合研究所

（目）職員基本給 → 性 質 雇用者報酬  
 目 的 経済業務  
 R&D（経済業務）  
 経済活動 学術研究

## 第4章 一般政府及び対家計民間非営利団体関連項目の推計

### b. 地方政府（地方財政統計年報 2-5-1 表）

（性質）物件費	→	性質	中間投入
（目的）民生費・老人福祉費	→	目的	社会保護 老 齡
		経済活動	保健衛生・社会福祉

### （4）政府財政統計（非金融取引）

「国民経済計算年次推計」フロー編付表 6-2 では、IMF の『政府財政統計(GFS) マニュアル 2014』に準拠した形で、一般政府の内訳部門別の勘定を表章している。政府財政統計 (GFS) の形式に準拠した一般政府の部門別勘定については、中央政府、地方政府、社会保障基金及びそれらの合計について、「正味資産に影響を与える取引」、「非金融資産の取引」を表章するものである（金融資産・負債の取引、金融資産・負債の名目保有利得・損失、金融資産・負債のその他の資産量変動及び金融資産・負債残高については、第 10 章を参照）。

このうち、「正味資産に影響を与える取引」のバランス項目は、収入から支出を控除した「業務収支」であり、「非金融資産の取引」を加えた後のバランス項目は「純貸出 (+) / 純借入 (-)」(第 10 章参照)となる。なお、付表 6-2 における「正味資産に影響を与える取引」や「非金融資産の取引」の主たる項目と、その他の表（所得支出勘定、資本勘定及びフロー編付表 6-1）における各項目との対応関係については下表に示すとおりであるが、財産所得のうち利子は FISIM 調整前であること、資本移転の受払は「非金融資産の取引」ではなく「正味資産に影響を与える取引」に記録されることなど、いくつかの違いが存在する。

表4-2 政府財政統計と国民経済計算の項目間の関係

GFSに対応した非金融フロー	所得支出勘定、資本勘定における対応
<b>正味資産に影響を与える取引</b>	
<b>収入</b>	
税	所:生産・輸入品に課される税、所得・富等に課される経常税(受取) 資:資本税(受取)
社会負担	所:純社会負担(受取)
交付金	所:経常国際協力、一般政府内の経常移転(受取) 資:資本移転(他の一般政府部門からのもの、海外からのもの)(受取)
その他の収入	所:財産所得(受取) ※利子はFISIM調整前 最終消費支出の算出過程における財貨・サービスの販売 非生命保険金、他に分類されない経常移転(受取) 資:資本移転(居住者からのもの)(受取) ※資本税を除く
<b>支出</b>	
雇用者報酬	所:最終消費支出の算出過程における雇用者報酬
財・サービスの使用	所:最終消費支出の算出過程における中間投入 ※FISIM調整前
固定資本減耗	所:最終消費支出の算出過程における固定資本減耗
利子	所:利子(支払) ※FISIM調整前
補助金	所:(控除)補助金(支払)
交付金	所:経常国際協力、一般政府内の経常移転(支払) 資:資本移転(他の一般政府部門に対するもの、海外に対するもの)(支払)
社会給付	所:現物社会移転以外の社会給付(支払) 現物社会移転(市場産出の購入)(支払)のうち現物の社会保障給付分
その他の支出	所:利子を除く財産所得(支払) 非生命純保険料、他に分類されない経常移転(支払) 最終消費支出の算出過程における生産・輸入品に課される税(支払) 現物社会移転(市場産出の購入)のうち教科書購入費等 資:資本移転(居住者に対するもの)(支払)
純業務収支(収入-支出)	※上記の収入-支出
<b>非金融資産の取引</b>	
非金融資産の純取得	資:総固定資本形成(控除)固定資本減耗
在庫	資:在庫変動
貴重品	-
非生産資産	資:土地の購入(純)
純貸出(+)/借入(-)	※資:純貸出(+)/純借入(-)と一致

(備考)「所」は所得支出勘定を、「資」は資本勘定をそれぞれ表す。

## 2. 対家計民間非営利団体関連項目の推計

### (1) 対家計民間非営利団体の範囲

対家計民間非営利団体は、定義上は、利益配分を行うことができない非営利団体のうち、家計に対して財貨・サービスを提供する非市場生産者かつ民間部門に属する機関から構成される制度部門となる。ただし、多数存在する非営利団体の個々について、市場性等を判断するのは実務上困難であることから、労働組合、政党、宗教団体、私立学校(除く附属病院<sup>19</sup>)等のうち、経営組織別にとらえて、個人、会社、国、公共企業体及

<sup>19</sup> 附属病院分は、市場生産者に含まれる。なお、国公立大学についても、附属病院分は、市場生産者であり、これを除く部分が非市場生産者として一般政府に含まれる。

## 第4章 一般政府及び対家計民間非営利団体関連項目の推計

び地方公共団体である事業所を除いたもの、すなわち、「会社以外の法人」及び「法人でない団体」を対家計民間非営利団体の範囲としている。

### (2) 対家計民間非営利団体の経済活動分類

対家計民間非営利団体の推計においては、国際標準産業分類（ISIC Rev. 4）と可能な限り整合的となるよう、教育、社会教育、自然・人文科学研究機関、社会福祉及びその他の5つの作業分類を設定している。経済活動別分類（中分類）との関係では、教育が「教育」、自然・人文科学研究機関が「専門・科学技術、業務支援サービス業」、社会教育及びその他が「その他のサービス業」にそれぞれ分類される（表4-3）。

表4-3 対家計民間非営利団体の経済活動別分類

経済活動分類（中分類）	作業分類
教育	教育
専門・科学技術、業務支援サービス業	自然・人文科学研究機関
保健衛生・社会事業	社会福祉
その他のサービス業	社会教育 その他

また、日本標準産業分類で見ると、(81) 学校教育（うち私立）が「教育」、(820) 管理，補助的経済活動を行う事業所（82 その他の教育，学習支援業）、(821) 社会教育が「社会教育」、(71) 学術・開発研究機関（うち非営利）、が「自然・人文科学研究機関」、(850) 管理，補助的経済活動を行う事業所（85 社会保険・社会福祉・介護事業）、(853) 児童福祉事業、(854) 老人福祉・介護事業（ただし、8542 介護老人保健施設は除く）、(855) 障害者福祉事業、(859) その他の社会保険・社会福祉・介護事業が「社会福祉」、(932) 労働団体、(933) 学術・文化団体、(934) 政治団体、(939) 他に分類されない非営利的団体、(94) 宗教、(950) 管理，補助的経済活動を行う事業所（95 その他のサービス業）、(951) 集会場が「その他」に該当する。

なお、(80) 娯楽業もその対象に入るべきものがあると思われるが、経営組織別にみると、民間非営利団体とみなされるものの数が僅少であるため除外する。

### (3) 推計方法

対家計民間非営利団体は、団体の活動目的別に大きく「教育」と「その他」の2部門に分け、推計する。

a. 活動目的別分類「教育」の推計

活動目的別分類「教育」は、「学校教育」、「自然・人文科学研究機関」、「社会教育」からなる。

「学校教育」について、『今日の私学財政』（日本私立学校振興・共済事業団）を基礎資料として推計する。この調査結果からは付属病院分を除外するが、個人立学校分については、分離が困難なため、推計値の中に含まれる。

当該基礎資料は第一次年次推計時には間に合わないため、第二次年推計時に使用する。第一次年次推計時の推計方法については、前年の第二次年次改定推計値に対して、『学校基本調査』（文部科学省）の私立学校教職員数等の伸び率を用いて延長推計する。

「自然・人文科学研究機関」については『科学技術研究統計』、「社会教育」については『民間非営利団体実態調査』（内閣府）等から生産費用や財貨・サービスの販売にかかる項目を推計する（『民間非営利団体実態調査』からSNA非営利推計への組替え方法については表4-4を参照）。

b. 活動目的別分類「その他」の推計

活動目的別分類「その他」は、「社会福祉」と（狭義の）「その他」からなる。

「その他」のうち政治団体分については『政治資金収支報告書』（総務省）、「社会福祉」等については『民間非営利団体実態調査』等から生産費用や財貨・サービスの販売にかかる項目を推計する。（『民間非営利団体実態調査』からSNA非営利推計への組替え方法については表4-4を参照）。

c. 固定資本減耗

貸借対照表勘定（第11章）のストック推計で得られる固定資本減耗を利用する。推計は恒久棚卸法に基づいて行い、減価償却法は定率法を用いる。

d. 年度値の暦年転換方法

対家計民間非営利団体の推計は、年度ベースの基礎資料により行うため、推計で当初求められる値も年度値となる。この年度値を四半期分割した上で暦年値も求めるが、その四半期分割比率は、雇用者報酬に関しては「教育」、「その他」ともに『毎月勤労統計』の教育、社会保険・社会福祉等、学術研究の賃金指数等を、「教育」の家計最終消費支出に関しては、『家計統計』（総務省）の私立学校授業料を用い、他の計数については四等分して四半期値を推計する。

e. 総固定資本形成

第7章3.(2)②a.(b)(イ)を参照。

第4章 一般政府及び対家計民間非営利団体関連項目の推計

表4-4 民間非営利団体実態調査項目と非営利推計項目との対応

勘定	推計項目		実態調査該当項目		
国内総生産勘定 (支出側)	中間投入	(A)	仕入代		
			消耗品費		
			光熱水費		
			印刷製本費		
			家賃・賃借料		
			その他の事業経費		
付加価値	雇用者報酬	(B)	人件費		
			固定資本減耗	(C)	減価償却費
			生産・輸入品に課される税	(D)	租税・公課
			(生産額) 計	(E) = (B)+(C)+(D)	
産出額		(F) = (A)+(E)			
制度部門別所得支出勘定	中間需要		(G)		
	家計現実最終消費	家計最終消費	(H)	事業収入	
		対家計民間非営利団体 最終消費支出	(I) = (F) - ((G)+(H))		
制度部門別資本調達勘定	総固定資本形成		(J)		
制度部門別所得支出勘定(一部)	財産所得(支払)		(K)	投資支出	
	社会扶助給付		(L)	在庫(控除)	
	財産所得(受取)	(M)		移転的支出	
		(M)		利子収入	
	民間非営利団体への経常移転		(N)	配当収入	
	貯蓄		(O) = ((M)+(N)) - ((I)+(K)+(L))	賃貸料収入	
			会費等の移転的収入		



## 第5章 供給・使用表（SUT）の枠組みによる コモ法、付加価値法等の推計の統合

### 1. 概要

市場生産者について、コモ法では基準年の『産業連関表』から算出した配分比率等を用いて、流通段階ごとに中間消費、家計最終消費支出、総固定資本形成といった需要額を推計している（第2章参照）。他方、付加価値法では毎年基礎統計から推計した経済活動別中間投入比率を用いて経済活動別財貨・サービス別中間投入を推計している（第3章参照）。また、非市場生産者の産出する財貨・サービスの中間消費や非市場生産者による中間投入については別途推計を行い（第4章参照）、それぞれコモ法の推計値及び付加価値法の推計値に加えている。こうした基礎統計や推計方法の違いにより、コモ法等から推計される財貨・サービスの中間消費計と、付加価値法等から推計される財貨・サービス別の中間投入計の間に不突合が生じ、一国全体の統計上の不突合の要因となり得る。

このため、SUTの枠組みを活用し、財貨・サービス別に中間消費と中間投入計を突合、調整することで、財貨・サービス別、一国全体の統計上の不突合の縮減を行う。SUTとは、財貨・サービスの供給（産出、輸入）と使用（需要）の過程及び産出から生じる付加価値の関係を統合的に表す枠組みであるが、調整においては、国内で供給された財貨・サービスが、どの経済活動の産出に中間投入され、どのような最終需要（在庫変動を含む）として使用されるのかを表す使用表の枠組みにより<sup>20</sup>、コモ法や付加価値法等の推計値の統合を行う<sup>21</sup>。

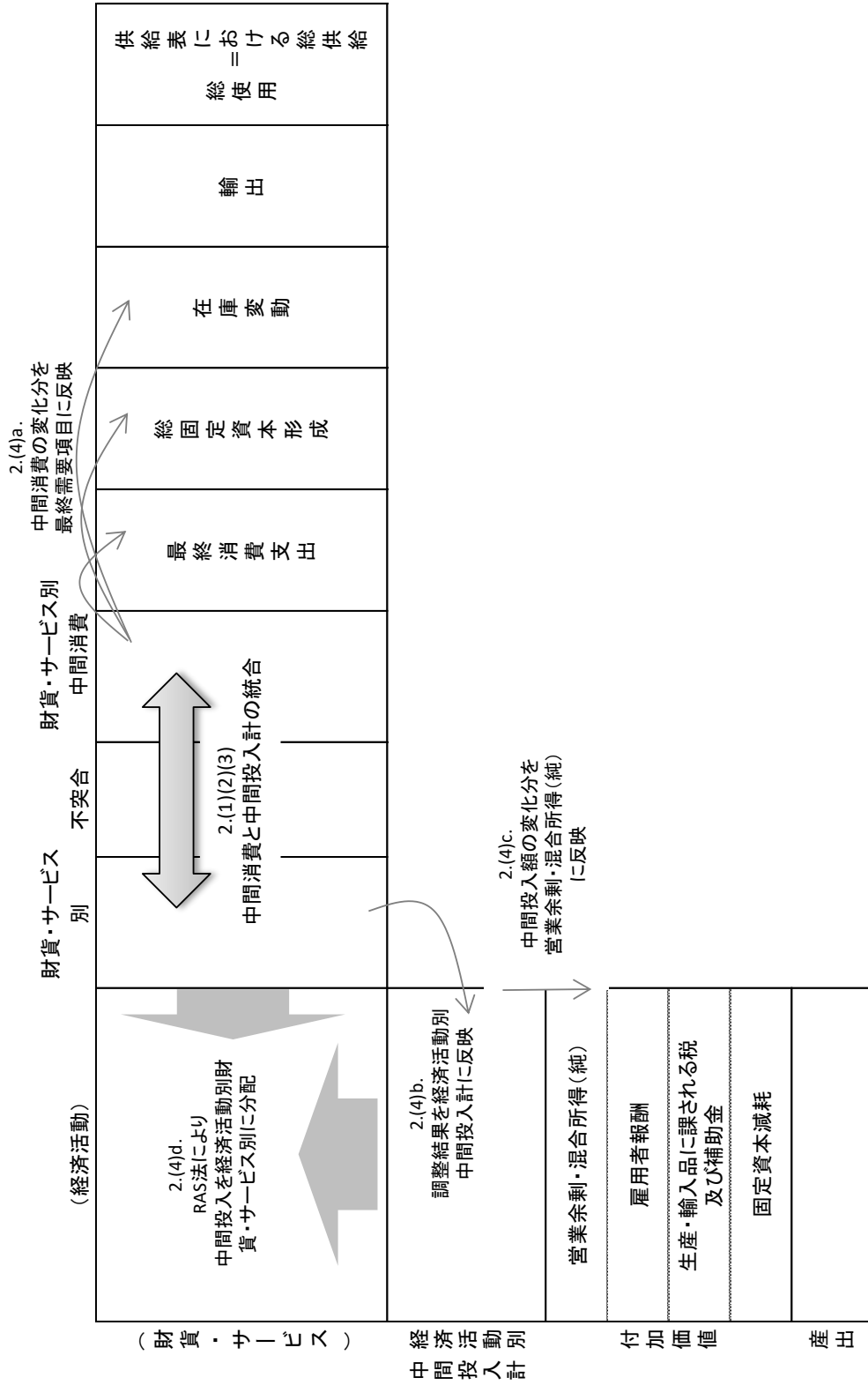
### 2. 統合方法

『産業連関表』推計年次（以下「I0推計年次」という。）については、全ての財貨・サービスについてコモ法等から推計される中間消費を採用し、付加価値法等から推計される財貨・サービス別の中間投入計をこれと同じ水準になるよう調整し、バランスさせる。以下は、I0推計年次以外におけるコモ法等と付加価値法等の推計値の統合に係るバランス方法を示す。（図5-1参照）

<sup>20</sup> なお、使用表における財貨・サービス別の総使用額（中間投入＋最終需要（在庫変動を含む）は、どの財貨・サービスがどの経済活動により産出され、また輸入によって供給されたか等を示す供給表の総供給額と一致するよう推計されている。

<sup>21</sup> 本章の内容については、吉岡・鈴木（2016）「供給・使用表（SUT）の枠組みを活用した支出側GDPと生産側GDPの統合」も参照されたい。

図5-1 供給・使用表の枠組みを活用した推計値の統合の概念



(1) バランス前使用表の作成

コモ法並びに一般政府及び対家計民間非営利団体に関する推計より得られる財貨・サービス別の各種の需要額、付加価値法並びに一般政府及び対家計民間非営利団体に関する推計により得られる経済活動別の中間投入額及び付加価値額から「バランス前使用表」を作成する。付加価値法では別個の財貨・サービスとして存在し、コモ法では各財貨・サービスに含まれている「事務用品」や「家計外消費支出」（産業連関表における「宿泊・日当」、「交際費」及び「福利厚生費」に対応）については、中間消費と中間投入の突合を行うため、付加価値法で経済活動別の中間投入として得られた「事務用品」や「家計外消費支出」を産業連関表におけるそれぞれの総額に占める財貨・サービス別の構成比を用いて分割し、各財貨・サービスの中間投入に上乘せする処理を行う。

(2) バランスの第一の段階

財貨・サービス別に、その需要構造や他の基礎統計の情報を勘案し、バランス前使用表に計上される財貨・サービス別の中間消費、財貨・サービス別の中間投入計のうち、より信頼性があると判断される計数を採用し、もう一方の側の計数をそれと同じ水準に調整する。

a. 中間消費が大宗である財貨・サービス

需要の合計（以下「総使用」という。）に占める中間消費（生産者によって財貨・サービスの産出のために使用され、一年以内に費消されるもののことをいう。以下同じ。）の割合が支配的である財貨・サービスについては、コモ法等の中間消費を採用。

b. 中間消費と輸出が大宗である財貨・サービス

総使用に占める中間消費と輸出の割合が支配的である財貨・サービスについては、コモ法等の中間消費を採用。

c. 家計統計等と比較可能な財貨・サービス

総使用に占める中間消費、輸出と家計最終消費支出の割合が支配的である財貨・サービスのうち、『家計統計』又は『家計消費状況調査』（総務省）と比較可能な品目については、それらの情報に基づいてバランスの方針を検討する。

具体的には、まず、『家計統計』又は『家計消費状況調査』から得られる一世帯当たりの家計消費額に世帯数（国勢統計をベンチマークとし『国民生活基礎調査』（厚生労働省）等から把握される世帯数の伸び率で延伸して推計）を乗じて、参照可能な家計最終消費支出の指標（以下「参照家計消費」という。）を作成する。参照家計消費を使って中間消費及び中間投入計を比較するため、中間消費と中間投入計から得られる計数でお互い比較可能な指標として、以下の「コモ家計消費」、「付加家計消費」を定義する。

コモ家計消費：総使用－中間消費－輸出－政府現物社会移転＋居住者家計の海外での直接購入－非居住者家計の国内での直接購入<sup>22</sup>

付加家計消費：総使用－中間投入計－輸出－政府現物社会移転＋居住者家計の海外での直接購入－非居住者家計の国内での直接購入<sup>22</sup>

この式の考え方について補足すると、まず、総使用は需要項目の合計であるため、

$$\text{国内家計消費支出} = \text{総使用} - \text{中間消費} - \text{総固定資本形成} - \text{在庫変動} - \text{輸出}$$

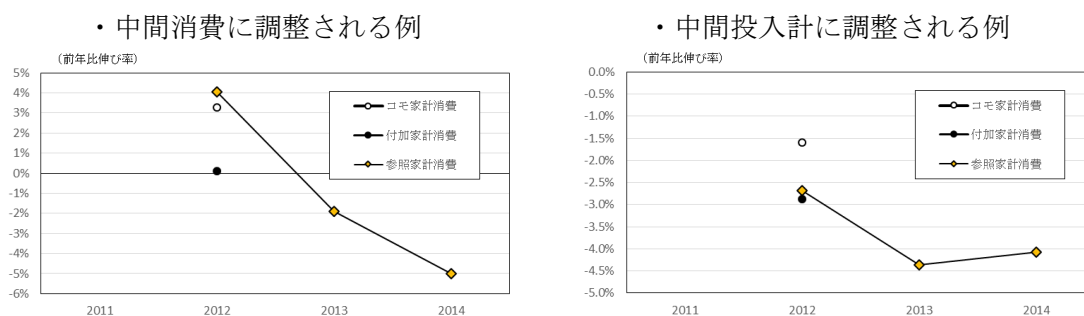
であり、在庫変動と総固定資本形成が僅少な財貨・サービスについては、

$$\text{国内家計消費支出} \div \text{総使用} - \text{中間消費} - \text{輸出}$$

となる。一方、この式の中間消費を中間投入計に置き換えることによって、財貨・サービス別中間投入計に基づく家計消費に相当する計数が得られる。ここから、参照家計消費の概念に合わせるため、家計が消費支出として認識しない政府現物社会移転を控除し、かつ、居住者・非居住者家計の海外・国内での直接購入（アウトバウンド・インバウンド消費）を加減し国内概念から国民概念に変換したものが「コモ家計消費」及び「付加家計消費」である。

こうした得られた「コモ家計消費」と「付加家計消費」及びその平均値の三つの指標について、その前年比伸び率を参照家計消費の前年比伸び率と比較する。このうち最も参照家計消費の動きと近いと判断される指標を相対的に確からしいものと考え、それに対応する中間消費及び中間投入計又はその平均値を計数として採用する。

図5-2 「参照家計消費」との比較の例



### (3) バランスの第二の段階

(2) の a. ～ c. に該当しない財貨・サービスについては、コモ法等から推計される

<sup>22</sup> 居住者家計の海外での直接購入及び非居住者家計の国内での直接購入については、財貨・サービス別の情報が毎年得られるような基礎統計に制約があるため、一国全体の計数を基準年の産業連関表における比率で按分して作成する。

財貨・サービス別の中間消費と、付加価値法等から推計される財貨・サービス別の中間投入計が、ともに同等の信頼性があると判断し、これらの平均値を採用し、財貨・サービス別の中間消費、財貨・サービス別の中間投入計の双方をこの水準に調整する<sup>23</sup>。

#### （4）バランス後の使用表の作成

使用表全体での整合性を確保するため、上記の過程により生じる財貨・サービス別の中間消費及び財貨・サービス別の中間投入計の変化分について最終需要、付加価値等に反映し、バランスさせた使用表（以下「バランス後使用表」という。）を作成する。

##### a. 最終需要

財貨・サービス別の中間消費の変化分について、当該財貨・サービスのバランス前における各種の最終需要額の相対比を基に、各種の最終需要項目に配分する。

##### b. 経済活動別中間投入計

財貨・サービス別の中間投入計の変化分の一国合計について、バランス前の経済活動別中間投入計の相対比を基に、経済活動別の中間投入計に配分する。

##### c. 付加価値

b.における経済活動別の配分額について、営業余剰・混合所得（純）から控除する。

##### d. 経済活動別財貨・サービス別中間投入

バランス後の財貨・サービス別の中間消費及びb.で得られたバランス後の経済活動別の中間投入計を制約条件として、RAS法によりバランス前使用表における経済活動別の財貨・サービス別中間投入を再計算し、バランス後の計数を求める。

#### （5）バランス後使用表の翌年次の推計への利用

##### a. コモ法における翌年次推計への利用

ある年次について上記の通りバランスされた計数を基に、翌年次のコモ法や付加価値法の推計を行う。コモ法においては、ある年次におけるバランス後使用表から計算される財貨・サービス別の配分比率や運賃・マージン率等を基に、翌年次の財貨・サービス別の需要額を推計する。配分比率等については、これをパラメータとするコモ法推計値が（4）で得られたバランス後使用表の推計値に一致するよう収束計算により求める。すなわち、バランス前の配分比率等を基にコモ推計を行うと、その結果とバランス後の中間消費、総固定資本形成、家計消費支出及び在庫変動（目標値）との間に開差が発生する。これらの開差を最小化させるように配分比率等の修正とコモ計算を繰り返し行うことにより、バランス後計数と整合的な配分比率等を推計する。

---

<sup>23</sup> 以上の中間消費と中間投入計の統合の結果、元の中間消費からの変化が極めて大きい場合、この後の調整によって最終需要が、例えばマイナスになるような品目が発生する可能性がある。これを防ぐため、中間消費の調整許容幅を一定の比率で設定しており、超過分については中間消費で調整を行わず、中間投入計の方を調整する。ここで計算された調整許容限度額の需要項目別内訳については、使用表全体の作成における最終需要への反映でも用いる。

b. 付加価値法推計における翌年次推計への利用

付加価値法においては、ある年次におけるバランス後使用表から計算される中間投入を基に、翌年次のU表を推計する。そのためには、延長推計の基となる当該年次の経済活動別の中間投入比率、その品目別構成比等について、バランス後使用表と整合的なものを用いる必要がある。その際、付加価値法においては、まず在庫品評価調整前SNA-U表に基づいて推計を行うため（第3章参照）、在庫品評価調整後に相当するバランス後使用表から在庫品評価調整前に相当するバランス後使用表への変換を行う必要がある。具体的には、付加価値法における在庫品評価調整方法を利用し、収束計算により、バランス後使用表から得られたU表（在庫品評価調整後）と整合的な在庫品評価調整前U表を推計する。さらに、ここで求めた在庫品評価調整前U表と経済活動別産出額等からバランス後の中間投入比率を求めるとともに、それを中間投入比率（暫定推計値）で除すことによってバランス後使用表と整合的な補正率を求め、翌年の付加価値法推計に用いる。

## 第6章 海外勘定の推計

### 1. 基本的な考え方

海外勘定は、我が国の居住者と非居住者<sup>24</sup>の間で行われた経常取引及び資本取引、金融取引を記録するものである。このうち、経常取引については、『国際収支統計』の経常収支の各計数を国民経済計算の概念に合致するよう組み替えて推計する。資本取引については、『国際収支統計』の資本移転等収支を基に推計する。2014年に改定された『国際収支統計』は、IMFの『国際収支マニュアル第6版』（2009年）に準拠しており、基本的に2008SNAの概念と整合性がとられているため、組替えが必要なのは一部の項目に限られる。

金融取引については、『資金循環統計』を使用して推計する。『資金循環統計』は、2008SNAを反映させた形で2016年に改定されており、基本的に『国際収支統計』との整合性が確保されている。

なお、海外勘定は、諸外国（我が国領土内に存在する在日公館、米軍基地を含む）をまとめて海外部門とみなし、海外部門からの視点で受取・支払を記録するため、『国際収支統計』（わが国からの視点で記録）とは受取・支払がそれぞれ逆になっている。

### 2. 推計方法

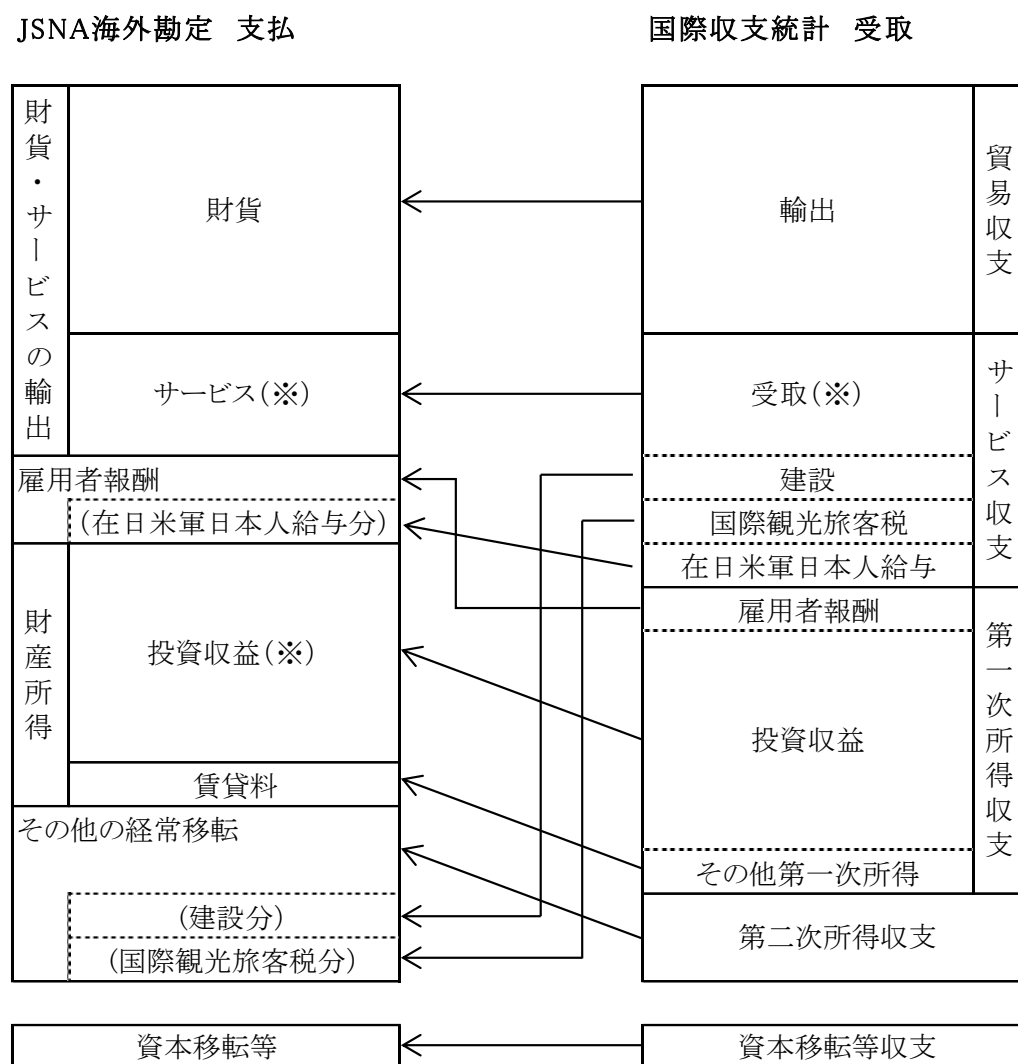
#### （1）経常取引

経常取引について、SNAと『国際収支統計』の関係を簡単に図に示すと、図6-1のようになる。このように、現行の『国際収支統計』と基本的に整合性が保たれているが、一部について組替えを行う。

---

<sup>24</sup> 居住者と非居住者：2008SNAでは、IMFの『国際収支マニュアル第6版』と整合的に、ある制度単位が居住者であるのは、その領域内に経済的利害の支配的中心を保持している（無期限もしくは長期間にわたりかなりの規模で経済活動・取引に従事している）場合とされている。我が国SNAの場合、この居住性について、『国際収支統計』の考え方と整合的なものとなっており、翻って『国際収支統計』における居住者、非居住者の定義は、外為法や関連する通達（大蔵省通達「外国為替管理法令の解釈及び運用について」）に拠っており、例えば、2年以上外国に滞在する本邦人は非居住者、6ヶ月以上わが国に滞在する外国人は居住者としてみなすなどしている。

図6-1 我が国国民経済計算(JSNA)と国際収支統計の対応関係



(※) 国際収支統計(BPM6準拠)では、2014年以降については、サービス収支にFISIMを計上しているが、JSNAとの定義範囲の相違や、過去の計数が利用可能でないこと等から、JSNAでは、独自にFISIMの海外取引を推計し、サービスの輸出に計上するとともに、投資所得(利子)の調整も行っている(借り手側FISIMの輸出分を控除するとともに、貸し手側FISIMの輸入分を加算)。なお、著作権等使用料については、2011年(平成23年)基準では、サービス収支から財産所得に組み替えていたが、2015年(平成27年)基準からは著作権を生産資産として扱うこととなったことから、この組み替えは不要となった。



## a. 財貨・サービス輸出入

財貨の輸出入については、海外勘定ではFOB（本船渡し）建価格<sup>25</sup>で記録しており、『国際収支統計』の貿易収支と対応している。

サービスについては、『国際収支統計』のサービス収支から、建設、輸送等に含まれる国際観光旅客税<sup>26</sup>及び在日米軍の日本人職員給与（受取のみ）を差し引くとともに、金融サービスのうちFISIM（間接的に計測される金融仲介サービス）について国民経済計算による推計値に置き換えたものと対応している<sup>27</sup>。

「国民経済計算年次推計」フロー編付表19のサービスの輸出入各項目と、『国際収支統計』における項目の対応関係は下表のとおり。

国民経済計算年次推計フロー編付表19	国際収支統計 （「サービス収支」の対応項目を指す）
輸送	「輸送」 ※ただし国際観光旅客税分は除く
旅行	「旅行」 ※再掲の「居住者家計の海外での直接購入」、「非居住者家計の国内での直接購入」は、「旅行」のうち業務外の支払、受取をそれぞれ計上
情報・通信	「通信・コンピュータ・情報サービス」
金融・保険	「金融サービス」、「保険・年金サービス」 ※ただしFISIMは独自推計値を計上
その他	「委託加工サービス」、「維持修理サービス」、「産業財産権等使用料」、「著作権等使用料」、「研究開発サービス」、「専門・経営コンサルティングサービス」、「技術・貿易関連・その他業務サービス」、「音響映像・関連サービス」、「その他個人・文化・娯楽サービス」、「公的サービス等」 ※ただし公的サービス等のうち国際観光旅客税分及び在日米軍日本人給与分は除く

<sup>25</sup> FOB (Free On Board) 建価格とCIF (Cost, Insurance and Freight) 建価格：FOB建価格とは運賃、保険料等を含まない貨物本体代金だけの価格であり、CIF建価格とは貨物本体に加え運賃及び保険料を含んだ価格。なお、『貿易統計』（財務省）は通関金額をもとに作成されていることから、輸出はFOB建、輸入はCIF建で記録されており、記録時点は通関した時となる。『国際収支統計』は、CIF建価格とFOB建価格の差である保険料及び運賃を推計のうえ控除してFOB建で記録するとともに、記録時点の補正（所有権が移転した時点で記録）も行われている。このため、『国際収支統計』と『貿易統計』の計数は一致しない。

<sup>26</sup> 非居住者が支払う国際観光旅客税について、我が国のSNAでは海外からの経常移転とする一方で、『国際収支統計』では、輸送等のサービス収支に含まれている。このため、『租税及び印紙収入、収入額調』（財務省）や『出入国管理統計』（法務省）等を用い、組替えを行っている。

<sup>27</sup> 『国際収支統計』においては、『国際収支マニュアル第6版』に準拠した2014年分以降、金融サービスにFISIMを計上しているが、2008SNAやこれを踏まえた我が国のSNAとは異なり、借り手側FISIMから信用リスクプレミアムが控除されていることに加え、2013年分以前についてはFISIMが計上されておらず時系列的な断層もあることから、国民経済計算側で独自に推計したFISIMを計上している。

## 第6章 海外勘定の推計

### b. 雇用者報酬

雇用者報酬は、基本的に、『国際収支統計』の第一次所得収支の雇用者報酬に対応している。ただし、輸出については、『国際収支統計』ではサービス収支に含まれる「在日米軍の日本人職員給与」分を組み入れる。

### c. 財産所得

財産所得は、『国際収支統計』の第一次所得収支の投資収益及びその他第一次所得に対応している。なお、『国際収支統計』においても利子からはFISIM分が調整されているが、国民経済計算では独自の推計値に置き換えた上で調整している。

「国民経済計算年次推計」フロー編付表 19 の財産所得各項目と、『国際収支統計』における項目の対応関係は下表のとおり。

国民経済計算年次推計 フロー編付表 19	国際収支統計 (断りがない限り「第一次所得収支」の対応項目を指す)
利子	「直接投資収益」のうち「利子所得」 「証券投資収益」のうち「債券利子」 「その他投資収益」のうち「利子所得」 ※ただし、FISIM分は独自推計値を調整
法人企業の分配所得	「直接投資収益」の「出資所得」の「配当金・配分済支店収益」 「証券投資収益」のうち「配当金」 「その他投資収益」のうち「出資所得」
海外直接投資に関する再投資収益	「直接投資収益」の「出資所得」の「再投資収益」
賃貸料	「その他第一次所得」

### d. その他の経常移転

その他の経常移転は、『国際収支統計』の第二次所得収支にサービス収支の建設及び輸送等に含まれる非居住者が支払った国際観光旅客税を加えたものと対応している。

建設を経常移転に組み替えるのは、次のような理由による。まず海外での建設活動において、SNA では現地事務所は相手国の居住者とみなされる。したがって、建設そのものは相手国の国内取引となる。一方、『国際収支統計』に計上されている建設サービスは、主として相手国の発注者から国内本社への建設代金の支払である。つまり、サービスの提供は相手国の居住者同士で行われ、代金支払のみ居住者と非居住者との間の取引となっていることになる。このため、『国際収支統計』の建設は移転取引とするのが適当であり、SNA では経常移転に計上する。

e. 経常対外収支

支払と受取のバランス項目で、支払側に記録される。経常対外収支は、『国際収支統計』における経常収支と、直近期間における再投資収益の計上の違いを除けば、合致する。ただし、海外勘定の経常対外収支は、海外から見た収支であり、経常収支とは符号が異なる。

(2) 資本取引

資本取引の資本移転等の項目は、『国際収支統計』の資本移転等収支と対応している。貯蓄及び資本移転による正味資産の変動は、経常対外収支＋資本移転等（受取）－資本移転等（支払）となる。

なお、資本取引の貯蓄及び資本移転による正味資産の変動と、金融取引の純貸出（＋）／純借入（－）（資金過不足）は、金額が一致する。

(3) 金融取引

金融資産・負債の取引（金融取引）を作成する際に得られる海外部門の取引額である。一部の項目を除き、基礎資料として『資金循環統計』を用いており、各項目の具体的な推計方法については、第10章「2. 金融勘定」を参照されたい。

## 第7章 国内総生産（支出側）の推計

### 1. 民間最終消費支出

民間最終消費支出は、a. 家計最終消費支出に b. 対家計民間非営利団体最終消費支出を加えたものである。

なお、民間最終消費支出に一般政府から家計に対し、現物による財貨又はサービスの形で提供される現物社会移転を加算したものが、現実家計最終消費となる（現物社会移転については、第9章「4. 現物所得の再分配勘定の推計」を参照）。

#### (1) 家計最終消費支出

家計最終消費支出は以下の項目から成る。

家計最終消費支出（＝①＋②－③）

- ① 国内家計最終消費支出
- ② 居住者家計の海外での直接購入
- ③ 非居住者家計の国内での直接購入（控除）

家計最終消費支出の大部分を占める国内家計最終消費支出の推計方法は以下のとおりである。

また、②居住者家計の海外での直接購入及び③非居住者家計の国内での直接購入については、『国際収支統計』に基づいて推計する。

#### a. 国内家計最終消費支出推計の基本体系

##### (a) 名目値の推計

##### i. 暦年計数の推計

国内家計最終消費支出暦年計数は、コモ法によって推計する市場生産者の産出する財貨・サービス分と、非市場生産者による家計への「財貨・サービスの販売」を合算して推計する。コモ法では、コモ8桁品目で推計し、各品目は88目的分類に集計することによって、マトリックスを作成する。同様に、一般政府及び対家計民間非営利団体の「財貨・サービスの販売」についても88目的に分類し、これをコモ法によるマトリックスと合算することにより、88目的分類からなる国内ベースの最終消費支出マトリックス（コモ集計マトリックス）（暦年計数）を作成する。ただし、コモ法による暦年計数には、国内家計最終消費支出に含まれない「現物給付」分が含まれているため、その分を控除する。なお、国内家計最終消費支出の分類には、上記目的分類のほかに形態分類があるが、88目的の各目的分類は、形態分類（4形態）のいずれか一つに対応

するよう設計されている。

#### ii. 四半期計数の推計

四半期の国内家計最終消費支出は、コモ暦年計数を補助系列によって四半期分割した上で、四半期ごとの「財貨・サービスの販売」を加えることによって求める。補助系列は、並行推計項目及び共通推計項目についてコモ法と同様の88目的分類マトリックスを推計することによって求める。

#### iii. 表章形式

88目的分類別に集計し、それをまとめた13目的分類及び4形態分類で表章する（表7-1、縦：目的分類、横：形態分類）。

#### b. 四半期分割のための補助系列推計方法

国民経済計算推計手法解説書（四半期別GDP速報（QE）編）を参照。

#### (2) 対家計民間非営利団体最終消費支出

対家計民間非営利団体のサービス産出額（中間投入＋雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税）から、同生産者の財貨・サービスの販売額及び自己勘定による研究・開発に係る総固定資本形成額を控除することによって推計する（第4章「2. 対家計民間非営利団体関連項目の推計」参照）。

## 2. 政府最終消費支出

#### (1) 年度計数の推計

政府最終消費支出とは、一般政府のサービス産出額（中間投入＋雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税）から他部門に販売した分である財貨・サービスの販売額及び自己勘定による研究・開発に係る総固定資本形成額を差し引いた一般政府の自己消費分に、医療費、介護費、教科書購入費等、一般政府が家計に供給するため、市場生産者から購入するための支出（現物社会移転（市場産出の購入））を加えたものである。

なお、一般政府の現実最終消費については後述する（第9章「4. 現物所得の再分配勘定の推計」参照）。

年度計数の推計に当たっては、中央政府及び社会保障基金については決算書等、地方政府については『地方財政統計年報』等により中間投入、雇用者報酬等の各項目を積算する（第4章「1. 一般政府関連項目の推計」参照）。

第7章 国内総生産（支出側）の推計

表7-1 国内家計最終消費支出88目的分類一覧

	1. 耐久財	2. 半耐久財	3. 非耐久財	4. サービス	推計項目
<b>1. 食料・非アルコール</b>					
1101 パン及び穀物			○		並、販
1102 肉及び肉加工品			○		並、販
1103 魚及び水産加工品			○		並、販
1104 ミルク、チーズ及び卵			○		並、販
1105 油脂			○		並、販
1106 果物			○		並、販
1107 野菜			○		並、販
1108 砂糖、チョコレート及び菓子			○		並、販
1109 その他の食料品			○		並、販
1201 コーヒー、茶及びココア			○		並
1202 その他の非アルコール飲料			○		並
<b>2. アルコール飲料・たばこ</b>					
2100 アルコール飲料			○		並
2200 たばこ			○		並
<b>3. 被服・履物</b>					
3101 糸及び生地		○			並
3102 衣服		○			並
3103 その他の衣服及び衣服装飾品		○			並
3104 クリーニング及び衣服の修理工				○	共
3201 靴及びその他の履物		○			並
3202 履物の修理工				○	共
<b>4. 住宅・電気・ガス・水道</b>					
4100 住宅賃貸料				○	共
4201 水道料			○		共、販
4202 廃棄物処理				○	共、販
4301 電気			○		共
4302 ガス			○		並
4303 液体燃料			○		並
4304 固体燃料			○		並
4305 熱エネルギー			○		並
<b>5. 家具・家庭用機器・家事サービス</b>					
5101 家具及び装飾品	○				並、販
5102 絨毯及びその他の敷物	○				並
5103 家具・装飾品及び敷物類の修理工				○	共
5200 家庭用繊維製品		○			並
5301 家庭用器具	○				並
5302 家庭用器具の修理工				○	共
5400 ガラス器具類、食器類及び家庭用品		○			並
5500 住宅及び庭用の工具備品		○			並
5601 家庭用消耗品			○		並
5602 家庭サービス及び家事サービス				○	共
<b>6. 保健・医療</b>					
6101 薬品及びその他の医療製品			○		並
6102 治療用機器	○				並
6200 外来・病院サービス				○	共
6300 入院サービス				○	共
<b>7. 交通</b>					
7101 自動車	○				共
7102 オートバイ	○				共
7103 自転車及びその他の輸送機器	○				並
7201 予備部品及び付属品		○			並
7202 燃料及び潤滑油			○		並
7203 個人輸送機器の保守及び修理工				○	共
7204 その他のサービス（交通）				○	並
7301 鉄道旅客輸送				○	並
7302 道路旅客輸送				○	並
7303 航空旅客輸送				○	並
7304 外洋・沿海・内水面旅客輸送				○	並
7305 その他の輸送サービス				○	並
7400 郵便				○	並
<b>8. 情報・通信</b>					
8101 ラジオ・テレビ受信機及びビデオ機器	○				並
8102 情報処理装置	○				並
8103 記録媒体		○			並
8104 パソコン	○				並
8105 視聴覚、写真及び情報処理装置の修理工				○	共
8201 電話及び電報				○	並
8202 その他の通信サービス				○	並
<b>9. 娯楽・スポーツ・文化</b>					
9100 写真・撮影用装置及び光学器械	○				並
9201 楽器	○				並
9202 音楽機器の修理工				○	共
9301 ゲーム及び玩具等		○			並
9302 スポーツ用具等		○			並
9303 庭、草木及びペット関連商品・サービス			○		並
9401 レクリエーション及びスポーツサービス				○	共、販
9402 文化サービス				○	共、販
9403 キャンブル性ゲーム				○	共
9501 書籍		○			共
9502 新聞及び定期刊行物			○		共
9503 その他の印刷物			○		並
9504 文房具及び画材			○		並
9600 パッケージ旅行				○	並
<b>10. 教育サービス</b>					
10100 教育				○	並、販
<b>11. 外食・宿泊サービス</b>					
11100 飲食サービス				○	共、販
11200 宿泊施設サービス				○	共、販
<b>12. 保険・金融サービス</b>					
12101 生命保険				○	共
12102 非生命保険				○	共
12201 金融サービス				○	共
12202 FISIM				○	共
<b>13. 個別ケア・社会保険・その他</b>					
13101 美容院及び身体手入れ施設				○	共
13102 個人ケア用器具及び製品				○	並
13201 宝石及び時計	○				並
13202 その他の身の回り品		○			並
13300 介護サービス				○	共
13900 その他のサービス				○	共、販

## (2) 四半期計数の推計

一般政府に関連する計数は、決算書等から基本的には年度ベースで把握されるため、四半期計数が入手できないものについては、年度額を以下のとおり四半期分割する。

- ① 雇用者報酬は、当該四半期別の一人当たり給与額で分割する。
- ② 中間消費は、年度計数を四等分する。
- ③ 生産・輸入品に課される税は、年度計数を四等分する。
- ④ 固定資本減耗は、原則として暦年計数を四等分する。
- ⑤ 財貨・サービスの販売は、ヒアリング結果等によるパターンで分割する。
- ⑥ 自己勘定の総固定資本形成（研究・開発）は、本章「3.（1）②非市場生産者による自己勘定の研究・開発に係る総固定資本形成」参照。
- ⑦ 現物社会移転（市場産出の購入）のうち社会保障給付（医療、介護分）及び戦傷病者等無賃乗車船等負担金は、年度計数を四半期ごとの支出比率等により割り振る。教科書購入費は、年度計数を四等分する。

## 3. 総固定資本形成

## (1) 推計の基本体系

総固定資本形成の暦年計数は、コモ法によって推計される市場生産者の産出する財貨・サービス分と、一般政府や対家計民間非営利団体といった非市場生産者による自己勘定の研究・開発に係る総固定資本形成分を合算して推計される。こうした方法では各需要項目について品目別の暦年計数が推計される一方、一般政府や企業といった投資主体別の内訳や四半期計数を明らかにするものではない。

したがって、上記の方法によって推計した総固定資本形成（暦年計数）と整合性のとれた各主体別及び四半期別の総固定資本形成を推計するためには、別途各主体について四半期別の総固定資本形成を推計し、これにより上記の方法によって推計した総固定資本形成を分割する必要がある。その分割は次のように行う。

## ① コモ法により推計される総固定資本形成

## a. 知的財産生産物を除く固定資産

まず一国全体の住宅投資（暦年計数）を推計し、コモ法により推計した総固定資本形成（暦年計数）からこれを差し引き、コモ法による「住宅投資以外の総固定資本形成（暦年計数）」を求める。

次に公的企業の総固定資本形成（暦年計数、知的財産生産物を除く）と一般政府の総固定資本形成（暦年計数、知的財産生産物を除く）を別途推計し、「住宅投資以外の総固定資本形成（暦年計数）」からこれを差し引く。こうして求めたものが民間企業設備のう

知的財産生産物を除く分（暦年計数）となる。

2015年（平成27年）基準より新たに総固定資本形成の対象となった建設補修（改装・改修）の住宅分については、『建設工事施工統計』（国土交通省）から求めた住宅／非住宅、民間／公共の4区分別の維持・修繕工事費に、同じく4区分別に算出した『建築物リフォーム・リニューアル調査』から求めた建設補修全体に占める「改装・改修」の比率を乗じて推計する<sup>28</sup>。なお、建設補修（改装・改修）の民間土木分については、『建設工事施工統計』より求まる維持・修繕工事費の全てを「維持・修理」分とする。

各主体別及び四半期別の計数の推計方法は、下記（2）需要項目別推計方法を参照。

b. 知的財産生産物

コモ法で推計される総固定資本形成のうち知的財産生産物分は、生産者が1年を超えて生産に使用するコンピュータソフトウェアのうち受注型ソフトウェア、パッケージ型ソフトウェア及び自社開発ソフトウェア、鉱物探査・評価、娯楽作品原本、並びに研究・開発（非市場生産者による自己勘定分を除く）から構成される。

コンピュータソフトウェアについては、暦年値を『産業連関表』の固定資本マトリクスより求めた比率により、公的分（公的企業及び一般政府）と民間分（民間法人企業及び対家計民間非営利団体）に按分する。四半期計数は、受注型ソフトウェア及びパッケージ型ソフトウェアについては『特定サービス産業動態統計』におけるソフトウェアの月次売上高を用いることで分割し、自社開発ソフトウェアについては、リスマン・サンデー法により分割する。鉱物探査・評価については、決算書より推計する。投資額は、全て公的分（一般政府）とし、四半期計数は年度値を四等分する。

娯楽作品原本は、公的企業と民間（民間非金融法人企業及び個人企業）に分けて推計する。公的企業のテレビ番組原本は、NHKの四半期別の国内放送費の比率で四半期分割する。その他の映像関連の原本については、民間非金融法人企業の投資とみなし、映画原本は各四半期に四等分する。テレビ番組原本（公共放送を除く）は、東京キー局の四半期決算資料の番組制作費の比率で四半期分割する。音楽原本のうち著作権使用料について、四半期の分配額が公表されている年は、同金額の比率で四半期分割し個人企業の投資とする。それ以外の音楽原本は、四等分で四半期分割し、民間非金融法人企業ないし個人企業の投資とする。書籍は、『出版指標年報』の書籍の推定販売金額や書籍の推定出回り金額で四半期分割し、民間非金融法人企業ないし個人企業の投資とみなす。

研究・開発（非市場生産者による自己勘定分を除く）については、『科学技術研究統計』における部門別の内部使用研究費を組み替える等して公的分（公的企業）・民間分（民間法人企業）、非金融分・金融分といった制度部門別に総固定資本形成額を推計する。ただし、第一次年次推計では、調査・公表時期との兼ね合いで同統計が利用可能で

<sup>28</sup> 「改装・改修」の比率は、『建築物リフォーム・リニューアル調査』の住宅／非住宅、民間／公共の4区分別受注高を、平均工期を用いて出来高に転換して求めている。



はないため、市場生産者分（民間企業及び公的企業）は、『全国企業短期経済観測調査』（短観）の研究開発投資額（実績）の対前年度伸び率等を用いて推計を行う。四半期計数は、研究・開発費との相関がある『法人企業統計』における金融・保険業を除く全産業における資本金10億円以上の販売管理費を補助系列として分割する。

## ②非市場生産者による自己勘定の研究・開発に係る総固定資本形成

一般政府や対家計民間非営利団体による自己勘定の研究・開発に係る総固定資本形成については、『科学技術研究統計』における部門別の内部使用研究費を組み替える等により推計する。ただし、第一次年次推計では非市場生産者分（一般政府及び対家計民間非営利団体分）はトレンドにより延長推計を行う。四半期計数は、活動分類別に、人件費分については『毎月勤労統計』の関係する産業の賃金指数と常用雇用指数の動きを用いて、その他の費用分については4等分とする。

## （2）需要項目別推計方法

### ①住宅投資

公的住宅投資も含めた全住宅投資額について、『建築物着工統計』の着工建築物（構造別・用途別表）の工事費予定額から推計する。居住専用住宅（準住宅を含む）・居住産業併用建築物の工事費予定額を構造別・用途別平均工期により出来高に転換し、四半期別の進捗ベースの投資額を求める。こうして求められた居住専用住宅及び居住産業併用進捗額に、工事単価、工事面積、着工統計の漏れ等を補正するための修正倍率（国土交通省推計）を乗じ、修正済居住専用住宅進捗額については全額、修正済居住産業併用建築物進捗額についてはその7割を居住分として合計することにより、全住宅投資額を求める。なお、構造別・居住専用、居住産業併用別平均工期については、原則5年ごとに『建築統計年報』（国土交通省）の工事期間データ等から推計し直した値（間の期は補間）を用いる。これに、コモ法で推計された不動産仲介手数料（住宅関連）の総固定資本形成額及び建設補修（改装・改修）の住宅分を加算する。不動産仲介手数料については、住宅投資額の法人・家計比率を用いて、制度部門への分割を行う。

#### a. 民間住宅

民間住宅投資は、四半期別の全住宅投資額から、別途推計した四半期別の公的住宅投資額を差し引くことにより推計する。各主体別推計は以下のように行う。

##### （a）対家計民間非営利団体住宅投資

『民間非営利団体実態調査』等から推計する。

##### （b）法人住宅投資

『建築物着工統計』の着工建築物の工事費予定額のうち、建築主が「会社」である

## 第7章 国内総生産（支出側）の推計

居住専用住宅・居住産業併用建築物の工事費を進捗転換する。これに修正倍率を乗じて漏れ等を補正し、居住専用住宅進捗額の全額と居住産業併用建築物進捗額の7割を合計して四半期計数を求める。

なお、会社が建築主である分譲住宅については、家計（個人）が購入することから家計住宅に分類されるため、会社の進捗額から分譲住宅を控除した額が法人住宅投資となる。この分譲住宅については、『住宅着工統計』における会社の分譲比率を用いて推計する。

### （c）家計（個人）住宅投資

民間住宅投資額より、法人住宅及び対家計民間非営利団体住宅を控除することにより四半期別に推計する。

### b. 公的住宅

中央政府の一般会計及び特別会計の「決算書」における公務員宿舍施設費、『地方財政統計年報』における普通建設事業費のうちの住宅費並びに都市再生機構及び地方住宅供給公社の賃貸住宅にかかる住宅建設費を集計し、これから用地費を控除して年度計数を求める。

次に、四半期計数については、別途コモ法等で推計される建設補修（改装・改修）の公的住宅分を控除し、『建設総合統計』に掲載されている公共部門における居住用建築の出来高ベースの金額を用いて、年度計数を四半期に分割する。なお、建設補修（改装・改修）のうち公的住宅分の比率については、第7章3.（1）①a. より得られる分割比率を用いる。

## ②非住宅投資

### a. 民間企業設備

供給側推計及び需要側推計の双方から推計値を作成し集計値のレベルで統合する項目（並行推計項目）を主体とし、共通推計項目として別途推計するコンピュータソフトウェア、研究・開発及び娯楽作品原本の民間企業分、非住宅不動産の売買仲介手数料並びに対家計民間非営利団体分を加算して推計する。

なお、制度部門別設備投資額の推計は、民間企業設備の総額の四半期計数から、対家計民間非営利団体の設備投資額を控除したものを、後述する需要側推計による非金融法人企業、金融機関及び家計（個人企業）の計数によって分割し、消費税額を控除（第2章「5. 消費税の取扱い」参照）することにより推計する。

(a) 並行推計項目

(イ) 需要側推計値

年次推計では、需要側補助系列の四半期比率を用いて、比例デントン法により、年次推計暦年値（コモ法により推計された総固定資本形成（暦年計数）から民間住宅、公的固定資本形成及び対家計民間非営利団体等の共通推計項目の設備投資額を控除したもの）の四半期分割を行う。

需要側補助系列は、民間非金融法人企業及び民間金融機関については、『法人企業統計』により推計する。個人企業については、建物分を『建築物着工統計』により推計し、建物以外の機械器具等分については、『個人企業経済統計』（総務省）の一企業当たり新規設備取得額の前年比で延長推計した一企業当たりの機械投資額に、『労働力統計』（総務省）の自営業主数から求めた個人企業数を乗じることにより推計する。

※「国民経済計算推計手法解説書（四半期別 GDP 速報（QE）編）2015 年（平成 27 年）基準版」Ⅱ．需要項目別名目値の推計方法 参照

(ロ) 供給側推計値

供給側推計で得た総固定資本形成を使用する。

※「国民経済計算推計手法解説書（四半期別 GDP 速報（QE）編）2015 年（平成 27 年）基準版」Ⅰ．供給側の推計方法 参照

(ハ) 統合方法

需要側推計値と供給側推計値を加重平均後の推計精度を最も高めるウェイトで加重平均する。

※「国民経済計算推計手法解説書（四半期別 GDP 速報（QE）編）2015 年（平成 27 年）基準版」Ⅱ．需要項目別名目値の推計方法参照

(b) 共通推計項目

(イ) 対家計民間非営利団体設備投資（コンピュータソフトウェア分除く）

年次推計では『民間非営利実態調査』等から推計する。

(ロ) コンピュータソフトウェア、研究・開発及び娯楽作品原本

上述の本章 3. (1) ① b. 知的財産生産物を参照。

(ハ) 不動産仲介手数料（うち非住宅不動産の売買仲介手数料分）

不動産仲介手数料については、『法人企業統計年報』から求めた不動産業の従業員一人当たりマージン額の伸びと、『サービス産業動向調査』の不動産取引業の事業従事者数の伸びを延長指標として産出額を推計している。その上で、前年の配分比

## 第7章 国内総生産（支出側）の推計

率を乗じて総固定資本形成への配分額を推計する。民間企業設備計上分については、基準年における非住宅分（民間企業設備分）と住宅分（民間住宅分）の分割比率で按分する。

### b. 公的企業設備

#### (a) 知的財産生産物を除く固定資産

知的財産生産物を除く固定資産については中央、地方それぞれ以下のとおり推計する。

中央の公的企業については、各機関の貸借対照表上の有形固定資産から土地と立木を控除したものの前年度末と当年度末との差額を算出し、これに損益計算書上の減価償却費・固定資産除却損等を加え、消費税額を控除することにより年度計数を推計する。

地方の公的企業については、『地方財政統計年報』の資本的支出のうち建設改良費を求め、これから用地費及び消費税額を控除することにより年度計数を推計する。

四半期分割については、別途コモ法等で推計される建設補修（改装・改修）の公的企業分を控除し、『建設総合統計』の公共部門における非住宅建築及び土木の出来高ベース工事費の四半期パターンによって行う。なお、建設補修（改装・改修）の公的企業分の比率については、第7章3. (1) ①a. より得られる非住宅・公共の分割比率等を用いる。

#### (b) 知的財産生産物

コンピュータソフトウェア、鉱物探査・評価、研究開発及び娯楽原本からなる知的財産生産物については、上述の第7章3. (1) ①b. 知的財産生産物を参照のこと。

### c. 一般政府

#### (a) 年度計数の推計

中央政府及び社会保障基金については、決算書の「施設整備費」等の投資関係の目を集計したものから用地費を控除することにより推計する。戦車、艦艇、戦闘機等の防衛装備品については、別途、国の決算書、『経済産業省生産動態統計』等により推計する。

地方政府の場合は『地方財政統計年報』の普通建設事業費、災害復旧事業費等及び下水道事業の建設改良費等を集計し、用地費を控除する（第4章「1. 一般政府関連項目の推計」を参照）。

知的財産生産物のうち鉱物探査・評価相当分については、決算書により推計する。研究・開発については、第7章3. (1) ②非市場生産者による自己勘定の研究・開発に係る総固定資本形成を参照。コンピュータソフトウェアについてはb. 公的企業

設備と同様である。

#### （b）四半期計数の推計

知的財産生産物、建設補修（改装・改修）及び防衛装備品以外については、『建設総合統計』の公共部門における非居住建築及び土木の出来高ベース工事費の四半期パターンによって四半期分割を行う。知的財産生産物のうちコンピュータソフトウェア及び鉱物探査・評価については、第7章3.（1）①b、研究・開発については、第7章3.（1）②を参照。建設補修（改装・改修）についてはb. 公的企業設備と同様である。また、防衛装備品については、コモ法により推計した暦年値を4等分する。

## 4. 在庫変動

在庫変動は、コモ法による推計値をもとに推計する。

### （1）民間在庫変動

民間在庫変動額は、コモ法により推計したグロスのコモ値から、公的企業及び一般政府の在庫変動額並びに消費税控除額（第2章参照）を差し引き、残差として求める。

なお、コモ値における育成生物資源の仕掛品在庫額は、実現在庫法（RIM）により推計する（第2章参照）。

#### a. 四半期計数

※「国民経済計算推計手法解説書（四半期別 GDP 速報（QE）編）2015年（平成27年）基準版」I. 供給側推計の方法参照

#### b. 部門別計数

法人企業・個人企業及び個人企業の内訳である農林水産・非農林水産といった部門別の計数は、民間在庫変動額を、人的推計による在庫品の部門別比率を基準に分割する。

なお、金融機関及び対家計民間非営利団体は、在庫を持たないものとみなす。

#### c. 在庫残高デフレーター

在庫のデフレーターとしては、残高デフレーターが表章されている<sup>29</sup>。

民間在庫変動の残高デフレーターは、下記の手順によりインプリシットに算出する。

<sup>29</sup> 在庫変動の名目値と実質値からフローベースのデフレーターを計算することも可能である。しかし、在庫変動は変動が激しく、負値を取ることもあるため、残高デフレーターを表章することとしている。

## 第7章 国内総生産（支出側）の推計

まず、『四半期別法人企業統計』等から推計した基準年末の名目在庫残高＝実質在庫残高とにおいて、これをベンチマークに実質在庫変動（フロー）を累計し各期の実質在庫残高を算出する。次に、各期の実質在庫残高とデフレーターから各期の名目在庫残高を算出する。以上の手順で算出した名目在庫残高を実質在庫残高で除して在庫残高デフレーターを算出する。

### （2）公的在庫変動

#### a. 分類

公的在庫変動は在庫を保有する政府諸機関の部門分類により、公的企業分と一般政府分に分けて表章する。

#### b. 在庫の推計方法

防衛省の保有する弾薬類については、防衛省の財務書類における弾薬類の棚卸資産の当期末在庫残高と前期末在庫残高をそれぞれ実質化し、その差額として得られた実質在庫変動に期中平均価格を乗じることにより、在庫品評価調整後の名目値を推計する。食料安定供給特別会計（食糧管理勘定は一般政府）、エネルギー・金属鉱物資源機構（公的企業）など在庫の存在が想定される機関の貸借対照表上の当期末在庫残高と前期末在庫残高の差額をとり、これに消費税額控除及び在庫品評価調整を行って名目値を推計する。

実質値の推計方法は、数量が把握できる機関、品目については基準年の数量及び価格より算出した基準単価に数量を乗じて実質残高を求め、数量が把握できない機関、品目については『企業物価指数』から計算した期末の価格指数を残高デフレーターとして、名目残高より実質残高を求める。さらに当期末在庫残高と前期末在庫残高の差額を実質在庫変動とする。

四半期分割は、四半期毎の在庫残高を調査している機関については調査値を用いているが、調査を行っていない機関については四半期で等分する。

## 5. 財貨・サービスの輸出入

『国際収支統計』の項目を一部 SNA の概念に組み替えて推計する（詳細は第6章参照）。

## 第8章 デフレーターと実質化

### 1. 実質化の意味とデフレーター作成の基本的考え方

#### (1) 実質化の意味とデフレーター

一般に、財貨・サービスの価額（金額）の変化は、その財貨・サービスの数量の変化と価格の変化の組み合わせによって生じる。実質化とは、時価で表示した価額（名目値）の動きから価格変動の影響を取り除くことであり、実質化された価額を実質値という。また、価格水準を表す指数をデフレーターという。国民経済計算においては、基準時点の価格で比較時点の数量を評価した価額をもって実質値とし、「名目値＝実質値×デフレーター」という関係を満たすように実質値及びデフレーターを作成する。

#### (2) 指数算式

国民経済計算では、前暦年基準連鎖方式を採用する。

実質値は、参照年の名目値に連鎖方式ラスパイレス数量指数を乗じたものであり、デフレーターは連鎖方式パーシェ価格指数である。

### 2. 実質化のための基本的価格指数の作成

実質化を行うための基本となる最小単位の価格指数として基本単位デフレーターを作成する。基本単位デフレーターは原則としてコモ法の6桁品目（第2章のとおり、『産業連関表』の部門分類に基づく）について作成する。

『産業連関表』の部門分類のうち建設分や、一般政府及び対家計民間非営利団体といった非市場生産者により産出されたサービス分（以下「政府・非営利サービス」という。）については、別途推計する。

#### (1) 基本単位デフレーター

基本単位デフレーターはコモ法6桁品目について、それぞれ生産、輸入、輸出、家計消費、総固定資本形成及び中間消費の6部門について作成する。

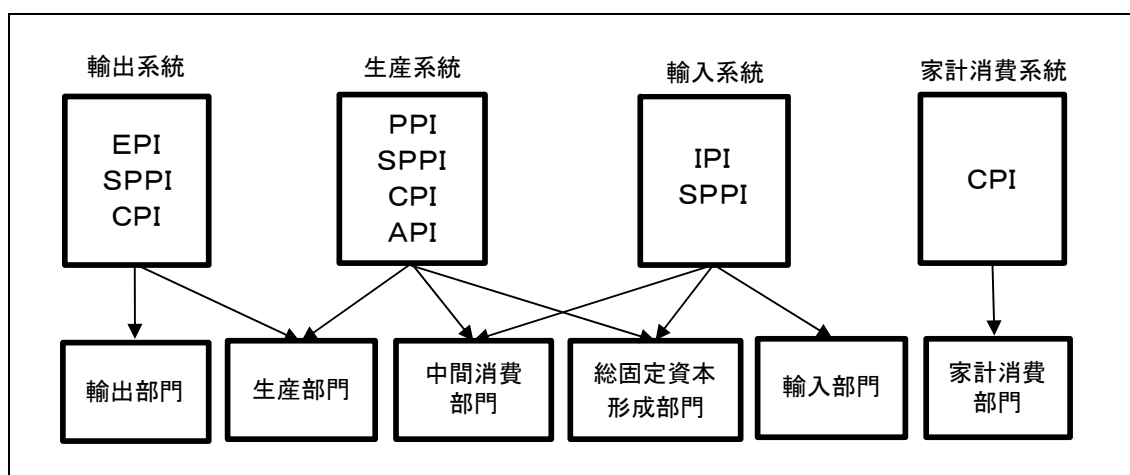
##### a. 価格指数の対応付け

基本単位デフレーターは、主として、『国内企業物価指数』（PPI）（日本銀行）、『輸出物価指数』（EPI）（同）、『輸入物価指数』（IPI）（同）、『企業向けサービス価格指数』（SPPI）（同）、『消費者物価指数』（CPI）（総務省）、『農業物価指数』（API）（農林水産省）における各品目の物価指数等を用いて作成する。

これらの基礎統計における物価指数を、生産（国内産出額）、輸入、輸出及び家計消費という供給・需要段階（これを系統という。）の価格指数として整理し、コモ法の8桁品目の各系統に対応させる。

物価指数が得られない品目については、代替可能な他の物価指数<sup>30</sup>、若しくは単価指数等を用いる。単価指数は、価額・数量が得られる品目についてその平均価格を求めるものである。

図8-1 基本単位デフレーター推計の状況



b. 基本単位デフレーターの作成

コモ法の8桁品目に対応させた物価指数について、当該物価指数におけるウェイトを用いラスパイレ式によりコモ法8桁レベルの価格指数を作成する。次に、当該価格指数と対応するコモ法8桁品目の名目値をウェイトとしてコモ法の6桁レベルの価格指数をフィッシャー連鎖式により作成する。

ここで、基本単位デフレーターを作成する6部門のうち、輸出、輸入及び家計消費についてはそれぞれ対応する価格指数系統で推計する。

一方、生産部門については、国内産出額のうち輸出額に相当する部分には輸出系統を、国内出荷額に相当する部分には生産系統を対応させて統合する。

総固定資本形成及び中間消費部門については、総固定資本形成及び中間消費のうち輸入品部分には輸入系統を、国内品部分には生産系統を対応させて統合する。

c. 投入コスト型デフレーター

適当な物価指数が存在しない、あるいは単価指数での対応（価格と数量への分離）が困難である等の品目（研究・開発や冠婚葬祭等）については、b. で作成した基本

<sup>30</sup> 例えば、輸出系統においてPPI品目を代用したり、それぞれの系統において当該品目の上位分類（PPIであれば「商品群」、「小類別」等）を採用する。



単位デフレーター（中間消費部門）及び『毎月勤労統計』の定期給与指数を用いて、投入コスト型によりデフレーターを作成する。

#### d. FISIM デフレーター

FISIM デフレーターは、産出額（国内・輸出入）及び消費額（制度部門別）ごとに名目値を実質値で除すことにより、インプリシットに求める。FISIM の実質額は、当該期の貸出残高総額と預金残高総額、基準年の運用利子率と参照利子率、調達利子率と参照利子率との率差（国内・輸出入（借り手側・貸し手側））及び『消費者物価指数（総合）』により推計する。

なお、コモ法6桁レベルの基本単位デフレーターについて、4つの系統（生産、輸入、輸出及び家計消費）別の対応する物価指数の詳細（どの基礎統計のどの指数を対応させているか等）に関しては、表8-1の「2015年（平成27年）基準 基本単位デフレーター品目対応価格指数一覧」を参照されたい。

#### (2) 建設デフレーター

建設デフレーターとして計算するのは、①「木造住宅」、②「木造非住宅」、③「非木造住宅」、④「非木造非住宅」、⑤「建設補修（改装・改修）」、⑥「建設補修（維持・修理）」、⑦「その他の土木建設」、⑧「木造計」（①、②）、⑨「非木造計」（③、④）、及び⑩「建設計」（①～⑦）の10品目である。それぞれについて、コモ法等で推計されるコモ法6桁品目別の暦年値を供給側推計で四半期分割した資材投入額と、付加価値額（雇用者報酬）をウェイトとし、基本単位デフレーター（中間消費部門）と『毎月勤労統計』の定期給与指数（建設業5人以上）により、投入コスト型で推計する。

しかし、コモ法では、木造・非木造のそれぞれについて住宅・非住宅別は推計されない。このため、『建築物着工統計』を進捗ベースに転換したもので木造・非木造の産出額を住宅・非住宅に分割する。投入内訳については、「建設原マトリックス」をもとにRAS法により分割する。なお、RAS法とは、あるマトリックスが新しい制約条件を満たすように修正する方法である。

建設デフレーターの推計にあたっては、四半期ごとに建設マトリックスを作成し、ウェイトとして用いている。「建設原マトリックス」とは、このマトリックスの初期値であり、『産業連関表』の投入表等により作成する。

図8-2 建設マトリックス

	木 造			非 木 造			建設 補修 (改装・改修)	建設 補修 (維持・修理)	その他 の土木 建 設
	住 宅	非住宅	計	住 宅	非住宅	計			
コモ法6桁品目	RAS(2)			RAS(2)					
資材投入額計	RAS(1)			RAS(1)					
付加価値額									
産 出 額									

(備考)

1. 網掛けの薄い部分はコモ法等により四半期ごとに値が得られる。
2. 網掛けの濃い部分はコモ法による産出額を『建築物着工統計』を進捗ベースに転換したもので分割して求める。
3. RAS(1)は木造及び非木造の資材投入額計と付加価値額をRAS法で住宅、非住宅に分割する。
4. RAS(2)はRAS(1)で求めた資材投入額計を使用して資材投入品目をRAS法で住宅、非住宅に分割する。

(3) 政府・非営利サービスデフレーター

政府・非営利サービスのデフレーターは、下記の活動別に、年次及び四半期別で作成する。

- ・政府サービス…「下水道」、「廃棄物処理」、「水運施設管理」、「航空施設管理」、「学術研究」、「公務」、「教育」、「保健衛生、社会福祉」、「社会教育」
- ・非営利サービス…「自然・人文科学研究機関」、「教育」、「社会教育」、「社会福祉」、「その他」

政府・非営利サービスの生産は、これに要した費用をもって測られており、生産デフレーターについても投入コスト型で推計される。研究・開発分に相当する学術研究（政府）及び自然・人文科学研究機関（非営利）以外については、中間消費、雇用者報酬、生産・輸入品に課される税及び固定資本減耗の名目値をそれぞれに対応するデフレーターで実質化して実質産出額を求め、これを用いてインプリシットにデフレーターを求める（学術研究（政府）及び自然・人文科学研究機関（非営利）については、前述（1）c.と同様の投入コスト型により推計する）。具体的には以下のとおりである。

## a. 中間消費デフレーター

中間消費デフレーターは前述の活動別に、投入コスト型で推計する。

なお、『産業連関表』の投入品目をコモ6桁レベルに組み替え、基本単位デフレーター（中間消費部門）及び建設補修（維持・修理）デフレーターを対応させることにより推計する。

## b. 雇用者報酬デフレーター

活動別雇用者報酬デフレーターは、各々の賃金指数による。具体的には以下のとおりである。

## (a) 政府分（学術研究を除く）

『国家公務員給与実態調査』（人事院）及び『地方公務員給与の実態』（総務省）を用いて、学歴経験年数別1人当たり給与指数をパーシェ統合した人件費デフレーターを作成する。

## (b) 非営利分（自然・人文科学研究機関を除く）

『毎月勤労統計』を用いて、教育、産業計の現金給与総額（常用雇用者規模5人以上の事業所）を指数化する。

## c. 生産デフレーターの作成

対応するデフレーターが直接推計される学術研究（政府）及び自然・人文科学研究機関（非営利）を除く活動別については、上記により、各にコストに対応するデフレーターが推計される。それぞれのコストを実質化した後、集計して実質産出額を得る。（下式では簡単化のため固定基準年方式の場合を示しているが、実際の推計では連鎖方式を採用しており、本章3.（1）「連鎖方式の基本算式について」に示される基本算式に基づく。）これにより名目値を除して、生産のインプリシット・デフレーターを得る。

$$\begin{aligned} \text{生産デフレーター} &= \frac{\text{名目生産額}}{\text{実質生産額}} \\ &= \frac{\text{中間消費} + \text{固定資本減耗} + \text{生産・輸入品に課される税} + \text{雇用者報酬}}{\frac{\text{中間消費} + \text{生産・輸入品に課される税}}{\text{中間消費デフレーター}} + \frac{\text{固定資本減耗}}{\text{総固定資本形成デフレーター}} + \frac{\text{雇用者報酬}}{\text{雇用者報酬デフレーター}}} \end{aligned}$$

## 3. 国内総生産（支出側）デフレーターと実質値

## (1) 連鎖方式の基本算式について

実質値及びデフレーターの計算においては、連鎖方式を採用している。次節以降で説明する項目別デフレーターの推計で用いる連鎖方式の基本算式は以下のとおりである。

$$\text{暦年デフレーター} : CP_t = \frac{\sum_i P_t^i \cdot Q_t^i}{\sum_i P_{t-1}^i \cdot Q_t^i} \times CP_{t-1}$$

$$\text{四半期デフレーター} : CP_{t,k} = \frac{\sum_i P_{t,k}^i \cdot Q_{t,k}^i}{\sum_i P_{t-1}^i \cdot Q_{t,k}^i} \times CP_{t-1}$$

$$\text{暦年実質値} : CV_t = \frac{\sum_i P_{t-1}^i \cdot Q_t^i}{\sum_i P_{t-1}^i \cdot Q_{t-1}^i} \times CV_{t-1}$$

$$\text{四半期実質値} : CV_{t,k} = \frac{\sum_i P_{t-1}^i \cdot Q_{t,k}^i}{\sum_i P_{t-1}^i \cdot Q_{t-1}^i} \times CV_{t-1}$$

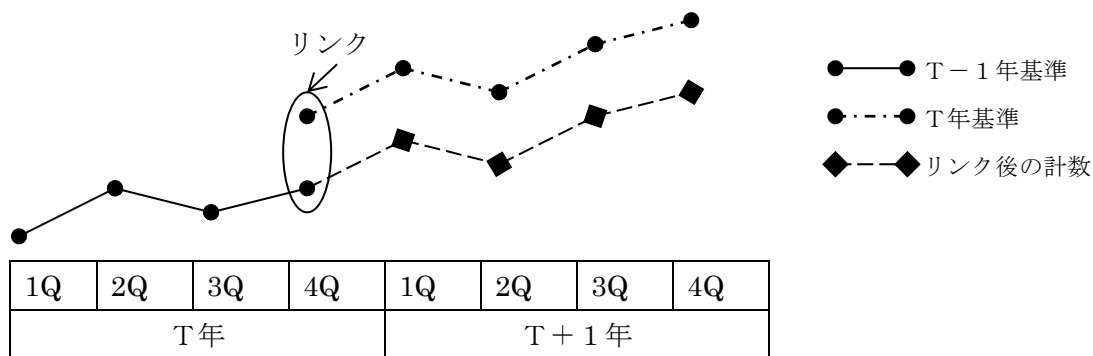
$CP_{t,k}$  : t年第k四半期のデフレーター (連鎖方式)

$CV_{t,k}$  : t年第k四半期の実質値 (連鎖方式)

$P_{t,k}^i$  : i財のt年第k四半期の価格指数、 $Q_{t,k}^i$  : i財のt年第k四半期の実質値

(第4四半期重複法とは)

実質値の計算にあたっては、T年10~12月期とT+1年1~3月期の基準年が異なることによる1~3月期の前期比成長率の断層が生じないよう「第4四半期重複法」(下図参照)により毎年の第4四半期において計数を接続(リンク)する。



これにより、四半期データから作成した四半期値（実質値）の暦年合計が、暦年データから作成した暦年値（実質値）に一致しなくなるため（時間的加法整合性の不成立）、暦年値を四半期値の情報を用いて分割（ベンチマーク）する。ベンチマークの手法としては比例デントン法を用いる。なお、毎期の速報推計においては、第二次年次推計暦年の1～3月期まで遡及して四半期値を改定する。

$$\min \sum_{t=2}^T \left[ \frac{X_t}{I_t} - \frac{X_{t-1}}{I_{t-1}} \right]^2 \quad \text{s. t.} \quad \sum_{t=4y-3}^{4y} X_t = A_y (y=1, \dots, \beta)$$

$t$  : 四半期  $t$ ,  $4y-3$  は  $y$  年の第1四半期,  $4y$  は  $y$  年の第4四半期

$X_t$  : 求めるべき四半期値

$I_t$  : 元となる四半期値

$A_y$  : ベンチマークとなる  $y$  年の暦年値

$\beta$  : ベンチマークとなる  $A_y$  が存在する最終年  $y$

$T$  :  $I_t$  が存在する最終四半期  $t$

## (2) 家計最終消費支出

目的分類別、形態別（第7章参照）及び家計最終消費支出全体の実質値は、以下のよう  
に推計する。

### ① まず、コモ法8桁品目の家計最終消費支出を各目的分類に対応させる。

各目的分類に対応して、それを構成するコモ8桁品目家計消費の暦年計数をウェイトにコモ8桁品目の頭6桁に対応するコモ6桁品目別基本単位デフレーター（家計消費部門）の四半期計数を連鎖統合して、各目的分類のデフレーター  
の四半期計数を作成する。

### ② 目的分類ごとにその名目家計最終消費支出額を①で求めた目的分類別デフレーターで除すことにより目的分類別実質値を求める。

$$CMRi(tk) = \frac{CMNi(tk)}{DMi(tk)}$$

$CMRi(t,k)$  : 目的分類  $i$  の実質家計最終消費支出額 ( $t$  年第  $k$  四半期)

$CMNi(t,k)$  : 目的分類  $i$  の名目家計最終消費支出額 ( $t$  年第  $k$  四半期)

$DMi(t,k)$  : 目的分類  $i$  の家計最終消費支出デフレーター ( $t$  年第  $k$  四半期)

### ③ 88 目的分類別に集計した目的分類別家計最終消費支出は、4種類の形態別家計最終消費支出のどれか一つに対応するように設計されているので、形態別実質値は、目的

## 第8章 デフレーターと実質化

分類別実質値を形態別に連鎖統合することによって求める。形態別家計最終消費支出デフレーターは、この形態別実質値で形態別名目値を除すことにより、事後的に求める。

- ④ 家計最終消費支出全体の実質値は、4形態別に集計した実質値を連鎖統合することによって求める。家計最終消費支出全体のデフレーターは、これにより求めた家計最終消費支出全体の実質値で家計最終消費支出の名目値を除すことにより、事後的に求める。

### (3) 政府最終消費支出及び対家計民間非営利団体最終消費支出

政府最終消費支出及び対家計民間非営利団体最終消費支出の実質値は、生産されたそれぞれのサービスの自己消費分をその活動別の政府・非営利サービスデフレーター（本章「2.（3）政府・非営利サービスデフレーター」を参照）で実質化し、それぞれについて集計することによって求める。政府及び対家計民間非営利団体の最終消費支出のデフレーターは、事後的に求めることになる。

### (4) 総固定資本形成

総固定資本形成（制度部門別、住宅・企業設備別）のデフレーターは、機械等については、2.（1）の基本単位デフレーター（総固定資本形成部門）を対応させる。建設部門については、2.（2）の建設デフレーター（木造住宅、木造非住宅、非木造住宅、非木造非住宅、建設補修（改装・改修）及びその他の土木建設）を対応させることにより推計する。

#### a. 総固定資本形成マトリックス

『産業連関表』の固定資本マトリックスを基本として、SNA 概念に合わせる処理を行い、制度部門別に組み替えること等により、「総固定資本形成原マトリックス」を作成する。

各四半期の供給側推計の総固定資本形成額を暦年値における制度部門別のウェイトにより分割したもの（列の合計）、各四半期の供給側推計等により得られるコモ法6桁品目別の総固定資本形成額等（行の合計）及び制度部門別・品目別総固定資本形成額の初期値となる「総固定資本形成原マトリックス」を用いて、RAS 法により四半期別の総固定資本形成マトリックスを作成する。

図8-3 総固定資本形成マトリックス

	民間				公 的				合計
	非金融 企業設備	住 宅	金 融 企業設備	非営利 企業設備	非金融 企業設備	住 宅	金 融 企業設備	一般政府	
コモ法6桁品目	(RAS法で分割)								コ モ 法
木造住宅								十 建 築 物 着 工 統 計	
非木造住宅									
木造非住宅									
非木造非住宅									
建設補修(改装・改修)									
その他の土木建設									
市場産出計									
非市場産出 (政府)計								政 府 の R&D	
非市場産出 (非営利)計								非 営 利 の R&D	
総固定資本形成計									

(備考) 非市場生産者(政府、非営利)から産出される総固定資本形成は研究・開発(R&D)のみ。いずれも自己勘定総固定資本形成であり自部門(一般政府、対家計民間非営利団体)に計上。

b. 8制度部門別デフレーターの推計

- a. で求めた四半期ごとの総固定資本形成マトリックスの名目値をウェイトとして、基本単位デフレーター(総固定資本形成部門)及び建設デフレーターを連鎖統合して求める。

## 第8章 デフレーターと実質化

### c. 実質化

総固定資本形成の実質化は、制度部門別及び住宅・企業設備別の名目額を上記の対応するデフレーターで除する。これを連鎖方式で集計することで表章項目の実質値を得る。

表章項目ごとのデフレーターは、項目計の名目値を項目計の実質値で除すことによってインプリシットに求める。

### (5) 輸出（入）

- a. 輸出（入）の実質値は、コモ法6桁レベルで推計した後それを統合して下位項目（財貨及びサービス）を推計し、下位項目を統合して上位項目（財貨・サービスの輸出（入））を推計する。

下位項目である財貨の輸出（入）及びサービスの輸出（入）は、それぞれの6桁品目レベルの名目値（『国際収支統計』）を組み替えて下位項目の総額を推計し、それらを財貨についてはコモ法6桁レベルの情報で分割し、サービスについては基準年の情報をもとに分割して推計する）をそれに対応する基本単位デフレーター（輸出部門及び輸入部門）で実質化した実質値と当該デフレーターを組み合わせ推計する。

上位項目である財貨・サービスの輸出（入）は、上記の方法により求めた下位項目の実質値とこれに対応するインプリシット・デフレーター並びに居住者家計及び非居住者家計の直接購入の実質値とデフレーターを統合して推計する。

### b. その他のデフレーター

- (a) 非居住者家計の国内での直接購入については、『消費者物価指数（全国、持家の帰属家賃を除く総合）』を用いる。

- (b) 居住者家計の海外での直接購入については、出国旅行先上位4か国・地域の『消費者物価指数（総合）』を為替レート換算した上で、年ごとの出国旅行者をウェイトにして連鎖統合する。

### (6) 国内総生産（支出側）

以上によって得た国内総生産（支出側）の表章項目別に対応する実質値を連鎖統合し、実質国内総生産（支出側）を得る。この実質値で名目国内総生産（支出側）を除すことにより、国内総生産（支出側）デフレーターを得る。



#### 4. 国内総生産（生産側）デフレーターと実質値

国内総生産（生産側）の実質化は、経済活動別（市場生産者及び非市場生産者（一般政府及び対家計民間非営利団体））の国内総生産、輸入品に課される税・関税及び総資本形成に係る消費税をそれぞれ実質化して統合することにより行う。

なお、経済活動別国内総生産の実質化は、経済活動別産出額と経済活動別中間投入額のそれぞれを実質化し、その差額から求めるダブルデフレーション方式<sup>31</sup>により行う。

この方式によれば、理論上、実質国内総生産（生産側）と実質国内総生産（支出側）の等価が図られ、システムの整合性が保たれるという利点がある。

連鎖の実質値（前暦年基準ラスパイレズ型数量指数、参照年＝2015年）に関しては基本的に加法整合性が満たされないため、前暦年基準実質値（以下数式の $\sum_i p_i^{t-1} q_i^t$ ）の段階でV表の行和、U表の列和等の計算やダブルデフレーションを行う。

$$LV^t = LV^{t-1} \times \left( \frac{\sum_i p_i^{t-1} q_i^t}{\sum_i p_i^{t-1} q_i^{t-1}} \right)$$

LV：連鎖実質値　p：価格指数　q：数量指数　i：品目（産業）　t：時点

##### (1) 市場生産者の経済活動別国内総生産の実質化

###### a. 産出額の実質化

###### ① V表分類別産出デフレーターの算出

コモ法6桁品目の産出額について、それぞれ対応するコモ法6桁品目別の基本単位デフレーター（生産部門）で実質化する。V表分類別産出デフレーターは、コモ法6桁品目の産出額の名目値と実質値をそれぞれ88のV表分類別（第3章参照）に集計後、名目値を実質値で除すことにより求める。

###### ② 名目主産物V表<sup>32</sup>の各列（財貨・サービス）を、①で作成したV表分類別産出デフレーターにより除すことで、実質主産物V表を作成する。

###### ③ 同様に、コモ法6桁品目の屑・副産物産出額の名目値を、コモ法6桁品目別の基本単位デフレーター（生産部門）で実質化し、実質屑・副産物V表を作成する。

###### ④ ②の実質主産物V表に③の実質屑・副産物V表を加算し、実質V表を作成する。実質V表の行和より経済活動別実質産出額を得る。

###### b. 中間投入額の実質化

中間投入額は、名目U表の各行（財貨・サービス）をコモ法6桁品目別の基本単位デフレーター（中間消費部門）で実質化し、実質U表を作成する。実質U表の列和よ

<sup>31</sup> 連鎖方式では加法整合性が満たされないため、加減算は前暦年基準の実質値により行う。

<sup>32</sup> 主産物V表や屑・副産物V表については、第3章を参照。

## 第8章 デフレーターと実質化

り経済活動別実質中間投入額を得る。経済活動別中間投入デフレーターは、インプリシット・デフレーターとして求める。

### c. 経済活動別実質国内総生産

経済活動別実質国内総生産は、a. で求めた経済活動別実質産出額から、b. で求めた経済活動別実質中間投入額を差し引くダブルデフレーション方式により求める。

### (2) 非市場生産者の国内総生産の実質化

産出額の実質値から中間投入額の実質値を差し引くというダブルデフレーション方式で行う。産出額及び中間投入額の実質値は、産出額及び中間投入額をそれぞれ生産デフレーター、中間消費デフレーターで実質化して求める（本章2.（3）の「政府・非営利サービスデフレーター」及び本章3.（3）の「政府最終消費支出及び対家計民間非営利団体最終消費支出」参照）。

### (3) 輸入品に課される税・関税（生産側）の実質化

輸入品に課される税・関税の実質値は、基本単位デフレーター（輸入部門）と税率に関する情報を用い、財貨・サービスごとにコモ法で求められる輸入税額から物価と税率の変更の影響を除くことにより求める。

### (4) 国内総生産（生産側）の実質化

市場生産者及び非市場生産者の経済活動別実質国内総生産並びに輸入品に課される税・関税の実質値の集計値から、総資本形成に係る消費税の実質値を控除することによって実質国内総生産（生産側）を得る。

国内総生産デフレーター（生産側）は、名目国内総生産（生産側）を実質国内総生産（生産側）で除すことにより事後的に得る。

(参考) 寄与度の計算方法について

連鎖方式による実質 GDP 成長率 (支出側) に対する各内訳項目 (項目  $i$ ) の寄与度計算は、以下のように行う。

$p_{i,t}$  :  $t$  暦年の下位項目デフレーター,  $q_{i,t}^{(k)}$  :  $t$  暦年(第  $k$  四半期)の下位項目数量指数,  $T$  :  $T$  年度( $t$  暦年第 2 四半期 ~  $t+1$  暦年第 1 四半期)

(1) 暦年計数 (前年比)

$$\% \Delta_{i,(t-1) \rightarrow t} = 100 \cdot \frac{p_{i,t-1} q_{i,t-1}}{\sum_i p_{i,t-1} q_{i,t-1}} \cdot \left( \frac{q_{i,t}}{q_{i,t-1}} - 1 \right)$$

(2) 四半期計数 (前期比)

$$\% \Delta_{i,(k-1) \rightarrow k} = 100 \cdot \frac{p_{i,t-1} q_i^{k-1}}{\sum_i p_{i,t-1} q_i^{k-1}} \cdot \left( \frac{q_i^k}{q_i^{k-1}} - 1 \right)$$

※ 寄与度の合計とベンチマーク (比例デントン法) 後の増加率の開差は比例的に配分

(3) 四半期計数 (前年同期比)

$$\% \Delta_{i,(t-1,k) \rightarrow (t,k)} \doteq 100 \cdot \frac{p_{i,t-1} q_{i,t-1}^k}{\sum_i p_{i,t-1} q_{i,t-1}^k} \cdot \left( \frac{q_{i,t}^k}{q_{i,t-1}^k} - 1 \right)$$

※ 寄与度の合計と増加率の開差は比例的に配分

(4) 年度計数 (前年度比)

$$\% \Delta_{i,(T-1) \rightarrow T} \doteq 100 \cdot \frac{p_{i,T-1} q_{i,T-1}}{\sum_i p_{i,T-1} q_{i,T-1}} \cdot \left( \frac{q_{i,T}}{q_{i,T-1}} - 1 \right)$$

$$p_{i,t-1} = \frac{\sum_i p_{i,t-1} q_{i,t}^4}{\sum_i p_{i,t} q_{i,t}^4} \cdot p_{i,t} Q_{i,t+1}^1$$

$$p_{i,t-1} = \frac{\sum_i p_{i,t-1} q_{i,t}^4}{\sum_i p_{i,t} q_{i,t}^4} \cdot Q_{i,t+1}^1$$

( $i$  が在庫の場合、 $Q$  には在庫残高を用いる)

※ 寄与度の合計と増加率の開差は比例的に配分

留意点 (1) 「純輸出」については、寄与度の符号が前期差の符号と逆になることがあり得る (純輸出実質額は「輸出-輸入」の実質額の単純引き算により求められているため)。この場合、寄与度の与える符号が正しいものである。

(2) 「国内需要」「民間需要」「公的需要」「総固定資本形成」「最終需要」の寄与度は、下位内訳項目の寄与度計とは一致しない。

表 8-1

平成 27 年基準 基本単位デフレーター一品目対応価格指数一覧

令和5年 11 月時点

### 【本資料の見方等】

- 本資料は、平成 27 年基準国民経済計算におけるコモ法 6 桁レベルの「基本単位デフレーター」について、4つの系統（生産、輸入、輸出、家計消費）別の対応する物価指数の詳細（どの基礎統計のどの指数を対応させているか等）を示している。令和 4 年 12 月時点のものであり、2022 年 4-6 月期以降の推計に使用している。
- ここで使用している主な物価統計（『国内企業物価指数』（PPI）（日本銀行）<sup>（注）</sup>、『輸出物価指数』（EPI）（同）、『輸入物価指数』（IPI）（同）、『企業向けサービス価格指数』（SPPI）（同）、『消費者物価指数』（CPI）（総務省）、『農業物価指数』（API）（農林水産省））は、SPPI 以外の物価統計は令和 2 年基準（2020 年=100）、SPPI は平成 27 年基準（2015 年=100）となっている。このため、「基本単位デフレーター」推計の際、国民経済計算の基準年（2015 年=100）に変換している。

（注）日本銀行が作成する『国内企業物価指数』（PPI）、『輸出物価指数』（EPI）、『輸入物価指数』（IPI）は、いずれも『企業物価指数』（CGPI）として作成・公表されている。

- 掲載事項を一覧（表頭）に沿って説明すると、以下のとおり。
  - ・ 品目名称：「基本単位デフレーター」の項目名称を示している。市場生産者により生産される財貨・サービスの供給および需要の推計に用いている、コモディティ・フロー法（コモ法）で設定されている品目（約 400 品目）に対応している。
  - ・ 生産：「生産系統」の推計に使用している物価指数等を示している。API、PPI、SPPI を主に使用しているほか、家計消費の割合が高い品目では、CPI も使用しており、消費税を含むベースで推計している。対応する物価指数がなく、（消費税が含まれていない）他の物価指数（EPI、IPI）等で代替する場合は、消費税による影響を含めた上で、推計している。このほか、「基本単位デフレーター」に含めないこととしている要因による物価指数の変動（CPI の介護や医療（診療代）における自己負担比率の変更等に伴うもの等）については、可能な限り除いた上で、推計している。
  - ・ 輸入：「輸入系統」の推計に使用している物価指数等を示している。IPI を主に使用しており、消費税は含まれていない。対応する物価指数がなく、他の物価指数（PPI、CPI 等）で代替する場合は、輸入には含まれない変動（上記消費税による影響のほか、PPI 酒類の品目における酒税の変更に伴う変動等）については、可能な限り除いた上で、推計している。
  - ・ 輸出：「輸出系統」の推計に使用している物価指数等を示している。EPI を主に使用しており、消費税は原則含まれないが、一部のサービス（宿泊料、飲食等）については、消費税による影響を含めた上で、推計している。対応する物価指数がなく、他の物価指数（PPI、CPI 等）で代替する場合は、輸出には含まれない変動（上記消費税による影響のほか、PPI 酒類の品目における酒税の変更に伴う変動等）については、可能な限り除いた上で、推計している。
  - ・ 家計消費：「家計消費系統」の推計に使用している物価指数等を示している。CPI を主に使用しており、消費税を含むベースで推計している。また、「基本単位デフレーター」に含めないこととしている要因による物価指数の変動（CPI の介護や医療（診

療代)における自己負担比率の変更等に伴うものや、自動車取得税(エコカー減税)による影響等)については、可能な限り除いた上で、推計している。

○ 上記の4系統(生産、輸入、輸出、家計消費)で使用している物価指数等の表記は、以下のとおり。

・物価指数を使用している場合：物価統計の名称(PPI、EPI、IPI、SPPI、CPI、API)と、使用している項目の名称を記載している(例えば、「PPI\_ハム」)。より正確にデフレーターを推計するため、物価指数の最小単位である品目を使用することを原則としているが、対応する品目が存在しない等の理由により上位分類を使用する場合は、項目名称の後に上位分類の名称も記載している(例えば、「PPI\_水産加工食品(商)」)。PPIの場合、上位分類として「商品群」、「小類別」、「類別」といった括りがあるため、これらの略称「商」、「小」、「類」で記載)。

・物価指数以外を使用している場合：適当な物価指数が存在しないため、独自に推計したデフレーターを使用している場合(「単価指数」、「投入コスト型」等)の記載は、以下のとおり。

—— 「単価指数」とは、当該品目の平均価格(「価額」÷「数量」)をデフレーターとして使用しているものだが、「UPI」と記載した上で、使用している統計データ名称と項目名称を記載している(例えば、「UPI\_貿易統計\_玄米」)。

—— 「投入コスト型」とは、当該品目の「市場取引価格(産出価格(output price))」を直接捕捉することが困難な場合に用いる推計手法の一つであり、生産側(中間投入、付加価値)からみた価格情報等を集計することにより「産出価格」を間接的に捉えようとするもの。一覧では「投入コスト」と記載している。

—— 上記以外で独自に推計したデフレターの推計方法は区々であるため、表記ルール等は特にないが、統計データ名称や推計方法を簡単に記載している。

○ 「基本単位デフレーター」は、6部門により構成されている。まず、上記6系統に対応させた物価指数を、コモ法6桁レベル(約400品目)の内訳であるコモ法8桁レベル(約2,000品目)ごとにラスパイレズ式で集計する。次に、これらを6部門(①「生産部門」(生産系統+輸出系統)、②「輸入部門」(輸入系統)、③「輸出部門」(輸出系統)、④「家計消費部門」(家計消費系統)、⑤「総固定資本形成部門」(生産系統+輸入系統)、⑥「中間消費部門」(生産系統+輸入系統))ごとにフィッシャー連鎖式で集計することにより、コモ法6桁レベルの「基本単位デフレーター」を推計している。

○ なお、デフレーター推計方法の詳細については、本文(第8章)で説明している。

品目名称	生産	輸入	輸出	家計消費
米	API 諸材料・稲わら PPI 玄米	API 諸材料・稲わら UPI 貿易統計 玄米	API 諸材料・稲わら PPI 玄米	API 諸材料・稲わら
麦類	API 麦(類)	IPI 大麦 IPI 小麦	API 麦(類)	
いも類	API いも(類)	API いも(類)	API いも(類)	CPI さつまいも CPI じゃがいも
豆類	API 豆(類)	IPI 大豆	API 豆(類)	API 豆(類)
野菜	API 野菜(総合)(類)	UPI 貿易統計 たまねぎ、ねぎ他	API 野菜(総合)(類)	CPI 生鮮野菜(小)
果実	API 果実(類)	UPI 貿易統計 バナナ、オレンジ他	API りんご	CPI 生鮮果物(小)
砂糖原料作物	API 種苗及び苗木(類) API さとうきび API てんさい	IPI 粗糖	API さとうきび	
飲料用作物	API 種苗及び苗木(類) API 茶(荒茶) API 茶(生葉)	IPI コーヒー豆・カカオ豆	API 茶(荒茶) API 茶(生葉)	
その他の食用耕種作物	API こんにやくいも API そば API 工芸農作物(類) API 麦(類)	IPI なたね IPI 飼料作物 IPI 精穀(商) IPI 豆類・果実(商) IPI 麦類(商)	API こんにやくいも API そば API 工芸農作物(類)	API 工芸農作物(類)
飼料作物	API 飼料・とうもろこし API 飼料・ヘイキューブ	IPI 飼料作物	API 飼料・とうもろこし API 飼料・ヘイキューブ	
種苗	API 種苗及び苗木(類)	API 種苗及び苗木(類)	API 種苗及び苗木(類)	API 種苗及び苗木(類)
花き・花木類	API 花き(類)	API 花き(類)	API 花き(類)	CPI 切り花(小) CPI 鉢植え
その他の非食用耕種作物	API い(い草) API 葉たばこ	API 葉たばこ IPI 天然ゴム	API 葉たばこ	
酪農	API 子畜・ホルスタイン種雄 API 子畜・ホルスタイン純粋種雌 API 子畜・交雑種 API 子畜・肥育用乳用(交雑種) API 子畜・肥育用乳用雄(ホルスタイン種) API 成畜・乳用成牛(雌) API 生乳(類)	IPI 飼料作物		API 生乳(類)
肉用牛	API 子畜・和子牛(雄) API 子畜・和子牛(雌) API 成畜・肉用成牛(雌)	UPI 貿易統計 牛	API 子畜・和子牛(雄) API 子畜・和子牛(雌) API 成畜・肉用成牛(雌)	
豚	API 肉豚	UPI 貿易統計 豚	API 肉豚	
鶏卵	API 鶏卵(類)	UPI 貿易統計 鳥卵	API 鶏卵(類)	CPI 鶏卵
肉鶏	API フロイラー	UPI 貿易統計 鶏	API フロイラー	
その他の畜産	API 子畜・ホルスタイン種雄 API 子畜・ホルスタイン純粋種雌 API 子畜・交雑種 API 子畜・肥育用乳用(交雑種) API 子畜・肥育用乳用雄(ホルスタイン種) API 子畜・和子牛(雄) API 子畜・和子牛(雌) API 成畜・肉用成牛(雌) API 成畜・乳用成牛(雌)	IPI 食肉(商)	API 子畜・ホルスタイン種雄 API 子畜・ホルスタイン純粋種雌 API 子畜・交雑種 API 子畜・肥育用乳用(交雑種) API 子畜・肥育用乳用雄(ホルスタイン種) API 子畜・和子牛(雄) API 子畜・和子牛(雌) API 成畜・肉用成牛(雌) API 成畜・乳用成牛(雌)	API 子畜・ホルスタイン種雄 API 子畜・ホルスタイン純粋種雌 API 子畜・交雑種 API 子畜・肥育用乳用(交雑種) API 子畜・肥育用乳用雄(ホルスタイン種) API 子畜・和子牛(雄) API 子畜・和子牛(雌) API 成畜・肉用成牛(雌) API 成畜・乳用成牛(雌)
獣医学	CPI 獣医代			CPI 獣医代
農業サービス(獣医学を除く。)	API 賃借料及び料金(類)			
森林	UPI 国有林野事業統計等 立木竹			
素材	PPI 素材(商)	IPI 丸太	PPI 素材(商)	
特用林産物	PPI 耕種農業(小) UPI 東京都中央卸売市場統計 生しいたけ	UPI 貿易統計 まつたけ他 UPI 貿易統計 液汁・エキス他 UPI 貿易統計 生しいたけ UPI 貿易統計 木炭	PPI 耕種農業(小) UPI 貿易統計 きのこ他 UPI 貿易統計 粘質物	CPI えのきたけ CPI しめじ CPI 生しいたけ CPI 干しいたけ
海面漁業	CPI 生鮮魚介(小) PPI 海面養殖業(商) UPI 水産物流通調査 生鮮魚介	CPI 生鮮魚介(小) UPI 貿易統計 冷凍たい・えび他 UPI 貿易統計 冷凍まぐろ・かつお他	CPI 生鮮魚介(小) PPI 海面養殖業(商)	CPI こんぶ CPI わかめ CPI 生鮮魚介(小)
海面養殖業	CPI ぶり CPI 生鮮魚介(小) IPI 真珠 PPI 干のり	IPI 真珠	IPI 真珠	CPI ぶり CPI ぼたて貝 CPI 生鮮魚介(小) CPI 干しのり
内水面漁業・養殖業	CPI 生鮮魚介(小)	CPI 生鮮魚介(小)	CPI 生鮮魚介(小)	CPI 生鮮魚介(小)
石灰	IPI 一般炭	IPI 一般炭 IPI 原料炭	IPI 一般炭	IPI 一般炭
原油	IPI 原油	IPI 原油	IPI 原油	
天然ガス	PPI 天然ガス	IPI 液化天然ガス	PPI 天然ガス	
砂利・採石	PPI 砂利	PPI 砂利	PPI 砂利	PPI 砂利
碎石	PPI 碎石	PPI 碎石	PPI 碎石	
金属鉱物	PPI 金地金 PPI 銀地金 PPI 非鉄金属製錬・精製(小)	IPI モリブデン鉱 IPI 亜鉛鉱 IPI 金地金 IPI 銀地金 IPI 鉄鉱石 IPI 銅鉱	EPI その他の非鉄金属地金(商) EPI 銅(商) IPI 亜鉛鉱 IPI 銅鉱 PPI 銀地金	
その他の鉱物	PPI その他の鉱物(商) PPI 石灰石	PPI その他の鉱物(商)	PPI その他の鉱物(商) PPI 石灰石	PPI その他の鉱物(商)
食肉	PPI 牛肉 PPI 鶏肉 PPI 豚肉	IPI 牛臓器・舌 IPI 牛肉 IPI 鶏肉 IPI 豚肉	IPI 牛臓器・舌 PPI 牛肉 PPI 鶏肉	CPI 牛肉(国産品) CPI 牛肉(輸入品) CPI 生鮮肉(小) CPI 鶏肉 CPI 豚肉(国産品) CPI 豚肉(輸入品)
酪農品	PPI アイスクリューム PPI チーズ PPI パター PPI ヨーグルト PPI 処理牛乳 PPI 生クリーム PPI 乳飲料・乳酸菌飲料 PPI 粉乳 PPI 酪農品(商)	IPI チーズ PPI アイスクリューム PPI 粉乳	PPI アイスクリューム PPI ヨーグルト PPI 処理牛乳 PPI 乳飲料・乳酸菌飲料 PPI 粉乳 PPI 酪農品(商)	CPI アイスクリューム CPI チーズ(国産品) CPI チーズ(輸入品) CPI パター CPI ヨーグルト CPI 牛乳(小) CPI 粉ミルク CPI 乳酸菌飲料
その他の畜産食料品	PPI その他の畜産食料品(商)	IPI 肉加工品 UPI 貿易統計 コーンビーフ他	PPI その他の畜産食料品(商)	CPI サラダチキン CPI ハンバーグ CPI 加工肉(小) CPI 焼豚

品目名称	生産	輸入	輸出	家計消費
冷凍魚介類	CPI 生鮮魚介(小) UPI 水産物流通調査 冷凍魚介	UPI 貿易統計 冷凍まぐろ・さけ他	CPI 生鮮魚介(小)	CPI 生鮮魚介(小)
塩・干・くん製品	PPI しらす干し PPI 塩干・塩蔵品	PPI 塩干・塩蔵品	PPI しらす干し PPI 塩干・塩蔵品	CPI いくら CPI ししゃも CPI しらす干し CPI たらこ CPI 塩さけ CPI 煮干し CPI 干しあじ
水産びん・かん詰 ねり製品	PPI 水産びん・かん詰 PPI ねり製品	IPI 水産びん・かん詰	UPI 貿易統計 気密容器入りのさば他 UPI 貿易統計 かまぼこ他	CPI 魚介缶詰 CPI かまぼこ CPI ちくわ CPI 揚げかまぼこ PPI ねり製品
その他の水産食料品	PPI かつおパック PPI その他の水産食料品(商) PPI つくだ煮 PPI ねり製品(商) PPI 海面養殖業(商) PPI 水産びん・かん詰(商) PPI 水産物漬物 PPI 干のり	PPI かつおパック PPI その他の水産食料品(商) PPI つくだ煮 PPI ねり製品(商) PPI 水産びん・かん詰(商) PPI 水産物漬物	PPI かつおパック PPI その他の水産食料品(商) PPI つくだ煮 PPI ねり製品(商) PPI 海面養殖業(商) PPI 水産びん・かん詰(商) PPI 水産物漬物 PPI 干のり	CPI うなぎかば焼き CPI かつお節 CPI こんぶ CPI こんぶつくだ煮 CPI ひじき CPI わかめ CPI 魚介つくだ煮 CPI 魚介漬物 CPI 干しのみ
精穀	API 麦(類) PPI 精米	IPI 精米	PPI 精米	CPI うるち米A CPI うるち米B
製粉	PPI 小麦粉 PPI 製粉(商)	PPI 飼料(商) PPI 製粉(商)	PPI 小麦粉	CPI 小麦粉
めん類	PPI 即席めん PPI 中華めん PPI 洋風めん PPI 和風めん	IPI 洋風めん	PPI 即席めん PPI 洋風めん PPI 和風めん	CPI カップ麺 CPI スバゲッティ CPI そうめん CPI ゆでうどん CPI 中華麺
パン類	PPI 菓子パン PPI 食パン PPI 調理パン・サンドイッチ	PPI 食パン	PPI 調理パン・サンドイッチ	CPI あんパン CPI カレーパン CPI 食パン CPI 調理パン
菓子類	PPI キャンデー PPI シリアル PPI スナック菓子 PPI チューインガム PPI チョコレート PPI ビスケット類 PPI 氷菓 PPI 米菓 PPI 豆菓子 PPI 洋生菓子 PPI 和生菓子	IPI チョコレート PPI ビスケット類 UPI 貿易統計 キャンデー、キャラメル	PPI キャンデー PPI シリアル PPI スナック菓子 PPI チューインガム PPI チョコレート PPI ビスケット類 PPI 氷菓 PPI 米菓 PPI 豆菓子	CPI カステラ CPI キャンデー CPI ケーキ CPI シュークリーム CPI シリアル CPI ゼリー CPI せんべい CPI だいき餅 CPI チューインガム CPI チョコレート CPI ビスケット CPI プリン CPI ポテトチップス CPI まんじゅう CPI ようかん CPI ロールケーキ CPI 落花生
農産保存食料品	PPI 果実・野菜缶詰 PPI 漬物 PPI 農産保存食料品(商)	IPI 果実・野菜缶詰 PPI 農産保存食料品(商)	PPI 農産保存食料品(商) UPI 貿易統計 調製した野菜・果実	CPI キムチ CPI ジャム CPI だいこん漬 CPI ナッツ CPI はくさい漬 CPI 梅干し CPI 野菜缶詰 PPI 果実・野菜缶詰
砂糖	PPI 砂糖	IPI 粗糖	PPI 砂糖	CPI 砂糖
でん粉	PPI でん粉	UPI 貿易統計 でん粉	PPI でん粉	PPI でん粉
ぶどう糖・水あめ・異性化糖	PPI ぶどう糖・水あめ PPI 異性化糖	PPI ぶどう糖・水あめ PPI 異性化糖	PPI ぶどう糖・水あめ PPI 異性化糖	CPI 砂糖
動植物油脂	PPI ショートニング PPI マーガリン PPI 混合植物油脂 PPI 植物油搾かす PPI 植物油脂(除混合植物油脂)	IPI オリーブ油・パーム油 IPI 植物油搾かす	PPI マーガリン PPI 植物油脂(除混合植物油脂) PPI 動植物油脂(商)	CPI マーガリン CPI 食用油
調味料	PPI うま味・風味調味料 PPI しょう油 PPI ソース PPI たれ・めんつゆ PPI みそ PPI ルウ PPI 香辛料 PPI 食酢 PPI 調味料(商)	IPI 調味料	PPI うま味・風味調味料 PPI しょう油 PPI たれ・めんつゆ PPI みそ PPI 香辛料 PPI 食酢 PPI 調味料(商)	CPI カレールウ CPI ケチャップ CPI しょう油 CPI ソース CPI たれ CPI つゆ CPI ドレッシング CPI パスタソース CPI マヨネーズ CPI みそ CPI 合わせ調味料 CPI 酢 CPI 風味調味料
冷凍調理食品	PPI 冷凍調理食品	IPI 冷凍調理食品	PPI 冷凍調理食品	CPI 調理バスタ CPI 調理ピザ CPI 冷凍ぎょうざ CPI 冷凍調理コロッケ CPI 冷凍調理ハンバーグ CPI 冷凍米飯
レトルト食品	PPI レトルト食品			CPI 調理カレー
そう菜・すし・弁当	PPI すし・弁当・おにぎり PPI そう菜			CPI おでん CPI おにぎり CPI からあげ CPI ぎょうざ CPI きんぴら CPI コロッケ CPI サラダ CPI すし(弁当)A



品目名称	生産	輸入	輸出	家計消費
				CPI すし(弁当)B CPI やきとり CPI 豚カツ CPI 煮豆 CPI 弁当A CPI 弁当B CPI 焼き魚
その他の食料品	CPI もち PPI あん PPI こんにやく PPI サブリメント PPI パン粉 PPI 食料品(小) PPI 食料品(小) PPI 即席みそ汁・インスタントスープ PPI 茶づけ・ふりかけ PPI 豆腐・しみ豆腐・油揚げ類 PPI 納豆	IPI こうじ・麦芽 PPI こんにやく PPI サブリメント PPI パン粉 PPI 食料品(小) PPI 即席みそ汁・インスタントスープ PPI 茶づけ・ふりかけ PPI 納豆	PPI こんにやく PPI サブリメント PPI パン粉 PPI 食料品(小) PPI 即席みそ汁・インスタントスープ PPI 茶づけ・ふりかけ PPI 納豆	CPI カット野菜 CPI こんにやく CPI ふりかけ CPI もち CPI 油揚げ CPI 乾燥スープ CPI 健康保持用摂取品A CPI 健康保持用摂取品B CPI 他の調理食品(小) CPI 豆腐 CPI 納豆 CPI 無菌包装米飯 CPI 清酒 CPI ビール CPI 発泡酒 CPI ウイスキー CPI チューハイ CPI ビール風アルコール飲料 CPI ワイン(国産品) CPI ワイン(輸入品) CPI 焼酎 CPI インスタントコーヒー CPI コーヒー豆 CPI 紅茶 CPI 緑茶
清酒	PPI 清酒	PPI 清酒	PPI 清酒	CPI 清酒
ビール類	PPI ビール PPI 発泡酒・新ジャンル	PPI ビール	PPI ビール PPI 発泡酒・新ジャンル	CPI ビール CPI 発泡酒
ウイスキー類	PPI ウイスキー	IPI ウイスキー類	PPI ウイスキー	CPI ウイスキー
その他の酒類	PPI その他の酒類(商) PPI 果実酒・チューハイ PPI 焼酎 PPI 発泡酒・新ジャンル	IPI 果実酒 IPI 焼酎・混成酒	PPI 果実酒・チューハイ PPI 焼酎 PPI 発泡酒・新ジャンル	CPI チューハイ CPI ビール風アルコール飲料 CPI ワイン(国産品) CPI ワイン(輸入品) CPI 焼酎
茶・コーヒー	PPI コーヒー PPI 荒茶 PPI 緑茶	IPI 茶・コーヒー PPI 荒茶	PPI コーヒー PPI 荒茶 PPI 緑茶	CPI 紅茶 CPI 緑茶
清涼飲料	PPI コーヒー飲料 PPI ジュース PPI スポーツドリンク PPI ノンアルコール飲料 PPI ミネラルウォーター PPI 炭酸飲料 PPI 茶飲料 PPI 豆乳飲料	IPI ジュース・ミネラルウォーター	PPI ジュース PPI ミネラルウォーター	CPI コーヒー飲料A CPI コーヒー飲料B CPI スポーツドリンク CPI ノンアルコールビール CPI ミネラルウォーター CPI 果実ジュース CPI 果汁入り飲料 CPI 炭酸飲料 CPI 茶飲料 CPI 豆乳 CPI 野菜ジュース
製氷	PPI 人造氷		PPI 人造氷	PPI 人造氷
飼料	PPI ペットフード PPI 植物油搾かす PPI 配合飼料	IPI フィッシュミール IPI ペットフード IPI 大麦 IPI 飼料作物	PPI ペットフード PPI 配合飼料	CPI ペットフード(キャットフード) CPI ペットフード(ドッグフード) PPI 配合飼料
有機質肥料	API 肥料(有機質)(類)	IPI 植物油搾かす	API 肥料(有機質)(類)	CPI 園芸用土
たばこ	PPI たばこ	IPI たばこ	PPI たばこ	CPI たばこ(国産品) CPI たばこ(輸入品)
紡績糸	PPI 紡績糸	IPI 紡績糸 IPI 紡績糸(商)	PPI 紡績糸 PPI 紡績糸(商)	PPI 紡績糸
綿・スフ織物(合繊短繊維織物を含む。)	PPI 織物 PPI 織物(商)	IPI 織物 IPI 織物(商)	EPI 織物	CPI タオル PPI 織物 PPI 織物(商)
綿・人絹織物(合繊長繊維織物を含む。)	PPI 織物 PPI 織物(商)	IPI 織物 IPI 織物(商)	EPI 織物	PPI 織物 PPI 織物(商)
その他の織物	PPI 織物	IPI 織物 IPI 織物(商) PPI 織物	EPI 織物 PPI 織物	PPI 織物
ニット生地	PPI 繊維工業製品(小)	PPI 繊維工業製品(小)	PPI 繊維工業製品(小)	CPI 子供用Tシャツ(長袖) CPI 男子用スポーツシャツ(長袖) CPI 男子用スポーツシャツ(半袖) CPI 婦人用Tシャツ(長袖)
染色整理	投入コスト			
その他の繊維工業製品	PPI その他の繊維既製品(商) PPI その他の繊維工業製品(商) PPI フェルト生地・不織布 PPI 繊維製品(類)	IPI その他の繊維工業製品(商) IPI フェルト生地・不織布 IPI 紡績糸 UPI 貿易統計 ひも	EPI フェルト生地・不織布 EPI 繊維品(類) PPI その他の繊維工業製品(商)	PPI その他の繊維工業製品(商) PPI フェルト生地・不織布
織物製衣服	PPI 織物製・ニット製衣服(商) PPI 外衣・シャツ PPI 下着類	IPI シャツ・セーター類 IPI パジャマ IPI 織物製・ニット製衣服(商) IPI 女子用外衣類 IPI 女子用下着類 IPI 男子用外衣類 IPI 男子用下着 PPI 外衣・シャツ	PPI 外衣・シャツ	CPI スカート(秋冬物) CPI スカート(春夏物) CPI トレーニングパンツ CPI ブラウス(長袖) CPI ブラウス(半袖) CPI ワイシャツ CPI ワンピース(秋冬物) CPI ワンピース(春夏物) CPI 子供用Tシャツ(長袖) CPI 子供用Tシャツ(半袖) CPI 子供用スボン(秋冬物) CPI 子供用スボン(春夏物) CPI 子供用下着類(小) CPI 女子用学校制服 CPI 背広服(秋冬物 中級品) CPI 背広服(秋冬物 普通品) CPI 背広服(春夏物 中級品) CPI 背広服(春夏物 普通品) CPI 男子用コート CPI 男子用スポーツシャツ(長袖) CPI 男子用スポーツシャツ(半袖) CPI 男子用スボン(ジーンズ) CPI 男子用スボン(秋冬物) CPI 男子用スボン(春夏物) CPI 男子用パジャマ CPI 男子用上着 CPI 男子用学校制服 CPI 男子用下着類(小)

品目名称	生産	輸入	輸出	家計消費
				CPI 乳児服
				CPI 婦人用Tシャツ(長袖)
				CPI 婦人用Tシャツ(半袖)
				CPI 婦人用コート
				CPI 婦人用スーツ(秋冬物、中級品)
				CPI 婦人用スーツ(秋冬物、普通品)
				CPI 婦人用スーツ(春夏物、中級品)
				CPI 婦人用スーツ(春夏物、普通品)
				CPI 婦人用スラックス(ジーンズ)
				CPI 婦人用スラックス(秋冬物)
				CPI 婦人用上着
				CPI 婦人用帯
				CPI 婦人用着物
				CPI 婦人用下着類(小)
				CPI 和服(中)
ニット製衣服	PPI 外衣・シャツ PPI 下着類	IPI シャツ・セーター類 IPI ハジヤマ IPI 織物製・ニット製衣服(商) IPI 女子用外衣類 IPI 女子用下着類 IPI 男子用外衣類 IPI 男子用下着	PPI 外衣・シャツ PPI 下着類	CPI トレーニングパンツ CPI ブラウス(長袖) CPI ブラウス(半袖) CPI ブラジャー CPI ランジェリー CPI ワイシャツ CPI 子供用Tシャツ(長袖) CPI 子供用Tシャツ(半袖) CPI 子供用下着 CPI 男子用シャツ(半袖) CPI 男子用スポーツシャツ(長袖) CPI 男子用スポーツシャツ(半袖) CPI 男子用セーター CPI 男子用ハジヤマ CPI 男子用パンツ CPI 男子用上着 CPI 乳児服 CPI 婦人用Tシャツ(長袖) CPI 婦人用Tシャツ(半袖) CPI 婦人用ショーツ CPI 婦人用スラックス(秋冬物) CPI 婦人用セーター(長袖) CPI 婦人用セーター(半袖) CPI 婦人用下着類(小) CPI 水着
その他の衣服・身の回り品	PPI その他の衣服・身の回り品(商) PPI 繊維製身の回り品	IPI その他の衣服・身の回り品(商) IPI ネックウェア IPI 靴下 IPI 手袋 IPI 帽子	PPI その他の衣服・身の回り品(商) PPI 織物製・ニット製衣服(商) PPI 繊維製身の回り品	CPI サポーター CPI スリッパ CPI ネクタイ CPI ハンカチーフ CPI マフラー CPI 衣料(中) CPI 運動靴 CPI 競技用靴 CPI 男子用靴下 CPI 婦人用ストッキング CPI 婦人用ソックス CPI 帽子
寝具	PPI 寝具	IPI 寝具	PPI 寝具	CPI クッション CPI 敷きパッド CPI 敷布 CPI 寝具類(中) CPI 布団 CPI 布団カバー
じゅうたん・床敷物	PPI 敷物	IPI 敷物	PPI 敷物	CPI カーペット CPI マット
その他の繊維既製品	PPI タオル PPI 衛生材料 PPI 繊維製帆布 PPI 繊維製品(類)	IPI カーテン IPI タオル IPI 寝具 IPI 繊維品(類) PPI 衛生材料	EPI 繊維品(類) PPI 衛生材料	CPI カーテン CPI タオル CPI マスク CPI 生理用ナブキン PPI 繊維製帆布 CPI 修繕材料
製材	PPI ひき角 PPI ひき割 PPI 板 PPI 梱包用材 PPI 製材(商)	IPI 製材(商)	PPI ひき角	CPI 修繕材料
合板・集成材	PPI 集成材 PPI 特殊合板 PPI 普通合板	IPI 合板 IPI 集成材	PPI 特殊合板 PPI 普通合板	CPI 修繕材料
木材チップ	PPI 木材チップ	IPI 木材チップ(商)	PPI 木材チップ	
その他の木製品	PPI その他の木製品(商) PPI 木箱 PPI 住宅建築用木製組立材料 PPI 造作材 PPI 木材・木製品(類) PPI 床板	IPI その他の木製品(商) IPI 繊維板 IPI 木材・木製品・林産物(類) PPI 住宅建築用木製組立材料 UPI 貿易統計 加工細工物他 UPI 貿易統計 天然コルク製品他	PPI その他の木製品(商) PPI 木材・木製品(類)	CPI 一般家具(小)
木製家具	PPI 木製家具(商) PPI 木製棚 PPI 木製机・いす PPI 木製流し台セット	IPI 木製家具	PPI 木製机・いす	CPI ベッド CPI 一般家具(小) CPI 学習用机 CPI 食堂セット CPI 食器戸棚 PPI 木製流し台セット
金属製家具	PPI スチール机・いす PPI 金属製家具(商) PPI 金属製棚	IPI 金属製家具	PPI スチール机・いす PPI 金属製家具(商)	CPI ガステーブル CPI システムキッチン CPI ベッド PPI スチール机・いす
木製建具	PPI 木製建具	PPI 木製建具	PPI 木製建具	
その他の家具・装備品	PPI その他の家具・装備品(商) PPI 家具・装備品(小) PPI 事務所用・店舗用装備品 PPI 窓・扉用日よけ	IPI 金属製家具(商) IPI 木製家具(商)	PPI 家具・装備品(小)	CPI 一般家具(小) PPI その他の家具・装備品(商)
バルブ	PPI バルブ・紙・板紙・加工紙(小)	IPI 製紙さらしクラフトバルブ	PPI バルブ・紙・板紙・加工紙(小)	
古紙	PPI 古紙		EPI 古紙	PPI 古紙
洋紙・和紙	PPI クラフト紙	IPI 塗工印刷用紙	EPI 印刷用紙	CPI キッチンペーパー

品目名称	生産	輸入	輸出	家計消費
	PPI 加工原紙 PPI 情報用紙 PPI 新聞用紙 PPI 塗工印刷用紙 PPI 非塗工印刷用紙 PPI 洋紙・和紙(商)	PPI 加工原紙 PPI 非塗工印刷用紙	PPI クラフト紙 PPI 加工原紙	CP1 ティッシュペーパー CP1 トイレトペーパー CP1 ノートブック PPI 情報用紙
板紙	PPI ライナー PPI 白板紙 PPI 中しん原紙	PPI ライナー PPI 白板紙	PPI ライナー PPI 中しん原紙	PPI 板紙(商)
段ボール 塗工紙・建設用加工紙	PPI 段ボール PPI アスファルト塗工紙 PPI ノーカーボン紙・粘着紙 PPI 壁紙・ふすま紙 PPI 塗工紙・建設用加工紙(商)	PPI 段ボール IPI ミルクカートン用紙 PPI 壁紙・ふすま紙	PPI 段ボール PPI 壁紙・ふすま紙 PPI 塗工紙・建設用加工紙(商)	PPI ノーカーボン紙・粘着紙 PPI 壁紙・ふすま紙 PPI 塗工紙・建設用加工紙(商)
段ボール箱 その他の紙製容器	PPI 段ボール箱 PPI その他の紙製容器(商) PPI 紙箱 PPI 軽包装紙袋 PPI 重包装紙袋	PPI 段ボール箱 IPI 紙袋・紙器	PPI 段ボール箱 PPI その他の紙製容器(商) PPI 紙箱 PPI 軽包装紙袋 PPI 重包装紙袋	PPI 段ボール箱 PPI その他の紙製容器(商) PPI 紙箱 PPI 軽包装紙袋
紙製衛生材料・用品	PPI ティッシュペーパー PPI トイレトペーパー PPI 大人用紙おむつ PPI 子供用紙おむつ PPI 生理用品	PPI 紙製衛生材料・用品(商)	EPI 紙おむつ PPI 紙製衛生材料・用品(商)	CP1 キッチンペーパー CP1 ティッシュペーパー CP1 トイレトペーパー CP1 ベットトイレ用品 CP1 紙おむつ(大人用) CP1 紙おむつ(乳幼児用) CP1 軽度失禁用品 CP1 生理用ナプキン
その他のバルブ・紙・紙加工品	PPI その他のバルブ・紙・紙加工品(商) PPI バルブ・紙・同製品(類) PPI 紙加工品(小) PPI 紙管 PPI 日用紙製品 PPI 封筒	IPI バルブ・紙・同製品(小) PPI その他のバルブ・紙・紙加工品(商)	EPI バルブ・紙・同製品(小) PPI 紙加工品(小)	CP1 ノートブック PPI その他のバルブ・紙・紙加工品(商) PPI バルブ・紙・同製品(類)
印刷・製版・製本	PPI おう版印刷物 PPI フォトマスク PPI 印刷・製版・製本(商) PPI 特殊印刷物 PPI 凸版印刷物 PPI 平版印刷物	PPI 凸版印刷物 PPI 平版印刷物	PPI 特殊印刷物 PPI 平版印刷物	PPI 特殊印刷物 PPI 平版印刷物
化学肥料	PPI 化学肥料	IPI 化学肥料 PPI 化学肥料	PPI 化学肥料	CP1 園芸用肥料
ソーダ工業製品	PPI ソーダ工業製品 PPI ソーダ工業製品(商)	PPI ソーダ工業製品 PPI ソーダ工業製品(商)	EPI 酸性ソーダ PPI ソーダ工業製品 PPI ソーダ工業製品(商)	PPI ソーダ工業製品(商)
無機顔料	PPI 無機顔料 PPI 無機顔料(商)	IPI 無機顔料 PPI 無機顔料(商)	EPI 酸化チタン PPI 無機顔料 PPI 無機顔料(商)	
圧縮ガス・液化ガス	PPI 圧縮ガス・液化ガス PPI 圧縮ガス・液化ガス(商)	PPI 圧縮ガス・液化ガス(商)	PPI 圧縮ガス・液化ガス(商)	PPI 圧縮ガス・液化ガス(商)
塩	PPI 塩	IPI 原塩	PPI 塩	CP1 食塩
その他の無機化学工業製品	PPI 触媒 PPI 電池用無機化学工業製品 PPI 無機化学工業製品(小)	IPI その他の無機化学工業製品(商) IPI 炭酸リチウム IPI 無機顔料(商) PPI 無機化学工業製品(小) UPI 貿易統計 活性炭	EPI ソーダ工業製品(商) EPI その他の無機化学工業製品(商) EPI 触媒 EPI 無機顔料(商)	
石油化学基礎製品	PPI エチレン PPI ブタン・ブチレン・ブタジエン PPI プロピレン	EPI エチレン EPI プロピレン	EPI エチレン EPI プロピレン	
石油化学系芳香族製品	PPI キシレン PPI ベンゼン PPI 石油化学系芳香族製品(商)	IPI ベンゼン IPI 石油化学系芳香族製品(商) PPI キシレン	EPI トルエン EPI ベンゼン EPI 石油化学系芳香族製品(商)	
脂肪族中間物	PPI アクリロニトリル PPI 塩化ビニルモノマー PPI 合成アセトン PPI 酸化エチレン・エチレングリコール PPI 酸化プロピレン・ポリプロピレングリコール PPI 脂肪族中間物(商)	IPI その他の有機化学工業製品(商) IPI メタン誘導品(商) IPI 環式中間物・合成染料・有機顔料(商) IPI 合成ゴム(商) PPI アクリロニトリル	EPI 塩化ビニルモノマー EPI 脂肪族中間物(商) PPI アクリロニトリル PPI 酸化エチレン・エチレングリコール PPI 酸化プロピレン・ポリプロピレングリコール EPI 脂肪族中間物(商)	
環式中間物・合成染料・有機顔料	EPI トルイレンジイソシアネート PPI スチレンモノマー PPI フェノール・ビスフェノールA PPI 環式中間物・合成染料・有機顔料(商) PPI 合成染料	IPI 合成染料 PPI 環式中間物・合成染料・有機顔料(商)	EPI カプロラクタム EPI ジフェニルメタンジイソシアネート EPI スチレンモノマー EPI トルイレンジイソシアネート EPI パラキシレン EPI フェノール・ビスフェノールA EPI 環式中間物・合成染料・有機顔料(商) EPI 合成染料	PPI 合成染料
合成ゴム メタン誘導品	PPI 合成ゴム PPI 有機化学工業製品(小)	IPI 合成ゴム IPI メタノール	EPI 合成ゴム EPI 環式中間物・合成染料・有機顔料(商) EPI 合成ゴム(商) EPI 脂肪族中間物(商)	
可塑剤 その他の有機化学工業製品	PPI 有機化学工業製品(小) PPI 有機化学工業製品(小)	PPI 有機化学工業製品(小) IPI その他の有機化学工業製品(商) IPI バイオETBE IPI メタン誘導品(商) IPI 環式中間物・合成染料・有機顔料(商) IPI 合成ゴム(商) IPI 合成酸味料 IPI 有機ゴム薬品	PPI 有機化学工業製品(小) EPI 環式中間物・合成染料・有機顔料(商) EPI 合成ゴム(商) EPI 脂肪族中間物(商) EPI 有機化学工業製品(小) EPI 環式中間物・合成染料・有機顔料(商) EPI 合成ゴム(商) EPI 脂肪族中間物(商)	
合成樹脂	PPI その他の合成樹脂(商) PPI フッ素樹脂 PPI ポリアミド樹脂 PPI ポリエチレン PPI ポリカーボネート PPI ポリスチレン PPI ポリフェニレンサルファイド PPI ポリプロピレン PPI メタクリル樹脂 PPI 塩化ビニル樹脂 PPI 合成樹脂(小)	IPI 高機能性樹脂 IPI 高機能性樹脂(商) IPI 熱可塑性樹脂 IPI 熱可塑性樹脂(商)	EPI エポキシ樹脂 EPI シリコン EPI その他の合成樹脂(商) EPI フェノール樹脂 EPI フッ素樹脂 EPI ポリアミド樹脂 EPI ポリエチレン EPI ポリカーボネート EPI ポリスチレン EPI ポリビニルアルコール EPI ポリプロピレン	

品目名称	生産	輸入	輸出	家計消費
	PPI 熱硬化性樹脂 PPI 飽和ポリエステル樹脂		EPI 塩化ビニル樹脂 EPI 高機能性樹脂(商) EPI 熱可塑性樹脂(商) EPI 熱硬化性樹脂(商) EPI 飽和ポリエステル樹脂	
化学繊維	PPI 化学繊維	IPI 化学繊維	EPI 化学繊維	
医薬品	PPI 医薬品(商)	IPI 医薬品(商)	EPI 医薬品(商)	CPI コンタクトレンズ用剤 CPI 医薬品・健康保持用摂取品(中) CPI 入浴剤
油脂加工製品・界面活性剤	PPI 界面活性剤 PPI 化学製品(類) PPI 家庭用合成洗剤 PPI 柔軟仕上げ剤 PPI 石けん・身体洗浄剤 PPI 油脂加工製品・界面活性剤(商)	IPI 化学製品(類) PPI 界面活性剤 PPI 家庭用合成洗剤 PPI 石けん・身体洗浄剤	EPI 界面活性剤 EPI 化学製品(類) PPI 家庭用合成洗剤 PPI 石けん・身体洗浄剤	CPI クレンジング CPI ボディーソープ CPI 柔軟仕上げ剤 CPI 洗顔料 CPI 洗濯用洗剤 CPI 台所用洗剤 CPI 手洗い用石けん
化粧品・歯磨	PPI 化粧品・歯磨(商) PPI 仕上用・皮膚用化粧品 PPI 頭髪用化粧品 PPI 歯磨	IPI 香水・オーデコロン IPI 仕上用・皮膚用化粧品 IPI 頭髪用化粧品 PPI 歯磨	EPI 化粧品・歯磨 PPI 頭髪用化粧品	CPI シャンプー CPI ファンデーションA CPI ファンデーションB CPI ヘアカラーリング剤 CPI ヘアコンディショナー CPI 化粧クリームA CPI 化粧クリームB CPI 化粧水A CPI 化粧水B CPI 化粧品(小) CPI 口紅A CPI 口紅B CPI 整髪料 CPI 乳液A CPI 乳液B CPI 歯磨き CPI 美容液 CPI 養毛剤
塗料	PPI シンナー PPI 合成樹脂塗料 PPI 電気絶縁塗料 PPI 塗料(商)	PPI シンナー PPI 合成樹脂塗料 PPI 塗料(商)	EPI 塗料	PPI 合成樹脂塗料
印刷インキ	PPI 印刷インキ	PPI 印刷インキ	EPI 印刷インキ	CPI プリント用インク
農薬	PPI 農薬 PPI 農薬(商)	IPI 農薬	EPI 農薬	CPI 殺虫剤
ゼラチン・接着剤	PPI 接着剤	PPI 接着剤	EPI 接着剤	PPI 接着剤
写真感光材料	PPI 写真感光材料 PPI 写真感光材料(商)	PPI 写真感光材料	EPI 写真感光材料	PPI 写真感光材料
その他の化学最終製品	PPI その他の化学最終製品(商) PPI 化学製品(類) PPI 香料 PPI 漂白剤	IPI 化学製品(類) IPI 香料	EPI 化学製品(類) EPI 香料 PPI その他の化学最終製品(商)	CPI 漂白剤 CPI 芳香・消臭剤
ガソリン	PPI ガソリン	IPI ガソリン	EPI ガソリン	CPI ガソリン
ジェット燃料油	PPI ジェット燃料油	IPI ジェット燃料油	EPI ジェット燃料油・灯油	
灯油	PPI 灯油	IPI 灯油	EPI ジェット燃料油・灯油	CPI 灯油
軽油	PPI 軽油	IPI 軽油	EPI 軽油	CPI ガソリン
A重油	PPI A重油	IPI A重油	EPI B重油・C重油	
B重油・C重油	PPI B重油・C重油	IPI B重油・C重油	EPI B重油・C重油	
ナフサ	PPI ナフサ	IPI ナフサ		
液化石油ガス	PPI 液化石油ガス	IPI 液化石油ガス	PPI 液化石油ガス	CPI プロパンガス
その他の石油製品	PPI アスファルト PPI 潤滑油 PPI 石油製品(小)	PPI アスファルト PPI 潤滑油	EPI 潤滑油	PPI 潤滑油
石炭製品	PPI 石炭コークス	PPI 石炭コークス	PPI 石炭コークス	PPI 石炭コークス
舗装材料	PPI 舗装材料	PPI 舗装材料	PPI 舗装材料	PPI 舗装材料
プラスチック製品	PPI プラスチックフィルム・シート PPI プラスチック雨どい PPI プラスチック管 PPI プラスチック製中空成形容器 PPI プラスチック製日用品 PPI プラスチック製品(商) PPI プラスチック製品(類) PPI プラスチック製容器(除中空成形) PPI プラスチック継手 PPI プラスチック板 PPI プラスチック床材 PPI 医療・衛生用プラスチック製品 PPI 飲料用プラスチックボトル PPI 強化プラスチック管板類 PPI 硬質プラスチック発泡製品 PPI 合成樹脂(小) PPI 合成皮革 PPI 再生プラスチック成形材料 PPI 電気機器用プラスチック製品 PPI 軟質プラスチック発泡製品 PPI 輸送機械用プラスチック製品	IPI プラスチックフィルム・シート IPI プラスチック製日用品 PPI プラスチック製容器(除中空成形) PPI 電気機器用プラスチック製品 PPI 輸送機械用プラスチック製品	EPI プラスチックフィルム・シート EPI プラスチック積層品 PPI プラスチック雨どい PPI プラスチック管 PPI プラスチック製容器(除中空成形) PPI プラスチック継手 PPI プラスチック板 PPI 電気機器用プラスチック製品 PPI 軟質プラスチック発泡製品 PPI 輸送機械用プラスチック製品	CPI システムバス CPI ポリ袋 CPI ラップ CPI 収納ケース CPI 水筒 CPI 他の家事雑貨(小) CPI 物干し用ハンガー PPI プラスチック製容器(除中空成形)
タイヤ・チューブ	PPI 自動車タイヤ	IPI 自動車タイヤ	EPI 自動車タイヤ EPI 特殊車両用・航空機用タイヤ	CPI 自動車タイヤ
その他のゴム製品	PPI ゴムベルト PPI ゴムホース PPI ゴムローラー PPI ゴム製パッキン PPI ゴム練生地 PPI その他のゴム製品(商) PPI 医療・衛生用ゴム製品 PPI 工業用スポンジ製品 PPI 防振ゴム	IPI ゴム製履物 IPI その他のゴム製品(商) IPI プラスチック製履物	EPI ゴムベルト EPI ゴムホース EPI ゴム製パッキン EPI その他のゴム製品(商)	CPI サンドル CPI 運動靴 CPI 競技用靴 CPI 子供靴 PPI ゴムホース PPI 医療・衛生用ゴム製品
革製履物	PPI 革製履物	IPI 革製履物	PPI 革製履物	CPI 男子靴 CPI 婦人靴
なめし革・革製品・毛皮(革製履物を除く。)	PPI かばん・袋物 PPI なめし革・革製品・毛皮(商)	IPI かばん・袋物 PPI なめし革・革製品・毛皮(商)	PPI かばん・袋物 PPI なめし革・革製品・毛皮(商)	CPI かばん類(小) CPI バッグA

品目名称	生産	輸入	輸出	家計消費
				CPI バッグB CPI ベルト CPI 通学用かばん CPI 旅行用かばん
板ガラス・安全ガラス	PPI 合わせガラス PPI 板ガラス PPI 板ガラス・安全ガラス(商) PPI 強化ガラス PPI 複層ガラス	IPI ガラス繊維・同製品(商) IPI その他のガラス製品(商) PPI 板ガラス	EPI 板ガラス	PPI 板ガラス・安全ガラス(商)
ガラス繊維・同製品 その他のガラス製品	PPI ガラス繊維・同製品 PPI ガラス・ガラス製品(小) PPI ガラス製加工素材 PPI ガラス容器 PPI その他のガラス製品(商)	IPI ガラス繊維・同製品 IPI ガラス繊維・同製品(商) IPI ガラス容器・器具 IPI その他のガラス製品(商)	EPI ガラス繊維・同製品 EPI ガラス製加工素材 EPI ガラス繊維・同製品(商) EPI その他のガラス製品(商) EPI 板ガラス・安全ガラス(商) PPI その他のガラス製品(商)	CPI 食器類(小) PPI ガラス・ガラス製品(小)
セメント	PPI ポルトランドセメント PPI 高炉セメント	PPI ポルトランドセメント PPI 高炉セメント	EPI セメント	PPI ポルトランドセメント
生コンクリート セメント製品	PPI 生コンクリート PPI コンクリートブロック PPI コンクリート管・ポール・パイプ PPI セメント・セメント製品(小) PPI セメント製品(商) PPI プレストレストコンクリート製品 PPI 気泡コンクリート製品 PPI 道路用コンクリート製品 PPI 窯業外装材	PPI セメント製品(商)	PPI セメント製品(商)	PPI セメント製品(商)
陶磁器	PPI 衛生陶器 PPI 電気用陶磁器 PPI 陶磁器(商)	IPI 陶磁器製食器 PPI 衛生陶器 PPI 電気用陶磁器 PPI 陶磁器(商)	PPI 電気用陶磁器 PPI 陶磁器製食器	CPI 皿 CPI 茶わん PPI 陶磁器製食器
耐火物	PPI 耐火物	PPI 耐火物 PPI 耐火物(商)	EPI 耐火物	PPI 耐火物(商)
その他の建設用土石製品 炭素・黒鉛製品 研磨材	PPI 石こうボード・粘土かわら PPI 炭素・黒鉛製品 PPI 研磨材	PPI その他の建設用土石製品(商) PPI 炭素・黒鉛製品 PPI 研磨材	PPI 石こうボード・粘土かわら EPI 炭素・黒鉛製品 EPI 研削と石 PPI 研磨材	PPI 石こうボード・粘土かわら PPI 研磨材
その他の窯業・土石製品	PPI その他窯業・土石製品(小) PPI 生石灰 PPI 石工品 PPI 窯業・土石製品(類)	IPI 石工品 IPI 窯業・土石製品(小) PPI その他窯業・土石製品(小)	EPI 窯業・土石製品(小) PPI その他窯業・土石製品(小)	CPI 鍋 PPI 石工品 PPI 窯業・土石製品(類)
鉄鉄 フェロアロイ	PPI 鉄鋼(類) PPI フェロマンガ PPI フェロクロム PPI フェロシリコン	PPI 鉄鋼(類) IPI シリコマンガ IPI フェロクロム IPI フェロシリコン	PPI 鉄鋼(類) EPI フェロニッケル	
粗鋼	PPI 熱間圧延鋼材(商) PPI 冷間仕上鋼材(商)	IPI ステンレス鋼板 IPI 熱間圧延鋼材・冷間仕上鋼材(商)	EPI 熱間圧延鋼材(商) EPI 普通鋼半製品 EPI 冷間仕上鋼材(商)	
鉄屑 熱間圧延鋼材	PPI 鉄屑 PPI 厚中板 PPI 形鋼 PPI 機械構造用炭素鋼 PPI 工具鋼 PPI 構造用合金鋼 PPI 小形棒鋼 PPI 線材 PPI 特殊用途鋼 PPI 熱延広幅帯鋼 PPI 熱間圧延鋼材(商) PPI 普通鋼鋼管	IPI 非鉄金属屑(小) IPI 熱延広幅帯鋼 IPI 熱間圧延鋼材・冷間仕上鋼材(商) PPI 構造用合金鋼 PPI 線材 PPI 特殊用途鋼 IPI アルミニウム地金	EPI 鉄屑 EPI 厚中板 EPI 形鋼 EPI 構造用鋼 EPI 線材 EPI 特殊用途鋼 EPI 熱延広幅帯鋼 EPI 熱間圧延鋼材(商) EPI 普通鋼半製品	PPI 鉄屑
鋼管	PPI ステンレス鋼管 PPI 普通鋼鋼管	PPI ステンレス鋼管 PPI 普通鋼鋼管	EPI ステンレス鋼管 EPI 普通鋼鋼管	
冷間仕上鋼材	PPI ステンレス冷延鋼板 PPI 軽量形鋼 PPI 普通鋼鋼線・特殊鋼鋼線 PPI 磨棒鋼 PPI 冷延電気鋼帯 PPI 冷延広幅帯鋼	IPI ステンレス鋼板 IPI 冷延広幅帯鋼 PPI 普通鋼鋼線・特殊鋼鋼線	EPI ステンレス冷延鋼板 EPI 磨棒鋼 EPI 冷延電気鋼帯・広幅帯鋼	
めっき鋼材	PPI プリキ・クロムめっき鋼板 PPI めっき鋼材(商) PPI 亜鉛めっき鋼板	IPI めっき鋼板	EPI プリキ・クロムめっき鋼板 EPI 亜鉛めっき鋼板	
鍛造鋼	PPI 鍛造品 PPI 鍛造鋼・鍛造品(商)	PPI 鍛造品	PPI 鍛造品	
鍛造鋼 鍛造品・鍛造品(鉄)	PPI 鍛造品 PPI 鍛造鋼・鍛造品(商)	PPI 鍛造品 PPI 鍛造鋼・鍛造品(商)	PPI 鍛造品 PPI 鍛造鋼・鍛造品(商)	CPI 台所用品(小)
鉄鋼シャースリット業 その他の鉄鋼製品	PPI 鉄鋼シャースリット(商) PPI 鉄鋼(類) PPI 鋼	IPI 鉄鋼(小) IPI 鋼	EPI 鉄鋼(小) EPI 鋼	
鉛・亜鉛(再生を含む。)	PPI 鉛・亜鉛(商) PPI 鉛地金・はんだ・減摩合金	PPI 鉛・亜鉛(商) PPI 鉛地金・はんだ・減摩合金	PPI 鉛・亜鉛(商) PPI 鉛地金・はんだ・減摩合金	
アルミニウム(再生を含む。)	PPI アルミニウム合金・同二次合金地金	IPI アルミニウム合金・同二次合金地金 IPI アルミニウム地金	PPI アルミニウム(商) PPI アルミニウム合金・同二次合金地金	
その他の非鉄金属地金	PPI その他の非鉄金属地金(商) PPI 金地金 PPI 銀地金	IPI その他の非鉄金属地金(商) IPI 金地金 IPI 銀地金	EPI その他の非鉄金属地金(商) EPI 金地金	PPI 金地金
非鉄金属屑 電線・ケーブル	PPI 非鉄金属屑(商) PPI プラスチック被覆鋼線 PPI 電力・通信用メタルケーブル PPI 鋼荒引線 PPI 鋼裸線 PPI 鋼巻線	IPI 白金・銅屑 IPI 電線・ケーブル	EPI 銅屑 PPI プラスチック被覆鋼線 PPI 電力・通信用メタルケーブル PPI 鋼裸線	PPI 非鉄金属屑(商)
光ファイバケーブル 伸銅品	PPI 非鉄金属加工製品(小) PPI 黄銅伸銅品 PPI 伸銅品(商) PPI 銅伸銅品	PPI 非鉄金属加工製品(小) PPI 黄銅伸銅品 PPI 伸銅品	PPI 非鉄金属加工製品(小) EPI 銅伸銅品 PPI 黄銅伸銅品	
アルミ圧延製品	PPI アルミ圧延製品 PPI アルミ圧延製品(商)	PPI アルミ圧延製品 PPI アルミ圧延製品(商)	EPI アルミ圧延製品	PPI アルミ圧延製品(商)

品目名称	生産	輸入	輸出	家計消費
非鉄金属素形材	PPI アルミニウム合金ダイカスト PPI アルミニウム鍛造品 PPI 銅・アルミニウム鋳物 PPI 非鉄金属素形材(商)	PPI アルミニウム鍛造品	PPI アルミニウム鍛造品	PPI 銅・アルミニウム鋳物
核燃料	UPI 有価証券報告書 発電用核燃料	UPI 有価証券報告書 発電用核燃料	UPI 有価証券報告書 発電用核燃料	
その他の非鉄金属製品	PPI 貴金属展伸材 PPI 非鉄金属(類) PPI 非鉄金属加工製品(小)	IPI ニッケル地金 IPI 非鉄金属(小) PPI 貴金属展伸材 PPI 非鉄金属加工製品(小)	EPI 貴金属展伸材 EPI 非鉄金属(小) PPI 非鉄金属加工製品(小)	
建設用金属製品	PPI 橋りょう PPI 鉄骨	PPI 橋りょう PPI 鉄骨	PPI 橋りょう PPI 鉄骨	
建築用金属製品	PPI アルミニウムサッシ PPI シャッター PPI 金属製サッシ/ドア(除アルミニウムサッシ) PPI 軽量形鋼 PPI 建築用金属製品(商) PPI 建築用板金製品 PPI 錠・かぎ・建築用金物	PPI アルミニウムサッシ PPI 建築用金属製品(商)	PPI アルミニウムサッシ PPI 金属製サッシ/ドア(除アルミニウムサッシ) PPI 建築用金属製品(商)	GPI カーポート PPI アルミニウムサッシ
ガス・石油機器・暖房・調理装置	PPI ガス・石油機器・暖房・調理装置(商) PPI ガス暖房・調理装置 PPI 石油暖房装置	PPI ガス・石油機器・暖房・調理装置(商) PPI ガス暖房・調理装置 PPI 石油暖房装置	EPI ガス・石油機器	GPI ガステーブル GPI 温風ヒーター GPI 給湯器 GPI 電気炊飯器 PPI ガス暖房・調理装置 PPI 石油暖房装置
ボルト・ナット・リベット・スプリング	PPI ばね PPI ボルト・ナット PPI ボルト・ナット・リベット・スプリング(商)	IPI ボルト・ナット PPI ボルト・ナット・リベット・スプリング(商)	EPI ボルト・ナット・ねじ	PPI ボルト・ナット・リベット・スプリング(商)
金属製容器・製缶板金製品	PPI 18リットル缶 PPI ドラム缶 PPI ボンベ PPI 金属製容器・製缶板金製品(商) PPI 食缶	PPI ボンベ PPI 金属製容器・製缶板金製品(商)	PPI ボンベ PPI 金属製容器・製缶板金製品(商)	PPI 金属製容器・製缶板金製品(商)
配管工事附属品・粉末や金製品・道具類	PPI 金属製管継手 PPI 配管工事附属品・粉末や金製品・道具類(商) PPI 配管工事用附属品 PPI 刃物・道具類 PPI 粉末や金製品	IPI 金属製管継手 IPI 刃物・道具類	PPI 金属製管継手 PPI 刃物・道具類	GPI はさみ PPI 刃物・道具類
その他の金属製品	PPI アルミニウム製飲料用缶 PPI その他の金属製品(商) PPI ワイヤロープ・PC鋼より線 PPI 架線金物 PPI 金網 PPI 金属製パッキン・ガスケット PPI 金属製品(類) PPI 錠・かぎ・建築用金物 PPI 刃物・道具類 PPI 溶接棒	IPI 金属製品(小) IPI 錠・かぎ・建築用金物 IPI 刃物・道具類 PPI その他の金属製品(商) PPI ワイヤロープ・PC鋼より線	EPI その他の金属製品(商) EPI 金属製品(小) EPI 錠・かぎ・建築用金物 PPI ワイヤロープ・PC鋼より線 PPI 溶接棒	GPI フライパン GPI 鍋 PPI その他の金属製品(商) PPI 錠・かぎ・建築用金物
ボイラ	PPI ボイラ	PPI ボイラ	PPI ボイラ	
タービン	PPI タービン	PPI タービン	EPI タービン	
原動機	PPI はん用内燃機関 PPI 原動機(商)	IPI はん用内燃機関	EPI はん用内燃機関	
ポンプ・圧縮機	PPI うず巻ポンプ PPI ポンプ・圧縮機(商) PPI 圧縮機・送風機 PPI 空気圧機器 PPI 水中ポンプ PPI 油圧シリンダ PPI 油圧バルブ PPI 油圧モータ	IPI ポンプ IPI 圧縮機 PPI 圧縮機・送風機 PPI 空気圧機器	EPI ポンプ EPI 圧縮機 EPI 油空圧機器	PPI ポンプ・圧縮機(商)
運搬機械	PPI エレベータ PPI クレーン PPI コンベヤ PPI 運搬機械(商) PPI 巻上機	PPI コンベヤ PPI 運搬機械(商) PPI 巻上機	PPI エレベータ PPI クレーン PPI コンベヤ PPI 運搬機械(商) PPI 巻上機	
冷凍機・温湿調整装置	PPI 業務用エアコン PPI 冷凍・冷蔵用ショーケース PPI 冷凍機 PPI 冷凍機・温湿調整装置(商)	PPI 冷凍・冷蔵用ショーケース PPI 冷凍機 PPI 冷凍機・温湿調整装置(商)	EPI 業務用エアコン EPI 冷凍機 EPI 冷凍機・温湿調整装置(商) PPI 冷凍機	
ベアリング	PPI ころ軸受 PPI 玉軸受	IPI ベアリング	EPI ころ軸受 EPI 玉軸受	
その他のはん用機械	PPI その他のはん用機械(商) PPI パイプ加工品 PPI バルブ PPI はん用機器(小) PPI ピストンリング PPI ローラチェーン PPI 消火器 PPI 歯車 PPI 変速機	IPI バルブ IPI はん用機器(小) PPI その他のはん用機械(商) PPI 消火器 PPI 変速機	EPI バルブ EPI はん用機器(小) EPI 動力伝導装置 PPI その他のはん用機械(商) PPI 消火器	PPI 消火器
農業用機械	PPI コンバイン PPI 田植機 PPI 農業用トラクタ・耕うん機 PPI 農業用機械(商)	IPI 農業用機械	EPI 農業用トラクタ PPI 農業用機械(商)	
建設・鉱山機械	PPI コンクリート機械 PPI 掘さく機 PPI 建設・鉱山機械(商) PPI 建設用クレーン PPI 建設用トラクタ	PPI 掘さく機 PPI 建設・鉱山機械(商) PPI 建設用トラクタ	EPI 掘さく機 EPI 建設・鉱山機械(商) EPI 建設用クレーン EPI 建設用トラクタ	
繊維機械	EPI 繊維機械	EPI 繊維機械	EPI 繊維機械 EPI 繊維機械(商)	EPI 繊維機械
生活関連産業用機械	PPI 印刷関連機械 PPI 穀物処理機械 PPI 生活関連産業用機械(商) PPI 製パン・製菓機械 PPI 肉製品・水産製品製造機械 PPI 包装・荷造機械	PPI 印刷関連機械 PPI 穀物処理機械 PPI 生活関連産業用機械(商) PPI 製パン・製菓機械 PPI 肉製品・水産製品製造機械 PPI 包装・荷造機械	EPI 印刷関連機械 EPI 穀物処理機械 EPI 包装・荷造機械 PPI 穀物処理機械 PPI 生活関連産業用機械(商) PPI 製パン・製菓機械 PPI 肉製品・水産製品製造機械	GPI 他家事雑貨(小)
化学機械	PPI 化学機械 PPI 化学機械(商)	PPI 化学機械 PPI 化学機械(商)	PPI 化学機械 PPI 化学機械(商)	

品目名称	生産	輸入	輸出	家計消費
鑄造装置・プラスチック加工機械	PPI プラスチック加工機械 PPI 鑄造装置	IPI プラスチック加工機械 PPI 鑄造装置	EPI プラスチック加工機械 PPI 鑄造装置	
金属工作機械	PPI マシニングセンタ PPI 金属工作機械(商) PPI 研削盤 PPI 旋盤	IPI 金属工作機械	EPI マシニングセンタ EPI 金属工作機械(商) EPI 研削盤 EPI 旋盤	
金属加工機械	PPI プレス機械 PPI ワイヤフォーミングマシン PPI 金属圧延用ロール PPI 金属加工機械(商)	PPI プレス機械 PPI 金属圧延用ロール PPI 金属加工機械(商)	EPI プレス機械 EPI 金属加工機械(商) PPI 金属圧延用ロール	
機械工具	PPI ダイヤモンド工具 PPI 機械工具(商) PPI 空気動工具・電動工具 PPI 超硬工具 PPI 特殊鋼切削工具	IPI 機械工具(商)	EPI 機械工具 EPI 機械工具(商)	PPI 空気動工具・電動工具
半導体製造装置	PPI 半導体製造装置(商) PPI 半導体製造装置(除フラットパネルディスプレイ製造装置)	PPI 半導体製造装置(商) PPI 半導体製造装置(除フラットパネルディスプレイ製造装置)	EPI フラットパネルディスプレイ製造装置 EPI 半導体製造装置(商) EPI 半導体製造装置(除フラットパネルディスプレイ製造装置)	
金型 真空装置・真空機器	PPI 金型 PPI 真空ポンプ PPI 真空装置・真空機器(商)	PPI 金型 PPI 真空ポンプ PPI 真空装置・真空機器(商)	PPI 金型 PPI 真空ポンプ PPI 真空装置・真空機器(商)	
ロボット その他の生産用機械	PPI ロボット PPI 生産用機器(類)	PPI ロボット IPI 生産用機器(小)	EPI ロボット EPI 生産用機器(小)	
複写機 その他の事務用機械	PPI 業務用機器(類) PPI 業務用機器(類)	IPI 複写機 IPI 業務用機器(小)	PPI 業務用機器(類) PPI 業務用機器(類)	PPI 業務用機器(類) PPI 業務用機器(類)
サービス用・娯楽用機器	PPI サービス用・娯楽用機器(商) PPI 娯楽機器 PPI 自動車整備・サービス機器 PPI 自動車整備機	PPI 娯楽機器 PPI 自動車整備・サービス機器 PPI 自動販売機	PPI 娯楽機器 PPI 自動販売機	PPI サービス用・娯楽用機器(商)
計測機器	PPI はかり PPI 圧力計・流量計 PPI 計測機器(商) PPI 試験機 PPI 精密測定器 PPI 積算体積計 PPI 分析機器 PPI 理化学機器	IPI 計測機器(商) IPI 分析機器 PPI 理化学機器	EPI 計測機器(商) EPI 精密測定器 EPI 分析機器 PPI 圧力計・流量計 PPI 計測機器(商) PPI 試験機 PPI 理化学機器	GPI 血圧計
医療用機械器具	PPI 医療用機器 PPI 医療用品 PPI 歯科材料 PPI 歯科用機器 PPI 病院用器具	IPI 医療用機器 IPI 医療用品	EPI 医療用機器 PPI 歯科材料 PPI 歯科用機器 PPI 病院用器具	PPI 医療用機器 PPI 医療用品
光学機械・レンズ	PPI カメラ用交換レンズ PPI 光学機械・レンズ(商)	IPI 業務用機器(小) UPI 貿易統計 光学用品他	EPI カメラ用交換レンズ EPI 顕微鏡・拡大鏡 EPI 光学レンズ EPI 光学機械・レンズ(商)	GPI カメラ PPI カメラ用交換レンズ PPI 光学機械・レンズ(商)
武器	UPI 防衛省資料等 銃弾 UPI 防衛省資料等 銃砲 UPI 防衛省資料等 戦車他	UPI 防衛省資料等 銃弾 UPI 防衛省資料等 銃砲 UPI 防衛省資料等 戦車他	UPI 防衛省資料等 銃弾 UPI 防衛省資料等 銃砲 UPI 防衛省資料等 戦車他	
半導体素子	PPI サーマスタ PPI ダイオード・整流素子 PPI トランジスタ PPI 光電変換素子 PPI 半導体素子(商)	IPI 光電変換素子 IPI 半導体素子(除光電変換素子)	EPI ダイオード・整流素子 EPI トランジスタ EPI 光電変換素子 EPI 半導体素子(商)	PPI ダイオード・整流素子 PPI トランジスタ PPI 光電変換素子
集積回路	PPI 集積回路 PPI 集積回路(商)	IPI モス型メモリ集積回路 IPI モス型ロジック集積回路 IPI 混成集積回路 IPI 線形回路	EPI モス型メモリ集積回路 EPI モス型メモリ集積回路(除モス型メモリ集積回路) EPI 線形回路・混成集積回路	PPI 集積回路
液晶パネル フラットパネル・電子管	PPI 液晶パネル PPI 電子デバイス(小)	IPI 液晶パネル IPI 液晶パネル(商) IPI 集積回路(商) IPI 半導体素子(商)	EPI 液晶パネル EPI 液晶パネル(商) EPI 集積回路(商) EPI 半導体素子(商)	PPI 液晶パネル PPI 電子デバイス(小)
記録メディア	PPI その他電子部品(小)	IPI 記録メディア	EPI その他の電子部品(商) EPI 電子回路(商)	PPI その他電子部品(小)
電子回路 その他の電子部品	PPI プリント配線板 PPI コントローユニット PPI シリコンウエハ PPI センサデバイス PPI その他の電子部品(商) PPI 磁性材部品 PPI 水晶振動子 PPI 接続部品 PPI 電源・高周波ユニット PPI 電子機器用コンデンサ PPI 電子機器用抵抗器 PPI 電子機器用変成器 PPI 変換部品	IPI プリント配線板 IPI LEDランプ IPI シリコンウエハ IPI その他の電子部品(商) IPI ユニット部品 IPI 接続部品 IPI 電子機器用コンデンサ IPI 電子機器用変成器 IPI 変換部品 PPI 水晶振動子	EPI プリント配線板 EPI シリコンウエハ EPI センサデバイス EPI その他の電子部品(商) EPI ユニット部品 EPI 圧電機能素子・フィルタ EPI 水晶振動子 EPI 電子機器用コネクタ EPI 電子機器用コンデンサ EPI 電子機器用スイッチ EPI 電子機器用抵抗器 EPI 電子機器用変成器	PPI 電子回路(商) GPI メモリーカード PPI コントローユニット PPI 接続部品 PPI 電源・高周波ユニット
回転電気機械	PPI 電動機	PPI 電動機	EPI 電動機 EPI 発電機	PPI 電動機
変圧器・変成器 開閉制御装置・配電盤	PPI 変圧器・計器用変成器 PPI プログラム制御コントローラ PPI 開閉器 PPI 監視制御装置 PPI 監視制御装置 PPI 継電器 PPI 遮断器 PPI 配電盤 PPI 分電盤	PPI 変圧器・計器用変成器 PPI 開閉器 PPI 監視制御装置	PPI 変圧器・計器用変成器 PPI 開閉器 PPI 監視制御装置 PPI 継電器 PPI 遮断器	
配線器具	PPI 配線器具	IPI 配線器具	EPI 配線器具	PPI 配線器具
内燃機関電装品	PPI イグニッションコイル PPI ワイヤハーネス PPI 始動電動機 PPI 充電発電機 PPI 充電発電機 PPI 内燃機関電装品(商)	IPI ワイヤハーネス PPI イグニッションコイル PPI 充電発電機 PPI 充電発電機 PPI 内燃機関電装品(商)	EPI 始動電動機 EPI 充電発電機 EPI 点火プラグ PPI ワイヤハーネス PPI 内燃機関電装品(商)	PPI イグニッションコイル PPI 内燃機関電装品(商)
その他の産業用電気機器	PPI その他の産業用電気機器(商) PPI 電力変換装置	IPI 電力変換装置 PPI その他の産業用電気機器(商)	EPI その他の産業用電気機器(商) EPI 電気溶接機 EPI 電力変換装置	PPI その他の産業用電気機器(商)
民生用エアコンディショナ 民生用電気機器(エアコンを除く)	PPI 民生用エアコンディショナ PPI クッキングヒーター	IPI 民生用エアコンディショナ IPI 空気清浄機	EPI 民生用電気機器 EPI 民生用電気機器	GPI ルームエアコン GPI 温水洗浄便座

品目名称	生産	輸入	輸出	家計消費
	PPI 換気扇 PPI 電気がま PPI 電気温水器・給湯機 PPI 電気温水洗浄便座 PPI 電気洗濯機 PPI 電気掃除機 PPI 電気冷蔵庫 PPI 民生用電気機器(除民生用エアコンディショナ)(商) PPI 理容用電気器具	IPI 電気洗濯機 IPI 電気掃除機 IPI 電気冷蔵庫 IPI 電子レンジ IPI 民生用電気機器(除民生用エアコンディショナ)(商) IPI 理容用電気器具		CPI 温風ヒーター CPI 家事用耐久財(小) CPI 空気清浄機 CPI 電気かみそり CPI 電気炊飯器 CPI 電気洗濯機(全自動洗濯機) CPI 電気洗濯機(洗濯乾燥機) CPI 電気掃除機 CPI 電気冷蔵庫 CPI 電子レンジ CPI 冷暖房用器具(小)
電子応用装置(防衛装備品を除く。)	PPI X線装置・医療用電子応用装置 PPI 超音波応用装置 PPI 電子応用装置(商)	IPI X線装置 IPI 医療用電子応用装置 IPI 電子応用装置(商) PPI 電子応用装置(商)	EPI X線装置・医療用電子応用装置 EPI 電子応用装置(商) PPI 超音波応用装置 PPI 電子応用装置(商)	PPI X線装置・医療用電子応用装置 PPI 電子応用装置(商)
電子応用装置(防衛装備品) 電気計測器	PPI 超音波応用装置 PPI 医療用計測器 PPI 工業計器 PPI 電気計器 PPI 電気計測器(商) PPI 電気測定器 PPI 半導体・IC測定器	PPI 超音波応用装置 IPI 医療用計測器 IPI 工業計器 IPI 電気計測器(商) IPI 電気計測機器 IPI 半導体・IC測定器	EPI 工業計器 EPI 電気計測器(商) EPI 電気測定器 EPI 半導体・IC測定器 PPI 医療用計測器	CPI 血圧計 PPI 電気計器
電球類	PPI 電球類 PPI 電球類(商)	PPI 電球類	EPI 電球類	CPI 電球・ランプ PPI 電球類 PPI 電球類(商)
電気照明器具	PPI 電気照明器具 PPI 電気照明器具(商)	IPI 電気照明器具	EPI 電気照明器具	CPI 照明器具
電池	PPI アルカリ・リチウムイオン蓄電池 PPI 乾電池 PPI 鉛蓄電池	IPI 蓄電池	EPI アルカリ蓄電池 EPI リチウムイオン蓄電池 EPI 乾電池	CPI 自動車バッテリー CPI 電池 PPI アルカリ・リチウムイオン蓄電池
その他の電気機械器具	PPI その他の電気機械器具(商) PPI 永久磁石 PPI 電気機器(類)	IPI 太陽電池 IPI 電気機器(小)	EPI 電気機器(小) EPI 電気照明器具(商) EPI 電球類(商) EPI 電池(商)	PPI その他の電気機械器具(商) PPI 電気機器(類)
有線電気通信機器	PPI 有線電気通信機器 PPI 有線電気通信機器(商)	IPI 搬送装置 PPI 有線電気通信機器 PPI 有線電気通信機器(商)	PPI 有線電気通信機器 PPI 有線電気通信機器(商)	PPI 有線電気通信機器 PPI 有線電気通信機器(商)
携帯電話機 無線電気通信機器(防衛装備品を除く。)	PPI 通信・映像・音響機器(小) PPI 固定局通信装置 PPI 無線応用装置	IPI 携帯電話機 IPI 無線応用装置 IPI 無線電気通信機器(商)	EPI 無線電気通信機器 EPI 無線電気通信機器	CPI 携帯電話機 CPI カーナビゲーション
ラジオ・テレビ受信機 無線電気通信機器(防衛装備品) その他の電気通信機器	PPI 通信・映像・音響機器(小) PPI 無線応用装置 PPI その他の電気通信機器(商) PPI 交通信号保安装置 PPI 通信・映像・音響機器(小)	IPI レジデ IPI 無線電気通信機器(商) IPI ラジオ・テレビ受信機(商) IPI 携帯電話機(商) IPI 無線電気通信機器(商) IPI 有線電気通信機器(商)	PPI 通信・映像・音響機器(小) EPI 無線電気通信機器 EPI 無線電気通信機器(商) EPI 無線電気通信機器(商) PPI 交通信号保安装置	CPI テレビ PPI その他の電気通信機器(商) PPI 通信・映像・音響機器(小)
ビデオ機器・デジタルカメラ	PPI ビデオ機器・デジタルカメラ	IPI デジタルカメラ・ビデオカメラ IPI 録画・再生装置	EPI ビデオ機器・デジタルカメラ	CPI カメラ CPI ドライブレコーダー CPI ビデオレコーダー
電気音響機器	PPI 電気音響機器	IPI オーディオ IPI カーオーディオ	PPI 電気音響機器	CPI 補聴器 PPI 電気音響機器
パーソナルコンピュータ	PPI パーソナルコンピュータ	IPI パーソナルコンピュータ	EPI パーソナルコンピュータ・外部記憶装置・印刷装置	CPI タブレット端末 CPI パソコン(デスクトップ型) CPI パソコン(ノート型)
電子計算機本体(パソコンを除く。)	PPI 電子計算機・同附属装置(小)	IPI パーソナルコンピュータ(商) IPI 電子計算機附属装置(商)	PPI 電子計算機・同附属装置(小)	PPI 電子計算機・同附属装置(小)
電子計算機附属装置	PPI 印刷装置 PPI 外部記憶装置 PPI 電子計算機附属装置(商) PPI 表示装置・端末装置	IPI 印刷装置 IPI 外部記憶装置 IPI 電子計算機附属装置(商) IPI 表示装置・端末装置	EPI パーソナルコンピュータ・外部記憶装置・印刷装置 EPI パーソナルコンピュータ・電子計算機附属装置(商) PPI 表示装置・端末装置	CPI プリンタ CPI プリンタ用インク PPI 外部記憶装置 PPI 表示装置・端末装置
乗用車	PPI 乗用車	IPI 乗用車	EPI 乗用車	CPI 軽乗用車 CPI 小型乗用車 CPI 普通乗用車A CPI 普通乗用車B
トラック・バス・その他の自動車	PPI トラック PPI バス PPI 特別用途車	PPI トラック	EPI トラック EPI バス	PPI トラック
二輪自動車 自動車用内燃機関 自動車部品	PPI 二輪自動車 PPI 自動車用内燃機関部品 PPI カーエアコン・同部品 PPI シャシー・車体構成部品 PPI トラック PPI バス PPI 駆動・伝導・操縦装置部品 PPI 懸架・制動装置部品 PPI 自動車部品(商) PPI 乗用車(商) PPI 二輪自動車	IPI 二輪自動車 IPI 自動車用内燃機関 IPI 自動車部品 IPI シャシー・車体構成部品 IPI トラック IPI バス IPI 駆動・伝導・操縦装置部品 IPI 懸架・制動装置部品 IPI 自動車部品(商) EPI 乗用車(商) EPI 二輪自動車	EPI 二輪自動車 EPI 自動車用内燃機関 EPI カーエアコン部品 EPI シャシー・車体構成部品 EPI トラック EPI バス EPI 駆動・伝導・操縦装置部品 EPI 懸架・制動装置部品 EPI 自動車部品(商) EPI 乗用車(商) EPI 二輪自動車	PPI 二輪自動車 PPI 自動車用内燃機関部品 PPI 駆動・伝導・操縦装置部品 PPI 自動車部品(商)
鋼船(防衛装備品を除く。)	EPI 鋼船	EPI 鋼船	EPI 鋼船	
その他の船舶 船用内燃機関(防衛装備品を除く。)	UPI 貿易統計 娯楽・スポーツ用船舶 PPI 船用ディーゼル機関	UPI 貿易統計 娯楽・スポーツ用船舶 PPI 船用ディーゼル機関	UPI 貿易統計 娯楽・スポーツ用船舶 EPI 船外機 EPI 船用ディーゼル機関	UPI 貿易統計 娯楽・スポーツ用船舶 PPI 船用ディーゼル機関
鋼船(防衛装備品) 船用内燃機関(防衛装備品)	UPI 防衛省資料 軍艦 PPI 船用ディーゼル機関	UPI 防衛省資料 軍艦 PPI 船用ディーゼル機関	EPI 船外機 EPI 船用ディーゼル機関	
船舶修理 鉄道車両 鉄道車両修理	投入コスト PPI 鉄道車両 投入コスト	投入コスト PPI 鉄道車両	投入コスト PPI 鉄道車両	投入コスト
航空機(防衛装備品を除く。)	PPI 航空機部品	IPI 航空機部品(除原動機) IPI 航空機用原動機・同部品	EPI 航空機部品(除原動機) EPI 航空機用原動機部品	
航空機(防衛装備品)	PPI 航空機部品 UPI 防衛省資料 ヘリコプタ UPI 防衛省資料 戦闘機他	IPI 航空機部品(除原動機) IPI 航空機用原動機・同部品 UPI 防衛省資料 ヘリコプタ UPI 防衛省資料 戦闘機他	EPI 航空機部品(除原動機) EPI 航空機用原動機部品	
航空機修理 自転車	投入コスト PPI 自転車(除車いす・自転車部品) PPI 自転車部品	投入コスト IPI 自転車(除車いす・自転車部品) PPI 自転車部品	投入コスト EPI 自転車部品 EPI 自転車(除車いす・自転車部品)	CPI 自転車A CPI 自転車B
その他の輸送機械	PPI その他の輸送機械(商)	PPI フォークリフトトラック・同部品	EPI フォークリフトトラック・同部品	PPI 輸送用機器(類)



品目名称	生産	輸入	輸出	家計消費
	PPI フォークリフトトラック・同部品 PPI 輸送用機器(類)			
がん具	PPI がん具	IPI がん具	EPI がん具	CPI 家庭用ゲーム機 CPI 玩具自動車 CPI 組立玩具 CPI 人形
運動用品	PPI 運動用品	IPI 運動用品	EPI ゴルフ用具 PPI 運動用品	CPI グローブ CPI ゴルフクラブ CPI テニスラケット CPI 釣ざお
身辺細貨品	PPI ジュエリー PPI その他製造工業製品(小) PPI 身辺細貨品(商)	UPI 貿易統計 羽毛皮、造花 UPI 貿易統計 金製の身辺用細貨類他 UPI 貿易統計 工業用以外のダイヤモンド UPI 貿易統計 身辺用模造細貨類他	EPI ファスナー・スナップ・針 PPI ジュエリー	CPI 指輪 PPI その他製造工業製品(小)
時計	PPI その他製造工業製品(小)	IPI 時計	EPI 時計	CPI 室内装備品(中) CPI 腕時計 CPI ピアノ
楽器	PPI その他製造工業製品(小)	IPI 楽器	EPI 楽器	PPI その他製造工業製品(小) CPI ボールペン CPI 文房具(小)
筆記具・文具	PPI 筆記具・文具	IPI 筆記具・文具	EPI 筆記具・文具	PPI その他製造工業製品(小) CPI ボールペン CPI 文房具(小)
畳・わら加工品	PPI その他製造工業製品(小)	PPI その他製造工業製品(小)	API 諸材料・稲わら	PPI その他製造工業製品(小)
情報記録物	PPI その他製造工業製品(小)	PPI その他製造工業製品(小)	PPI その他製造工業製品(小)	CPI ゲームソフト CPI コンパクトディスク CPI ビデオソフト
その他の製造工業製品	PPI その他の製造工業製品(商) PPI パレット PPI ルームユニット PPI 看板・標識機 PPI 人体安全保護具・救命具 PPI 電光表示器 PPI 眼鏡枠・レンズ	IPI 人体安全保護具・救命具 IPI 眼鏡枠・レンズ IPI 洋傘 UPI 貿易統計 ぼうき UPI 貿易統計 ライター UPI 貿易統計 歯ブラシ	EPI 眼鏡枠・レンズ PPI その他の製造工業製品(商) PPI 人体安全保護具・救命具	CPI コンタクトレンズ CPI スポンジたわし CPI 傘 CPI 歯ブラシ CPI 眼鏡 PPI その他の製造工業製品(商) PPI その他工業製品(類) PPI 人体安全保護具・救命具
事業用電力	CPI 電気代 PPI 事業用電力(商)			CPI 電気代
自家発電	PPI 事業用電力(商)			
都市ガス	CPI 都市ガス代 PPI 都市ガス(商)			CPI 都市ガス代
熱供給業	投入コスト			投入コスト
上水道・簡易水道	CPI 水道料 PPI 上水道			CPI 水道料
工業用水	PPI 工業用水			
廃棄物処理	SPPI 廃棄物処理(小)			CPI リサイクル料金 CPI 浄化槽清掃代
卸売	SPPI 卸売	IPI 総平均	SPPI 卸売	SPPI 卸売
小売	UPI CPI(50品目(類等を含む))×商業動態統計等			UPI CPI(50品目(類等を含む))×商業動態統計等
FJSSIM	CPI 総合×(当該期率差/基準年率差)	CPI 総合×(当該期率差/基準年率差)	CPI 総合×(当該期率差/基準年率差)	CPI 総合×(当該期率差/基準年率差)
金融手数料	CPI 振込手数料 SPPI 金融手数料(小) SPPI 金融手数料(小)(税抜)	UPI 各国CPI総合×為替指数	SPPI 金融手数料(小)(税抜)	CPI 振込手数料
生命保険	UPI CPI 総合(税抜)	UPI CPI 総合(税抜)	UPI CPI 総合(税抜)	UPI CPI 総合(税抜)
非生命保険	CPI 火災・地震保険料 CPI 自動車保険料(自賠償) CPI 自動車保険料(任意) CPI 傷害保険料 SPPI 海上・運送保険 SPPI 火災保険 SPPI 自動車保険(自賠償) SPPI 自動車保険(任意) SPPI 賠償責任保険	SPPI 海上・運送保険	SPPI 海上・運送保険	CPI 火災・地震保険料 CPI 自動車保険料(自賠償) CPI 自動車保険料(任意) CPI 傷害保険料
定型保証	SPPI 信用保証			SPPI 信用保証
不動産仲介・管理業	SPPI 不動産仲介・管理			SPPI 不動産仲介・管理
不動産賃貸業	SPPI ホテル賃貸 SPPI 事務所賃貸(小) SPPI 倉庫賃貸 SPPI 店舗賃貸			
住宅賃貸料	CPI 公営家賃 CPI 都市再生機構・公社家賃 CPI 民営家賃			CPI 公営家賃 CPI 都市再生機構・公社家賃 CPI 民営家賃
住宅賃貸料(帰属家賃)	CPI 持家の帰属家賃×住宅・土地統計調査			CPI 持家の帰属家賃×住宅・土地統計調査
鉄道旅客輸送	CPI 通学定期(JR) CPI 通学定期(JR以外) CPI 通勤定期(JR) CPI 通勤定期(JR以外) CPI 普通運賃(JR) CPI 普通運賃(JR以外) CPI 料金(JR、在来線) CPI 料金(JR、新幹線)	UPI 各国CPI交通費×為替指数	CPI 普通運賃(JR) CPI 普通運賃(JR以外) CPI 料金(JR、在来線) CPI 料金(JR、新幹線)	CPI 通学定期(JR) CPI 通学定期(JR以外) CPI 通勤定期(JR) CPI 通勤定期(JR以外) CPI 普通運賃(JR) CPI 普通運賃(JR以外) CPI 料金(JR、在来線) CPI 料金(JR、新幹線)
鉄道貨物輸送	SPPI 鉄道貨物輸送			SPPI 鉄道貨物輸送
バス	CPI 一般路線バス代 CPI 高速バス代 SPPI 貸切バス SPPI 乗合バス	UPI 各国CPI交通費×為替指数	CPI 一般路線バス代 CPI 高速バス代	CPI 一般路線バス代 CPI 高速バス代
ハイヤー・タクシー	CPI タクシー代 SPPI ハイヤー・タクシー	UPI 各国CPI交通費×為替指数	CPI タクシー代	CPI タクシー代
道路貨物輸送(自家輸送を除く)	CPI 運送料	CPI 運送料	CPI 運送料	CPI 運送料
外洋輸送	SPPI 道路貨物輸送(小) SPPI 外航貨物輸送(小) SPPI 外航貨物用船料(輸入指数、円ベース)	SPPI 外航貨物輸送(小) SPPI 外航貨物用船料(輸入指数、円ベース)	SPPI 外航貨物輸送(輸出指数、円ベース) SPPI 外航貨物用船料(輸入指数、円ベース)	SPPI 外航貨物輸送(小)
沿海・内水面輸送	SPPI 内航貨物輸送(小) SPPI 港湾運送	SPPI 内航旅客輸送 SPPI 港湾運送	SPPI 内航旅客輸送 SPPI 港湾運送	SPPI 内航旅客輸送
航空輸送	CPI 航空運賃 SPPI 国際航空貨物輸送(小) SPPI 国際航空旅客輸送(小) SPPI 国内航空貨物輸送 SPPI 国内航空旅客輸送	SPPI 国際航空貨物輸送(小) SPPI 国際航空旅客輸送(小)	CPI 航空運賃 SPPI 国際航空貨物輸送(輸出指数、円ベース) SPPI 国際航空旅客輸送(小)	CPI 航空運賃 SPPI 国際航空旅客輸送(小)
貨物利用運送	CPI 運送料 SPPI 外航貨物輸送(小) SPPI 航空貨物輸送(類)			CPI 運送料

品目名称	生産	輸入	輸出	家計消費	
倉庫	SPPI 内航貨物輸送(小)				
	SPPI 陸上貨物輸送(類)				
	SPPI 普通倉庫 SPPI 冷蔵倉庫			SPPI 普通倉庫	
こん包	SPPI こん包			SPPI こん包	
道路輸送施設提供	CPI 高速自動車国道料金		CPI 高速自動車国道料金	CPI 高速自動車国道料金	
	CPI 車庫借料		CPI 都市高速道路料金	CPI 車庫借料	
	CPI 駐車料金			CPI 駐車料金	
	CPI 都市高速道路料金			CPI 都市高速道路料金	
	SPPI 一般有料道路				
	SPPI 高速自動車国道				
	SPPI 駐車場賃賃				
	SPPI 都市高速道路				
水運施設管理	SPPI 水運附帯サービス	SPPI 水運附帯サービス	SPPI 水運附帯サービス		
水運附帯サービス	SPPI 水運附帯サービス	SPPI 水運附帯サービス	SPPI 水運附帯サービス		
航空施設管理	SPPI 航空施設管理・航空附帯サービス	SPPI 航空施設管理・航空附帯サービス	SPPI 航空施設管理・航空附帯サービス		
航空附帯サービス	SPPI 航空施設管理・航空附帯サービス	SPPI 航空施設管理・航空附帯サービス	SPPI 航空施設管理・航空附帯サービス		
旅行・その他の運輸附帯サービス	CPI パック旅行費(小)	UPI 各国CPI交通費×為替指数	CPI 交通(中)	CPI パック旅行費(小)	
	CPI 交通(中)		CPI 宿泊料	CPI 交通(中)	
	CPI 宿泊料			CPI 宿泊料	
郵便・信書便	SPPI 郵便・信書便(小)	UPI 米国CPI郵便料金×為替指数	CPI はがき	CPI はがき	
			CPI 封書	CPI 封書	
固定電気通信	CPI インターネット接続料	SPPI アクセスチャージ	CPI インターネット接続料	CPI インターネット接続料	
	CPI 通信料(固定電話)	SPPI 固定電気通信(小)	CPI 通信料(固定電話)	CPI 通信料(固定電話)	
	SPPI アクセスチャージ				
	SPPI 固定電気通信(小)				
移動電気通信	CPI 通信料(携帯電話)	SPPI アクセスチャージ	CPI 通信料(携帯電話)	CPI 通信料(携帯電話)	
	SPPI アクセスチャージ	SPPI 移動電気通信			
	SPPI 移動電気通信				
電気通信に附帯するサービス	SPPI 通信(類)			SPPI 通信(類)	
公共放送	CPI 放送受信料(NHK)			CPI 放送受信料(NHK)	
民間放送	SPPI 公共放送				
	SPPI テレビ広告(小)			CPI 放送受信料(NHK・ケーブル以外)	
有線放送	SPPI ラジオ広告				
	CPI 放送受信料(ケーブル)			CPI 放送受信料(ケーブル)	
ソフトウェア業	SPPI 有線放送				
	PPI その他製造工業製品(小)	PPI その他製造工業製品(小)	PPI その他製造工業製品(小)	CPI ゲームソフト	
	SPPI パッケージソフトウェア	SPPI パッケージソフトウェア	SPPI パッケージソフトウェア	SPPI パッケージソフトウェア	
	SPPI 組込みソフトウェア	SPPI 組込みソフトウェア	SPPI 組込みソフトウェア	SPPI 組込みソフトウェア	
	SPPI 受託開発ソフトウェア(除組込み)	SPPI 受託開発ソフトウェア(除組込み)	SPPI 受託開発ソフトウェア(除組込み)	SPPI 受託開発ソフトウェア(除組込み)	
インハウスソフトウェア	SPPI 組込みソフトウェア				
情報処理・提供サービス	SPPI 受託開発ソフトウェア(除組込み)				
	SPPI 情報処理・提供サービス(小)	SPPI 情報処理・提供サービス(小)	SPPI 情報処理・提供サービス(小)	SPPI 情報処理・提供サービス(小)	
インターネット附随サービス	SPPI インターネット附随サービス(小)	SPPI インターネット附随サービス(小)	SPPI インターネット附随サービス(小)	SPPI インターネット附随サービス(小)	
	映像・音声・文字情報制作(新聞・出版を除く。)	CPI ウェブコンテンツ利用料	UPI 各国CPI娯楽費×為替指数	CPI ウェブコンテンツ利用料	
	CPI 映画観覧料		CPI 映画観覧料	CPI 映画観覧料	
	CPI 書籍・他の印刷物(中)		CPI 書籍・他の印刷物(中)	CPI 書籍・他の印刷物(中)	
新聞	CPI 新聞代(全国紙)	SPPI 新聞(小)	CPI 新聞代(全国紙)	CPI 新聞代(全国紙)	
	CPI 新聞代(地方・ブロック紙)		SPPI 新聞広告(小)	CPI 新聞代(地方・ブロック紙)	
	SPPI 新聞(小)				
	SPPI 新聞広告(小)				
出版	SPPI 月刊誌	SPPI 書籍	SPPI 月刊誌	CPI 学習参考教材	
	SPPI 雑誌広告(小)		SPPI 週刊誌	CPI 教科書	
	SPPI 週刊誌		SPPI 書籍	CPI 月刊誌	
	SPPI 書籍			CPI 週刊誌	
				CPI 単行本A	
娯楽原本				CPI 単行本B	
	CPI コンパクトディスク				
	CPI ビデオソフト				
	CPI 映画観覧料				
その他の教育訓練機関	SPPI テレビ番組制作				
	SPPI 書籍				
自然科学研究機関	CPI 自動車教習料			CPI 自動車教習料	
	SPPI 社員研修サービス				
人文・社会科学研究機関	投入コスト	投入コスト	投入コスト		
企業内研究開発	投入コスト	投入コスト	投入コスト		
医療	投入コスト				
	CPI マッサージ料金		CPI マッサージ料金	CPI マッサージ料金	
	CPI 診療代		CPI 診療代	CPI 診療代	
	CPI 人間ドック受診料		CPI 人間ドック受診料	CPI 人間ドック受診料	
保健衛生	CPI 予防接種料		CPI 予防接種料	CPI 予防接種料	
社会福祉	SPPI 保健衛生			SPPI 保健衛生	
保育所	投入コスト			投入コスト	
	CPI 保育所保育料			CPI 保育所保育料	
介護(施設サービスを除く。)	CPI 介護料			CPI 介護料	
会員制企業団体	CPI 介護料			CPI 介護料	
	投入コスト	投入コスト	投入コスト		
	産業用機械器具(建設機械器具を除く。)	SPPI 医療用機器リース	SPPI 医療用機器リース	SPPI 医療用機器リース	
	SPPI 工作機械リース	SPPI 工作機械リース	SPPI 工作機械リース	SPPI 工作機械リース	
	SPPI 産業機械リース	SPPI 産業機械リース	SPPI 産業機械リース	SPPI 産業機械リース	
	SPPI 商業・サービス業用機械設備リース	SPPI 商業・サービス業用機械設備リース	SPPI 商業・サービス業用機械設備リース	SPPI 商業・サービス業用機械設備リース	
	SPPI 通信・サービス業用・事務用機器レンタル	SPPI 通信・サービス業用・事務用機器レンタル	SPPI 通信・サービス業用・事務用機器レンタル	SPPI 通信・サービス業用・事務用機器レンタル	
	SPPI 通信機器リース	SPPI 通信機器リース	SPPI 通信機器リース	SPPI 通信機器リース	
	建設機械器具賃貸業	SPPI 仮設資材レンタル	SPPI 仮設資材レンタル	SPPI 仮設資材レンタル	
		SPPI 建設機械レンタル	SPPI 建設機械レンタル	SPPI 建設機械レンタル	
SPPI 土木・建設機械リース		SPPI 土木・建設機械リース	SPPI 土木・建設機械リース		
電子計算機・同関連機器賃貸業	SPPI 電子計算機・同関連機器リース	SPPI 電子計算機・同関連機器リース	SPPI 電子計算機・同関連機器リース	SPPI 電子計算機レンタル	
	SPPI 電子計算機レンタル	SPPI 電子計算機レンタル	SPPI 電子計算機レンタル		

品目名称	生産	輸入	輸出	家計消費
事務用機械器具賃貸業	SPPI 事務用機器リース SPPI 通信・サービス業用・事務用機器レンタル	SPPI 事務用機器リース SPPI 通信・サービス業用・事務用機器レンタル	SPPI 事務用機器リース SPPI 通信・サービス業用・事務用機器レンタル	
スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業	SPPI 通信・サービス業用・事務用機器レンタル	SPPI 通信・サービス業用・事務用機器レンタル	SPPI 通信・サービス業用・事務用機器レンタル	CPI ビデオソフトレンタル料 CPI 被服賃借料 CPI レンタカー料金
貸自動車業	SPPI レンタカー SPPI 自動車リース		SPPI レンタカー SPPI 自動車リース	
特許等サービス	PPI 総平均	SPPI 知的財産ライセンス(輸入指数、円ベース)	SPPI 知的財産ライセンス(輸出指数、円ベース)	
著作権等サービス(娯楽作品の輸出入)	PPI 総平均	SPPI 知的財産ライセンス(輸入指数、円ベース)	SPPI 知的財産ライセンス(輸出指数、円ベース)	
著作権等サービス(ソフトの輸出入)	PPI 総平均	SPPI 知的財産ライセンス(輸入指数、円ベース)	SPPI 知的財産ライセンス(輸出指数、円ベース)	
広告	SPPI インターネット広告 SPPI ダイレクトメール広告 SPPI テレビ広告(小) SPPI フリーペーパー・フリーマガジン広告 SPPI ラジオ広告 SPPI 屋外広告 SPPI 折込広告 SPPI 交通広告 SPPI 雑誌広告(小) SPPI 新聞広告(小)	UPI 各国CPIサービス×為替指数	SPPI 新聞広告(小)	SPPI 新聞広告(小)
自動車整備	CPI ロードサービス料 CPI 自動車整備費(バンク修理) CPI 自動車整備費(定期点検) SPPI 自動車整備(小)			CPI ロードサービス料 CPI 自動車整備費(バンク修理) CPI 自動車整備費(定期点検)
機械修理	SPPI 機械修理(小)			SPPI 機械修理(小)
法務・財務・会計サービス	SPPI 公認会計士サービス SPPI 司法書士サービス SPPI 税理士サービス SPPI 弁護士サービス SPPI 弁理士サービス	SPPI 公認会計士サービス SPPI 司法書士サービス SPPI 税理士サービス SPPI 弁護士サービス SPPI 弁理士サービス	SPPI 公認会計士サービス SPPI 司法書士サービス SPPI 税理士サービス SPPI 弁護士サービス SPPI 弁理士サービス	SPPI 司法書士サービス SPPI 税理士サービス SPPI 弁護士サービス
土木建築サービス	SPPI 建築設計 SPPI 測量 SPPI 地質調査 SPPI 土木設計	SPPI 建築設計 SPPI 測量 SPPI 地質調査 SPPI 土木設計	SPPI 建築設計 SPPI 測量 SPPI 地質調査 SPPI 土木設計	SPPI 建築設計 SPPI 測量 SPPI 地質調査
労働者派遣サービス	SPPI 労働者派遣サービス(小)		SPPI 労働者派遣サービス(小)	
建物サービス	SPPI 衛生管理 SPPI 清掃 SPPI 設備管理			SPPI 清掃
警備業	SPPI 警備(小)			CPI 警備料
鉱物探査	SPPI 測量 SPPI 地質調査			
その他の対事業所サービス	SPPI コールセンター SPPI プラントエンジニアリング SPPI プラントメンテナンス SPPI 環境計量証明 SPPI 行政書士サービス SPPI 社会保険労務士サービス SPPI 行政書士サービス SPPI 社会保険労務士サービス SPPI 諸サービス(大) SPPI 商品検査 SPPI 職業紹介サービス SPPI 専門サービス(類) SPPI 土地家屋調査士サービス SPPI 非破壊検査 SPPI 不動産鑑定評価	SPPI コールセンター SPPI 環境計量証明 SPPI 行政書士サービス SPPI 社会保険労務士サービス SPPI 専門サービス(類) SPPI 土地家屋調査士サービス SPPI 非破壊検査 SPPI 不動産鑑定評価	SPPI コールセンター SPPI 環境計量証明 SPPI 行政書士サービス SPPI 社会保険労務士サービス SPPI 専門サービス(類) SPPI 土地家屋調査士サービス SPPI 非破壊検査 SPPI 不動産鑑定評価	SPPI 行政書士サービス SPPI 職業紹介サービス SPPI 土地家屋調査士サービス SPPI 不動産鑑定評価
宿泊業	CPI 宿泊料 SPPI 宿泊サービス	UPI 各国CPI宿泊費×為替指数	CPI 宿泊料	CPI 宿泊料
住宅宿泊サービス	CPI 宿泊料			CPI 宿泊料
飲食店	CPI うどん(外食) CPI カレーライス(外食) CPI ぎょうざ(外食) CPI コーヒー(外食)A CPI コーヒー(外食)B CPI サンドイッチ(外食) CPI しょうが焼き定食(外食) CPI すし(外食)A CPI すし(外食)B CPI スパゲッティ(外食) CPI ドーナツ(外食) CPI ハンバーグ(外食) CPI ビール(外食) CPI やきとり(外食) CPI 牛丼(外食) CPI 中華そば(外食) CPI 天丼(外食) CPI 豚カツ定食(外食) CPI 日本そば(外食) CPI 焼肉(外食)	UPI 各国CPI食料費×為替指数	CPI うどん(外食) CPI カレーライス(外食) CPI ぎょうざ(外食) CPI コーヒー(外食)A CPI コーヒー(外食)B CPI サンドイッチ(外食) CPI しょうが焼き定食(外食) CPI すし(外食)A CPI すし(外食)B CPI スパゲッティ(外食) CPI ドーナツ(外食) CPI ハンバーグ(外食) CPI ビール(外食) CPI やきとり(外食) CPI 牛丼(外食) CPI 中華そば(外食) CPI 天丼(外食) CPI 豚カツ定食(外食) CPI 日本そば(外食) CPI 焼肉(外食)	CPI うどん(外食) CPI カレーライス(外食) CPI ぎょうざ(外食) CPI コーヒー(外食)A CPI コーヒー(外食)B CPI サンドイッチ(外食) CPI しょうが焼き定食(外食) CPI すし(外食)A CPI すし(外食)B CPI スパゲッティ(外食) CPI ドーナツ(外食) CPI ハンバーグ(外食) CPI ビール(外食) CPI やきとり(外食) CPI 牛丼(外食) CPI 中華そば(外食) CPI 天丼(外食) CPI 豚カツ定食(外食) CPI 日本そば(外食) CPI 焼肉(外食)
持ち帰り・配達飲食サービス	CPI すし(弁当)A CPI すし(弁当)B CPI ハンバーガー(外食) CPI ピザ(配達) CPI フライドチキン(外食) CPI 宅配水 CPI 弁当A CPI 弁当B	UPI 各国CPI食料費×為替指数	CPI すし(弁当)A CPI すし(弁当)B CPI ハンバーガー(外食) CPI ピザ(配達) CPI フライドチキン(外食) CPI 宅配水 CPI 弁当A CPI 弁当B	CPI すし(弁当)A CPI すし(弁当)B CPI ハンバーガー(外食) CPI ピザ(配達) CPI フライドチキン(外食) CPI 宅配水 CPI 弁当A CPI 弁当B
洗濯業	CPI クリーニング代A CPI クリーニング代B CPI モップレンタル料 SPPI リネンサプライ SPPI 普通洗濯		CPI クリーニング代A CPI クリーニング代B	CPI クリーニング代A CPI クリーニング代B CPI モップレンタル料

品目名称	生産	輸入	輸出	家計消費
理容業	CPI 理髪料			CPI 理髪料
美容業	CPI カット代			CPI カット代
	CPI パーマネント代			CPI パーマネント代
	CPI ヘアカラーリング代			CPI ヘアカラーリング代
浴場業	CPI 入浴料			CPI 入浴料
その他の洗濯・理容・美容・浴場業	SPPI 洗濯(小)			CPI エステティック料金
				CPI クリーニング代A
				CPI クリーニング代B
映画館	CPI 映画観覧料	UPI 各国CPI娯楽費 × 為替指数	CPI 映画観覧料	CPI 映画観覧料
興行場(映画館を除く。)・興行団	CPI サッカー観覧料	UPI 各国CPI娯楽費 × 為替指数	CPI サッカー観覧料	CPI サッカー観覧料
	CPI プロ野球観覧料		CPI プロ野球観覧料	CPI プロ野球観覧料
	CPI 映画観覧料		CPI 映画観覧料	CPI 映画観覧料
	CPI 演劇観覧料		CPI 演劇観覧料	CPI 演劇観覧料
競輪・競馬等の競走場・競技団	CPI 入場・観覧・ゲーム代(小)	UPI 各国CPI娯楽費 × 為替指数	CPI 入場・観覧・ゲーム代(小)	CPI 入場・観覧・ゲーム代(小)
スポーツ施設提供業・公園・遊園地	CPI ゴルフプレー料金	UPI 各国CPI娯楽費 × 為替指数	CPI ゴルフプレー料金	CPI ゴルフプレー料金
	CPI ゴルフ練習料金		CPI ゴルフ練習料金	CPI ゴルフ練習料金
	CPI テーマパーク入場料		CPI テーマパーク入場料	CPI テーマパーク入場料
	CPI フィットネスクラブ使用料		CPI プール使用料	CPI フィットネスクラブ使用料
	CPI プール使用料		CPI ボウリングゲーム代	CPI プール使用料
	CPI ボウリングゲーム代		CPI 入場・観覧・ゲーム代(小)	CPI ボウリングゲーム代
	CPI 入場・観覧・ゲーム代(小)			CPI 入場・観覧・ゲーム代(小)
遊戯場	CPI カラオケルーム使用料	UPI 各国CPI娯楽費 × 為替指数	CPI カラオケルーム使用料	CPI カラオケルーム使用料
その他の娯楽	CPI 入場・観覧・ゲーム代(小)			CPI 入場・観覧・ゲーム代(小)
	CPI ウェブコンテンツ利用料	UPI 各国CPI娯楽費 × 為替指数	CPI 他の娯楽サービス(小)	CPI ウェブコンテンツ利用料
	CPI コンパクトディスク			CPI コンパクトディスク
	CPI ビデオソフト			CPI ビデオソフト
	CPI 雑誌(小)			CPI 雑誌(小)
	CPI 書籍(小)			CPI 書籍(小)
写真業	CPI 写真撮影代	UPI 各国CPI娯楽費 × 為替指数	CPI 写真撮影代	CPI 写真撮影代
冠婚葬祭業	投入コスト			投入コスト
個人教授業	CPI 講習料(ダンス)			CPI 講習料(ダンス)
	CPI 講習料(英会話)			CPI 講習料(英会話)
	CPI 講習料(音楽)			CPI 講習料(音楽)
	CPI 講習料(書道)			CPI 講習料(書道)
	CPI 講習料(水泳)			CPI 講習料(水泳)
	CPI 講習料(体育)			CPI 講習料(体育)
	CPI 補習教育(高校・予備校)			CPI 補習教育(高校・予備校)
CPI 補習教育(小学校)			CPI 補習教育(小学校)	
CPI 補習教育(中学校)			CPI 補習教育(中学校)	
各種修理業(別掲を除く。)	CPI ふすま張替費			CPI ふすま張替費
	CPI 壁紙張替費			CPI 壁紙張替費
	CPI 畳替え代			CPI 畳替え代
	CPI 履物修理代			CPI 履物修理代
その他の対個人サービス	CPI ペット美容院代			CPI ペット美容院代
	CPI 植木職手間代			CPI 植木職手間代
	CPI 家事代行料			CPI 家事代行料
	CPI 写真撮影代			CPI 写真撮影代
	CPI 洗車代			CPI 洗車代
	CPI 総合			CPI 総合
CPI 被服関連サービス(中)			CPI 被服関連サービス(中)	
分類不明	PPI 総平均	IPI 総平均	EPI 総平均	CPI 総合

## 第9章 所得支出勘定の推計

### 1. 所得支出勘定の流れ

所得支出勘定は、生産と消費とを結ぶもので、生産の成果（付加価値）がどのように配分・再分配されたかを示す勘定体系である。同時に、制度部門別貯蓄を通じて非金融面と金融面とを結ぶ役割も果たす。この勘定は、「所得の発生勘定」、「第1次所得の配分勘定」、「所得の第2次分配勘定」、「現物所得の再分配勘定」及び「所得の使用勘定」から構成されている一組の勘定体系である。

「所得の発生勘定」と「第1次所得の配分勘定」は、第1次所得がどのように各制度部門に配分されたかを示している。ここで第1次所得とは、生産過程への参加又は生産のために必要な資産の貸与の結果として、取引主体に発生する所得である。金融資産又は土地を含む非生産資産を生産に使用するために他の取引主体へ貸し付けることによって発生する第1次所得は、財産所得と呼ばれる。

「所得の第2次分配勘定」は、制度部門ごとの第1次所得バランスが、所得・富等に課される経常税、社会負担、現物社会移転以外の社会給付及びその他の経常移転（非生命保険純保険料・非生命保険金等）の「現物移転を除く経常移転」の受払によって、どのように可処分所得に変換されるかを表す勘定である。

「現物所得の再分配勘定」は、可処分所得が、一般政府及び対家計民間非営利団体から家計に現物移転が行われることにより、どのように調整可処分所得に変換されるかを表す勘定である。可処分所得と調整可処分所得は、一般政府・対家計民間非営利団体から家計への現物移転を調整しているか否かの相違で、一国全体としては相殺されて同値である。

「所得の使用勘定」は、このような配分・再配分の結果である可処分所得が消費支出と貯蓄にどのように振り向けられたかを表す勘定である。「可処分所得の使用勘定」と「調整可処分所得の使用勘定」の二つがある。

これらの勘定は、原則各制度部門別、四半期別に推計する。ただし、「所得の発生勘定」は一国経済全体のみ作成する。また、第1次所得の配分勘定以降について、四半期別勘定は一国経済、一般政府及び家計についてのみ作成する。非金融法人企業及び金融機関については、民間・公的別の所得支出勘定を付表として作成する。「国民所得・国民可処分所得の配分勘定」は所得支出勘定を組み替えて作成する。

### 2. 所得の発生勘定／第1次所得の配分勘定の推計

#### (1) 雇用者報酬

## 第9章 所得支出勘定の推計

雇用者報酬は、まず賃金・俸給（下記①）、雇主の社会負担（同②）のそれぞれを推計し、これに『国際収支統計』から推計した海外へ支払われた雇用者報酬を除くとともに、海外から受け取った雇用者報酬を加えて国民概念で表章する。

### ①賃金・俸給

#### a. 現金給与

法人企業の役員や議員等以外の雇用者に対する現金給与である。農林水産業、公務及びその他の産業ごとに推計する。

##### (a) 農林水産業

農家、農家以外の農業企業体、林家、林家以外の林業企業体、漁家及び漁家以外の漁業企業体の別に、『農業経営統計調査』、『林業経営統計調査』、『漁業経営調査』（以上、農林水産省）『法人企業統計』等を用いて推計する。具体的には、農業のうち農業企業体分であれば、一人あたり給与に非農家雇用者数を乗じる方法で推計する。

##### (b) 公務

国の各会計の決算書、『地方財政統計年報』、『経済センサス基礎調査』、『地方公務員給与の実態』等により、政府活動のうち産業分類が公務となるものについて把握の上、推計する。

##### (c) その他の産業

産業別（「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸・郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス業」及び「サービス業」）、四半期別に雇用者数及び一人当たり現金給与額を求め、これらに乗じて現金給与額とする。雇用者数は5年ごとの『国勢統計』（総務省）を基礎資料として、中間時点を『労働力統計』の動向で補間して求める。雇用者数には2つ以上の仕事に従事し、かつ事業所が異なる場合はそれぞれ一人として数えた副業者分も含まれている（第12章参照）。一方、一人当たり現金給与額については『毎月勤労統計』<sup>33</sup>により求める。なお『毎月勤労統計』の調査対象とならない運輸業の船員については、『船員労働統計』（国土交通省）等から一人当たり現金給与額及び船員数を求め、それに乗じる方法で推計する。

<sup>33</sup> 『毎月勤労統計』では、2018年1月以降、常用雇用者30～499人規模の事業所の調査についてローテーション・サンプリングを導入。これにより、賃金データ等に毎年1月時点で段差が生じていることから、国民経済計算ではこの段差を調整した上で雇用者報酬を推計している。

また、東京都常用雇用者500人以上規模の事業所について、2019年6月以降全数調査となったことから、抽出調査となっていた2004年以降の賃金データ等の水準を調整している。

## b. 役員報酬

常勤、非常勤を問わず法人企業の役員に対して支払われる給与手当であり、役員賞与を含む。

『国勢統計』、『労働力統計』、『毎月勤労統計』及び『法人企業統計』から求められた役員数、常用雇用者一人当たり現金給与額及び役員と非役員である従業員との報酬格差率を用いることにより推計する。

具体的には、第12章で推計する役員数（副業者分を含む）に、『毎月勤労統計』による常用雇用者一人当たり現金給与総額及び『法人企業統計』から算出した従業員報酬（給与＋賞与）単価に対する役員報酬単価の比率を乗じる。その際、『法人企業統計』の役員数は、上記の推計役員数と比べると多く、その分『法人企業統計』の役員のなかには非役員である従業員となるものも含まれていると判断されることから、『法人企業統計』から算出される従業員報酬単価に対する役員報酬単価の割合を補正し、補正後の比率を用いる。

## c. 議員歳費等

国会議員の歳費及び地方議会議員の報酬である。地方公共団体の委員手当も含まれる。衆参両院の決算書及び『地方財政統計年報』から集計する。

## d. 現物給与

自社製品など通貨以外による給与の支払のほか、食事、通勤手当（通貨による支払いを除く）、消費物資の廉価販売等に要した費用である。雇用者の自己負担分があればこれを除く。

現金給与の推計に用いた資料のほか、『就労条件総合調査』（厚生労働省）における労働費用調査結果に基づき、現金給与に対する現物給与の比率を求めて推計する。

## e. 給与住宅差額家賃

社宅及び公務員住宅などで市中家賃より低廉な家賃で入居している場合においては、その差額を現物給与として扱い、雇用者報酬に含める。5年ごとの『住宅・土地統計調査』を基礎資料として、中間時点を『家計統計』、『建築動態統計調査』（国土交通省）により補間して推計する。

## f. 雇用者ストックオプション

企業が雇用者に対して付与する株式購入権の新規付与額を推計するに当たり、『法人企業統計』の産業別の「新株予約権残高」を用いる。「新株予約券残高」は、ある時点における権利確定前（行使待ち期間）と権利確定後（行使可能期間）の残高の合計であるため、行使待ち期間分について、雇用者ストックオプションの付与・権利確

## 第9章 所得支出勘定の推計

定・権利行使に関する標準的なパターンを仮定し、これを基に、各期の雇用者報酬としての発生分を推計する<sup>34</sup>。

### ②雇主の社会負担

#### a. 雇主の現実社会負担

社会保障基金に係る雇主の現実社会負担は、厚生年金保険、全国健康保険協会（旧政府管掌健康保険）のほか、組合管掌健康保険、共済組合、児童手当制度等の社会保障基金に対する雇主の負担金であり、各制度の事業報告書等により推計する。なお、この中には組合管掌健康保険における調整保険料及び雇用保険料（雇用安定事業及び能力開発事業のいわゆる雇用保険二事業分（平成18年度以前は雇用福祉事業を含む三事業分）も含む。）も含まれる。

その他の社会保険制度に係る雇主の現実社会負担のうち、厚生年金基金のほか、確定給付企業年金、確定拠出企業年金、勤労者退職金共済機構等の年金基金に対する雇主の負担金は、各制度の事業報告書等により推計する。また、発生主義により受給権を記録する退職一時金については、実際の支給時における支給額を『国税庁統計年報書』（国税庁）等により推計する。

#### b. 雇主の帰属社会負担

発生主義により受給権を記録する確定給付型の企業年金（厚生年金基金及び確定給付企業年金等）及び退職一時金（以下「確定給付型制度」という。）については、企業の財務諸表情報等から推計される勤務費用相当分に、確定給付型制度の年金基金の産出額（年金制度の手数料）を加算したものから、上記 a. のうち確定給付型制度に係る雇主の現実社会負担を控除した額を記録する。

このほか、無基金による社会保険制度に係る雇主の負担分として、発生主義により受給権を記録しない公務員等の退職一時金については、国の各会計決算書、『地方財政統計年報』、その他の各政府機関の決算書により推計するとともに、公務員に対する公務災害補償、労災保険適用前の法定補償、損害保険会社による労働者災害補償責任保険、労災保険への上積給付など社会保障基金以外のものへの雇主の負担や財形貯蓄制度に対する奨励金・給付金、団体生命保険等の保険料などの雇主の負担分については、『就労条件総合調査』、国の決算書、『地方財政統計年報』等により推計する。

### ③経済活動別雇用者報酬

<sup>34</sup> 付与・権利確定・権利行使に関する標準的なパターンについては、吉野克文『わが国の国民経済計算における雇用者ストックオプションの導入に向けて』（季刊国民経済計算 No. 145 / 2011年6月）を参照。なお、実際の推計では、付与から権利確定までの年数を2年と仮定した上で、企業財務データを基に推計した権利確定前と権利確定後の新株予約権残高の比率から、雇用者報酬としての発生分である各期の新規付与額を推計している。



「国民経済計算年次推計」フロー編の付表2「経済活動別の国内総生産・要素所得」に表章される経済活動別雇用者報酬は、上記①、②で推計した国内概念の雇用者報酬について、『毎月勤労統計』に基づく各経済活動別の現金給与額に、国民経済計算ベースの「経済活動別雇用者数」（第12章参照）を乗じたものの構成比を用いて、組み替えたものである。

## (2) 営業余剰・混合所得

### ①推計の基本的な考え方

付加価値法推計の一環として求めた一国経済の営業余剰・混合所得（以下「営業余剰等」という。）を、企業ベースで推計した制度部門別の計数で分割することにより、制度部門別の営業余剰等を推計する。なお、一般政府及び対家計民間非営利団体については、概念上営業余剰等は存在しない。

その方法は、付加価値法により推計された営業余剰等をコントロール・トータルとし、別途推計する制度部門推計値との差額を各制度部門に配分調整する。ただし、差額を配分する際に、公的非金融企業、金融機関、並びに家計（個人企業）のうち農林水産業及び持ち家については、以下の制度部門別推計値を用い、この調整の対象からあらかじめ除外する。また、企業会計における減価償却費（簿価ベース）と国民経済計算における固定資本減耗（時価ベース）の概念調整も行う。

なお、家計（個人企業）については、個人企業主や家族従業員への労働報酬と営業余剰とが混在しているため、「混合所得」と呼ぶ。ただし、持ち家については、概念上労働報酬が存在しないため営業余剰になる。

### ②制度部門別推計

制度部門別営業余剰等は、国内概念により企業ベースで推計する。また、推計部門は非金融法人企業（民間及び公的）、金融機関（同）及び家計（個人企業）とし、四半期別に推計する。

#### a. 非金融法人企業の推計

民間非金融法人企業については、企業会計ベースの『法人企業統計』の営業利益を基礎資料として、四半期別・産業別に推計する。国民経済計算の概念上の営業余剰と接近させるため、企業会計ベースによる『法人企業統計』の人件費の支払パターンを国民経済計算で推計した雇用者報酬（本章2.（1））の民間産業分の四半期パターンによって修正するとともに、企業会計ベースとは概念が異なる在庫品評価調整、FISIM、企業内研究開発等の調整を行い、また『国際収支統計』による在外支店収益の受払分を調整して国内概念への転換を行い、国民経済計算ベースの四半期別・産業別営業余剰を推計する。

## 第9章 所得支出勘定の推計

公的非金融企業については、各決算書から推計する。

### b. 金融機関

金融機関合計は、付加価値法において推計される経済活動別の「金融・保険業」の営業余剰・混合所得を用いる。民間金融機関分は、金融機関合計から、各決算書から推計する公的金融機関の営業余剰を控除して推計する。

### c. 家計（個人企業）

個人企業の営業余剰等は、(a) 農林水産業、(b) その他の産業の混合所得分及び(c) 持ち家の営業余剰分に分けて推計する。

#### (a) 農林水産業

農業については、『農林業センサス』（農林水産省）及び『農業構造動態調査』（農林水産省）より求めた農家戸数に、『農業経営統計調査』による1戸当り農業所得を乗じる等により推計する。四半期分割は、『農業経営統計調査』の四半期別農業所得をベースに行う。

林業については、『生産林業所得統計』（農林水産省）による生産林業所得に、『森林林業統計要覧』（林野庁）及び『農林業センサス』から推計した個人割合を乗じる等により推計する。四半期分割は、素材の出荷量と価格による四半期パターンで行う。

水産業については、『漁業経営調査』による個人の1経営体当たり所得に、『漁業センサス』及び『漁業就業動向調査』（農林水産省）より経営体規模・部門別に求めた経営体数を乗じる等により推計する。四半期分割は、水産物の水揚量と価格による四半期パターンで行う。

農林水産業の混合所得は、これらを合算し、在庫品評価調整、FISIMを一括して調整して求める。

#### (b) その他の産業

その他の産業は、『国勢統計』及び『労働力統計』から求めた産業別業主数に、『個人企業経済調査』等から求めた産業別1業主当たり営業利益を乗じる等により四半期別、産業別に推計する。なお、『個人企業経済調査』による営業利益は支払利子が控除されているので、この分を推計加算する等とともに、在庫品評価調整、FISIM等の調整を行って混合所得を推計する。

#### (c) 持ち家の営業余剰

まず、産業別国内総生産推計の一環として求める「住宅賃貸業」のうち持ち家分の産出額・中間投入額から持ち家分の付加価値額を求める。次に、「住宅賃貸業」の固

定資本減耗及び生産・輸入品に課される税を「住宅賃貸業」における産出額に占める持ち家分の比率により、按分する。これらを持ち家分の付加価値額から控除し、持ち家分の要素所得を求める。持ち家分には雇用者報酬は概念上存在しないことから、持ち家分の要素所得を営業余剰として、家計部門に計上する。

(3) 生産・輸入品に課される税・補助金

第3章を参照・

(4) 財産所得

①利子

a. 非金融法人企業

(a) 民間非金融法人企業

(イ) 支払

金融資産・負債の残高における民間非金融法人企業の各負債平均残高（当該年度末と前年度末の平均残高）に適用利率を掛け合わせることで、個別負債ごとの利息額を推計し、それを合計することで推計する。四半期値は、推計した年度値を『法人企業統計』の「支払利子」の割合で分割して求める。

(ロ) 受取

民間非金融法人企業の受取利子は、四半期別に受取利子の国民合計値から金融機関、公的非金融企業、対家計民間非営利団体及び一般政府の受取利子を控除した残差を、金融資産・負債残高における資産残高に、資産の種類ごとに推計した利率を乗じること等により推計したそれぞれの利息額の比率をもとに、民間非金融法人企業及び家計の間で分割することにより求める。

(b) 公的非金融企業

支払受取とも機関別の決算書から積み上げる。

b. 金融機関

(a) 民間金融機関

(イ) 支払

各機関別決算書から、「預金利息支払」、「借入金利子支払」、「債券利息支払」等及び生保・非生保の「利子支払」等を集計し、支払総額を推計する。当該支払総額は信託財産から得られる収益を含むことから、『資金循環統計』より別途推計した投資信託のインカムゲインを原資とする分配金及び投資信託の内部留保の金額を減じる。四半期系列は、『資金循環統計』における負債残高の四半期比率で分割作成する。

## 第9章 所得支出勘定の推計

### (ロ) 受取

各機関別決算書から「預金受入利息」、「貸出金利息」、「有価証券利息・配当金」等及び生保・非生保の「利子・配当支払」等を集計し、このうち「有価証券利息・配当金」及び「利子・配当支払」については受取利子相当額を推計する。当該受取総額は信託財産から得られる収益を含むことから、『資金循環統計』等より別途推計した投資信託のインカムゲインを原資とする分配金及び投資信託の内部留保の金額のうち金融機関の受取分を減じる。四半期系列は、『資金循環統計』における資産残高の四半期比率で分割作成する。

### (b) 公的金融機関

支払受取とも機関別の決算書から積み上げる。

### c. 一般政府

第4章「1. 一般政府関連項目の推計」を参照。

### d. 家計

#### (a) 支払

##### イ. 消費者負債利子

金融機関からの借入金支払利子は、各機関の決算書の借入残高に各機関別の平均貸付利率を乗じ推計する。共済組合からの借入金支払利子は、地方公務員組合等の決算報告書からの貸付残高に平均貸付利率を乗じて推計する。四半期分割は、金融機関については四半期別推計を行い、その他機関については、貸付残高の傾向等で分割する。

##### ロ. 個人企業

#### (イ) 農林水産業

金融機関ごとの決算書を用い、消費者負債利子及び持ち家を除いた個人農林水産業の四半期別借入金平均残高と平均借入金利率を求め、支払利子を推計する。

#### (ロ) その他の産業

『資金循環統計』等を用いて全体の残高を推計し、その数値より当部門以外の残高を差し引き、当部門の残高の推計を行う。『金融経済統計月報』（日本銀行）等の全国銀行及び信用金庫の貸出約定平均金利等を用いて支払利率を推計し、残高と金利を乗じて支払利子を求める。

(ハ) 持ち家（住宅信用利子）

金融機関ごとに、住宅信用平均残高を求めて住宅ローンの平均金利を乗じて推計する、又は住宅信用受取利子を金融機関の財務諸表より求める。

(b) 受取

「a. (a) 民間非金融法人企業」の「(ロ) 受取」を参照。当該受取総額は、信託財産から得られる収益を含むことから、『資金循環統計』等より別途推計した投資信託のインカムゲインを原資とする分配金及び投資信託の内部留保の金額のうち家計の受取分を減じる。

e. 対家計民間非営利団体

(a) 支払

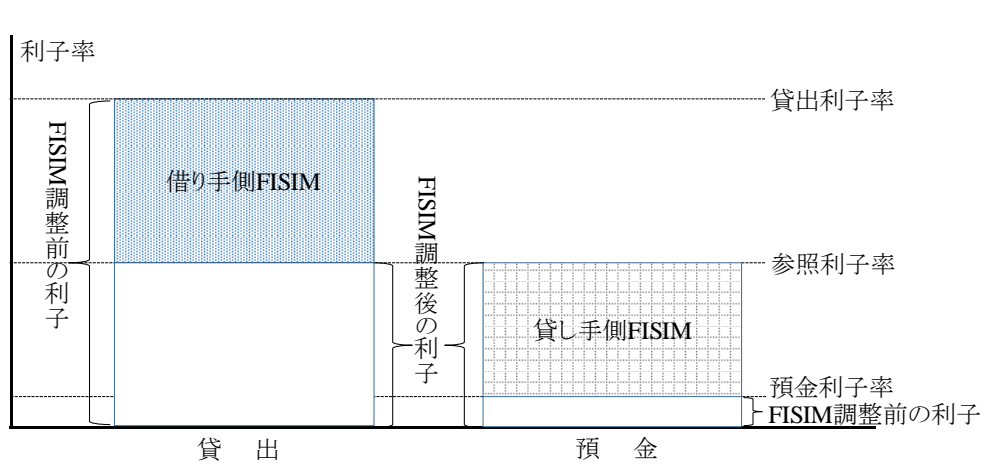
民間金融機関と公的金融機関に分けて支払利子の推計を行う。まず、決算書等からの該当残高の積み上げ計算により借入残高を推計する。次に、『金融経済統計月報』の貸出約定金利平均等を用いて借入金利を推計し、借入残高に借入金利を乗じて支払利子を求める。

(b) 受取

当部門の預金利子額（預金残高×預金利率）及び債券利子額（債券残高×債券利率）を合計する。

f. FISIMの調整等

制度部門ごとに推計した受払利子額にFISIMの調整を行う。FISIMと利子の関係については下図を参照。



## 第9章 所得支出勘定の推計

また、2.(1)②bで述べた確定給付型制度について、年金基金が雇主企業に対して「年金基金の対年金責任者債権」（企業の年金資産の積立不足）という金融資産を保有していることに対応して、雇主企業（非金融法人企業及び金融機関）から年金基金への擬制的な利子の支払いフローを『資金循環統計』より推計・加算する。

### ②法人企業の分配所得

#### a. 配当

株式・出資金配当（投資信託のインカムゲインを原資とする分配金を含む）を計上する。

#### (a) 非金融法人企業

##### イ. 民間非金融法人企業

##### (イ) 支払

『法人企業統計』（年報）の配当金を基礎に、調査時点による法人数の調整を行う。

##### (ロ) 受取

受取は、株式・出資金配当を推計する。

民間非金融法人及び家計の2制度部門の株式・出資金配当は、それぞれ国内分と海外からの分を推計し合計する。国内からの受取配当分は、「支払総額－海外への支払＋海外からの受取－2部門以外の受取－2部門の海外からの受取」から導出される四半期別の残差を金融資産・負債の残高における株式残高の2部門別の比率を用いて按分する。海外からの受取配当額は、金融資産・負債の残高における「直接投資残高」及び「対外証券投資残高」の数値をもとに按分し推計する。

##### ロ. 公的非金融企業

各決算書より積み上げて計算する。

#### (b) 金融機関

##### イ. 民間金融機関

##### (イ) 支払

各機関別決算書から、配当を集計し推計する。投資信託のインカムゲインを原資とする分配金については、『資金循環統計』から推計する。

##### (ロ) 受取

各機関別決算書の「その他利子、配当」等から配当受取を集計し、前述の利子に含まれていたもので分離した配当部分を加算する。投資信託のインカムゲインを

原資とする分配金については、『資金循環統計』等から推計した金額のうち金融機関の受取分を計上する。

ロ. 公的金融機関

各決算書より積み上げ計算する。

(c) 一般政府

(イ) 支払は制度部門の性質上ない。

(ロ) 受取

第4章「1. 一般政府関連項目の推計」を参照。

(d) 家計

(イ) 支払は制度部門の性質上ない。

(ロ) 受取

民間非金融法人企業の受取配当推計の項参照。投資信託のインカムゲインを原資とする分配金については、『資金循環統計』等から推計した金額のうち家計の受取分を計上する。

(e) 対家計民間非営利団体

(イ) 支払は制度部門の性質上ない。

(ロ) 受取は株式・出資金配当を、株式資産額に『決算短信集計』（東京証券取引所）の純資産配当率を乗じることにより求める。

③準法人企業からの引き出し

イ. 公的準法人引き出し

(イ) 支払は各機関別決算書から、該当項目を集計・積み上げる。

(ロ) 受取は全て一般政府となる。

ロ. 海外支店収益

(イ) 支払（＝外国法人の在日支店収益）は、『国際収支統計』直接投資収益（支払）のうち配当金・配分済支店収益から推計し、(4) ②a で求めた支払配当額の比率により民間非金融法人企業と民間金融機関に分割する。

(ロ) 受取（＝国内法人の在外支店収益）は、『国際収支統計』直接投資収益（受取）のうち配当金・配分済支店収益から推計し、株式などの資産平均残高比率により民間非金融法人企業と民間金融機関に分割する。

## 第9章 所得支出勘定の推計

### ④海外直接投資に関する再投資収益

支払・受取とも『国際収支統計』の再投資収益の数値を用いる<sup>35</sup>。支払は『国際収支統計』における直接投資残高により民間非金融法人企業と民間金融機関に分割、受取は『資金循環統計』における直接投資残高により民間非金融法人企業と民間金融機関に分割する。

### ⑤その他の投資所得

#### a. 保険契約者に帰属する財産所得

##### (a) 支払

各決算書等を用い、生命保険分、非生命保険分及び定型保証分別に保険帰属収益（保険契約者の資産を投資することから生じる所得）を推計し、保険契約者配当を加算して求める。

生命保険会社、非生命保険会社及び定型保証機関の保険帰属収益には、それぞれ、産出額推計の過程で求められる財産運用純益と同額を計上する（第2章3.

(2) j (b) を参照）。

##### (b) 受取

支払のうち、生命保険の保険契約者配当及び保険帰属収益分は家計に帰属する。非生命保険の保険契約者配当、保険帰属収益分は受取保険料及び支払保険金の制度部門別実数を用い、制度部門別分割を行う。ただし、保険帰属収益のうち責任準備金（うち積立分）の運用収益については、全額家計に帰属するものとする。定型保証分は、家計又は非金融法人企業に帰属するものとする。

#### b. 年金受給権に係る財産所得

##### (a) 支払

受給権を発生主義により記録する確定給付型制度については、企業の財務諸表等から推計される利息費用相当分を計上する。その他の年金基金分については、資産別残高（平残）に資産別のインカムゲイン利子率（平残利回り）を使用して推計した財産運用収入から求める。

##### (b) 受取

支払の全額は、家計に帰属する。

#### c. 投資信託投資者に帰属する財産所得

##### (a) 支払

投資信託の内部留保について、金融機関が支払い、投資者（家計又は民間金融機関）に帰属したものとして扱う。『資金循環統計』から推計する。

<sup>35</sup> ただし、直近期間の計上方法については第6章「2. 推計方法 c. 財産所得」参照。



(b) 受取

受取は、家計又は民間金融機関となる。

⑥賃貸料

a. 非金融法人企業

(a) 民間非金融法人企業

(イ) 支払

『法人土地・建物基本調査』（国土交通省、5年ごと）、『固定資産の価格等の概要調書』（総務省、年次）から住宅地及び商業地別に借地面積を把握し、家計の支払賃貸料の推計過程から得る面積当たりの地代を用いて民有地の商業地地代・住宅地地代を推計する。非金融法人企業から一般政府への支払地代は、一般政府受取分から家計の推計過程において得られる家計から一般政府への支払分を控除した残差として推計する。これら民有地の商業地分・住宅地分及び一般政府分を合計した土地粗賃貸料から、別途推計した公的非金融法人企業の支払額及び土地税を控除し、土地純賃貸料を推計する。次に、『国際収支統計』のその他第一次所得を土地純賃貸料に加算し賃貸料を推計する。

(ロ) 受取

全部門の支払土地粗賃貸料合計を全部門の受取土地粗賃貸料合計とする。この合計より、一般政府、対家計民間非営利団体、家計及び公的非金融企業の受取額を控除し、更に土地税を控除して土地純賃貸料を推計する。これに『国際収支統計』のその他第一次所得を加算し、賃貸料を求める。

b. 公的非金融企業

各決算書より積み上げて計算する。

(a) 金融機関

(イ) 支払

別途推計する金融機関の産出額（第2章「3. 商品別出荷額の推計」参照）に土地・建物・機械賃貸料の中間投入比率及び総賃貸料に対する土地賃貸料比率を乗じて推計した土地粗賃貸料から土地税を控除して推計する。

(ロ) 受取

受取賃貸料は、非金融法人企業に含む。

## 第9章 所得支出勘定の推計

### c. 一般政府

各決算書から推計する（第4章「1. 一般政府関連項目の推計」参照）。

### d. 家計

#### (a) 支払

『住宅・土地統計』で推計した住宅の借地戸数比率と『全国消費実態調査』（総務省、5年ごと）及び『家計統計』から求めた一世帯当たり地代を用いて住宅の借地分地代とその他産業地代を推計する。これに、更に、『田畑価格及び小作料調』（日本不動産研究所、年次）及び『農業構造動態調査』から求めた田畑小作料を加えて推計した総額の土地粗賃貸料から、土地税を控除し、支払土地純賃貸料を推計する。

#### (b) 受取

支払と同様の資料を用いて推計した受取分の土地純賃貸料に、その他の一次所得を加算する。

### e. 対家計民間非営利団体

#### (a) 支払

『民間非営利団体実態調査』の「対家計サービスの消費支出計」の「地代」から推計する。

#### (b) 受取

『法人土地基本調査』、『固定資産の価格等の概要調書』及び『住宅・土地統計調査』から求めた面積、戸数に、家計の支払賃貸料の推計過程から得る面積当たりの地代を用いて土地粗賃貸料を推計する。これから土地税を控除する。

## 3. 所得の第2次分配勘定の推計

### (1) 所得・富等に課される経常税

「所得に課される税」と「その他の経常税」とからなる。

具体的内容は以下のとおりである。

#### ①所得に課される税の内訳

中央政府	所得税、法人税、日本銀行納付金等
地方政府	道府県民税（所得割、法人税割、利子割、配当割、株式等譲渡所得割）、市町村民税（所得割、法人税割）

#### ②その他の経常税の内訳

中央政府	自動車重量税の1/2、国際観光旅客税のうち居住者家計分
地方政府	道府県民税（法人均等割、個人均等割）、市町村民税（法人均等割、個

人均等割)、事業税、狩猟税、  
自動車税(種別割、環境性能割)の1/2、軽自動車税(種別割、環境性能割)の1/2

(注1) 自動車重量税、自動車税(種別割、環境性能割)及び軽自動車税(種別割、環境性能割)については、家計負担分は「所得・富等に課される経常税」、家計以外の負担分は「生産・輸入品に課される税」となるが、家計負担分とそれ以外の比率の詳細が明らかでないため、便宜的に等分している。

(注2) 国際観光旅客税については、居住者負担分のうち、家計負担分は所得・富等に課される経常税のうちのその他の経常税、それ以外の負担分は生産に課されるその他の税になる。居住者負担分と非居住者負担分については、『出入国管理統計』(財務省)を用いて按分し、居住者負担分のうち家計負担分とそれ以外の負担分については、『国際収支統計』(財務省)を用いて按分している。

## (2) 純社会負担

### a. 現実社会負担

#### (a) 一般政府の受取分

社会保険給付が支払われることに備えて、社会保険制度に対して行う社会負担のうち法律等により強制的に支払われるものであり、社会保障基金への支払を指す。

雇主の現実社会負担及び家計の現実社会負担からなり、雇主から社会保障基金に直接支払われる分については、まずこの分を雇用者報酬とみなし、次に家計が社会保障基金に対して支払ったものとする。家計の現実社会負担は、雇用者がその雇用者報酬の中から社会保障基金に対して支払うものである。

社会保障基金に対する負担額であることから、社会保障基金に格付けられる各制度の決算書及び事業報告書を使用して推計する。なお、この中には組合管掌健康保険における調整保険料及び雇用保険料(雇用安定事業、能力開発事業のいわゆる雇用保険二事業分(平成18年度以前は雇用福祉事業を含む三事業分)も含む)も含まれる。

#### (b) 年金基金の受取分

社会保険制度に対して行う社会負担のうち、年金基金へ雇主(及び雇用者)が自発的に行う負担を含み、雇主の現実社会負担及び雇用者の現実社会負担からなる。雇主から年金基金に直接支払われる分(受給権を発生主義により記録する退職一時金の実際の支給額を含む)については、まずこの分を雇用者報酬とみなし、次に家計が年金基金に対して支払ったものとする。推計方法は「2.(1)雇用者報酬」参照。家計の現実社会負担は、雇用者がその雇用者報酬の中から年金基金に対して支払うものである。

各年金基金別に財務諸表等の報告書を使用して推計する。

## 第9章 所得支出勘定の推計

### b. 雇主の帰属社会負担

雇主の帰属社会負担には、受給権を発生主義により記録する確定給付型制度（企業年金及び退職一時金）について、対象期間における受給権の増分（企業の財務諸表における勤務費用相当分）と制度の運営に係る費用の合計のうち、確定給付型制度に係る雇主の現実社会負担では賄われない部分、及び雇主が特別の準備を創設することなく無基金で行う負担からなる。推計方法は本章「2.（1）雇用者報酬」を参照。

### c. 家計の追加社会負担

「2.（4）⑤b. 年金受給権に係る財産所得」で述べた年金受給権に係る投資所得を家計の支払及び金融機関の受取に計上する。

### d. 年金制度の手数料（控除項目）

現実社会負担（雇主の現実社会負担及び家計の現実社会負担）、雇主の帰属社会負担及び家計の追加社会負担の合計から、確定給付型や確定拠出型の年金基金の運営に係る費用を「年金制度の手数料」として控除し、「純社会負担」として計上する。手数料は、各基金別の財務諸表等から運用費用を積み上げることにより推計する。

## （3）現物社会移転以外の社会給付

### a. 現金による社会保障給付

社会保障基金による家計に対する現金による形で支払われる社会保険給付であり、現物社会保障給付を除く全ての社会保険給付からなる。主なものに、老齢年金、失業給付、児童手当等があり、各制度の決算書等を用いて推計する。

### b. その他の社会保険年金給付

年金基金から支払われた給付額及び受給権を発生主義により記録する退職一時金の支給額からなる。各基金別の財務諸表や『国税庁統計年報書』から推計する

### c. その他の社会保険非年金給付

受給権を発生主義により記録しない退職一時金等の無基金による給付額である。「雇用者報酬・雇主の帰属社会負担」のうち無基金分と同額を給付額とする。

### d. 社会扶助給付

一般政府及び対家計民間非営利団体から家計に支払われる扶助金のうち、社会保障給付や無基金雇用者社会給付とならないものである。一般政府分としては生活保護費、恩給、交付国債（戦没者遺族等に対する弔慰金、給付金等の金銭の支給に代えて交付されるもの）、戦傷病者戦没者遺族年金等を集計し、対家計民間非営利団体分としては奨

学金のほか家計に対する全ての経常的移転支出が含まれる。

各制度及び項目別に決算書等を使用して推計する。

#### (4) その他の経常移転

その他の経常移転とは、所得の第2次分配勘定で扱う経常移転のうち、「所得・富等に課される経常税」、「純社会負担」及び「現物社会移転以外の社会給付」を除く居住者制度単位間、又は居住者と非居住者との間のすべての経常移転からなる。その他の経常移転は a. 非生命保険取引、b. 一般政府内の経常移転、c. 経常国際協力、及び d. 他に分類されない経常移転（その他の経常移転、罰金）に分類される。

##### ①非生命保険取引

非生命保険取引は、非生命保険金及び非生命純保険料として所得の第2次分配勘定に計上される。なお、定義上、非生命保険金及び非生命純保険料の一国合計は等しい。

##### a. 非生命保険金

損害保険会社の民間損害保険及び地震再保険特別会計などの公的保険について、各機関の決算書等の資料から機関別及び保険種類別に「正味支払保険金＋支払備金純増額」の算式で年度ベースの保険金を推計し、火災保険は物件別支払保険金割合、自動車・自賠責保険については車種別支払保険金の割合、その他の保険については各種保険の性格によって各制度部門に分割する。四半期値については、家計以外の各制度部門は四等分して得る。家計については、純保険料の各制度部門別合計（四半期値）から家計以外の保険金制度部門計（四半期値）を除いた値とする。

定型保証機関については、種類別に純債務肩代わりに該当する財務諸表上の経理項目を保険金として記録する。制度部門は、支払・受取ともに金融機関となる。

##### b. 非生命保険純保険料

上記で推計した年度ベースの保険金を物件別車種別収入保険料の割合で各制度部門に分割する。四半期値については、家計は『家計統計』の火災保険及び損害保険支出の四半期値を用いて分割し、それ以外の制度部門については四等分して得る。

定型保証については、種類別に「受取保証料＋財産運用純益－定型保証の産出額」（＝純債務肩代わり）の算式で純保険料を推計し、各機関の借り手の性格によって支払制度部門を分割する。

##### ②一般政府内の経常移転

一般政府の内訳部門である中央政府、地方政府及び社会保障基金相互間の経常的移転である。主な項目の例を以下に掲げる。

## 第9章 所得支出勘定の推計

- a. 中央政府から地方政府 地方交付税交付金、地方譲与税譲与金等
- b. 中央政府から社会保障基金 年金特別会計への繰入等
- c. 地方政府から中央政府 補助費等（国に対するもの）

### ③経常国際協力

経常国際協力は、異なる政府間、あるいは政府と国際機関との間における現金又は現物による経常移転からなる。

これについては、『国際収支統計』にある第二次所得収支の無償資金協力、国際機関分担金等の項目からその受払を推計する。

### ④他に分類されない経常移転

#### a. その他の経常移転

その他の経常移転には寄付金、負担金、家計間の仕送・贈与金等、他で表章されないあらゆる経常移転取引が含まれる。

##### (a) 寄付金

寄付金は、非金融法人企業及び金融機関の支払と、対家計民間非営利団体の受取を推計する。基本的には、『税務統計からみた法人企業の実態』（国税庁）の寄付金額を基に、対家計民間非営利団体向けの比率と経常移転の比率を乗じて推計する。

##### (b) 負担金

『家計統計』等により負担金等を推計し、これを家計から対家計民間非営利団体への移転とする。

##### (c) 家計間の仕送・贈与金

家計間の移転として『家計統計』等により仕送金と贈与金を推計し、受払に同額を計上する。

#### b. 罰金

全ての制度単位が一般政府に対して支払う罰金と科料である。具体的には、中央政府の過料、没収金、延滞金などの科目、地方政府の延滞金、加算金及び科料等が該当する。

国の決算書、『地方財政統計年報』等から該当項目を集計・積み上げる。

#### 4. 現物所得の再分配勘定の推計

##### (1) 現物社会移転

一般政府及び対家計民間非営利団体から家計に対し、現物による財貨又はサービスの形で提供されるもので、現物社会移転（非市場産出）及び現物社会移転（市場産出の購入）からなる。これらは一般政府及び対家計民間非営利団体の最終消費支出（個別消費支出）として記録されるとともに、現実最終消費概念の下で現物社会移転として家計の現実最終消費としても記録されることとなる（本章5.「(1) 最終消費支出と現実最終消費」参照）。

一般政府からの移転としては、医療・介護に対する政府の支出分等があり、それぞれ政府の決算書・事業報告書より推計する。対家計民間非営利団体については、集合消費支出は存在せず、すべて個別消費支出に類別される（推計方法については、第7章1.「(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出」参照）。

なお、概念上、社会扶助にも現物社会移転はあるものと想定されるが、基礎資料の制約から公的負担による医療費以外は、現物社会移転以外の社会給付の社会扶助給付に含めることとしている。

#### 5. 所得の使用勘定の推計

##### (1) 最終消費支出と現実最終消費

最終消費支出概念を補足するため、家計及び政府の現実最終消費概念が存在する。これは「費用負担」と「便宜享受」の2つの異なる観点から消費を捉えようというものである。最終消費支出が、その制度部門が実際に支出した負担額としての消費支出であるのに対し、現実最終消費は、その制度部門が実際に享受した便益の額としての消費を意味することとなる。

##### a. 家計の現実最終消費

家計の現実最終消費は、当該費用の最終負担者が一般政府、対家計民間非営利団体あるいは家計自身であるかに関係なく家計に現実に供給される財貨・サービスをカバーするものであり、以下の算式で表される。

$$\text{家計最終消費支出} + \text{一般政府・対家計民間非営利団体の個別消費支出}$$

##### b. 政府の現実最終消費

政府の最終消費支出は、個別の家計への便益である「個別消費支出」と社会全体への便益である「集合消費支出」とに区分され、そのうち「集合消費支出」が政府の現実最終消費となる。「個別消費支出」と「集合消費支出」の区分は目的別分類を基準に行う。

## 第9章 所得支出勘定の推計

### c. 対家計民間非営利団体の現実最終消費

対家計非営利団体の最終消費支出のうち「集合消費支出」となるものは概念上想定されるが、現在の日本では大規模な具体例はない。したがって、全てを「個別消費支出」とみなすこととし、対家計民間非営利団体の現実最終消費は存在しない。

### (2) 年金受給権の変動調整

「純社会負担」のうち社会保障制度分と無基金制度分を除く年金基金分（受給権を発生主義により記録する退職一時金分を含む）から、「その他の社会保険年金給付」を控除したものを計上する。



## 第10章 資本勘定・金融勘定の推計

### 1. 資本勘定

#### (1) 総固定資本形成

第7章「3. 総固定資本形成」参照。

なお、総固定資本形成は、資産分類別に、「住宅」、「その他の建物・構築物」、「機械・設備」、「防衛装備品」、「育成生物資源」、「知的財産生産物」から成る。また、住宅・宅地の取得費用として生じる不動産売買仲介手数料・分譲住宅販売マージンは「住宅」、非住宅の不動産売買仲介手数料、新規の土地利用のために生じる土地改良費及び新規のプラント設置に際して生じるエンジニアリング費は「その他の建物・構築物」の総固定資本形成として記録する。

#### (2) 固定資本減耗

固定資本減耗とは、建物、構築物、機械・設備、知的財産生産物等からなる固定資産について、これを所有する生産者の生産活動の中で、物的劣化、陳腐化、通常の破損・損傷、予見される滅失、通常生じる程度の事故による損害等から生じる減耗分の評価額を示す。また、資産の処分時に要する費用のうち、特に大規模なものについても、使用期間中に前もって負担を平準化した上で、固定資本減耗に含める<sup>36</sup>。

固定資本減耗は、第11章「2. 各項目の推計方法」に記載のとおり、恒久棚卸法による期末資本ストック残高の推計と同時に、資本財×制度部門（及び経済活動）のマトリックスとして計算し、再調達価格（時価）で表示する。

固定資本減耗の計算方法は社会資本も含めて全て定率法を採用し、計算に使用する償却率は『民間企業投資・除却調査』（内閣府）等のデータから推計・設定する。なお、償却率は経年による減価償却と確率的に発生する除却を合わせた形で計算されるため、概念的には減価償却費のみならず、資本偶発損も含んだものとして定義される。また、償却率は資本財の種別と取得時期（ビンテージ）によって規定されるものとし、基本的に基準改定ごとに再設定することを想定して、同一の基準における年次推計の間は一定とする<sup>37</sup>。資本財のグループごとの償却率の推計・設定の考え方は以下のa.～c.のとおりである。また、資本財の集約した分類ごとにみた償却率（2014年の実質ストックと2015年の実質固定資本減耗から逆算した実効ベースの償却率）は、表10-1の

<sup>36</sup> 平成23年基準以降は、2008SNAの考え方にに基づき、総固定資本形成として記録される所有権移転費用の精緻化を行っており、資産の処分に要する費用のうち大規模なもの（終末費用）として、原子力発電施設の解体費用を位置づけ、固定資本減耗を記録している。同固定資本減耗は、電力会社の有価証券報告書から、原子力発電施設に係る資産除去債務の期中増加額の情報を用いて推計する。

<sup>37</sup> 『民間企業投資・除却調査』は平成17年度から開始された比較的新しい統計調査であり、調査継続による結果の蓄積・充実に踏まえて、平成23年基準改定では過去に遡って財別償却率を再計算結果に置き換えている。

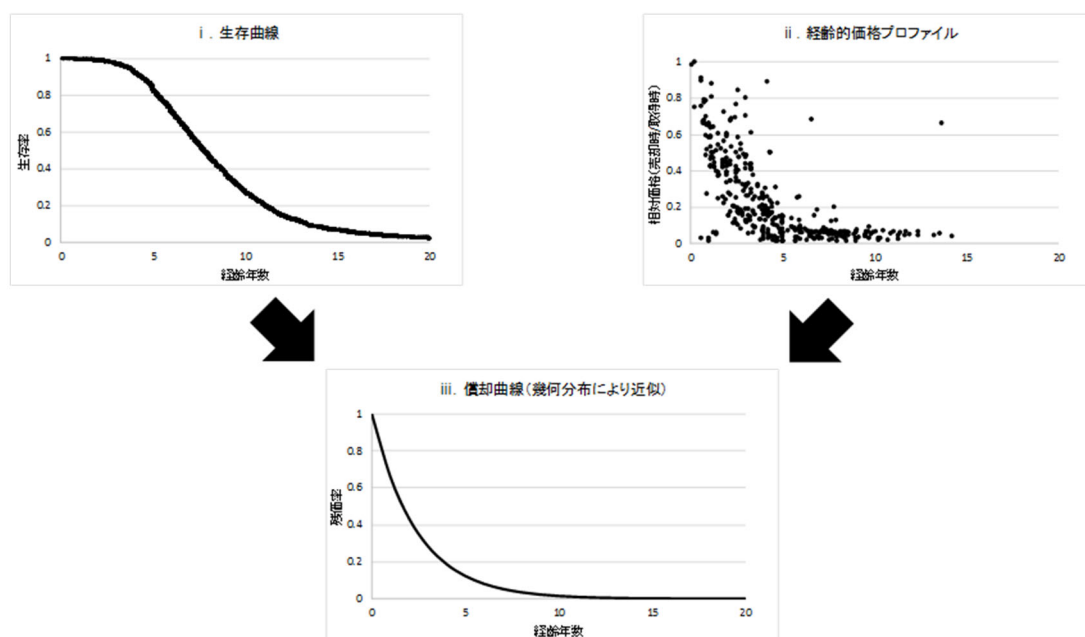
とおりである。

なお、恒久棚卸法から計算される固定資本減耗はすべて暦年値であり、四半期値については暦年値を四等分する。

a. 企業設備（一部の構築物、防衛装備品、知的財産生産物を除く）

企業設備の償却率については、『民間企業投資・除却調査』の回答から得られた企業設備の除却情報をもとに、詳細な資本別の償却率を推計する。具体的には、企業設備の新規取得から廃棄までの使用期間の情報から、資本財別の生存曲線（経年に対して除却されずに使用されている確率（生存確率）を表す）を推計するとともに（図10-1のi）、企業設備の取得時及び売却時の価格情報から、資本財別の経齡的価格プロファイル（中古市場における評価額が経年により新設取得時からどの程度低下するかを表す）を推計し（図10-1のii）、これらの合成分布から、幾何分布で近似した償却曲線を推計し、資本財別に償却率を導出する。

図10-1 企業設備の各資本財の償却率推計のイメージ



b. 住宅

住宅の償却率については、『昭和45年国富調査』（経済企画庁）の結果や『住宅・土地統計』（総務省）等から経年による住宅の滅失率や家賃の変化を計測した国内の先行研究<sup>38</sup>を参考に、木造・非木造で区別して設定している。

<sup>38</sup> 野村浩二『資本の測定』（2004）などを参照。

## c. その他の固定資産

社会資本や a. に含まれない企業設備（一部の構築物、知的財産生産物）は、『民間企業投資・除却調査』の調査対象外であり、除却について直接観察可能なデータの収集が困難であるため、各種資料から平均使用年数（Average Service Life: ASL）を設定し、国際的に利用されている標準的な計算式（下式）により償却率を導出する。その際に計算式に使用される定数（Declining Balance Rate; DBR<sup>39</sup>）については、各国でも参照例の多い米国商務省経済分析局（BEA）のそれと同様に設定している。

なお、ASL について、社会資本は種類ごとに『日本の社会資本』（内閣府）における検討結果など参考として設定する。防衛装備品については、資本財の種類ごとに防衛省資料等より得られる配備から退役までの実使用年数をもとに設定する。コンピュータソフトウェアについては企業会計で利用される耐用年数をもとに設定する。研究・開発は、国際的にも一般的な平均使用年数 10 年を想定して設定し、特に R&D 投資の大宗を占める製造業については、産業ごとに平均使用年数に差をつけている（9 - 15 年）。その際には、産業ごとの生産技術・知識が各産業の使用する産業用機械に体化されるため、その陳腐化のスピードもまた産業用機械の償却率に反映される仮定して、各産業の産業用機械の償却率の違いを用いて調整している<sup>40</sup>。娯楽作品原本については、OECD ハンドブックで推奨されている平均使用年数を参考に 10 年と設定した。所有権移転費用のうち不動産売買仲介手数料・分譲住宅の販売マージンについては、『土地保有移動調査』、『住宅市場動向調査』（いずれも国土交通省）の結果から推計した平均保有期間をもとに設定した。

定率法による標準的な償却率の計算式

$$\delta = \frac{DBR}{T}$$

$\delta$  : 償却率

DBR : Declining Balance Rate

T : 平均使用年数 (ASL)

<sup>39</sup> DBR は、定率法における初期時点の償却額が、定額法の場合のそれに比べてどの程度大きいかを示す倍率。アメリカでは、DBR は、資本財に応じて数種類が使い分けられている。同一の DBR の下では、ASL 到達時の残価率が、ASL に抛らず近似的に一致する性質を持つ。

<sup>40</sup> より具体的には、第 11 章で得られる固定資本ストックマトリックス（実質値）から各産業の所有する産業用機械のウェイトを計算し、資本財別償却率を産業ごとに加重平均することで、産業別のばらつきを観察している。

第10章 資本・金融勘定の推計

表 10-1 資本財別実効償却率

表章分類	集計分類	実効償却率	
住宅	住宅(木造)	0.058	
	住宅(非木造)	0.042	
	住宅(改装・改修)	0.100	
	住宅の売買仲介手数料・分譲マージン	0.083	
	<b>住宅以外の建物</b>	<b>0.079</b>	
住宅以外の建物	住宅以外の建物(木造)	0.078	
	住宅以外の建物(非木造)	0.073	
	住宅以外の建物(改装・改修)	0.107	
	住宅以外の建物の売買仲介手数料	0.110	
	仮設住宅	0.135	
	構築物	<b>0.022</b>	
		一般道路・街路	0.020
		高速道路	0.018
		河川	0.007
		河川総合開発	0.011
		海岸	0.034
		砂防	0.021
		下水道管渠	0.011
		下水道終末処理施設	0.021
港湾		0.019	
漁港・漁場整備		0.019	
空港		0.070	
廃棄物処理		0.042	
都市公園		0.026	
農業土木		0.027	
林道		0.020	
治山		0.019	
鉄道軌道		0.044	
電力施設		0.042	
電気通信施設		0.043	
上・工業用水道		0.016	
ガス施設・民間構築物・その他		0.027	
プラントエンジニアリング		0.025	
輸送用機械		<b>0.194</b>	
		乗用車	0.274
		トラック・バス・その他の自動車	0.194
		二輪自動車	0.345
		鋼船	0.120
		その他の船舶	0.148
		船用内燃機関(民生品)	0.169
		鉄道車両	0.094
	航空機(民生品)	0.159	
	自転車	0.138	
	その他の輸送機械	0.160	
	情報通信機器	<b>0.258</b>	
		複写機	0.338
		その他の事務用機械	0.225
有線電気通信機器		0.253	
携帯電話機		0.310	
無線電気通信機器(民生品)		0.248	
ラジオ・テレビ受信機		0.224	
その他の電気通信機器		0.141	
ビデオ機器・デジタルカメラ		0.217	
電気音響機器		0.200	
パーソナルコンピュータ		0.306	
電子計算機本体(除く/パソコン)		0.256	
電子計算機附属装置		0.305	
その他の機械・設備		<b>0.170</b>	
	ボイラ	0.109	
	タービン	0.129	
	原動機	0.168	
	ポンプ・圧縮機	0.141	
	運搬機械	0.130	
	冷凍機・温湿調整装置	0.161	
	その他のはん用機械	0.160	
	その他の機械・設備(続き)	<b>0.109</b>	
		農業用機械	0.109
		建設・鉱山機械	0.154
織機		0.112	
生活関連産業用機械		0.184	
化学機械		0.148	
鋳造装置・プラスチック加工機械		0.169	
金属工作機械		0.142	
金属加工機械		0.140	
機械工具		0.187	
半導体製造装置		0.233	
金型	0.183		
真空装置・真空機器	0.196		
ロボット	0.173		
その他の生産用機械	0.170		
サービス用・娯楽用機器	0.319		
計測機器	0.181		
医療用機械器具	0.274		
光学機械・レンズ	0.147		
回転電気機械	0.148		
変圧器・変成器	0.127		
開閉制御装置・配電盤	0.168		
その他の産業用電気機器	0.179		
民生用エアコンディショナ	0.173		
民生用電気機器(除くエアコン)	0.217		
電子応用装置除く	0.200		
電気計測器	0.196		
電気照明器具	0.217		
その他の電気機械器具	0.204		
ロープ・漁網・ネット	0.153		
織物製衣服	0.153		
じゅうたん・床敷物	0.149		
木製器具	0.264		
木製家具	0.179		
金属製家具	0.181		
その他の家具・装備品	0.173		
建設用金属製品	0.138		
ガス・石油機器・暖房・調理装置	0.190		
金属製容器・製缶板金製品	0.150		
その他の金属製品	0.166		
運動用品	0.180		
時計	0.172		
楽器	0.113		
その他の製造工業製品	0.158		
防衛装備品	<b>0.075</b>		
	武器	0.075	
	電子応用装置(防衛装備品)	0.180	
	無線電気通信機器(防衛装備品)	0.258	
	艦船	0.056	
	船用内燃機関(防衛装備品)	0.110	
航空機(防衛装備品)	0.070		
育成生物資源	<b>0.282</b>		
	育成植物(果樹・茶木等)	0.200	
	育成動物(乳牛・競走馬等)	0.309	
研究・開発	<b>0.157</b>		
	研究・開発(市場生産者)	0.110-0.183	
	研究・開発(一般政府)	0.165	
研究・開発(非営利)	0.165		
鉱物探査・評価	<b>0.165</b>		
コンピュータソフトウェア	<b>0.330</b>		
娯楽作品原本	<b>0.165</b>		

※「研究・開発(市場生産者)」の償却率は製造業の内訳で幅を持たせている。

(3) 在庫変動

第7章「4. 在庫変動」における主体別在庫変動を制度部門ごとに合計する。

(4) 土地の購入(純)

a. 推計の範囲

土地の購入(純)(以下「土地純購入」という。)は、土地取引の収支(「購入額」一

「売却額」)である。

土地取引は居住者間でのみ行われるものとする。「非居住者が土地を購入した場合」は、居住者たる名目的な機関が土地の所有者となり、非居住者はこの名目的な機関に対し土地の購入額に等しい金融資産を取得すると擬制するため、国内部門の土地純購入の合計は「0」となる。

また、居住者が海外の土地を購入した場合には、非居住者たる名目的な機関が土地の所有者となり、居住者はこの名目的な機関に対し対外直接投資を行うと擬制される。

## b. 制度部門別推計方法

### (a) 非金融法人企業

#### i. 民間非金融法人企業

民間非金融法人企業の所有する土地は、企業会計における固定資産<sup>41</sup>としての土地（事業用）と棚卸資産としての土地（販売用）とに分けて推計する。

#### (i) 固定資産としての土地（事業用）

- ① 『四半期別法人企業統計』等の土地購入額と売却額から年度及び暦年の簿価ベース土地純購入を推計する。
- ② 『法人企業統計年報』から特別利益額に含まれている土地処分益を推計し、「(i) ①」から減じて時価ベース土地純購入とする。

#### (ii) 棚卸資産としての土地（販売用）

販売用土地面積の大部分が不動産業、建設業、運輸業、卸売業の4業種によって保有されているため、下記のとおり推計する。

- ① 『法人企業統計』の「不動産業、建設業、運輸業、卸売業」の棚卸資産額から、棚卸資産取引額（土地純購入）を推計する。
- ② 各種資料により棚卸資産に占める土地保有額の比率を推計し、「(ii) ①」に乗じて販売用の土地純購入を推計する。
- ③ 『土地保有・動態調査』（国土交通省、年次）から全業種に対する上記4業種の保有土地面積比率を推計した上で、「(ii) ②」により求めた販売用の土地純購入を割戻し、全業種ベースの土地純購入を推計する。

また、J-REIT等の不動産証券投資法人の土地純購入については、『不動産証券化の実態調査』（国土交通省）及び有価証券報告書から推計する。

#### ii. 公的非金融企業

各機関の貸借対照表の土地期末残高から期首残高を差引き、土地の売却損益等を加減算して推計する。地方公的企業分については、『地方財政統計年報』から推計する。

<sup>41</sup> 本項目において「固定資産としての土地」というときの「固定資産」とは、企業会計上の意味で用いている点に留意（SNA上の意味での固定資産には土地は含まれない）。

## 第10章 資本・金融勘定の推計

### (b) 金融機関

#### i. 民間金融機関

土地資産額推計（第11章「2. (1) b. (a) 土地 iii. 制度部門分割」参照）より得られる金融機関の土地資産額を、土地面積で割戻した単価に土地面積の増減を乗じて推計する。

#### ii. 公的金融機関

各機関の貸借対照表の土地期末残高から期首残高を差引き、土地の売却損益等を加減算して推計する。

### (c) 一般政府

土地購入額から土地売却額を差し引いて求める。

#### i. 土地購入額

中央政府及び社会保障基金については、総固定資本形成を推計する際に『建設業務統計年報』（国土交通省）の工事種類別の用地比率を用いて控除される用地費分及び決算書に示された不動産購入費等を合計する。地方政府については、普通会計分は『地方財政統計年報』の「用地取得費の状況」による額を計上し、非企業特別会計分についても『地方財政統計年報』から推計する。

#### ii. 土地の売却額

中央政府、社会保障基金及び地方政府とも土地売却収入に当たる項目を集計する。

### (d) 家計（個人企業を含む）

国内全体では土地購入額と土地売却額は一致するため、家計の土地純購入は、国内全体の土地純購入（「0」）から、「(a) ~ (c)、(e)」の合計の土地純購入を引いた残差とする。

### (e) 対家計民間非営利団体

土地資産額推計より得られる対家計民間非営利団体の各機関（私立学校、宗教法人、社会福祉施設）が所有する土地資産額を面積で割戻した単価に、面積の増減分を乗じて推計する。

## (5) 資本移転

資本移転については、基礎統計等において支払先と受取先を特定できるものについて、国の決算書、『国際収支統計』等から推計する。

『国際収支統計』で把握される資本移転等収支の受払（海外からの受取・海外への支払）については、「一般政府」の受払は一般政府の資本移転の受取・支払として、「一般政府」以外の受払は民間非金融法人企業の資本移転等の受取・支払として記録する。

国内における資本移転について、家計から一般政府への資本税の支払、一般政府内の資本移転（中央政府から地方政府への公共事業の補助費等）、その他の一般政府や公的企業と他部門との間の受払は決算書等から推計する。そのほか国内における民間部門

間の資本移転については、原子力事故損害賠償や金融機関（貸金業）からの過払金の返還等、把握可能な範囲に限り各機関や業界団体の公表資料等から推計する。また、大災害に伴う多額の保険金の支払いについても、2008SNA 勧告に従い、経常移転ではなく資本移転として記録する。

## 2. 金融勘定

金融面の計数については、フロー勘定である金融勘定とストック勘定である貸借対照表勘定を接合して推計するため、本節でストック推計についても併せて説明する。なお、金融面の計数は、表 10-2 の部門構成、表 10-3 の金融資産・負債項目構成により推計している。

### (1) 推計方法の概要

#### a. 推計で使用する基礎資料について

金融資産・負債残高及び取引は、原則として、『資金循環統計』<sup>42</sup>を基礎資料とするが、より精度の高い他の資料が入手できる場合はこれを用いて推計を行う。

表 10-2 金融面の勘定の部門構成

制度部門	内 訳 部 門	
非金融法人企業	民間非金融法人企業	
	公的非金融企業	
金融機関	中央銀行	
	預金取扱機関	国内銀行
		中小企業金融機関等
		農林水産金融機関
		在日外銀
		合同運用信託
	マネー・マーケット・ファンド	
	その他の投資信託	
	うち株式投信	
	その他の金融仲介機関	ファイナンス会社
		特別目的会社・信託
		ディーラー・ブローカー
		融資特別会計
		政府金融機関等
	公的専属金融機関	
非仲介型金融機関		
うち金融持株会社		

<sup>42</sup> 『資金循環統計』は、日本銀行の独自データ以外に『国際収支統計』や『法人企業統計』などの各種統計も利用して作成する加工統計である。『資金循環統計』の作成に使用される基礎統計等については、日本銀行のホームページで公表している『資金循環統計の作成方法』等を参照されたい。

第10章 資本・金融勘定の推計

制度部門	内 訳 部 門	
	保険	生命保険
		非生命保険
		うち公的機関
	年金基金	共済保険
		企業年金
		その他年金
民間金融機関（再掲）		
公的金融機関（再掲）		
一般政府	中央政府	うち一般会計・特別会計
	地方政府	
	社会保障基金	うち公的年金
家 計		
対家計民間非営利団体		
海 外		

b. 取引項目の計上方法

フロー編付表6-2を除く各表では、国民経済計算の国際基準に則って、同一制度部門内の金融資産・負債について、全てグロスで表示（結合という）している。これにより他部門との取引関係が不明となる項目も一部あるが、各部門・項目の計数が実態に即したものとなる。

一方、フロー編付表6-2では、IMFの『政府財政統計(GFS)マニュアル2014』に準拠し、一般政府の内訳部門内の金融取引や債権債務を金融資産・負債から控除している。また、一般政府の内訳部門間についても、「部門間調整」という項目で統合処理している。これらの部門内、部門間の金融取引やポジション等の相殺は統合処理（consolidation）という。同表での推計方法については、本章4. 政府財政統計（金融資産・負債）で述べる。

c. 推計手順

原則として、各年度末の金融資産・負債残高表を作成し、次にその期中増減額を年度中の金融取引額とするが、価格変動のあるものについては『資金循環統計』の取引額を使用する方法や、帳簿価格の増減など別の方法で取引額を推計する。

暦年値は、年度値と同様の作成方法によるが、直接推計が困難な項目はそれぞれ関連資料や『資金循環統計』の年度末残高と暦年末残高の比率等を利用して年度計数を暦年計数に転換する。ただし、『資金循環統計』に該当する計数がない場合などは、横置きなど別の方法で推計を行う。

各制度部門の推計方法と『資金循環統計』以外の主な推計資料は以下のとおりである。項目ごとの基礎資料等は、「(2) 項目別推計方法」に記載する。



(a) 公的非金融企業

『資金循環統計』より推計を行う項目以外については、以下の資料等より推計を行う。

- ・ 独立行政法人や特殊会社などの法人については、各機関の財務諸表や各種資料の積上げによって推計する。
- ・ 国の特別会計については、特別会計の決算書や財務書類より推計する。
- ・ 地方公営企業については、『地方公営企業年鑑』（または、その元となる『地方公営企業決算状況調査』）を使用して推計する。
- ・ 地方公社（住宅、道路）については、各機関の財務諸表や『第三セクター等の出資・経営等の状況に関する調査』（総務省）を使用する。

(b) 公的金融機関

『資金循環統計』より推計を行う項目以外については、国の決算書（特別会計決算参照書、国の債権の現在額総報告）や特別会計の財務書類のほか、各機関の財務諸表より推計を行う。

(c) 中央政府

『資金循環統計』より推計を行う項目以外については、以下の資料等より推計を行う。

- ・ 独立行政法人については、各機関の財務諸表の積み上げにより推計を行う。
- ・ 国の一般会計や特別会計については、国の決算書のほか『国債統計年報』（財務省）や『財政金融統計月報』の各種情報などから推計を行う。

(d) 地方政府

『資金循環統計』より推計を行う項目以外については、『地方財政統計年報』や、地方独立行政法人（公立大学法人含む）の財務諸表の積み上げから推計する。独立行政法人や政府関係金融機関からの借入は、貸し手側の財務情報から、地方公共団体の借入額を確定する。

(e) 社会保障基金

『資金循環統計』より推計を行う項目以外については、以下の資料等より推計を行う。

- ・ 年金や労働保険などの国の特別会計については、国の決算書や特別会計の財務書類より推計を行う。
- ・ 国家公務員や地方公務員の共済組合については、各連合会の財務諸表のほか『国家公務員共済組合事業統計年報』（財務省）や『地方公務員共済組合等事業年報』（総務省）を使用する。
- ・ 健康保険組合については、『組合決算概況報告』（健康保険組合連合会）を使用する。
- ・ その他の共済組合や法人等については、各機関の財務諸表より推計する。

第10章 資本・金融勘定の推計

(f) 海外

多くの項目について『資金循環統計』より推計を行うが、一部の項目については『国際収支統計』、『本邦対外資産負債残高』および『外貨準備等の状況』（財務省）等も使用する。

(g) 上記以外の部門

原則として『資金循環統計』より推計を行う。

表10-3 金融資産・負債項目

大項目	内訳項目	
貨幣用金・SDR	貨幣用金	
	SDR	
現金・預金	現金	
	日銀預け金	
	政府預金	
	流動性預金	
	定期性預金	
	譲渡性預金	
	外貨預金	
貸出・借入	日銀貸出金・借入金	
	コール・手形	
	民間金融機関貸出・借入	住宅貸付
		消費者信用
		その他
	公的金融機関貸出・借入	うち住宅貸付
		その他
	非金融部門貸出金・借入金	
割賦債権・債務		
現先・債券貸借取引		
債務証券	国庫短期証券	
	国債・財投債	
	地方債	
	政府関係機関債	
	金融債	
	事業債	
	居住者発行外債	
	コマーシャル・ペーパー	
	信託受益権	
	債権流動化関連商品	
	持分・投資信託受益証券	持分
		上場株式
		非上場株式
		その他の持分
投資信託受益証券		
保険・年金・定型保証	非生命保険準備金	
	生命保険・年金保険受給権	
	年金受給権	
	年金基金の対年金責任者債権	

大項目	内訳項目
	定型保証支払引当金
金融派生商品・雇用者 ストックオプション	フォワード系
	オプション系
	雇用者ストックオプション
その他の金融資産・負債	財政融資資金預託金
	預け金
	企業間信用・貿易信用
	未収・未払金
	直接投資
	対外証券投資
	その他対外債権・債務
	その他

## (2) 項目別推計方法（主に年度末値の推計）

『資金循環統計』と制度部門分類が異なる機関や、『資金循環統計』より細かい分類で推計を行う部分については、財務諸表等の各種資料より推計を行う。これらについては下記で触れない。

## a. 貨幣用金・SDR

この項目の国内部門の資産額（ストック）は、100万ドル単位で公表される『外貨準備等の状況』（財務省、月次）を基に推計する。ドルから円への換算には、日本銀行で公表される東京市場のインターバンクスポットレート（月末のスポットレート）を用いる。また、貨幣用金・SDRの部門分割は、『資金循環統計』の「うち金・SDR等」を使用するが、その内訳項目のうちSDRとIMFリザーブポジションは中央政府が全額を保有するとみなす。なお、IMFリザーブポジションは本項目には計上しない。

フローは、『国際収支統計』の貨幣用金とSDRより推計する。

中央政府部門に計上されるSDR（負債）については、ストックは『本邦対外資産負債残高』から、フローは『国際収支統計』より推計する。ストックのうち本邦対外資産負債残高において計数が公表されていない年については、IMFでの公表値(IMF Members' Financial Data by Countryの中のJapan)より把握した我が国のSDRの資産と負債の比率にSDRの資産額を掛けることで計算する。

なお、1999年以前については、保有部門についての情報が得られない。そこで、SDRは2000年以降と同様に中央政府が全額を保有するものとみなすが、貨幣用金については「その他の対外債権・債務」に含めている。

## b. 現金・預金

この項目の負債側は、金融機関（または海外の金融機関）となる。この負債側の情報より各項目の合計を確定する。

## (a) 現金

一部の公的部門を除き、原則として『資金循環統計』より推計を行う。中央政府以

外の公的部門については、財務諸表等より推計を行う。

現金の合計値（ここでは中央銀行の負債）から上記のとおり推計した民間非金融法人企業以外の各部門の資産を控除した残りを民間非金融法人企業の資産として計上する。

家計、対家計民間非営利団体については、2003年度以前については『資金循環統計』の遡及系列<sup>43</sup>が存在しない。そこで、現金の負債合計から家計、対家計民間非営利団体、民間非金融法人企業以外の制度部門を控除した残差を、『資金循環統計』における2005年の保有比率の比で分割する。

(b) 日銀預け金、政府預金

『資金循環統計』より推計する。

(c) 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金

地方政府、社会保障基金、家計、対家計民間非営利団体、民間金融機関等については、『資金循環統計』の計数より推計する。公的部門は財務諸表や『地方公営企業年鑑』も使用して推計する。

なお、民間非金融法人企業の資産側が残差項目となる。

(d) 外貨預金

一般政府、家計、対家計民間非営利団体、民間金融機関等については、『資金循環統計』の計数より推計する。公的企業は財務諸表も使用して推計する。財務諸表から推計したものについては、残高の増減をそのまま取引額とみなす。

なお、民間非金融法人企業の資産側が残差項目となる。

これらの推計ののち、中央政府の資産、海外の負債にIMFリザーブポジションのうちIMFリザーブトランシュを加算する。推計資料は、(a)に記載している。

c. 貸出・借入

この項目については、原則として貸し手側の情報により各項目の合計を確定する。

(a) 日銀貸出金、コール・手形、現先・債券貸借取引

原則として『資金循環統計』の計数を用いる。内訳となる制度部門については、財務諸表の積み上げより把握する。

(b) 民間金融機関貸出残高

民間金融機関貸出の総額は『資金循環統計』の簿価ベース（個別貸倒引当金控除前）の計数により推計を行うが、『資金循環統計』では一部の公的金融機関の貸出を民間金融機関貸出に計上しているため、資産・負債の合計は『資金循環統計』と一致しない。一方、負債側は公的各部門については財務諸表等を積み上げた計数を用い、民間非金融法人企業を除くその他の部門については『資金循環統計』の簿価ベースの計数により推計を行う。なお、民間非金融法人企業の負債側は残差となる。

<sup>43</sup> 2016年9月の遡及改定と整合的な2003年度末以前の系列は存在しない。

また、民間金融機関貸出の資金用途別内訳である「住宅貸付」、「消費者信用」については、原則として『資金循環統計』の計数を用いるが、「その他」については「民間金融機関貸出」の簿価ベースの計数から「住宅貸付」と「消費者信用」を控除した額を計上する<sup>44</sup>。

なお、調整勘定のその他の資産量変動勘定には、直接償却による貸出債権の減少額（不良債権の抹消）が含まれるが、この金額は『資金循環統計』や金融庁などで公表される各種資料により推計する。償却は、民間非金融法人企業、民間金融機関（うちファイナンス会社）、家計（個人企業を含む）、対家計民間非営利団体、海外が対象となる。

#### （c） 公的金融機関貸出、非金融部門貸出金、割賦債権・債務

公的金融機関貸出の資産側は、一部を除き、財務諸表の積み上げより推計する。非金融部門貸出金の資産側は、民間部門（海外を含む）について『資金循環統計』の計数を用いるが、公的部門については国の債権の現在額総報告や財務諸表等の積み上げから推計する。割賦債権・債務の資産側は、財務諸表から推計する中央政府や公的非金融企業等を除き、『資金循環統計』より推計する。割賦債権・債務の負債側については、民間部門を中心に資金循環統計を使用するが、一部の公的部門については財務諸表や国の財務書類などから推計し、民間非金融法人企業の負債側が残差項目となる。

公的金融機関貸出の「うち住宅貸付」は、『資金循環統計』の計数を使用する。

なお、住宅貸付を除く公的金融機関貸出の「不良債権の抹消」（調整勘定のその他の資産量変動勘定に記録）は、償却する側の計数については、各公的金融機関の損益計算書や附属明細書に記録されている「貸付金償却」額を抽出し、償却される側の計数については、各公的金融機関の貸出先比率によって民間非金融法人企業と家計（個人企業を含む）に按分する。

#### d. 債務証券

本項目については、負債側から各項目の合計を確定する。

##### （a） 国債・財投債

負債側は、『資金循環統計』の計数を中央政府と融資特別会計に計上したのち、『国債統計年報』（財務省、年次）による交付国債（預金保険機構国債や原子力損害賠償・廃炉支援機構国債を含む）を中央政府の負債側に加算する。資産側は、『地方財政統計年報』、『資金循環統計』等の計数を用いて各部門の計数を求め、残額を国内銀行に計上する。通常の交付国債は家計に加算し、それ以外については非仲介型金融機関（預金保険機構）や政府金融機関等（原子力損害賠償・廃炉支援機構）の資産に加算する。

フローの値は、『資金循環統計』の中央政府負債、財政融資資金の負債の取引の合

<sup>44</sup> 2012 暦年末以前は、住宅ローン保証に係る求償権を住宅貸付に加算している。

## 第10章 資本・金融勘定の推計

算値に交付国債の増減を加算する。資産側は、公的部門は前期末と当期末の残高の差額をフローの計数とし、残りの部門については『資金循環統計』の計数を用いて残額を国内銀行の計数とする。

### (b) 国債・財投債以外の債務証券

原則として、『資金循環統計』の計数を用いる。一部の公的企業の計数については財務諸表等より推計を行う。

### e. 持分・投資信託受益証券

本項目については、負債側から各項目の合計を確定する。

#### (a) 上場株式

ストックの値については、上場株式は、『資金循環統計』の上場株式を用いるが一部の公的部門の資産側については、決算書等により計数を推計する。

フローの値については、上場株式は、『資金循環統計』の計数を用いて資産側、負債側に配分するが、政府保有株式等については実際の売却額、それ以外は残高差分より推計する。ストック、フローともに、その結果発生する残差については、民間非金融法人企業の資産側に計上される。

#### (b) 非上場株式

非上場株式は、国税庁の類似業種比準方式<sup>45</sup>に準じる方法で民間非金融法人企業等の負債側の総額を推計する。具体的には、『法人企業統計年報』の資本金1000万円以上の企業の産業別の配当金合計（期末配当と中間配当の合計）、当期純利益、純資産を上場会社および非上場会社の合計とみなす。ここから、上場会社の有価証券報告書の産業別集計値から把握した当期純利益と純資産、『決算短信集計結果』（日本取引所グループ）等より把握した配当金をそれぞれ控除することで非上場会社の計数を推計する。このように推計した非上場会社の計数と各期の類似業種比準価額（法令解釈通達として国税庁で公表）を使用して時価総額を計算する。特殊会社等に対する政府保有株式についても類似業種比準価額を使用して推計するが、特殊会社等には配当や利益についての制限があることも多いため、純資産のみを使用して計算を行う。なお、政府保有株式のうち日本たばこ産業株式会社や日本電信電話株式会社、日本郵政株式会社等の株式は、東京証券取引所で公表される時価総額に含まれないため、上場後も非上場株式に計上する。残高は、上場株式と同様に、各期末の株価と政府の保有株式数の積より推計する。

民間金融機関については、原則として資産側、負債側ともに『資金循環統計』により推計する。非上場株式の資産側の配分は、原則として公的部門について決算書等を

<sup>45</sup> 相続税等を計算する際の、取引相場のない株式の財産評価の方法。国税庁では、上場企業の株価や財務データより計算された業種ごとの株価並びに1株当たりの配当金額、年利益金額及び純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）が公表されており、これらをもとに計算する。

用いて確定し、残額を『資金循環統計』の比率を用いて民間非金融法人企業と家計（個人企業を含む）に配分する。

フローについては、『資金循環統計』や政府保有株式等の増減により負債側の総額を推計する。資産側は、『資金循環統計』で把握できる計数の他、決算書等から算出した残高差額を公的部門の取引額とし、残額を民間非金融法人企業に配分する。

(c) その他の持分

ストックの推計において、その他の持分のうち国が出資する法人は、『政府出資法人一覧』（財務省）や各機関の財務諸表から政府出資や純資産の額を把握し、純資産の額を計上する（政府出資は、後述するフローの推計で使用する）。地方公共団体が出資する法人は、『第三セクター等の出資・経営等の状況に関する調査』（総務省）や『地方公営企業年鑑』を用いる。国の特別会計のうち公的企業にあたるものは、決算書や特別会計の財務書類から純資産を把握し、中央政府の公的企業に対する持分として計上する。民間非金融法人企業への出資は、『会社標本調査』（国税庁）を使用して推計する。上記以外の民間企業等への出資については、原則として『資金循環統計』により推計を行う。

その他の持分のフローは、ストック推計で用いた資料より把握した政府出資額（または資本金および資本準備金）の増減から推計する。なお、一般政府と公的企業との間の例外的支払については、一般政府が公的企業から持分を引き出したものとみなし、その他の持分のフローに計上する。

(d) 投資信託受益証券

原則として、『資金循環統計』の計数から推計を行う。

f. 金融派生商品・雇用者ストックオプション

金融派生商品は、フォワード系、オプション系ともに『資金循環統計』の計数を用いる。『資金循環統計』では資料の制約から2000年7-9月期より取引額（フロー）を計上していないため、フロー表では「-」と表章する。また、ストックの増減には価格変化によるもののほかに量の変化（未推計となっているフローにあたるもの）も存在するが、要因分割が不可能であるため全額を調整勘定のうち再評価勘定に計上する。

雇用者ストックオプションについても、『資金循環統計』の計数を用いる。

g. 保険・年金・定型保証

非生命保険準備金、生命保険・年金保険受給権、年金受給権、年金基金の対年金責任者債権、定型保証支払引当金とともに『資金循環統計』の計数より推計を行う。年金受給権のフローのうち確定給付型企业年金制度に係る分については、第9章の「5. 所得の使用勘定の推計」に記載の「年金受給権の変動調整」の計数を用いる。年金基

金の対年金責任者債権のフローについても、所得支出勘定の「雇主の帰属社会負担」のうち確定給付型年金制度（一時金も含む）に係るものの計数を使用して推計を行う。

h. その他の金融資産・負債

(a) 財政融資資金預託金

各種資料により得られた総額と保有部門の内訳の計数により推計する。

(b) 預け金

原則として、『資金循環統計』の計数を用いる。一部の公的企業の計数については財務諸表、地方財政統計年報、各共済組合の事業年報等より推計する。なお、民間非金融法人企業の負債側が残差項目となる。

(c) 企業間信用・貿易信用

原則として、『資金循環統計』の計数より推計を行う。

なお、民間非金融法人企業の負債側が残差項目となる。

(d) 未収・未払金

原則として、『資金循環統計』の計数を用いる。一部の公的企業の計数については財務諸表等より推計を行う。

なお、民間非金融法人企業の負債側が残差項目となる。

この項目には、交付国債（預金保険機構、原子力損害賠償・廃炉支援機構に対するものも含む）に対する見返りを、中央政府の資産、交付先部門の負債に計上している。

(e) 直接投資

この項目には、本邦から海外への直接投資のうち株式資本と収益の再投資を計上する。ストックは、資金循環統計の計数を使用し、公的非金融企業の資産については財務諸表などから推計した数字に置換える。その際の不整合は民間非金融法人企業で調整する。資産側のフローも非金融法人分以外は原則として『資金循環統計』を使用するが、公的非金融企業には残高の前年差を計上し、民間非金融法人企業で調整する。

(f) 対外証券投資

原則として、『資金循環統計』の計数を用いる。一部の公的企業の計数については財務諸表等より推計を行う。なお、残差は民間非金融法人企業に配分する。

(g) その他対外債権・債務

海外の負債側と残差となる民間非金融法人企業の資産側を除き、『資金循環統計』の計数より推計を行う。『資金循環統計』ではこの項目に貨幣用金やSDR等を含むため、同統計で「うち金・SDR等」としている額を控除する。海外の負債側のストック値については、海外の総負債－総資産（我が国にとっての対外純資産）が『資金循環統計』の金融機関と非金融部門の金融資産負債差額の合計と一致するよう本項目で調整を行う。また、海外の負債側のフロー値についても、海外部門の純借入／純貸出



(資金過不足)を海外勘定の「経常対外収支・資本移転による正味資産の変動」の値に合致するよう本項目で調整を行う。最後に、民間非金融法人企業の資産側が残差となる。

なお、1999年以前の貨幣用金については、「a. 貨幣用金・SDR等」にあるとおり、本項目に含めている。

(h) その他

『資金循環統計』の計数を用いる。なお、国の特別会計決算書の貸借対照表に計上されている特別会計間の繰入金や繰入金未済金については、この項目に含まれる。

i. 参考：インターバンクポジション等（負債）

ストックは、原則として『資金循環統計』の計数を使用する。フローは、ストックの増減をそのまま計上する。なお、基礎資料の制約等から民間と公的に分割しない。

(3) 調整勘定の推計

調整勘定には、当該年度と前年度末のストックの差額と当該年度フローとの差額が計上される。

原則、調整勘定の計数を直接推計することではなく、ストックとフローを推計する過程で計算されるが、公的金融機関貸出・借入については、各機関の貸付金の償却額を積上げる。主な内容は次のとおり。

a. 再評価勘定

(a) 時価評価によりキャピタル・ゲイン／ロスが計上される場合

時価評価を行うことにより取引を伴わずに残高が増減する場合で、調整勘定の中で最も大きな部分を占める。

(例) 債務証券、持分・投資信託受益証券、金融派生商品、各対外取引項目

(b) 為替変動に起因したストックとフローの不接合を計上する場合

為替レートの変動による残高変化とその影響を除いたフローとの差額を計上。

(例) 対外取引項目

b. その他の資産量変動勘定

(a) 使用する資料のサンプル替え等のため計上される場合

ストック推計とフロー推計で使用する資料が異なる場合や、サンプル替え等の影響でストックの残高差額とフローの計数が異なる場合に計上。

(例) 非金融部門貸出金、企業間信用・貿易信用の一部、各対外取引項目

(b) 金融機関の貸出金償却をフローに計上しない場合

金融機関の貸出金償却をフローとしてではなく調整勘定として認識し計上（推計

手法については、(2) c. (b) を参照)。

(例) 民間金融機関貸出、公的金融機関貸出

(c) 基礎統計の改定による断層

『資金循環統計』等の基礎統計の改定による断層が生じている時期がある。たとえば、『資金循環統計』における2008SNA基準の開始始期は2004年度以降であるため、2003年度以前の計数をそのまま使用すると断層が生じる場合がある。これらについては可能な範囲で断層が発生しないように推計するが、基礎資料の制約などで対応できないものについては、基本的にその他の資産量変動に計上している。

### 3. 純貸出 (+) / 純借入 (-) と純貸出 (+) / 純借入 (-) (資金過不足)

制度部門別資本・金融勘定の各々のバランス項目である純貸出 (+) / 純借入 (-) と純貸出 (+) / 純借入 (-) (資金過不足) は概念上一致するが、実際には乖離が生じる。これは、資本勘定の推計において統計上の不突合が存在すること、資本・金融勘定の推計資料及び推計手法の相違等によるものである。

一国全体としては、制度部門別の純貸出 (+) / 純借入 (-) の制度部門合計に統計上の不突合を加えると純貸出 (+) / 純借入 (-) (資金過不足) の制度部門合計となり、海外に対する債権の変動として統合勘定の資本・金融勘定に記載される。

### 4. 政府財政統計 (金融資産・負債)

(1) 基本的な考え方

2. 金融勘定 (1) b. のとおり、フロー編付表6-2にはIMFの「政府財政統計マニュアル2014」に準拠した系列を公表している。ここでは、同表で行っている統合処理 (consolidation) の方法等と金融資産の計上方法について記載する。まず、各種基礎資料から、表10-4のように一般政府の内訳部門内 (表10-4で○を記載している部分) の金融資産・負債の持ち合いと、一般政府の内訳部門間 (表10-4で△を記載している部分) に該当する金融資産・負債の持ち合いのストック値を作成する。同表の○に該当する金額は、当該部門の資産および負債から直接控除し、△に該当する金額は「部門間調整」の項目にマイナス計上する。一般政府の金融資産・負債残高は、部門内のストック額○を控除した中央政府、地方政府、社会保障基金の残高に部門内調整 (マイナス値で計上) を加えたものとなる。このようにして計算したストックの増減等から各内訳部門、部門間調整のフローを推計し、これらの和から一般政府のフローを作成する。調整勘定には、「当年度末ストックー前年度末ストックー当年度フロー」より計算された額が計上されるが、このうち基礎統計の断層や部門分類の変更などによる変動

額をその他の資産量変動勘定に計上し、それ以外を再評価勘定に計上する。

表 10-4 統合処理のイメージ

		負債		
		中央政府	地方政府	社会保障基金
資産	中央政府	○ (部門内)	△ (部門間)	△ (部門間)
	地方政府	△ (部門間)	○ (部門内)	△ (部門間)
	社会保障基金	△ (部門間)	△ (部門間)	○ (部門内)

また、本表では「政府財政統計マニュアル 2014」への整合のため、表 10-5 のとおり一部の項目について組換えを行っている。

表 10-5 政府財政統計で組換えを行っている項目の他表との対応関係 (A:資産、L:負債)

	政府財政統計以外の表	政府財政統計 (付表 6-2)
政府預金		
中央政府保有分	中央政府「現金・預金」(A) その内訳「政府預金」(A)	同左
社会保障基金保有分	中央政府「現金・預金」(A) その内訳「政府預金」(A) 中央政府「その他」(L) 社会保障基金「その他」(A)	社会保障基金「現金・預金」(A) その内訳「政府預金」(A)
財政融資資金預託金	「その他の金融資産」(A)	「現金・預金」(A)
貨幣流通高	中央政府「その他の負債」(L) その内訳「その他」(L)	中央政府「現金・預金」(L)
国家公務員共済組合 および地方公務員共 済組合の組合員貯金	社会保障基金の「その他の負債」(L)	社会保障基金「現金・預金」(L)
国際機関への出資 (IMF 向けを除く)	中央政府「その他対外債権」(A)	中央政府「持分」(A)

以下では、資産・負債項目別の統合に係る推計手法と項目の組換えについて述べる。  
なお、統合処理または組換えが必要ない投資信託、保険・年金・定型保証、金融派生商品については、ここでは作成方法を記載しない。

(2) 現金・預金

政府預金 (国庫金) については、他の表では中央政府保有分とともに中央政府以外

が保有している政府預金を含めた全額を、中央政府の現金・預金（資産）、及びその内訳の政府預金（資産）に計上している。同時に、中央政府以外の部門が保有する政府預金相当額を、同部門のその他を通じた中央政府向け債権として計上している。これに対し本表では、中央政府保有分を中央政府の現金・預金（資産）に、社会保障基金保有分を社会保障基金の現金・預金（資産）に計上し、その他を通じた債権債務関係は控除する。

財政融資資金預託金については、他の表ではその他の金融資産に計上しているが、本表では現金・預金（資産）に計上替えを行う。

貨幣流通高については、他の表では中央政府のその他の負債、及びその内訳のその他（負債）に計上しているが、本表では中央政府の現金・預金（負債）に計上替えを行う<sup>46</sup>。また、政府部門も硬貨等を保有するものの、貨幣流通高との間での統合処理は行わない。

国家公務員共済組合および地方公務員共済組合の組合員貯金については、他の表では社会保障基金のその他の負債、及びその内訳の預け金（負債）に計上している。本表では社会保障基金の現金・預金（負債）に計上替えを行う。

### (3) 債務証券（国庫短期証券、国債・財投債及び地方債）

2. 金融勘定(2) d. のとおり、中央政府、地方政府、社会保障基金の資産と負債を推計する。これらの債券は、一般政府のほかに公的企業の発行分が存在する。一般政府の保有する当該債券のうち一般政府が保有するもののみ統合処理が必要である。しかし、基礎統計の制約などから、一般政府の保有する債券を発行部門別に分割することはできない。そこで、一般政府の各内訳部門の保有する債券のうち一般政府の発行分の割合は、市中に残存する債券（同債券の負債側の合計）のうち一般政府の発行分（同債券の一般政府の負債）の割合と等しいと仮定し、下記の式で求めた額を統合処理する。

$$\text{債券A保有額（各内訳部門の資産）} \times \frac{\text{一般政府の債券A発行分（一般政府の負債）}}{\text{債券Aの合計（負債合計）}}$$

フローについては、上記により算出したストック（時価）を、『資金循環統計』より推計した各債券のインデックスで割り戻し、額面相当額を作成する。この増減をフローとする。

### (4) 貸出・借入（非金融部門貸出金）及び持分（その他の持分）

貸出・借入については、一般政府に該当する機関の財務諸表の附属明細書や、国の財務書類のように、貸出先別の貸出残高が分かる資料により、表10-4のような形でスト

<sup>46</sup> 政府財政統計以外の表では、日本銀行券発行高と貨幣流通高を合わせた全体の金額を、中央銀行の現金（負債）に計上するとともに、内訳の貨幣流通高については本来の発行主体である中央政府と中央銀行との間でその他を通じた債権債務関係として計上している。

ック値を作成する。持分についても同様に、2. 金融勘定に記載した各種資料から表 10-4 のような形でその他の持分のストック値を作成する。その他の持分については、同じ資料から表 10-4 の形で出資累計額の積み上げを行い、この値の増減をフローの値とする。

他の表においてその他対外債権に計上している一般会計から国際機関への出資（IMF 向けは除く）を、持分（資産）に計上する。

(5) その他の金融資産・負債（未収・未払金及びその他）

未収・未払金については、把握可能なものについて統合処理を行う。具体的には、一般会計（中央政府）の年金特別会計（社会保障基金）に対する未収国庫負担金等を部門間調整に計上している。

表 10-5 のとおり、他表において当項目に計上している一部の計数を本表の他の項目に計上替えしている。

(参考) 社会保障基金の公的年金に係る年金受給権について

2008SNA では、国民経済計算の主要な計数表ではなく補足的な情報として、企業年金のほかにも、社会保障基金の公的年金に関する年金受給権を示すことが推奨されている。社会保障の公的年金に係る年金受給権に相当する情報としては、5 年ごとに行われている公的年金の年金財政再計算や年金財政検証において計算されている、給付現価のうち過去期間に発生した分（将来に受取る年金給付額の割引現在価値のうち、今までに支払った年金保険料に対する分）がある。「国民経済計算年次推計」のフロー編付表 6-2 の欄外では、平成 16 年度、21 年度、26 年度、令和元年度の年金財政検証等の報告書から、厚生年金保険、国民年金、共済保険（旧職位域部分を含む）の給付現価のうち過去期間発生分を積み上げた値を掲載している。

## 第 11 章 貸借対照表勘定及び調整勘定の推計

### 1. 評価の原則

国民経済計算の貸借対照表勘定における各資産の評価については、国際基準に基づき、評価時点の市場価額が採用される。しかし、市場価額が直接得られる資産は極めて限定的であるため、各資産の特性に対応した種々の評価方法を用い、市場価額にできる限り近似した評価額を推計する。金融資産については、評価時点の市場価額の観測が比較的容易である一方、非金融資産はこれが困難であり、その評価にあたっては、主に以下の手法が用いられる。

#### (1) 再調達価額を用いる方法

再調達価額とは、その資産を評価時に改めて調達した場合の推定価額であり、取得価額（新品に対するもの）に再調達時と比較した物価倍率及び経過年数に応じた残価率を乗じて算出する。在庫の推計に利用するベンチマーク・イヤー法や、固定資産や耐久消費財（参考表）の推計に利用する恒久棚卸法が当てはまる。

#### (2) 収益還元法

収益還元法とは、現在の資産が将来に向けてどれだけ収益を見込めるかという観点から、利子率を用いて、純収益の流列を現在価値に割り引く方法であり、鉱物・エネルギー資源、漁場等の資産評価に適用される。

#### (3) 土地の鑑定価格

土地の評価は、統一的な価格が形成される不動産市場が存在しないことから、鑑定価格により評価を行う。鑑定価格に当たる地価公示価格等は、取引事例比較法や収益還元法等により評価が決定されている。

### 2. 各項目の推計方法

#### (1) 非金融資産

##### a. 生産資産

##### (a) 固定資産

固定資産の期末資産残高は、暦年末時点における固定資本減耗後（純ストック額）の再調達価額で評価する。そのため、コモ法から作成される総固定資本形成の時系列データを基礎として、恒久棚卸法（PIM）に基づいて推計する。恒久棚卸法とは、過

去から現在に至る総固定資本形成額の流列に対し、投資時点から現在までの経過時間に応じた固定資本減耗を考慮した上で累積させることで、現時点における固定資本ストックを計算する手法である。総固定資本形成額については、暦年ごとに財別×投資主体別（制度部門別及び経済活動別で計算）のクロス表（固定資本マトリックス）として整備する。

なお、フロー系列の総固定資本形成に含まれる「土地改良」については、ストック系列において非生産資産（土地）に体化されるものとして扱われるため、固定資産としての期末資産残高は計上されない。

#### i. 期末資産残高と固定資本減耗の推計

##### (i) 固定資本マトリックス

固定資本マトリックスは、コモ法による各年の資本財別総固定資本形成データ（名目：購入者価格表示）を制度部門別・経済活動別に展開することによって作成する（概念図については図 11 - 1 参照）。その際、建設物については、可能な限り精緻にストック額の推計を行う観点から、コモ法の計数を『産業連関表』等に基づいたより詳細な建築物・構築物の分類に細分化して使用する。（建設物の分類については表 11 - 1 のとおり。）

基礎となる制度部門別の総固定資本形成額（各制度部門ごとの総固定資本形成の合計）については、第 7 章「3. 総固定資本形成」のとおり推計され、『法人企業統計』、『工業統計』、『経済構造実態調査』等の各種統計を利用して経済活動別に内訳分割する（＝固定資本マトリックスの列和）。その上で、各資本財の制度部門・経済活動への配分については、『産業連関表』の「固定資本マトリックス」（昭和 45 年表から直近の平成 27 年表までの間に 10 回作成）を時系列的に整合するよう組み替えた上で、これをベンチマーク配分比として RAS 法等によりバランスさせる。なお、固定資本マトリックスは、昭和 30 年から現在まで暦年ベースで作成しており、それ以前についてはコモ法に基づく総固定資本形成のデータが得られないため、『昭和 30 年国富調査』（経済企画庁）の純ストック額を初期ストックとして利用している。

図 11 - 1 固定資本マトリックス概念図

	民間部門				公的部門				制度部門計	
	民間非金融法人 経済活動別 (29部門)	民間金融機関 経済活動別 (29部門)	家計(個人企業を含む) 経済活動別 (29部門)	対家計民間非営利団体 経済活動別 (29部門)	公的非金融法人 経済活動別 (29部門)	公的金融機関 経済活動別 (29部門)	一般政府 経済活動別 (29部門)			
資本財(コモ品目)										
建設物										
資本財計										





第 11 章 貸借対照表勘定及び調整勘定の推計

クスにおける建設物の細分化に合わせ、「建設細分類デフレーター」を作成して使用する。「建設細分類デフレーター」は、第 8 章で推計される建設デフレーターと同様に、資材投入額と、付加価値額（雇用者報酬）をウェイトとした投入コスト型のパーシェ連鎖デフレーターとする。計算に使用する投入額ウェイトとしては、コモ法で推計される建設部門への財別資材投入（中間投入）額を行和、細分類による建設生産額を列和とする建設マトリックスを暦年ごとに推計する（図 11-2）。その際、建設マトリックスの資材・労働投入の配分については、『建設部門分析用産業連関表』（国土交通省）の昭和 45 年表から直近の平成 27 年表までの 10 回分をベンチマーク配分比として RAS 法等によりバランス調整して作成する。また、1969 年以前の建設細分類デフレーターについては、国土交通省作成の『建設工事費デフレーター（2011 年度基準）』をリンク接続して利用する。なお、フローの評価には暦年平均、ストックの評価には暦年末（月次の 12 月を使用）のデフレーターを利用する。

図 11-2 建設マトリックス概念図

		木造建築		非木造建築		その他の建設（土木）					建設補修		建設部門合計	
		住宅	非住宅	住宅	非住宅	一般道路・街路	・	・	・	・	・	改装・改修		維持・修理
建設資材投入 （コモ品目）	・													
	・													
	・													
	・													
	・													
	・													
付加価値	雇用者報酬													
	・													
建設産出額														

取得年から観察年までの経年による減耗を反映させた残存価額の計算は、上記で得られた時系列の固定資本マトリックス（実質値）の各セル、すなわち取得年次×資本財別×投資主体別（制度部門別及び経済活動別）のそれぞれの計数について

行い、観測年ごとに資本財別×投資主体別の残存価額（固定資本ストックマトリックス）を集計する。

観測年ごとに集計される実質資本ストックについては、

実質期末ストック額

= 実質期首ストック額 + 実質期中投資額 - 実質期中減耗額 + 実質調整額

の関係が成立する。

経年による減耗（固定資本減耗）の方法については、全ての資本財について定率法を採用し、毎期の期首ストック額に償却率を乗じて、期中の固定資本減耗額を推計する。償却率は、第 10 章で述べたように、『民間企業投資・除却調査』等の資料を基に、資本財別、投資主体別及び取得年（ビンテージ）別に設定する。また、実質調整額には、通常予期されない大規模災害の被害や制度部門分類の変更等による制度部門間での資産移動及び土地改良の土地資産への計上替えによるマイナス額を計上する。

以上から得られた固定資本ストックマトリックス（実質値）については、財別基本単位デフレーターと「建設細分類デフレーター」（いずれも暦年末：月次の 12 月を使用）を用いて各暦年末の再調達価格に変換（インフレート）し、さらに表章分類に集計することで固定資本ストックマトリックス（名目値）を得る。また、固定資本減耗マトリックス（実質値）については、財別基本単位デフレーターと「建設細分類デフレーター」（暦年平均）を用いて各暦年の再調達価格に変換し、資産別、制度部門別及び経済活動別の固定資本減耗（名目）に集計してフローの各種推計に使用する。さらに実質調整額（マトリックス）を財別基本単位デフレーター（暦年平均）で名目化した計数は、調整勘定における「その他の資産量変動勘定」に計上する。名目資本ストックについては、

名目期末ストック額

= 名目期首ストック額 + 名目当期投資額 - 名目当期減耗額 + 名目調整額

の関係が成立する。名目調整額は、

名目調整額 = その他の資産量変動 + 名目保有利得

として調整勘定に表章される。

さらに固定資本マトリックス、固定資本ストックマトリックスについては、名目値だけでなく、実質値も同様の表章分類で公表する。公表にあたっては、上記で計算した固定資本マトリックス（実質値）とストックマトリックス（実質値）の各資本財について、平成 27 年を参照年として表章分類にラスパイレス連鎖統合する。

## ii. 調整額の推計

### (i) 取引以外の量的な変動（その他の資産量変動勘定）

① 資本勘定の総固定資本形成に含まれている「土地改良」について、貸借対照表

## 第 11 章 貸借対照表勘定及び調整勘定の推計

上では固定資産ではなく非生産資産（土地）の残高に体化されるため、調整勘定への計上を通じて、貸借対照表勘定の非生産資産（土地）に分類替えする。具体的には、毎年の総固定資本形成と同額が土地改良の「その他の資産量変動」にマイナス計上され、代わりに非生産資産の土地（宅地）の「その他の資産量変動」にプラス計上される。

- ② 公的企業の民営化や組織改編等の取引以外の要因により、制度部門を越えた資産の移動が生じた場合には、部門間を移動する資産残高を再調達価格により推計し、調整勘定において変更前の制度部門にはマイナス額、変更後の制度部門にはプラス額の調整額を計上する。
- ③ 予見できない大規模な災害などにより生じた損失は、通常予見できる範囲を超えるものとして資本偶発損の概念とは別とみなし、各種の資料から毀損額を推計し、調整勘定に計上する。

実際の計算においては、上記の①～③の推計値を実質化したのちに、恒久棚卸法計算における実質調整額として使用する。

### (ii) 価格変化による再評価（再評価勘定）

期首純資産額及び期中の純固定資本形成額についての期首及び期中平均から期末にかけての価格変化額に相当する。実際には、上記の名目期末ストック額に関する恒等式から導出される名目調整額に対し、(i) の「その他の資産量変動」を控除することで計算する。

### (b) 在庫

#### i. 推計方法の概要

期末在庫残高は、形態別としては、原材料、仕掛品、製品及び流通品の 4 形態別に推計する。うち仕掛品については「育成生物資源の仕掛品」と「その他の仕掛品」とに、原材料については 2008SNA に対応し平成 23 年基準以降計上されることとなった「弾薬類」と「弾薬類以外の原材料」とに分けて推計する。原則として、期末在庫残高は、『昭和 45 年国富調査』の結果をベンチマークとして、各年の変動を積上げ再評価するベンチマーク・イヤー法によって推計するが、「育成生物資源の仕掛品」は実現在庫法（RIM）、「弾薬類」は防衛省の財務書類に基づいて推計する。ベンチマークとなる国富調査の棚卸資産は、コモ法における在庫品評価調整方法に準じた方法により、昭和 45 年末評価資産額に調整する。

また、制度部門別としては、民間非金融法人企業、公的非金融法人企業、一般政府及び家計（個人企業分）の 4 部門別に推計し、民間部門については、原則として、ベンチマーク・イヤー法によって推計する。公的非金融法人企業及び一般政府の公的部門は、「弾薬類」のほか、国家備蓄原油や食料安定供給特別会計の備蓄米等を含んで

おり、これらは個別機関の財務諸表等に基づき推計する。

推計式

$$\text{期末在庫残高} = \text{期首在庫残高} + \text{在庫変動} + \text{調整額}$$

在庫変動の推計方法については、第 2 章「4. 在庫品変動額の推計」を参照。

ii. 調整額の推計

(i) 価格変化による再評価（再評価勘定）

期首在庫残高及び期中の在庫変動に対し、期首及び期中平均から期末にかけての価格変化率を乗じることにより推計する。

推計式

$$\begin{aligned} & \text{期首在庫残高} \times \left( \frac{\text{期末インフレーター}}{\text{期首インフレーター}} - 1 \right) \\ & + \text{在庫変動} \times \left( \frac{\text{期末インフレーター}}{\text{期中平均インフレーター}} - 1 \right) \end{aligned}$$

(ii) 取引（在庫変動）以外の量的な変動による調整（その他の資産量変動勘定）

取引以外の量的な変動としては、制度部門分類の変更や大規模な災害による在庫の滅失等がある。前者について、例えばある公的企業の民営化等により制度部門が変更となった場合（公的企業から民間企業）、再調達価格による調整額を推計し、調整勘定において、変更前の制度部門にはマイナス額、変更後の制度部門にはプラス額を計上する。

b. 非生産資産（自然資源）

(a) 土地

民有地と国公有地等に分け、地目は宅地、耕地及びその他（林地含む）の 3 種に区分して推計を行う。土地の推計方法は、基本的に地目別及び地域別面積にそれぞれ対応する単価を乗ずる。

i. 民有地

(i) 宅地

宅地の全国評価額は、各都道府県評価額の合計とし、各都道府県評価額は各市町村（東京都特別区を含む）評価額の合計とする。

各市町村評価額は、各市町村の住宅地区及び村落地区の面積にそれぞれ対応する

## 第 11 章 貸借対照表勘定及び調整勘定の推計

単価を乗じて住宅地区及び村落地区評価額を算出する。基礎資料は、面積は『固定資産の価格等の概要調書』（総務省）、単価は『地価公示』及び『都道府県地価調査』（ともに国土交通省）を用いる。

次に住宅地区及び村落地区評価額をベースとして、商業地区、工業地区、観光地区、併用住宅地区等の評価額について『固定資産の価格等の概要調書』における課税評価額の価格比を利用してそれぞれ算出したものを住宅地区及び村落地区評価額に加算して、合計としての宅地資産額を推計する。

推計式

$$S_i = \sum_{j=1}^n \{S_{ij} \times P_{ij} \times \alpha_i (1 + \beta_{ij} + \gamma_{ij} + \delta_{ij} + \varepsilon_{ij} + \zeta_{ij} + \eta_{ij})\}$$

$$S = \sum_{i=1}^{47} S_i$$

$i$  : 都道府県を表示する記号       $j$  : 市町村を表示する記号

$S_{ij}$  : 当該市町村の住宅地区及び村落地区年末面積

$P_{ij}$  : 地価公示、地価調査より算出した当該市町村住宅地区、村落地区年末平均単価

$\alpha_i$  : 都道府県別の単価補正率

$\beta_{ij}$  : 住宅地区及び村落地区を基礎にした商業地区への資産額推計比率

$\gamma_{ij}$  : 住宅地区及び村落地区を基礎にした工業地区への資産額推計比率

$\delta_{ij}$  : 住宅地区及び村落地区を基礎にした観光地区への資産額推計比率

$\varepsilon_{ij}$  : 住宅地区及び村落地区を基礎にした併用住宅地区への資産額推計比率

$\zeta_{ij}$  : 住宅地区及び村落地区を基礎にした農業用併用宅地への資産額推計比率

$\eta_{ij}$  : 住宅地区及び村落地区を基礎にした生産緑地内宅地への資産額推計比率

$n$  : 当該都道府県内の市町村数

$S_i$  : 当該都道府県の年末宅地資産額       $S$  : 全国の年末宅地資産額

### (ii) 田・畑・林地

田・畑・林地の全国評価額は、各都道府県評価額の合計とし、各都道府県評価額は各都道府県における一般の田・畑・林地の評価額と宅地介在の田・畑・林地の評価額の合計とする。基礎資料として、面積については『固定資産の価格等の概要調書』、単価については『田畑価格及び小作料調』及び『山林素地及び山元立木価格調』（ともに日本不動産研究所）を用いる。

推計式

$$S'i = (SA \cdot PA + SB \cdot PB + SC \cdot PC) + (Si \cdot \theta'i + Si \cdot \theta''i + Si \cdot \theta'''i)$$

$$S' = \sum_{i=1}^{47} S'i$$

$SA, SB, SC$ : 当該都道府県の一般の田・畑・林地の面積

$PA, PB, PC$ : 当該都道府県の一般の田・畑・林地の平均単価

$Si$ : 当該都道府県の年末宅地評価額

$\theta'i, \theta''i, \theta'''i$ : 当該都道府県の宅地評価額を基礎にした宅地介在の田・畑・林地への評価額推計比率

$S'i$ : 当該都道府県の田・畑・林地の評価額

$S'$ : 全国の田・畑・林地の評価額

(iii) その他

その他の土地の全国評価額は、各都道府県評価額の合計とし、各都道府県評価額は各都道府県の田・畑・林地の評価額を基礎に推計する。

推計式

$$S''i = S'i \cdot Wi$$

$$S'' = \sum_{i=1}^{47} S''i$$

$S'i$ : 当該都道府県の田・畑・林地の評価額

$Wi$ : 当該都道府県の田・畑・林地の評価額を基礎にした「その他」への評価額推計比率

$S''i$ : 当該都道府県の「その他」評価額

$S''$ : 全国の「その他」評価額

ii. 国公有地等

国公有地等は、中央政府機関、地方政府機関及び対家計民間非営利団体の土地に大別される。地目区分（宅地、耕地、林地、その他）ごとの面積にそれぞれ対応する単価を乗じて推計を行う。

(i) 中央政府及び関連公的企業

政府会計（一般会計、特別会計）については、『財政金融統計月報（国有財産特集）』（財務省）に記載されている土地評価額を基礎とする。政府関係機関については、各種資料により土地評価額を集計する。

(ii) 地方政府及び関連公的企業

## 第 11 章 貸借対照表勘定及び調整勘定の推計

普通会計（一般会計及び公営企業会計以外の特別会計）については、『公共施設状況調』（総務省）を用いる。都道府県及び市町村が所有する土地面積を、都道府県ごとに、宅地、耕地、山林及びその他に区分し、それぞれの面積に都道府県別単価を乗じて推計する。

公営企業会計については、『地方財政統計年報』の貸借対照表の土地評価額を基に推計する。

財産区については、区有地面積を都道府県別に宅地、耕地、山林、原野及び雑種地に区分の上、それぞれの面積に都道府県別単価を乗じて推計する。

道路公社及び住宅供給公社については、各種資料からそれぞれ推計する。

### (iii) 対家計民間非営利団体

宗教法人については『法人土地・建物基本調査』、教育機関については『学校基本調査』（文部科学省）、社会福祉施設については『社会福祉施設調査報告』（厚生労働省）、『法人土地・建物基本調査』及び『公共施設状況調査』を基に、それぞれ面積に都道府県別単価を乗じて推計する。

## iii. 制度部門分割

### (i) 非金融法人企業

民間非金融法人企業については、『固定資産の価格等の概要調書』から得られる都道府県別法人比率を民有地評価額に乗じた額から、別途推計する民間金融機関の資産額を控除する。公的非金融企業については、国公有地等の評価額から分離計上する。

また、介護施設については、『介護サービス施設・事業所調査』（厚生労働省）、『公共施設状況調』及び『法人土地・建物基本調査』をもとに面積に都道府県別単価を乗じて推計を行い、非金融法人企業に含める。

### (ii) 金融機関

民間金融機関については、『法人土地・建物基本調査』をもとに、金融機関の種類別（全国銀行、中小企業金融機関、農林水産金融機関、保険、証券）、用途別（店舗用地、社宅等用地、その他）及び都道府県別の面積にそれぞれ対応する単価を乗じて算出した資産額を補助系列に用いて推計する。面積は、有価証券報告書等に記載されている用途別内訳を利用する。単価については、金融機関の種類に応じて『固定資産の価格等の概要調書』の情報により調整を行って算定したものをを用いる。

公的金融機関については、各種資料により土地評価額を集計する。

### (iii) 一般政府

国公有地等の推計において一般政府として推計した額を計上する。



(iv) 家計

民有地評価額に『固定資産の価格等の概要調書』における都道府県別個人比率を乗じて推計する。

(v) 対家計民間非営利団体

国公有地等の推計において対家計民間非営利団体として推計した額を計上する。

iv. 調整額

公的企業等の制度部門が変更となった場合には、調整勘定（その他の資産量変動勘定）に変更前の制度部門にはマイナス額、変更後の制度部門にはプラス額を計上する。また、土地改良に係る総固定資本形成は、前述のとおり、調整勘定（その他の資産量変動勘定）を通じて固定資産から土地に分類変更される。それ以外の調整額、すなわち期末残高と期首残高の差から、土地の純購入額（制度部門のみ、一国では相殺されて 0）と上記の「その他資産量変動勘定」への計上額を控除した差額が、土地の価格変化による再評価額（キャピタル・ゲイン／ロス）となる。

(b) 鉱物・エネルギー資源

鉱物・エネルギー資源は、①石炭・石油・天然ガス、②金属鉱物、③非金属鉱物に区分して推計を行い、合計額を求める。

i. 推計方法

収益還元法（ホスコルド方式）により推計する。

推計式

$$P = a \times \frac{1}{S + \frac{r}{(1+r)^{n-1}}} = \frac{1}{S + F_n}$$

a : 純収益      s : 報酬利率      r : 蓄積利率      n : 稼行年数  
F<sub>n</sub> : 償還基金率

純収益は、生産額から原料、資材、燃料、電力、その他支出及び給与総額等を控除する。稼行年数は可採粗鉱量を採掘粗鉱量で除して求める。基礎資料として、『経済センサス活動調査報告』（総務省・経済産業省）、『埋蔵鉱量統計調査』（経済産業省）等を用いる。

還元利率は、蓄積利率と報酬利率の 2 種の利率を用いる。

## 第 11 章 貸借対照表勘定及び調整勘定の推計

蓄積利率は、鉱石を採掘・販売し、鉱業権の価値を回収するため安全確実に得られる利率であり、国債、公社債、預金等の利率を勘案して設定する。

報酬利率は、投下資本に対する報酬を得るための利率で、蓄積利率にリスクを加えたものであり、各種資料により設定する。

ホスコルド方式による評価額には、鉱物・エネルギー資源に加えて設備資産が含まれる。設備資産のうち地上設備については、固定資産の計数を用い、鉱物・エネルギー資源の評価額からその分を控除する。

### ii. 制度部門分割

民間非金融法人企業に分類する。

### (c) 非育成生物資源

#### i. 漁場

漁場の範囲は、粗放養殖を除く全ての養殖漁場であり、内水面（河川及び湖沼）及び外海と仕切られた沿岸における養魚池及び養魚場、養殖かき及び真珠の養殖場等が含まれる。また、関連施設については、固定資産として別途評価されること等から対象としない。

#### (i) 推計方法

収益還元法により推計する。

推計式

$$P = \frac{a}{r}$$

a : 魚種別純収益      r : 還元利率

原資料から得られる各年の純収益は好不況による価格や収穫量の変化などを含むため、過去 5 年間の平均純収益率を用いる。

$$\text{純収益} = \text{生産額} \times \text{純収益率 (過去 5 か年平均)}$$

生産額の基礎資料は「漁業生産額」（農林水産省）を用いる。

純収益率は、海面養殖業については『漁業経営調査』（農林水産省）を用い、養殖収入から養殖支出（減価償却費を含む）、見積もり家族労賃を控除した額を用いる。内水面養殖業については『漁業センサス』（農林水産省）、『産業連関表』（総務省等）等を用い、収穫金額から「種苗費、飼育費、労賃等を合計した額」を控除した額を、産業連関表の投入比率等で補間して求める。

なお、漁場において養殖されている魚介類については、生産資産の在庫として別に計上されるため、育成生物資源の仕掛品推計額における魚介類相当分を上記推計額から控除する。

(ii) 制度部門分割

家計（個人企業を含む）に分類する。

ii. 非育成森林資源

国有林等を対象とする。

『財政金融統計月報（国有財産特集）』の立木竹の現在額、『国有林野事業統計書』（林野庁）、『農林業センサス』（農林水産省）等を基に、面積に対応する単価を乗じて資産額を推計する。なお、単価は、上記立木竹の現在額に対応する林地面積で除すること等により求める。

制度部門については、一般政府及び公的非金融法人企業に計上する。

(2) 金融資産及び負債

第 10 章「2. 金融勘定」参照。

### 3. 調整勘定

(1) 調整勘定の役割

貸借対照表勘定の期首と期末の変動のうち資本・金融勘定における変動以外の要因が計上される。調整勘定には、

- a. 価格変化による再評価
- b. 債権者による不良資産の抹消
- c. 予測不可能な事態に基づく調整
- d. 資本勘定から除外されている非金融資産の価値の純増
- e. 制度部門分類の変更等による調整
- f. 基礎資料や推計上の不突合及び不連続の調整項目 が概念上含まれる。

このうち、「a.」は、期首・期末間の実現、未実現のキャピタル・ゲイン及びキャピタル・ロス（名目保有利得及び損失）である。これは、資本・金融勘定では、資産・負債を取得時価格で評価し、また、貸借対照表勘定において期首の資産・負債は期首価格で評価されるのに対し、期末の資産・負債は、期末価格で評価されることから生じる名目値の差を計上するものである。

調整勘定の推計には、調整項目を積み上げて算出する方法と、期首と期末の残高差額から接近する方法がある。

## 第 11 章 貸借対照表勘定及び調整勘定の推計

前者は、固定資産、在庫及び一部の金融資産・負債の推計に適用され、価格変化による再評価、分類の変更による調整等の調整項目を加えて全体の調整額を算出する。

後者は、土地、一部の金融資産・負債に適用され、まず期首と期末の残高差額を算出し、それから期中の資本取引を差し引いて調整額を求める。次に調整額を価格変化による再評価、自然成長等の調整項目に細分化する。

調整勘定は、更に数量的な変化に起因する「その他の資産量変動勘定」と、価格変化に起因する「再評価勘定」に分割される。

### (2) その他の資産量変動勘定

「2008SNA マニュアル」によると、その他の資産量変動勘定は、地下資源の発見や減耗、戦争又は政治事件による破壊や自然災害による破壊のような要因による数量の変化であり、現実には資産の量を変化させるものを記録する、とされている。

我が国では、その他の資産量変動勘定として以下の項目を推計している。

- a. 経済的出現・消滅
- b. 災害等による壊滅的損失
- c. 他に分類されないその他の量的変動
- d. 分類変更

なお、「経済的出現・消滅」には、地下資源などの非金融非生産資産の変動と債権者による不良債権の抹消等が含まれるが、特に「債権者による不良債権の抹消」は内訳として別掲する。

実際の推計については、前述の非金融資産と金融資産・負債に係るそれぞれの項目の調整額で記載したとおりであり、計数表においては、統合勘定と制度部門別勘定において、資産側（非金融資産と金融資産を合算）と負債側を掲載する。

### (3) 再評価勘定

再評価勘定は、金融・非金融資産及び負債の所有者に対して、当該会計期間中に生じた名目保有利得又は損失（いわゆるキャピタル・ゲイン／ロス）を記録する。ただし、名目保有利得又は損失は、毎期末の時価再評価に伴い計算される、未実現のものを含んだ金額であり、本勘定から不動産や株式等の譲渡益（キャピタル・ゲインの実現額）等を把握することはできない。

- a. 名目保有利得・損失

名目保有利得・損失には、調整勘定に計上される調整額から「その他の資産量変動勘定」への計上額を控除した残差を計上する。

- b. 中立保有利得・損失

中立保有利得・損失は、当該資産の価格が、ある特定された一般物価指数とまったく同様な動きを経時的に示す場合に、結果として生じるであろう保有利得として定義

される。推計時においては、一般物価指数として GDP デフレーターを使用する。

c. 実質保有利得・損失

実質保有利得は、資産・負債に対する名目保有利得・損失と中立保有利得・損失の差を計上する。

#### 4. 家計の耐久消費財残高（参考表）

国民経済計算の概念では、家計の耐久消費財の取得は家計最終消費支出に区分され、その価値は期間中で費消されるものと扱われるため、家計の資産残高には含まれない。しかし実際には、耐久消費財は 1 年を超えて家計内で継続的に使用されることが想定されるため、国民経済計算の国際基準では、耐久消費財の残高を参考系列として示すことが推奨されており、我が国の「国民経済計算年次推計」でも参考表 1 として、家計の耐久消費財の残高について、参考として推計・表章している。

推計の対象範囲は、家計最終消費支出の形態分類における「耐久財」に準ずるものとし、さらに財の種類に応じて「①家具・敷物、②家庭用器具、③個人輸送機器、④情報・通信機器、⑤その他」の 5 分類に集計する（家計最終消費支出の分類については、第 7 章「1. 民間最終消費支出」を参照）。ただし、通常の経年使用による減価償却を適用できない、貴金属、宝石、骨とう品、美術品等（目的別分類における「宝石及び時計」に該当する品目）は推計対象から除外する。

推計方法については、各年における財別の家計消費データ（名目：購入者価格）、『昭和 45 年国富調査（家計資産調査）』（総理府、経済企画庁）及び家計消費に係る財別の基本単位デフレーターを基礎資料とし、恒久棚卸法により推計を行う。経年の減価償却と偶発損による減耗分を計算するための償却率については、原則的に家計（個人企業を含む）の固定資産の推計に用いられるものを援用する（基礎資料は『民間企業投資・除却調査』による）。

また実質値の計算は、平成 27 年を参照年とするラスパイレス連鎖価格表示による。なお、耐久消費財（名目値）の調整額には、減耗額に加え価格変化による再評価と大規模自然災害による毀損額を含める。

表 11-2 耐久消費財分類と家計最終消費の目的別分類との対応表

耐久消費財	家計最終消費目的別分類(耐久財のみ掲載)
1 家具・敷物	5101 家具及び装備品 5102 絨毯及びその他の敷物
2 家庭用器具	5301 家庭用器具
3 個人輸送機器	7101 自動車 7102 オートバイ 7103 自転車及びその他の輸送機器
4 情報・通信機器	9101 ラジオ・テレビ受信機及びビデオ機器 9103 情報処理装置 9105 パソコン
5 その他	6102 治療用機器 9102 写真・撮影用装置及び光学器械 9201 楽器
集計対象外	12201 宝石及び時計

## 5. 金融機関のノン・パフォーミング貸付（参考表）

「国民経済計算年次推計」の参考表 2 では、金融機関のノン・パフォーミング貸付に係る計数について、各金融機関のリスク管理債権の開示情報等<sup>47</sup>から推計を行い表章している。

民間金融機関については、国内銀行、中小企業金融機関等、農林水産金融機関、生命保険会社及び定型保証機関を除く非生命保険会社を対象とする。国内銀行と中小企業金融機関等については、金融庁で公表される『金融再生法開示債権の状況等』等を使用する。同資料のうち中小企業金融機関等（うち公的金融機関に該当）の額については、同機関の公表資料からリスク管理債権の額等を把握し、合計から控除することでノン・パフォーミング貸付残高を推計する。農林水産金融機関については、農林水産省で公表する農協系統金融機関のリスク管理債権等の状況に関する資料や水産庁で公表する漁業系統金融機関のリスク管理債権等の状況に関する資料を使用する。生命保険会社や非生命保険会社については、ディスクロージャー誌などの積上げによりノン・パフォーミング貸付残高の推計を行う。貸付の合計については原則として『資金循環統計』の簿価ベースの貸付額を使用するが、この貸付額と上記に記載した各種資料の貸付額は必ずしも一致しないため、この 2 つの貸付額の比と先に求めたノン・パフォーミング貸付残高との積により、ノン・パフォーミング貸付の額を確定する。ノン・パフォーミング貸付の毀損額には個別貸倒引当金の額を計上するが、この金額は『資金循環統計』やディスクロージャー誌などの積上げにより計算する。

公的金融機関については、リスク管理債権を公表している機関のディスクロージャー誌や行政コスト計算書等から、貸付額、ノン・パフォーミング貸付及びノン・パフォーミ

<sup>47</sup> 2020 年度まではリスク管理債権の開示情報を使用していたが、2022 年 3 月末に金融再生法開示債権と一本化されたため、2021 年度以降の計数については、それ以前の計数と接続するよう推計している。

ング貸付の毀損額（個別貸倒引当金）を積み上げる。

民間金融機関、公的金融機関ともに、本体系とは対象とする金融機関の範囲や使用する資料が異なる。このため、ここでの貸付額とストック編付表 6 で公表される民間金融機関貸出及び公的金融機関貸出とは一致しない。

## 第12章 その他参考表等の推計方法

### 1. 経済活動別就業者数・雇用者数・労働時間

#### (1) 就業者数・雇用者数

就業者とは、あらゆる生産活動に従事する者をいい、雇用者とは、就業者のうち自営業主と無給の家族従業者を除くすべての者をいう。就業者数・雇用者数は、基本的に『国勢統計』を用いて日本標準産業分類に基づく産業別及び従業上の地位別（雇用者（役員を含む）、自営業主、家族従業者）に推計する。

具体的には、『国勢統計』は5年に1度の統計であるため、『国勢統計』が実施された年の9月分については同調査を用いるが、それ以外の月は『労働力統計』を用いて月次毎に推計する。国民経済計算では、いくつかの仕事を兼ねている者、例えば自営業主を本業としながら副業として雇用者でもある者、あるいは2か所の事業所に雇用されているような者については、2人と数えているため、『就業構造基本統計』（総務省、5年ごと）や『経済センサス－活動調査』から就業者に占める副業者の割合で求めた副業者比率によって副業者数を推計し、就業者数に加算する。

次に、日本標準産業分類による産業別及び従業上の地位別の人数を、『経済センサス－活動調査』、『工業統計』、『経済構造実態調査』、『科学技術研究統計』、『学校基本調査』等を用い、経済活動別分類に組み替える。年及び四半期値については、月次の値のそれぞれ12か月、3か月の平均値とする。

#### (2) 労働時間数（雇用者）

日本標準産業分類ベースで延べ労働時間（一人当たり労働時間×雇用者数）を推計し、経済活動別雇用者数をウェイトにして分割し、経済活動別労働時間を求める。

具体的には、一人当たり労働時間については、『毎月勤労統計』や『労働力統計』等を用いて月次の値を産業別に推計する。雇用者数は上記（1）の推計途中で得られた結果を用いる。これらを掛け合わせるにより得られた月間の延べ労働時間を積み上げて四半期値とする。こうして求めた日本標準産業分類ベースの延べ労働時間を、経済活動別の雇用者数をウェイトにして分割・統合し、経済活動別の延べ労働時間とする。さらに、四半期値を積み上げて年間（暦年・年度）の延べ労働時間とする。最後に年間延べ労働時間を上記（1）の経済活動別雇用者数で除して、経済活動別一人当たりの労働時間を算出する。



## 2. 実質国民総可処分所得

実質国民総可処分所得について、以下のように推計する。

(1) 交易利得・損失を以下の式により推計する。

$$\text{交易利得・損失} = \frac{X - M}{P} - \left( \frac{X}{P_x} - \frac{M}{P_m} \right) \quad \dots (a)$$

$$\text{ここで、} P = \frac{X + M}{X_r + M_r} \quad (\text{ニュメール・デフレーター})$$

$X$ : 名目輸出、  $M$ : 名目輸入

$P_x$ : 輸出価格指数、  $P_m$ : 輸入価格指数

$X_r$ : 実質輸出、  $M_r$ : 実質輸入

(2) 実質 GDP に (1) の交易利得・損失を加え、実質国内総所得（実質 GDI）を推計する。

(3) 実質 GDI に海外からの所得の純受取を加え、実質国民総所得を推計する。海外からの所得の純受取は、国内需要デフレーターで除すことにより実質化する。

(4) 実質国民総所得に海外からの経常移転の純受取を加え、実質国民総可処分所得を推計する。海外からの経常移転の純受取は、国内需要デフレーターで除すことにより実質化する。